

平成28年12月9日

平成28年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成 28 年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成 28 年 12 月 9 日（金曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成28年12月9日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 24 号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 24 号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）
- 甲第 2 号議案 平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第 3 号議案 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 4 号議案 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 5 号議案 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 6 号議案 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 2 号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第 3 号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第 6 号議案 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 8 号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 9 号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 工事請負契約について
- 乙第13号議案 工事請負契約について
- 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第17号議案 訴えの提起について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について

- 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第22号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第23号議案 県道の路線の廃止について
 乙第24号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員(48名)

議長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺昇君	24番	渡久地修君
1番	瀬長美佐雄君	25番	玉城満君
2番	玉城武光君	26番	山内末子さん
3番	親川敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光荣君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城勉君
8番	金城泰邦君	32番	砂川利勝君
9番	西銘啓史郎君	33番	具志堅透君
10番	新垣新君	34番	島袋大君
11番	座波一君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原章君	45番	糸洲朝則君
20番	山川典二君	46番	照屋守之君
21番	花城大輔君	47番	仲田弘毅君
22番	又吉清義君	48番	翁長政俊君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	土木建築部長	宮城理君
副知事	浦崎唯昭君	企業局長	町田優君
副知事	安慶田光男君	病院事業局長	伊江朝次君
知事公室長	謝花喜一郎君	会計管理者	金良多恵子さん
総務部長	金城武君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君
企画部長	下地明和君	総務部	池田克紀君
環境部長	大浜浩志君	財政統括監	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	教育長	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川靖君	公安委員会委員	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	警察本部長	大城玲子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君	労働委員会事務局長	
文化観光スポーツ部長	前田光幸君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知念正治君	課長 補佐	平良潤君
次 長	平田善則君	主 幹	中村守君
議事課 長	勝連盛博君	主 査	川端七生君

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第6号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣 新君。

〔新垣 新君登壇〕

○新垣 新君 おはようございます。

ことしも残り22日となってきました。県民の皆様、12月24日はクリスマスイブ、25日はクリスマスでございます。1月1日は正月が始まります。いい正月を迎えてください。

1つ取り下げがあります。

件名5の基地問題及び沖縄振興予算についての(2)番の部分です。

北部訓練場における知事発言について、容認、反対とところどころ変わり、ふにゃふにゃして真意がわかりません。真意をお聞かせくださいという部分でございしますが、見解の違いではございますが、私は事実上の容認と認め、取り下げを行います。

それでは、一般質問を行います。

件名1、地方過疎化対策としての規制緩和について。

小項目1、翁長知事が選挙公約で掲げた過疎、周辺の定住環境の整備について、取り組みの成果はどうなっていますか。お聞かせください。

小項目2、本島南部の都市計画及び那覇広域の見直しについて。

南城市の市街化調整区域の規制緩和及び那覇広域からの脱退で、人口が約3200人増、税収等が約11億円増で、市は大きく発展し飛躍しました。県は、南城市のまちづくりの成果をどのように受けとめていますか、お伺いします。また、南城市を除く、糸満市、豊見城市、八重瀬町、南風原町、与那原町は大きな不満を抱えています。都市計画における那覇広域の規制の

縛りで土地があっても家がつくれない。また、企業誘致もできない状況を規制緩和し、改善すべきだと考えますが、知事の見解を求めます。

小項目3、戦跡国定法第2種及び自然公園法第2種の一部見直しについて。

全国遺族会の解散等に伴い、糸満市の三和地区、高嶺地区の慰霊の石碑等を摩文仁の国立墓苑1カ所に集中すべきだと強く求めますが、県当局の見解を求めます。

件名2、国道331号は、来年、沖縄県に移管されますが、道路拡張の計画はどうなっていますか、お伺いします。

件名3、糸満新市場の建設整備に向けての進捗状況をお聞かせください。

件名4、IR統合リゾートについて。

国が本格的に審議を進め、1000万人観光客増や1兆円の観光収入の突破が見込める中、県は改めて導入に向けた取り組みを検討すべきだと考えますが、知事の見解を求めます。

件名5、基地問題及び沖縄振興予算について。

小項目1、本年9月の議会でも質問しましたが、新年度における一括交付金の市町村に対する予算額を今年度同様確保していただきたいのですが、県民に対する責任ある答弁を求めます。

小項目3、知事は、辺野古違法確認訴訟の最高裁で敗訴した場合、予定どおり司法の判断に、和解条項の約束に従いますか、お聞かせください。

小項目4、和解条項に従わない場合、岩礁破碎許可、サンゴ採捕許可、設計変更申請について、知事権限を行使し国との裁判闘争に向かうのか、お聞かせください。

件名6、我が党の代表質問との関連について。

同僚議員の座波一議員が質問いたしましたMICEに関して質問をいたします。

MICEの箱物建設は、一括交付金がつかなければ断念するのをお伺いします。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 地方過疎化対策としての規制緩和についての御質問の中の、過疎地域等の定住環境整備の取り組みの成果についてお答えいたします。

県においては、沖縄県過疎地域自立促進方針等に基づき、産業基盤、交通・通信体系、生活環境等社会資本の整備等に取り組んでおります。また、基幹的な市町村道・公共下水道整備の代行事業や補助事業に対する県費のかさ上げを行うなど、過疎市町村を支援しております。

さらに、1市4町10村においては、市町村過疎地域自立促進計画等を策定し、これに基づき産業振興施設、交通通信施設や教育文化施設の整備等を行っており、県では、過疎対策事業債の活用を支援するなど、定住環境の整備に努めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 地方過疎化対策としての規制緩和についての御質問の中の、南城市のまちづくりの成果についての御質問にお答えいたします。

県では、おおむね5年ごとに人口規模、土地利用、交通量等の都市計画区域の現況を調査しており、まちづくりの主体である区域内市町村の意向を踏まえ、必要に応じて都市計画を見直しております。南城市都市計画区域は、今年度から実施する当該現況調査が、区域区分を行わないことを選択して後、最初の調査であり、この調査過程において廃止前後のまちづくりの状況を把握、分析していきたいと考えております。

同じく那覇広域都市計画区域における規制緩和についての御質問にお答えいたします。

那覇広域都市計画区域区分については、おおむね5年ごとに定期見直しを行っており、関係市町村の要望を踏まえ、既成市街地を初めとした市街化調整区域約150ヘクタールについて市街化区域とする手続を進めているところであります。

県としては、市町村の計画的なまちづくりを支援するとともに、市町村の要望や相談に対して適切に対応していきたいと考えております。

次に、国道331号の移管についての御質問の中の、国道331号の拡幅計画についての御質問にお答えいたします。

国道331号は、平成28年度末に県に移管されることとなっております。豊見城市名嘉地から糸満市兼城までの区間については、平成29年度の事業化に向

け、また、糸満市兼城から糸満市真栄里までの区間については、平成30年度の事業化に向け取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 地方過疎化対策としての規制緩和についての御質問の中の、沖縄戦跡国定公園第2種特別地域の一部見直しについてお答えします。

沖縄戦跡国定公園は、糸満市摩文仁を中心とする糸満市、八重瀬町の一部とこれらの地先海域について、第二次世界大戦の戦跡と雄大な海岸景観の保護を目的に、昭和40年に沖縄戦跡政府立公園に指定され、復帰に伴い国定公園となっております。当該国定公園については、指定の趣旨を踏まえ、自然環境の保全と利用の均衡を保ちつつ、次世代に受け継いでいくことが重要であると考えております。

県としては、このような考えのもと、公園を取り巻く自然状況や社会状況の変化に応じて、公園区域における第2種特別地域等の区分及び利用計画の見直しを行っていく考えであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 地方過疎化対策としての規制緩和についての御質問の中の、三和・高嶺地区の慰霊塔・慰霊碑についてお答えします。

慰霊塔・慰霊碑は、戦没者のみたまを慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立されております。また、これらの慰霊塔・慰霊碑は、建立者等関係者の所有物であり、その管理等については建立者の責任において行うべきと考えておりますが、関係者の高齢化等に伴い、十分な管理がなされていない等の課題が顕在化しております。

県では、平成27年8月に維持管理が困難な民間建立慰霊塔などについて整理事業を行うよう、厚生労働大臣宛て要請を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 糸満新市場の建設整備についての御質問の中の、糸満新市場整備に向けての進捗状況についてお答えいたします。

県としましては、平成27年度に県内水産物の流通拠点として、糸満漁港における高度衛生管理型荷さば

き施設の基本設計を策定したところであり、平成28年度は、水産物の一次加工処理場の基本設計と関連施設の基本計画の策定を進めております。泊魚市場の糸満漁港への移転については、泊魚市場のおおむね6割を水揚げしている生産団体が反対していることから、荷さばき施設の実施設設計のための平成29年度予算要求を見送ることとしております。

今後とも、糸満市を初め那覇市及び生産団体等に対して、糸満新市場整備について丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） I R 統合リゾートについての御質問で、カジノ導入についてお答えいたします。

沖縄県では、統合リゾートの導入可能性について調査・研究を行った経緯がありますが、ギャンブル依存問題のみならず、青少年への悪影響や独自の歴史や文化、自然を初めとする本県の観光資源を損ねかねないこと等から、総合的に判断した結果、本県への導入に関する検討は行わないこととしております。

県としましては、観光収入1兆円、観光客数1000万人の目標を達成するためには、沖縄の豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化など多くの観光客を魅了するソフトパワーを戦略的に活用することが重要だと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についてで、大型M I C E施設整備についてお答えいたします。

内閣府へは、本県の観光にビジネスリゾートという新機軸を打ち出すM I C E振興の核となる大型M I C E施設整備の必要性、施設の機能・規模、整備運営手法と費用の妥当性及び沖縄振興特別推進交付金の活用必要性を丁寧に説明し、理解を得ていくこととしております。交付決定がないという仮定の状況での御質問には、恐縮ですが答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

県としましては、平成24年度から現在までの検討の積み上げにより、大型M I C E施設の整備は沖縄振興特別推進交付金の対象になると考えており、交付金の活用に向けて引き続き鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 基地問題及び沖縄振興予算についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金

の市町村への配分についてお答えをいたします。

沖縄振興特別推進交付金の平成29年度概算要求額は、県分と市町村分を合わせて、対前年度比138億円減の668億円となっております。県と市町村の配分につきましては、5対3というこれまでの考え方を踏まえ、知事と市町村長で構成する沖縄振興会議において決定されます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基地問題及び沖縄振興予算についての御質問の中の、敗訴した場合の対応についてお答えいたします。

和解条項9項は、「是正の指示の取消訴訟判決確定後は、直ちに、同判決に従い」とされており、是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっております。今回の訴訟は、是正の指示の取り消し訴訟ではなく、不作為の違法確認訴訟であり、和解条項に定めのないものであることから、和解条項9項が適用される場面ではないことは明らかなと考えております。

一方で、一般論として、行政が司法の最終判断を尊重することは当然であると考えております。仮に、最高裁判所において敗訴が確定した場合であっても、前知事の行った公有水面埋立承認について、承認時にその要件を満たしていなかったことを争えなくなるだけであります。その後の公有水面埋立承認の変更申請などについては、改めて法令にのっとり審査を行い、変更承認の要件などを判断することは当然と考えております。

次に、知事権限を行使することについてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあります。これらの公有水面埋立承認の変更申請などについては、法令にのっとり審査を行い、変更承認などの要件を判断していくことになります。

沖縄県としては、国地方係争処理委員会の決定にもありましたように、辺野古移設をめぐる一連の問題は協議によって解決すべきものと考えており、政府に対し、引き続き真摯な協議を行うよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 前向きな答弁ありがとうございます。

まず、国道331号から再質問を行います。

国道331号は、今現状を申し上げます。

ラウンドアバウトを行い、現状が、渋滞は緩和されました。しかし、隣の西海岸道路に集中しています。使い勝手の悪い道路になって、もうミーミークージーで、正直言って、県民、糸満市も使いづらいと。そういった不満の道路になってしまって、西海岸道路を大きく渋滞させている要因に今なっていますので、そこで、来年度、この拡張に向けて取り組むと。次年度に向けて前向きな答弁は本当にうれしいんですが、特に、今糸満ロータリーから上、糸満市の大綱引きを行うときに、やはり大きいほうがいいんです。そして、その周辺地域から大綱引き、大体3万人近く観光客がふえるんです。そこからは集中してほしいんですけども、優先順位をですね。その面について、答弁を求めます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

今、議員御指摘のあった糸満与那原線、ラウンドアバウトの今行っている糸満ロータリー付近については、現在31年度の完成を目途に事業を進めているところでございます。現時点で、事業費ベースで84%という状況になっております。一方、国道331号の拡幅整備に関しては、もちろん真栄里周辺についても30年度の事業化を今目途に進めておりますけれども、これは、なぜその時期になるのかといいますと、この糸満与那原線のロータリーの改良自体が終わらないと、逆に工事が集中してしまって渋滞を誘発する原因にもなるのではないかということもあって、まずは糸満与那原線の整備というのを集中させて、あわせて設計等を進めながら、完了後に工事に入るというような段取りで今考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 用地買収でも、早くまずこの糸満ロータリー周辺から重ねて、この真栄里、糸満与那原線も含めて、用地買収ももう地権者はほとんど賛成しています。ぜひ、これ前向きに進めて、まずは用地買収、同様な形でお願いしたいと同時に、糸満市も挙げてこれは協力いたしますので、ぜひ、これを前向きに進めていただくよう答弁を求めたいんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 先ほど答弁させていただきましたように、30年度からの事業化に向けて、用地買収も含めて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 29年度に用地買収、前向きに動きますので、ぜひ、頑張ってください。糸満市も私も協力いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地方過疎化の問題について要点だけまとめます。

知事、私のときに答弁がないのは非常に残念だなと。もう涙も出る思いで残念だなと、仕方ないですよ、嫌われているのかなと思ってですね。それはそれとしていいんです。

その中で、知事、正直言ってこの地方過疎化、非常に大きな不満があります。糸満、豊見城、八重瀬、与那原、南部、この那覇広域の縛りで土地があっても次男、三男が帰って来られない。そして企業誘致もできない。特に、今沖縄県において物流とかホテル、実は、糸満市に名城ビーチ以上のホテルが来ます。来たとしても、企業が来られない。そういった名城ビーチ以上のホテルが三、四カ所、実は糸満市をターゲットにしています。だけれども、この縛りという問題でどうしようもないと。私もいろいろやりましたが、糸満市を挙げてもどうせ県が権限を握っているものですから、県知事が。この那覇広域の権限の見直し、南城市を外すときは、やはり国が糸満市と都市計画の担当の関係者を出向職員として連れてきて、そして糸満市のまちづくりの道路マップの見直し、まちづくりの見直し、その整合性を図ると。実は、私も二階幹事長に出向職員をお願いしますと、糸満市と八重瀬町をと、南部のと。そういう形で都市利用計画の見直し及び市のマスタープランを整合性を合わせていきたいと。そこで外してほしいということなんです。そうすることにより、もう自分たちの町は自分たちで決めると。そういう形で、知事、もう近々年明けにしっかりこの南部の首長が知事のところに来て、使い勝手のいい、自分たちの町は自分たちで決めると、そういった状況を知事のところへ要請に来ると思いますが、知事、もう大きく窓口を広げて、市町村に権限を与えるべきだと思うんですけども、知事の見解を求めます。

これは、知事に権限がありますので、知事に答弁を求めます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 今、議員御指摘の市街化調整区域の見直し、線引き廃止についてでございますが、これは、市街化調整区域、この区域区分を実施するという目的が、市街化区域内への公共投資を優先して、なおかつ市街化調整区域内の良好な環境、農地とのバランスをとるということが目的でございますので、それをしっかり担保するような形で土地利用を

計画するということで市町村が提案されるのであれば、これは我々は調整はやぶさかではございません。ただ、廃止した場合に懸念されるものがたくさんあります。例えば、スプロールがまず1つあります。基盤が整備されていないところへのばら建ちということをどういう形でコントロールしていくのかということも大事ですので、その辺を踏まえて、ぜひ、意見交換をさせていただきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 非常に前向きだと、今までは非常に県がだめだ、だめだと糸満市もできませんと。農地もいろいろ見直しとか、市街化調整とかできませんとか、農振が入っているとか、それは田舎は死ねという縛りなんですね、これは。ですから、発展するなというこれは規制なものですから、ぜひこれは見直しをしていただきたいということと、それと重ねて、先ほど企画部長の答弁なんですけれども、答弁漏れがあります。促進して産業、交通、文化、教育を行うと。何をという成果を具体的に述べていないんです。しっかり述べてください。何をということをしていません。お伺いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時28分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君） 具体的に、箇所といいますが、どういった事業をやっているかという御質問ですが、まず、県では、21世紀ビジョンの実施計画に基づきまして、その地域の特性に応じた地域基盤の充実強化を図るということで、地域に密着した道路でありますとか、公営住宅、水産基盤の整備とか土地改良事業の実施など、定住条件に取り組んでいるということでもあります。特に、本島南部地域においては、国道507号、それから県道糸満与那原線、それから奥武山久茂地線などの整備、それから八重瀬町での県営住宅の建設、それから糸満漁港における水産物供給基盤機能保全事業や糸満市喜屋武地区での農地整備事業などの実施、こういう各種事業を実施しているところであります。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 わかりました。

ぜひ、これも進めて頑張ってもらいたいと思っております。

続きまして、件名3の糸満新市場の件を質問いたします。

まず、糸満新市場の件について、糸満市がなぜ第3種漁港を受け入れたかという経緯をお聞かせください。

○農林水産部長（島尻勝広君） 休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 第2種から第3種に上げたのは、復帰後に伴って糸満市長のほうも了解を得て、県のほうで引き上げたということです。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 このときに携わった知事は、どの知事でしたか。伺います。

○農林水産部長（島尻勝広君） 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

昭和47年ですので、屋良知事だと思います。

○新垣 新君 いや違う。違うよ。これ復帰と同じじゃないよ。第3種漁港のときの……、もういいよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 そういう形で、促進して、これ西銘順治知事、その当時の形の中で、この第3種漁港は相当の反発がありました。サンゴも破壊されて、ウミンチュも魚がとれないとかその状況も聞き取っています。その中で、西銘順治時代の継続から、この糸満市に対する高度衛生管理型とか、水産加工処理とかそういった等々、全てここに1カ所に集中させると。これ行政継続なんです。

そこで、西銘順治知事から大田知事、大田知事から稲嶺知事。稲嶺知事のときに、念書を交わしています。この漁連団体と関係者と。その念書の中身をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 済みません。ちょっと手元に持っておりませんので、また調べて提供したいと思いますけれども。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 今、担当のほうも含めて確認しておりますけれども、今その辺は承知しておりませんので、再度、確認してやりたいと思います。

○新垣 新君 休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時37分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

今、議員のほうから提出されたものですが、これについては、県の漁連と那覇地区漁業協同組合、近海鮪漁業協同組合、あるいは沖縄鮮魚卸流通協同組合の覚書をもって、漁連のほうから知事のほうに提出された。そういう経緯の中で、それに基づいて糸満のほうでの移転をスタートしたというか、その辺を含めてやってきたということは認識しております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そのとおりなんです。

ここから、これは西銘順治時代から1カ所に集中させましょうと。そういった経緯の中で漁連も認めたんです。この7団体が反対しているという中で、そのうち何団体が含まれていますか。この今になって蒸し返し、ちゃぶ台返しみたいに行っているのは何団体いますか。これはウミンチュの総会でも諮られています。継続です。蒸し返しということはよくないんです。そこをまず、どの団体、何団体含まれていますか。お伺いします。

○農林水産部長（島尻勝広君） 休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

反対されている団体としましては、今先ほど述べた

とおり、那覇地区漁業協同組合、沖縄県近海鮪漁業協同組合のほうが一応、覚書の中では連名されておりましてけれども、今回、生産者7団体のほうに入っております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これは前日の議員とは全く違う話だけれども、私は事実を申し上げます。

これはちゃんと総会でもウミンチュの皆さんに諮られているんです、糸満でと。基本設計に今年12年の念書に向けて、覚書の合意と念書。そこに12年に向けて基本設計のときに、きちんと合意されていると思います。聞いてないとかそんな話ではないんです。総会でもきれいにウミンチュの方々にも、この7団体の関係者は認めています。今さらちゃぶ台返しと蒸し返しという問題に対して、実は、国は怒っています、水産庁は。つけてあげるという立場は何なのと、一番怖いんですね。両成敗食らわぬかねと、こんなちゃぶ台返しに、決まった事項に。その件についてどう思いますか、伺います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） これまで長い歴史の中でいろんな意見があって現在に至っておりますけれども、今回また生産団体含めてこういう意見が出ておりますし、やはり丁寧に説明しながら、糸満ないしは泊のほうについても役割分担等明確にしながら、意見交換をしながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これ、アジア経済戦略構想にも推進計画にも入っています。その中で、糸満漁港への亜熱帯高度衛生管理型荷さばき施設の整備と。そして、水産加工処理場の施設整備、これももちろん予定どおり糸満市で進めていくということを今確認しますが、お伺いします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

県の考え方については、まだ基本的には変わっておりませんけれども、先ほど言ったように、いろんな関係機関の中での意見等があるということを踏まえて、いろんな意見を交換しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 1つだけ申し上げます。

この問題、糸満市にしか国は予算をつけません。このような信頼関係を覆すことになっちゃって。私もあらゆる政治手段を使って動いています。おやじの時代

からこれ動いています、農林水産大臣がかわるたびに。そして、沖縄担当大臣がかわるたびに、私も継続でこれ動いていますので、ぜひ、前向きに頑張ってください。

一つ一つひもを解いて、誤解を解いて、糸満市に頑張る決意を、部長の覚悟を教えてください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

今、消費者含め県民、あるいは観光客含めて、農産物については安全・安心、衛生面については非常に関係者理解していると思います。県全体の中での取り組みを理解しつつ、それぞれの地域の考え方が多々あると思いますので、この辺を丁寧に説明しながら、方針を含めて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ、丁寧に頑張ってください。

議長、休憩を求めます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 まず、我が党との関連質問についてです。M I C Eの件なんですけれども、ちょっと意味不明で、差し控えますと、私の質問に答えてないんです。土地も県債で買いました。そして、この一括交付金が前提と、一括交付金公募の21ページ、その他本事業の実施に関し、必要な事項等、こうやって21ページ、ページもインターネットに載っているんです。（資料を掲示） 差し控えるとはどういうことですか。きれいに説明しなさい。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

県としましては、これまでの検討の積み上げによりまして、大型M I C E施設の整備は交付金の対象になると考えております。議員からは、交付決定がないという仮定の状況での御質問でございましたので、先ほど答弁を差し控えさせていただきたいという旨の答弁をさせていただきました。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ここまではこうやってきれいに出して、きれいに私はわかりやすく伝えているんですよ、シンプルに。つかなければ断念するのかと、イエスかノーなんです。教えてください。簡単な話ですよ。仮

定じゃないんですよ。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 内閣府とはこれまで、例えば、整備の基本計画の策定であったり、それからM I C Eエリアのまちづくりビジョンの案の策定であったりといった、段階段階で事業の進捗について説明しながら交付金の活用について理解を求めてきております。正式な交付申請の手続等が今後控えているという状況の中での御質問ですので、そのような形で答弁をさせていただきました。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 私たち自民党会派は、研修会、要請活動に行ってきました。このM I C Eの件もお願いしますと、非常に厳しい状況ですよ。144万人の観光、そして沖縄の観光客数、赤字のものに本当に誰がつけるかと、箱物にと。まして、沖縄県知事と内閣総理大臣が一体となって成立できるのかと厳しい意見が出ていました。その件に関してわかっているはずですよ。そして、何で課長級、係長級が国に調整行くのかと。失礼だぞと、無礼だぞと。副知事、部長が行くべきでしょう、こういうのは。どうなんですか、教えてください。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

大型M I C E施設の整備に関しては、先ほども申し上げましたように、この間、進捗状況に合わせて担当者、課長、それから私も11月中旬には上京しまして、担当参事監のほうに、短い時間ではございましたが、検討状況等について説明を行っております。こういう形で今後の進捗に合わせて、さらに密に説明をしながら理解を得ていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 本当にこの計画もずさんだし、はっきりずさんだと言われているんです、M I C Eの問題は。夢物語と、私が言っている質問も何回もやっているのも当たっているんですよ。

切りかえます。I Rに変えます。

M I C E、非常に厳しい状況です。民設民営化のM I C Eのほうが維持管理費はかかりません。その中で、観光収入1兆円、1000万人超えるのはI Rしかないと思っているんです。県は、その問題に関して検討しないと、12月3日の沖縄タイムスの記事に載っています。その理由はということですか、お伺いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） I Rを含む統合リポートについては、ギャンブル依存症の問題のみならず、青少年への悪影響、独自の歴史や文化、自然を初めとする本県の観光資源を損ないかねないというふうな、そういったことなどから総合的に判断を行いまして検討は行えないこととしております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これはI Rについて、カジノが入っています。カジノとパチンコではどれが悪かという、パチンコが悪なんです。誰でも入れるから、パチンコは自由自在に。カジノの場合は、入場規制があるんです、シンガポール方式で。だから、ばくち依存症は出ないんです。出ないから私は言っているんです。県民に迷惑をかけるんだったらやらせません。そこら辺はもうちょっと勉強してほしいということを強く申し上げるとともに、もう一つあります。I R推進派の観光団体はたくさんいます。コンベンションビューローの会長ですか、平良会長の発言。公正公平、中立になる立場の方が、I R反対だと県知事と同じような先ほどの答弁みたいな形で言っているんです。これは何事ですか。中立になるべきでしょう、平良朝敬さんのあの言葉というのは。ビューローの会長が。そこら辺はどう思いますか、お伺いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 沖縄観光コンベンションビューローの会長の発言でありますので、御当人の見識、理解を述べたものと理解しております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 見識を述べるのは自由なんです。これは県民の税金が入っているんです。また、いろんな各種団体に支えられている団体で、選んだのは県が選んだんでしょう、彼を。責任があるんじゃないか。注意できませんか、伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策の推進母体として非常に重要な役割を担っております。さまざまな賛助会員を中心とするその民間事業者との連携を図りながら観光事業等を推進していると、そういった重要な役割がございます。一方で、一般財団法人として、一般財団法人等に基づく自主自立の運営等も行おうというようなことがございますので、県としましては、県の公社等の指導監督要領に基づく必要な指導等は行ってまいりますが、議員からございまし

たことについては、県のほうから特に意見を述べるような立場にはないと思っております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 わかりました。質問を変えます。

件名5の(1)、一括交付金の市町村の予算確保について。

県知事、一般論を、前回の一般質問で私が述べましたあの「反骨」という本を読んで、沖縄の県知事はお父さんでなければならないと、一家の大黒柱と私は理解しました。その中で、今市町村、市町村長、市長会からも、これ以上の一括交付金減額は嫌だと。そういった形で県が減額されて、5対3の割合で減額されて、市町村の予算を同等に今年度同様に守ってほしいと。後に市長会も町村会も同じような意見で来ます。真摯な協議を行っていくと言っていますので、ぜひ、知事、この問題において答弁を求めます。そのような形で沖縄県が減額されましよう、市町村を守りましよう。いかがですか。これは知事が答えてください。伺います。

いや、知事にとっている。議長、これ。大事なことからだから、県民は見ているんですよ。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

ソフト交付金の県と市町村の配分につきましては、先ほど答弁しましたように、これまでのこの配分の考え方を踏まえて、県、市町村、5対3という配分の考え方がございますので、それを基本に協議をするということで、昨年もその振興会議の中で確認をされているというような状況でございますので、それに沿って進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ、これやってください。

市町村から一斉に反発来ますよ、沖縄県知事目がけて。ぜひ、守ってください、市町村を。よろしく願います。

休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

(注)農林水産部長から「先ほど糸満市のほうの第2種から第3種漁港に変更したときの知事は誰かということで、こちらのほうで屋良知事ということを答弁させていただきましたけれども、昭和63年でしたので、そのときの県知事は西銘順治知事でした。訂正しておわびさせていただきます。」との発言訂正があった。

午前10時52分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 件名5の小項目4、和解条項に従わなければ知事権限を行使するという形なんですけれども、間違いなくその負けるといふ、100%負けますから、行使するんですか、伺います。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 失礼しました。

先ほども答弁いたしましたように、敗訴というのを前提というのも変なんですけど、一般論として、和解条項にかかわりなく確定判決に従うというのは、これ行政の立場として当然でございます。それに基づいて、結局、県は承認を取り消しすることになるということがまず第一点でございます。その場合にどうなるかといいますと、前知事の承認には取り消し得べき瑕疵があるというこれまでの主張は、県はもう主張を再度持ち出すことはできなくなります。そういったことで、結局、今後は埋立承認取り消し後に想定されておりました変更申請ですとか、沖縄県漁業調整規則に基づく手続、そういったものが出てくることが想定されますけれども、それらについても、当初の承認が適法であることを前提に対応することになります。しかしながら、そのことが直ちに必ずしも承認しなければならないというものでは決してなく、それぞれ公有水面埋立法等の関係法令に基づいて適正に審査を行い、それぞれの要件を判断すること、そういうふうになるというふうに答弁しているわけでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そういうよりも和解条項にもう一日も早く従ってください。

大きな懸念を申し上げます。

これ強くなりますよ。これ従わなくて知事権限を行使した場合、山口県の岩国市みたいに予算がとまった場合、誰が責任をとりますか、お伺いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県は、先ほども答弁いたしましたように、前の知事が行った承認には取り消し得べき瑕疵があるというこれまでの主張はやらなくなるわけです。

○新垣 新君 負けたでしょう、だから、前の……。まあいいです。

○知事公室長（謝花喜一郎君） よろしいですか。

それで、結局承認が適正であったという前提に、国のほうはさまざまな手続を申請してまいります。それに基づいては、法令に基づいて適正に審査をします。それで何ら問題はないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 もう正直言って、これどうおいても行政手続とか裁判でも負けていますし、どうあがいてもやめてほしいんですよ。万が一とまった場合、この責任は翁長雄志県知事が一番重い。もうこの怒りの矢は翁長知事に行くことを強く申し上げまして、県民の生活が大前提ですよ。その山口の岩国市にならないように、知事、ぜひ、強く求め、県民の生活が大事ということを求め、和解条項に従って県民生活をよくしたいということを強く申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○山川 典二君 議長、済みません。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 おはようございます。

通告に従い一般質問を行います。

まずは、知事の政治姿勢について。

知事、副知事は、我々自民党に対して、辺野古以外の政策は同じ考え方だと言っていたが、変わりはないか伺いたい。

石垣島製糖工場建てかえについて。

石垣島の基幹産業であるサトウキビを加工する石垣島製糖の施設は老朽化が進んでおり、建てかえが喫緊の課題となっている。県の考え方を伺いたい。

石垣島北部の平久保及び平野地区への港の整備について。

石垣島北部の船越漁港以北には港がない。平久保や平野地区に港が整備されるとお隣の多良間島への交通の便が改善され、北部地区の活性化につながる。県の考え方を伺いたい。

旧空港跡地の県有地利活用計画について。

旧空港跡地は、県立八重山病院や石垣市役所の建設計画などが進められている。県有地利活用計画について伺いたい。

旧石垣空港跡地の不発弾問題について。

現在、旧石垣空港跡地磁気探査事業が進められて多くの不発弾が発見されているが、現況と今後の磁気探査の取り組みと不発弾処理について伺いたい。

離島児童生徒支援センターにおける寮費納入金融機関について。

支援センター利用者の親が寮費を納めるための金融機関で、なぜ、郵便局で納入することができないか伺いたい。

県内、特に八重山地域における労働力不足について。

県内における労働力不足が大きな問題となっておりますが、その中でも石垣島では、大型公共工事においても労働力不足で入札辞退や建設計画のおくれが相次ぐなど、社会問題となっている。改善策について県の考えを伺いたい。

尖閣諸島問題について。

領空侵犯における自衛隊のスクランブル回数及び尖閣諸島の領海侵犯など、現状についてどのように把握しているか。また、対応について伺いたい。

先島地区の家畜輸送体制について。

宮古・八重山の離島から家畜輸送に使用している船舶が来年10月に廃船になるが、継続した輸送体制を確保するための対策について伺いたい。

高病原性鳥インフルエンザ対策について。

鹿児島を初め、新潟や青森でも鳥インフルエンザが検出され、蔓延防止対策の取り組みが求められている。県の対応を伺いたい。

県立八重山病院について。

クラウド型誘導心電図伝送システムを八重山病院に導入できないか伺いたい。

再質問は、質問席より行います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 砂川利勝議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、自民党と県の政策についてお答えをいたします。

私は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて沖縄振興施策を推進しているところであり、基本的に政策は一致していると認識しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時9分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 皆さん、済みません。大変御迷惑を

おかけしました。この場で謝りたいと思います。どうも済みませんでした。

済みません、6番をちょっと抜かしましたので。

新石垣空港の施設改善について。

新石垣空港の荷物搬入口に屋根がないため、雨天時の荷物の搬入に大きな支障を来している。改善が求められているが、県の考え方を伺いたい。

大変失礼いたしました。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 石垣島製糖工場建てかえについての御質問にお答えいたします。

石垣島製糖については、昭和37年に建設され約54年が経過し、建屋等が老朽化している状況となっております。石垣島製糖工場の建てかえについては、建設費用が多額になることや事業実施主体の費用負担などの課題があります。

県としましては、関係機関と連携し、これら課題等の整理を行っていきたいと考えております。

次に、先島地区の家畜輸送体制についての御質問の中の、離島からの家畜輸送体制の確保についてお答えいたします。

宮古・八重山から家畜を輸送している船舶の老朽化により、平成29年10月以降に廃船となる予定であります。宮古・八重山で取引された肉用牛は船舶で輸送されていることから、家畜取引に支障を来さないよう家畜輸送体制を確保する必要があります。

県としましては、新たに輸送を担えるよう船舶を改造するため、平成28年度11月補正予算において、家畜輸送体制確保対策事業として、1億9872万円を計上しているところであります。

今後とも、宮古・八重山地域の家畜輸送体制が安定的に継続されるよう関係機関と連携してまいります。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策についての御質問についてお答えいたします。

県では、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策として、1、野鳥の侵入を防ぐ防鳥ネットの点検、2、農場の消毒、3、関係者以外の立入制限、4、異常家禽の早期通報など、農場における飼養衛生管理基準の徹底を指導しております。また、定期的なモニタリング検査を実施し本病の監視体制を強化しております。さらに、平成28年10月25日には、関係者を参集した防疫実働演習を実施しております。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止に万全な防疫対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 石垣島北部の平久保及び平野地区への港の整備についての御質問の中の、石垣島北部への港の整備についての御質問にお答えいたします。

石垣島北部への港の整備については、必要性や緊急性、環境への影響、市街地への2次交通の便等を総合的に勘案する必要がある、今後の検討課題と考えております。

次に、旧空港跡地の県有地利活用計画についての御質問の中の、利活用計画の進捗についての御質問にお答えいたします。

旧石垣空港跡地については、周辺の土地とあわせた土地利用計画の策定に向け、石垣市が設置する石垣空港跡地利用連絡協議会において協議しているところであります。

県は、石垣市における跡地利用計画の策定を引き続き協力・支援していきたいと考えております。

次に、新石垣空港の施設改善についての御質問の中の、新石垣空港ターミナルビル荷物搬入口への屋根の整備についての御質問にお答えいたします。

新石垣空港旅客ターミナルビルは、石垣空港ターミナル株式会社が運営する施設であり、屋根整備に関する要望については、同社と搬入業者の間で調整するものと認識しております。同社に確認したところ、今回の要望を把握しておらず、今後、搬入業者からの相談に応じて調整していきたいとのであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 旧石垣空港跡地の不発弾問題についての御質問の中の、旧石垣空港跡地の磁気探査等についてお答えいたします。

旧石垣空港跡地の磁気探査については、新八重山病院を中心に、500キロ爆弾に影響のある避難半径約470メートルの区域内について、平成27年度から事業を開始しており、平成29年度末までに事業完了する予定となっております。磁気探査の結果、発見された不発弾等の処理については、石垣市と自衛隊の調整により実施されることになります。

次に、尖閣諸島問題についての御質問の中の、航空自衛隊の緊急発進回数及び尖閣諸島における領海侵入についてお答えいたします。

自衛隊統合幕僚監部によりますと、平成28年度上

半期の航空自衛隊南西航空混成団の緊急発進回数は、382回とのことであります。また、海上保安庁によると、平成28年の中国公船等による尖閣諸島周辺への領海侵入は、11月末時点で111隻となっております。

沖縄県としましては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について、繰り返し国に要請するなど尖閣をめぐる問題を重要視してきたところであり、今後とも、関係部局及び国の関係機関とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 離島児童生徒支援センターにおける寮費納入金融機関についての御質問にお答えいたします。

現在、同センターの寮費は、県が指定する銀行や農協などの指定金融機関等において、納付書により支払うことになっています。しかし、ゆうちょ銀行では、この納付方法が行えないため、銀行や農協等がない離島の保護者に不便をおかけしている状況にあります。

県教育委員会としましては、保護者の利便性向上を図っていくため、口座振替による納付ができるようにするなど、納付方法の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 県内、特に八重山地域における労働力不足問題についての、石垣島など県内の労働力不足に対する改善策についてにお答えいたします。

沖縄県における平成27年度の有効求人倍率は復帰後最高の0.87倍となっており、八重山地域においては1.18倍となっているところです。また、一部業種において人手不足が顕著になっていると認識しております。そのため、県では雇用環境の改善に取り組む企業の支援や若年者等を対象とした職業訓練を実施するほか、人手不足業界を所管する関係部局による連絡会議を開催し、各分野の現状や対策を共有することにより人手不足に対する取り組みを促進しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立八重山病院につ

いての御質問の中で、クラウド型12誘導心電図伝送システムの八重山病院への導入についてお答えいたします。

クラウド型12誘導心電図伝送システムは、心筋梗塞が疑われる患者の救急搬送において、救急車に搭載した心電計から病院へ心電図のデータを送信することにより、病院での治療を迅速に行うものであります。同システムの八重山病院への導入については、八重山地域における有効性の確認を踏まえて、地元自治体や消防など関係機関との調整を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 先ほどは、大変失礼をいたしました。

それではまず、1番目の知事の政治姿勢について。

我々自民党県連で、11月29日、議会の初日に知事、両副知事等に表敬に行きました。そのとき、知事も言われたんですけども、自民党との距離がまた縮まったねというお話をされましたので、その真意だけちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

2カ年前、私が当選をいたしまして、上京し、いろいろ要所要所、要請に行こうとしましても、残念ながら県連出身の国会議員はお会いをしてもらえませんでした。また、中央のほうも半年近くお会いをしてもらえなかった状況がございました。ことし、いろいろ行きましたら、選出国会議員が何割かは御一緒してもらった経緯がございます。ですから、党本部のほうもいろいろ要請は聞きました。ですから、そういったことも含めて、あの2カ年前のまろもろは少し氷が溶けたのではないかという感じの気持ちをそのように申し上げたわけであります。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これはたしか、その前日に高江の容認報道があったその翌日だったので、私どもはそれを認めたのかなという思いで受けとめたんです。最初に通告したとおり、辺野古以外の政策は同じ考え方だということを、常々我々会派に来るときにも副知事初めそういうお話を私聞いているんですが、その辺野古以外は同じだということに変わりはないですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 私のほうで、済みません、答弁させていただきますが、知事は先ほど答弁いたしましたように21世紀ビジョン基本計画を進める立場であります。

今御質問は、辺野古以外は同じかということですが、県の施策さまざまな分野でいろんな課題等がございます、いろんな意見がございます。そういったものについては、それぞれまた今の県政は県政としてしっかりと個別にいろいろ判断していくということがございますので、その全てにおいて同じかということにつきましては、今後具体的に個別的に判断することになると思います。ただ、基本的なスタンス、21世紀ビジョン基本計画、これを着実に推進する、これはもう同じだということは先ほど知事が答弁したとおりでございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 この日本語の、辺野古以外なんですね、辺野古以外、日本語ですよこれ。辺野古以外は同じだという、ストレートに話を聞いていただければわかると思いますけれども、辺野古以外だからその全て、それ以外はまあまあ同じ考え方でいるんじゃないかというのは、この言葉から読み取れますよね。辺野古と限定している。私たちが言ったわけじゃないですよ、知事サイドから言った話ですので、私たちが辺野古以外、辺野古とあえて言ったわけでもないのに、そちら側から辺野古以外は政策は同じだという、その言葉のとおりじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

基本的に21世紀ビジョンについての沖縄振興施策を推進しているところであり、基本的に政策は一致しているというふうに申し上げました。なおかつ、21世紀ビジョンには、基地のない平和な沖縄県をつくっていこうというようなこともございまして、それも恐らく御一緒だと思うんです。これは恐らく全会派一緒じゃないかなと思います。ですから、そういったような中で、必ずすぐ100%一緒とかそういうことではないかもしれませんが、方向性は全く一緒だという意味で、21世紀ビジョン基本計画に基づいて沖縄振興施策を推進しているところであり、基本的に政策は一致していると認識しておりますという意味で申し上げました。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 私が言いたいのは、辺野古という言葉を入れなければ納得はできると思うんです。辺野古

以外と、この辺野古を強調したところに、それ以外は一緒だということが相当な重みが私は政治家の発言としてあるんじゃないかなと思います。基地問題、今、高江ヘリパッドも含めて、そしてまた自衛隊の問題、そしてまた尖閣の問題、それぞれ私たち自民党はしっかりと主張しています。それに対しても多分理解いただけたところもあるのかなというふうに思いますが、ただ、あえて辺野古と言ったことが、相当これ言葉に、私は重みがあるんじゃないかなというふうに理解しています。当然、我々自民党はそう思っていますので、そこはやっぱり政治家の発言として、私は責任を持つべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 砂川議員の改めでの御質問にお答えいたしますが、私が先ほどまでずっと答弁をしている中で、十二分に答えていると思うんです。皆様方が御挨拶に来て、そして私もいろいろ話をする。そういったような会話の中で、厳密な意味でどうだああだというもの10分ぐらいの会話の中で、これはどうだろうと思います。ですから、やはり皆様方の野党としての立場と私という中で、御挨拶に来たときに、やはりこの一定程度御一緒ですと、そういう話をするのは、ある意味でそういった会話の中ではごく当たり前のことではないかなと思っておりますので、その意味では今まで話をしてきたことで御理解を願いたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 やっぱり私たちは、政治家です。政治家というのは、やっぱりよくしていきたいためにいろんな発言をします。そしてまたお互いは責任を持たなきゃいけません。いろいろ近づいたねという話はそれはそれでいいんですが、ただ辺野古以外が一緒ですと言った、これは一回だけじゃなくて何回も聞いていますよ我々は。そこをやっぱりしっかりと発言した中で、辺野古以外は一緒だということを言ったのであれば、そこはやっぱり政治家として重く受けとめて、その発言に対して責任を持っていただきたいと強く要望して次に移りたいと思います。

製糖工場の建てかえについて、今、老朽化が激しいと、54年経過しています。なかなか生産量が上がらない。ことしの操業は、いつまでやりましたか。

○農林水産部長（島尻勝広君） ちょっと休憩お願い

します。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えします。

平成27年・28年期の石垣島製糖工場の製糖開始が去る12月19日から5月23日までの157日の操業になっております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 この半年近く操業したという中で、まさに生産量が上がると私は思っていない、どうですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

27年期の製糖については、特に先島宮古・八重山については、異常な降雨があってハーベスタ等の導入が難しく、製糖工場への原料が不足して、部分的に製糖工場がとまるというような形でこれだけの製糖期間になったというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 その結果、どうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 製糖実績については、低温あるいは高温によって品質が非常に悪かったということと、それと農家にとりましても品質が悪かった手前、農家所得が減少したというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 要は、操業期間が6月まで長引いて、これからその春植えとか、株出し、夏植え、全ておこなっていますよね。これで生産量が上がると思いますか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

サトウキビについては1年半ないしは2年近くの栽培期間を要するために、今期の製糖の延長ということは、次の株出しあるいは夏への準備等に大きく影響しているというふうに認識しております。特に、11月現在、850ヘクタール植えつける夏植えの予定が11月現在だと思うんですけども、7割程度しか植えつけられていないということを聞いておりますので、一時的にやっぱりこの製糖期間が延びたというようなことの要因というふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 もう機械の処理能力は決まっています。大きさは決まっていますので。やっぱり建てかえて、処理能力を早く大きくしてもらって、そして早く操業期間を短くしてもらうことによって、農家もやっぱり次の仕事ができるという段取りできると思うんです。それをやらないと、サトウキビ産業って何なのと、魅力あるサトウキビ産業ってつくれないと私は思うんです。それについてどうですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。
石垣島製糖ないしは地域のほうからもこの件については聞いております。ただ、先ほど答弁しましたように、一工場の整備が非常に多額な整備費を要するというので、この辺については、一工場のみならず沖縄県あるいは鹿児島県の製糖工場等もあるものですから、国ないしはその業界のほうとの話し合いを今させてもらっているところですので、その辺踏まえて課題の整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これはぜひ解決をしていかないと、やはり石垣島の基幹作物ですので絶対に守っていかなくちゃいけないし、ぜひここは関係機関としっかり連携をとって必ず実現をしていただくことを強く希望します。

次に、石垣島北部の港整備についてです。

これは、基本的に今、石垣島北部にいろんな過疎化を含めて衰退していく中で、起爆剤として何かできないのかと。美ざ島美じゃから離島の周遊ツアーとかいろいろ要望が出ていると思います。ただ、港の整備とかそこは出ていないと思うんですが、ただ平久保半島の先のほうにやはりそれをやることによって平久保の一周道路と絡めて、多良間とのすごい連携ができると思うんです。今、120万弱の観光客が来ています。平久保灯台に恐らく今40万ぐらいしか来ていないかなと私思うんです。そこをやっぱり70万とか80万とかにもっていくためには、一つのまた周遊のメニュー、観光ツアーのメニューをふやす必要があるんじゃないかなというふうに思っています。その点について、急に言われてなかなか答弁はできないと思うんですが、ここはちょっと副知事あたり北部出身ですので、一言いただけませんか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。
地域の活性化のために港湾整備が必要だということでの御提案は承りました。ただ一方で、港湾整備をや

る上では、当然ながら船舶がどういう利用をするのか、十分な需要が見込めるのかというのがまずは大前提になっていて、その上で整備位置、規模、用途、こういったものを整理していくということになります。

今現状、具体的な話が全くない中では、やはり一つ一つ整理をしていくのが先ではないかということでお答えさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 多良間村とは歴史的なつながりもあります。石垣島に来て田んぼをつくったとか、いろんな歴史的なつながりがある。やはり平久保半島東線の整備がまだされていない中で、そこを整備してコラボしてしっかりと観光の目玉そして地域活性化に必ずつながると私は思っています。多分、今後美ざ島美じゃ含めて要望が出てくると思いますので、そのときにはきちっとした対応をしていただきたいというふうに思いますので、これは要望にとどめておきます。

次に、県有地の跡地の利用計画ですが、これは石垣市との連携をやっているということなんですが、県として、何かここに建物をつくる予定はあるんですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。
今現在、石垣市のほうで跡地利用計画を策定しております。これは今年度中29年3月を目途に整理をしていきたいというふうに聞いております。また一方、具体的に土地利用を進める上で、事業としても土地地区画整理事業ということを考えているというふうに聞いております。県有地、大分大きな割合を占めてはおりますけれども、具体的にその中身については、この土地利用計画が決まった後、検討されるものだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 今の答弁からいくと、県としてはとりあえず何も考えていないと、建物としては考えていないという答弁でよろしいんですね。やはり、これはもしかしてその売却する予定もあるんですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。
現状、区画整理事業で土地を交換分合する中で、県としては有償譲渡ということ的前提に今は考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 有償譲渡ですね。とりあえず何というんですか、やはりここは多分一大拠点になっていく地域ですので、早目の策定をして、道路あとは水とか、石垣市が考えることでしょうけれども、ぜひしっ

かり協力をして実現していただきたいというふうに思っております。

次に、空港の不発弾、これは今八重山病院の建設予定地だけをされているのか、それとも県有地全てをこれからやろうとしているのか、答弁してください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたように、今現在行っております27年度から29年度末までに事業完了というものは、新八重山病院を中心に500キロ爆弾の影響のある避難半径470メートル、これを中心にやってございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これは、県有地も国有地もあると思うんですが、国有地も含めて今後の計画はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） その跡地利用の計画等を先ほども質疑がございましたけれども、石垣市のほうで、そういった跡地利用の実施計画を踏まえまして、その磁気探査の実施について石垣市等と調整をしまいたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 もちろん県有地ですから県の土地については県がお金出すと、国については国が出すというふうに思いますが、それでよろしいですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基本的にはそういうスタンスで臨みたいと思います。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 この不発弾が石垣市内の本当に中心部でも出てきました。ぜひ自衛隊としっかりと連携して処理のほうをとっていただけるように対応していただければというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 旧石垣空港跡地には磁気探査の結果、多数の不発弾が出ているというのは、我々も承知してございます。本日の地元紙にも掲載されたということでございます。今年度の磁気探査は2月まで行われますけれども、今後、発見されるものも含めまして、自衛隊そして石垣市と連携しながら円滑な処理がなされるよう、我々県としてもサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ、対応のほどよろしく願います。

大変失礼しました。

6番です。空港の搬入口の件ですが、ターミナル会社がという話をされましたが、これ県も株主に入っていますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

石垣空港ターミナル株式会社の株主でございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 株主であるならば、業者とターミナルビルの話じゃなくて、ぜひ現場も見て早急な改善をしてください。やはり納入する商品を濡らしたら何にもなりません。そこは私、きょう質問しましたので、しっかり対応して、拡張する話も出ていました。拡張、いつするのか、もしわかっているんだったら教えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

ターミナルビルの拡張についてはまだ把握しておりません。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 担当職員は、私にそう言いましたよ。拡張するから今どうのこうのという話まで担当の職員はしているんです。何で部長がわからないんですか、答弁してください。

○土木建築部長（宮城 理君） 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

将来的な話ということでは承っておりますけれども、現時点で拡張するという具体的な計画があるということではないというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 だから私は、この質問したときに何かもうターミナル会社に任せているから、丸投げしてある形で全く関係ないみたいな感じで話をされているんです。だからあえて聞いたんです。わかっているんだったらいつなんだ、建てかえるならつくる必要ないんです、拡張するのであれば。いつかわからないんだったら早急にやるべきでしょう、これ。株主としてどんどん言っていくべきじゃないですか、どうです

か。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

空港ターミナルビルの増改築あるいは修繕、これについては、先ほど答弁させていただきましたように石垣空港ターミナル株式会社のほうで計画をし、実施するものでございます。現状、この荷物搬入口への屋根設置については、具体的にターミナル株式会社のほうも把握していなかったということです、今回議員から御指摘のありました件については、引き続き株式会社のほうとは調整をさせていただきたいと思えます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ実現して、やはり利用者に不便を来さない、しっかりお金も払っていますので、その程度のサービスは私はしっかりやっていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、教育長に聞きます。

離島センターのこの金融機関の関係ですが、いつやるんですか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 高校のない離島からの生徒を受け入れる寄宿舎であるにもかかわらず、金融機関の事情への配慮が不足していたということで、保護者の皆様に負担をかけている状況を認識しております。現在、既にこの納付方法について銀行とさらに収納関係の委託業者がありますけれども、そこを絡めるということで話し合いを始めています。もう12月まで納入は終わっていますので、今後、業者とシステムの中に入れ込む件でありますとか、その改修をしまして、あと委託業者とちょっと銀行との調整とかがありますので、4月から、新年度からはできるように頑張っていきたいと思えます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 教育長、やる気があればすぐできるんですよ。これまで多分、この世の中、発達した中でこれぐらいのことができないのは、まさにおかしいと思うわけ。やる気になればさっさとできるじゃないですか、これ。ぜひ頑張ってください、よろしくお願い致します。

次に、労働者不足の件、これに関して企業さんのほうで独自に海外から研修生を入れたりとかしています。県は今どういう取り組みをされていますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 県としましては、基本的には県内雇用の確保といいますか質の改善ということで取り組んでおりまして、海外からの雇用の呼び込みにつきましては、関係団体等でやっている部署があるということの把握はしてございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 商工労働部が長期的な取り組みをされているのは理解します。これはもう当然人材育成を含めてやっているのは理解しますが、今問われるのはやはり喫緊の、八重山では本当に大型工事が相当発注されています。また、入札不調というか、それも出ています。そういう中で、即効性のある対応が県のほうでできないか伺います。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

建設業における人手不足、人材確保というのも非常に厳しい状況にあるというのは承知しております。今現在、県では、この技術者不足の対策として、主任技術者が兼任できる要件とか、あるいは管理技術者も含めて、なおかつ常駐義務を緩和するとか、こういう方法をとって何とか人手不足を補うというよりも、うまく分担できるような方法というのを模索しているところでございます。引き続き離島における状況というのは厳しい中で、入札不調・不落に対してできることを最大限に頑張っていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これ別に建設業だけじゃないんです。全ての分野で今人手不足です。観光にしる農業にしる、全ての分野で人手不足です。だから、今土木部長が答弁されましたが、この全てを解決するために県の動きが余り見えてこないんで、その辺の対応をどうするのか、聞かせてください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 商工労働部としましては、人手不足分野の関係部局の皆さんを集めまして、連絡会議を開催しております。その中で、必要な人材育成の実施とか、それからマッチングの場の提供とか、それから新たな取り組みの事例などそれぞれで意見を交換しまして、その人材不足に取り組むべくいろいろな会議といいますか、情報交換を行って、実際に取り組みを行っていかうというような取り組みをしてございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 すぐ解決できるような問題でないというのも理解します。ただ、これは前から言われていることで、やはり改善の兆しが見えるような対応をぜひ

ひやっていたきたい。お願いをいたします。

次に、尖閣諸島についてです。

この問題は、いろいろと何回も何回も取り上げているんですが、県の姿勢ですね、どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県の姿勢はどうかということですが、尖閣諸島問題に対しては、沖縄県も重大な関心を持って注視しているところでございます。

先ほども答弁いたしましたように、尖閣問題につきましては、中国公船等の動きにつきましては、我々、第11管区海上保安庁ですとか外務省沖縄事務所、防衛省——防衛省はそのとき呼びませんでした、関係機関と連携を密にして、また県庁内部でも関係部局一堂に会しまして、何かあるときにはすぐ集められる体制をとろうと。それから情報については、日ごろからその国の機関からも情報が入るようということで体制もつくっているところでございます。いずれにしましても、この問題につきましては、県はしっかりと取り組まなければならないというふうに認識してございます。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 石垣市議会が仲裁裁判所に訴えるべきという要望書を出しました、意見書。それについて感想を聞かせてください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 砂川議員からお話がありまして、その後、我々その意見書を入手いたしました。要約いたしますと、領土問題は存在しないという政府の見解を認識しつつも、やはりこの漁民の活動ができない状況というのを訴えまして、ぜひこれについては中国が尖閣諸島周辺での活動を規制せざるを得ない状況をつくる必要があるということで、尖閣諸島問題を仲裁裁判所に提訴するというような意見書というふうに理解してございます。これについて、県の見解なんです、正直申し上げると一番気になりますのは、この領土問題は存在しないという政府の見解を認識しつつもそういった意見書を出すという石垣市のお気持ちはよくわかるわけですが、県としましては、尖閣諸島が我が国固有の領土であること、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国は有効に支配しているというように、政府は領有権の問題はないというふうに主張しているわけです。それをこのいわゆる仲裁裁判所に提訴するということの整合性、これをどういうふうにとるのだろうかということで、今ちょっと我々も思いあぐねているところでは

ございます。

いずれにしましても、石垣市民のそういった思いはしっかり理解しているつもりですので、またいろいろ意見交換等ができればというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ、石垣市もこのような態度を明確にしている中で、沖縄県として、やはり私は明確な態度をとるべきじゃないかなというふうに思っています。

知事、この尖閣に対して明確な態度をとれないのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 尖閣問題につきましては、沖縄県も先ほど言いましたように、歴史的にも国際法上も我が国の固有の領土であること、それを国際社会で明確にすること、また冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、それから尖閣諸島周辺の領海、排他的経済水域における安全確保について適切な措置を講ずること、このことについて、去る11月9日にいらっしゃいました茂木自民党政調会長にも要請してございます。こういったことで、関係要路に対してはしっかりと県の思いを伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひこの問題、辺野古と変わらないぐらい重要な問題ですので、やはりしっかりと認識を持って取り組んでいただきたいし、我々もちろん日本国の領土というのは理解しているんですが、ただ沖縄県の行政区の範囲内でもありますので、しっかりと自分の城は自分で守るぐらいの気概が私は必要だというふうに思っていますので、ひとつ再度決意をお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） その思いを私もしっかり持って対応してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 次に移ります。

先ほど家畜の輸送体制の件で答弁いただきました。お金をかけて輸送体制に不都合がないようにしていただけるという答弁いただきましたので、私はこれでいいのかなと。5年間ぐらいは多分使用できるんじゃないかというのをちょっと説明聞いたんですが、今後の展開をどう考えているのか聞かせてください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

宮古・八重山については、肉用牛の生産が一大産地

になっております。そういうことを考えますと、今後継続的に輸送体制については安心してできるような体制を取り組んでいきたいというふうに思っております。特に船会社、J A等出荷団体、生産農家、市町村関係含めて、あり方について早急に検討しながら、確保できるような形で続けて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 農家も購買者もやはり安心・安全が第一だというふうに思っていますので、ぜひしっかり今後の展開も含めて対応をまたひとつよろしくお願いいたします。

それとあと鳥インフルエンザについてですが、先ほど防疫についてはいろいろやっていますという答弁をいただきました。実際、今からこの渡り鳥シーズンです。石垣島にもオオハクチョウが3羽飛来したというニュースもちょっとありました。徹底した管理が必要だというふうに私は思いますが、改めて決意を聞かせてください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 全国で今発生しておりますので、その辺踏まえて県のほうでは、当然立入検査等もさせてもらっております。9月から11月までに家禽の100羽以上ですけれども、118戸の立入検査、それとモニタリング検査について、県内の家禽飼養農場の12カ所で毎月定点モニタリングを実施しております。それと、これまでのモニタリングの調査の中では当然陽性事例はありませんけれども、昨今、青森県、新潟のほうで発生しておりますので、この辺の情報提供もさせてもらっております。それと、去る12月5日については、その辺の全国の発令状況を見まして、部内のほうで緊急の鳥インフルエンザ対策会議を実施しておりますし、また、現在野鳥のふんでの発生等もありますので、この辺を踏まえながら危機管理は徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 徹底した防疫体制をとっていただいて、養鶏農家をしっかりとサポートしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

最後に八重山病院のクラウド型誘導心電図について、先ほど前向きに考えたいということでしたが、これぜひ導入できないか再度答弁求めます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

この件は、つい先日石垣消防からも要望がありまし

て、病院のほうも今後検討をしていくというふうな方向で今いっておりますので、ぜひ地域のそういった心筋梗塞の患者がスピーディーに治療に向けられるような状況をつくっていききたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 知事、この件は、人の命は地球より重いという言葉もありますが、ぜひこれ導入していただきたい。ちょっと知事の力もかからないとできないことが多分あると思うので、この中心地から離れた地域のためにもぜひ必要だと私は思います。ちょっと知事の所見がいただければありがたいかなと思います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 砂川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

離島医療、これはもういろんな面で大変なものを抱えているところでありますが、やはり今言ったクラウド型誘導心電図伝送システムというのは、そういう中で離島の医療充実ということについては、大変力を発揮するのではないかとということと、それから今、ITの情報戦略センターというようなものを含めてIT関係が今離島まで敷設されて、そして敷設される中で定住化、安心・安全をやろうとしておりますので、こういったITを利用して、なおかつ医療に貢献できるというようなことでありますので、今、砂川議員のはしっかり前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ありがとうございます。

那覇市内とか豊見城とか設置されているところもありますので、多分この地域のやはり医療に相当大きく貢献すると思いますので、ぜひ実現していただいて、命を守るということを御理解いただければというふうに思います。

終わります。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時18分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

私も議員になって半年が過ぎました。6月の定例会、9月の定例会、10月の臨時議会、それから今回で4回目の議会となります。

私は、自分が政治家になるに当たって、議員になるに当たって、政治家として、議員として必要なものは何かということを考えたときに、行動力、交渉力、実現力というこの3つのことを大事にしていきたいというふうに話してまいりました。いろんな現場で起きることに対してすぐ足を運ぶ行動力や、それからその課題に対して関係部署と交渉する交渉力、それから交渉するだけではなくて、最後、それを実現する実現力というものが政治家には必要ではないかと、そのことを常に忘れずにこれからの議会活動にも取り組んでまいりたいと思います。

では、今回5点質問を用意していますので、通告に従って質問してまいりたいと思います。

まず、最初に知事の政治姿勢について伺います。

(1)、29年度予算、税制関連についてということと、与党の税制改正大綱が決定いたしました。その内容について、知事の見解をお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

知事は昨日、与党税制改正大綱が決定したことを受けまして、決定された平成29年度与党税制改正大綱において、沖縄振興税制に関し、県の要望どおり5年の延長等が認められなかったことは残念であります。それぞれ必要な制度として延長が認められたことはよかったと考えております。沖縄振興税制の延長について御配慮いただいた国政与党関係各位、御尽力いただいた関係府省庁の皆様に対し、御礼申し上げます。今後も制度を有効に活用し、沖縄の振興・発展を図り、経済成長を確かなものとしていく考えでありますので、引き続き沖縄振興に向けて御支援を賜りますようお願い申し上げますというコメントを発表しております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も新聞を拝見いたしました。きょうのタイムスですと、知事は冒頭に「5年の延長が認められなかったことは残念だ」とする一方、「延長が認められたことは良かった」と。最初に残念だと、それからよかったというふうにおっしゃっておりますけれども、どの辺が本音でしょうか。どういうお気持ちかお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君） 9つの税制について、8

項目は5年、そして燃料税は3年ということで、さらに観光形成促進地域制度の拡充だとか、あるいはイノベーション地域制度の拡充もお願いしておりましたので、そこら辺が認められなかったのは残念であるけれども、いずれにしても2年間、あるいは3年でありますが、全ての項目が延長されたということについては、という気持ちだと思っております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今回の要請行動、県選出の国会議員や政党、それから政府、何回ほど知事、副知事行ったかちょっと御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

沖縄振興予算の満額措置、それから沖縄税制の延長・拡充について、まず、11月7日の沖縄振興調査会美ら島議連合同会議に浦崎副知事が出席し、要請しております。その後、猪口会長を初め会議に参加された議員各位にも個別に面談し、県の考え方を説明の上、理解と協力を求めています。さらに、同じく11月7日に安慶田副知事が、内閣府鶴保沖縄担当大臣、それから自民党二階幹事長並びに林幹事長代理と面談し、要請を行いました。さらに、11月24日には、翁長知事が内閣府鶴保沖縄担当大臣、杉田官房副長官、自民党二階幹事長並びに林幹事長代理、宮沢税制調査会長、細田美ら島議連会長、猪口振興調査会長、そして公明党は山口代表ら、関係要路に対して予算と税制に係る要請を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 国政野党の県選出国会議員、衆議院4名、参議院2名いらっしゃいますけれども、その方への要請とその対応について、御説明してください。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 国政野党の関係の国会議員の皆様にもいろいろな内容の要請等を8月に行ったところでございます。全て承知しているわけではございませんけれども、この沖縄振興予算、それから関係税制に係る県の考え方について、御理解を賜りまして、沖縄振興の推進に向けて、それぞれ取り組みをいただいているものと考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 地元の新聞に余り載らないので、私もその6名の議員の方々がどういう活動されているかよくわからないんですけれども、先ほど行動力が大事だというふうに申し上げましたが、実際に行動を起こしたのが11月というふうに聞いています。税制の

改正があることは前からわかっているわけで、日ごろのように内閣府やいろんな関係省庁、または政党に対するアプローチをしっかりと行うことが大事だと思っております。今回の税制改正等については、自民党選出の4名の国会議員、公明党の議員の方々、与党として一生懸命、要請を行った結果だと私は思っております。

我々自民党県連も、11月14日から勉強会兼ねて各省庁を回った中で、我々も県民のためにできることを一生懸命やろうということで、議員全員でいろんな要請に行きまわりました。大切なことは、やはり県民の生活を向上するためにいろんなことを我々も、県政では野党ですが、一生懸命県民のために頑張っていきたいと思っております。

それともう一つ、今回、税制大綱が決定したことで県経済への影響をどのように考えるか、お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君） ちょっと答弁の前に、先ほど2カ年のものを8項目と言いましたが、あれは7項目の間違いで、3年のものが2項目ありますので、訂正しておわび申し上げます。

どうということが考えられるかという御質問にお答えいたします。

2年に短縮されたということで、企業誘致等に係る、特に税制の部分多くありますが、これが企業の投資判断というところに少し影響が出やしないかというようなことを少し危惧しているところです。

いずれにしても、今回2年、認められたところですので、今後はこの制度を有効に活用し、沖縄の振興・発展を確かなものとするために、成果を出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 やはり沖縄県の経済の発展がこの沖縄の抱える一番課題だと思っていますので、5年が2年になったというマイナスで見えるのか、ゼロが2年になったと見るのか、その辺の見方によっても判断は変わってくると思いますが、いずれにしても、行政の立場で一生懸命、企業の誘致やもろもろ、いろんなことに取り組んでもらいたいと思います。

続いて、ワシントン事務所について伺います。

事務所のスタッフ2名と聞いていますが、1人の方のビザの種類はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 1人の方は、B1ビザでございます。

○西銘 啓史郎君 もう1人は。

○知事公室長（謝花喜一郎君） L1ビザでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 さきの答弁で、公室長からは、平安山さんのビザはB1で不法就労には当たらない。それから、弁護士の判断でも就労ビザがなくても大丈夫だというようなお話でした。

平安山さんは、もともとどのビザをとろうとしたか、もう一度、確認させてください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） どのビザをとろうかというよりも、県はワシントン駐在員につきましては、着任と同時に現地の移民法ですとか国籍法に詳しい専門弁護士との協議を重ねて、指導を受けた上でビザを取得しているということでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 本来、B1がだめな場合には——就労がだめだからB1になったと私は理解しているんですけども、これはしきりに弁護士の判断ということをおっしゃいますけれども、本来は、米国市民権・米移民業務局、USCISの判断というのは必要ないんじゃないでしょうか。USCIS、ビザの取得に当たって。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ビザの取得に当たっては、こういった大使館等の調整は必要です。そこはもうそのとおりでございます。ただ、入ってからのビザでの出入国については、入国管理官の権限だというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 あとB1ビザだと6カ月に1度、帰国しているというふうにこの間答弁もありました。それが、公室長はいろんな情報を聞くいい機会になっているというふうにもおっしゃっていましたが、それは事実ですか、まだ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） そのとおりでございます。

ことしも8月でしたか、御帰任いただいていろいろ平安山氏から、私も含めて知事等に、副知事も含めて、米国での情報等をいろいろ提供していただきまし

た。また、知事からの個別具体的な質問に対しても、平安山氏は丁寧に説明をなさったというふうに伺っております。そういったことは、今後の、また我々がここ沖縄において米国側にこういった働きかけ、情報発信等をするかということについても、大変有意義だったというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ちょっと違う質問しますけれども、今、ワシントンでは、いろんな上院議員、下院議員の面会のアポイントメントとかおとりになっていると思っているんですけれども、これは、平安山さん御本人、または県の事務所のスタッフ、またはワシントンコア社、どちらのほうかそういうアポイントとるんですか。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 済みません。休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 済みません。お待たせしました。

ワシントン駐在員が米国政府関係者ですとか、連邦議会議員等を含む全ての面談者との事実的な調整を行ってございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 6月の議会でもお話ししたんですが、ワシントンコア社に委託する事業の中で、半年に1回、9月末それから3月末に報告書をもらうことになっていると思います。その報告書は、前は副知事もごらんになっていないということでしたけれども、半年に1回、この報告書が来るということであれば、平安山さんが帰って報告する内容とはダブらないんですか。どういう、あれなんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） コア社の中間報告といいますのは、我々、業者との契約に基づいて実質こういった活動をしているかということを年度末でいきなり報告されるということではなくして、中間で報告していただきたいと、そういったことを踏まえて我々はまたいろいろ調整もできるという趣旨でやってございます。

一方で、平安山氏とか、ワシントン駐在からの定期的な報告がまいりますけれども、これは実質平安山氏等がいろいろ思いも込めた、思い等も含めて、メール

でさまざまな現地での状況、それから要人と会ったときの方々の感想等も含めたものを提供していただいているということでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 公室長の答弁を聞いていると、平安山さんが、必要があって半年に1回帰ってきているわけではなくて、ビザの更新、更新というかB1なので出なきゃならない。それをこじつけて、知事や副知事に報告で来ているというふうにしか私は聞こえません。

申し上げたいことは、本当にワシントン事務所の意義、効果、県はよくビー・パイ・シー、費用対効果という言葉をよく使います。家賃やもろもろを考えたときに、本当にワシントン事務所に人を置いて家賃を払い、人件費を払わなきゃできないことと、前県政のときには、アポイントメントはワシントンコア社がとっていたと聞いております。その辺を考えたときに、本当にこの意義をどのように考えていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 例えば1つの例、知事訪米を例にとった場合に、これまでのワシントン駐在を置く前の沖縄県のいろいろ先方方との面談調整といいますのは、主に国務省ですとか、国防総省等にいろいろ外務省の協力を得ながらやっていたということでございます。そういったものをワシントン駐在ができてからは、常日ごろからワシントンの要人の方々の情報の発信等を、情報を入手しまして、そういった中で沖縄県民に対する関心の高い方、そういった方にターゲットを絞り、また、有識者等の意見交換会なども日ごろから行い、知事との訪米の際の面談等が、また会談等がスムーズにいくようになっているということで、その辺のところはこれまでワシントン駐在を置いていなかったときと比べて、大きな変化だというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 駐在員のいろんな仕事、情報収集・情報発信というのがあるというふうに聞いております。前も申し上げましたけれども、情報収集の範囲、私はいろんな限界があると思っています。それと、発信という意味では、いろんな知事の考えを議員に伝え、いろんな形で県の今動きを理解してもらっていると思うんですけれども、一つの事例として、ハワイ州ホノルル市議会が新基地建設に反対する決議案の取り下げを決めた、これは9月の新聞に載っていました。ハワイ州というと、イゲ知事、非常に県とも深い、このお膝元の市議会がこういう理解を示さなかつ

たと。県のいろんな事務所をどんなアプローチをしたかわかりませんけれども、そういったことを見ても本当に私はこのワシントン事務所の活動の仕方、効果があるかどうかがよくわかりません。

それについては、どう考えますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ハワイ州の議会のものは残念であったわけですが、県はワシントン駐在がそこを今注力して何らかの対応を行ったということではなくて、そのことができなかったことで、ワシントン駐在の活動に何か問題があったというふうには認識してございません。

先ほども答弁させていただきましたように、これまで駐在を置かなかったときと比べてはるかに沖縄の実情に詳しい方々との面談とか、有識者の方々の話し合い、昨日も答弁させていただきましたけれども、272名の方々と意見交換を行うなどこれまでにない、駐在がなければこういった活動も実績も出ないわけですから、私どもとしましては、駐在員を置いた成果が徐々にあらわれてきているのかなと思っております。

こういったこと、米国民向けのホームページも開設したこともありますので、ますます加速化させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 1億とか2億とか言われるこの予算が本当に必要かどうか、平安山さんも招致には応じてくれない。我々としては、いろいろ確認したいことがあっても確認できない。ということは、県民も確認できてないわけです。ぜひ、このワシントン事務所については、ビザのあり方、不法就労にならないかどうかも含めて、きっちり追及していきたいと思います。

それから3点目、基地問題について。

単純にお答えいただきたいと思います。

知事、日米同盟は支持しますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 沖縄県は、日米安保条約を認める立場にあります。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 離島地域への自衛隊の配備については、どう考えますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 多くの離島を抱えます沖縄県におきまして、急患輸送ですとか、災害救助、不発弾処理などについて、自衛隊は県民の生命財産を守る上で大きく貢献しているというふうに考えております。ただ一方で、自衛隊の島嶼配備につしまし

ては、我が国の安全保障ですとか、地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるというふうに承知しております。

県としましては、自衛隊の配備につきまして、地元の理解と協力を得られるよう政府は丁寧の説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 では、国防や外交は、国の専権事項と考えますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

地方自治法の1条の2で、地方公共団体の役割というのがございます。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として云々でございます。一方で、2項で、国は、国においては国際社会における国家としての存立に係る事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動云々とございまして、基本的には、国防・外交は国において重点的に担う必要があるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 先日、テレビで拝見しました、安慶田副知事に、石垣の自衛隊配備反対について副知事が対応されたと思いますが、そのときどのようなコメントをされましたか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 地元の方からさまざまな自衛隊配備についての思いがありまして、そういった中で安慶田副知事のほうからは、国と地方の役割分担があるけれども、そういった中で、国の役割を理解しつつも地域住民の声に耳を傾ける必要があるというようなお話をしたというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 安慶田副知事は、そのときには、国防は国の専権事項と明確に申し上げて、それから要請をするというふうなテレビで、私はテレビでしか見てなかったものですから、そういうふうに聞こえました。

やはり、国防は国の専権事項ということで、もちろん地域住民の声というのは大事かもしれませんが、本当に、国境を有する我が沖縄県としては、いろんな課題もあると思いますので、県としてのしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

それから1点、トランプ大統領への祝電を打ったというふうに聞いています。内容をちょっと読み上げて

もらっていいですか。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 読み上げます。

次期米国大統領ドナルド・トランプ殿。このたびの米国大統領選挙における勝利、まことにおめでとうございませう。厳しい選挙戦を戦われ、米国民の民意を受けて勝利をおさめましたことに敬意を表します。トランプ殿におかれましては、大統領就任後は、米国と沖縄との関係について、話し合う機会をつくっていただき、双方にとってよい結果となるよう強力なリーダーシップを発揮されますことを御期待申し上げます。

最後に、米国のますますの御発展と米国民の御多幸をお祈り申し上げます。 日本国沖縄県知事 翁長雄志。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 もし、クリントンが大統領になった場合も祝電を打つ予定でしたか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） クリントン氏が当選したならばということは、仮定の質問でちょっとお答えしにくいんですけども、今回、知事がトランプ氏へ祝電を打った背景といいましょうか、やはり選挙期間中、トランプ氏は、新たな発想でもって今までの固定観念にとらわれないような発言を多々していたと思います。そういったことが、今後の沖縄の基地問題等にも新たな展開を期待できるのではないかという、そういう思いも込めて祝電を発したものと私は理解したところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 知事公室長の理解ではなくて、打った御本人、知事の意味を私確認したいんですが、要は、クリントンなら多分打ってないと思います。わかりません。その中で、今まで県知事が外国のトップにそういったメッセージを発信した事例は、沖縄県では、まずあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ちょっと済みません。

休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 確認いたしました。

過去に県知事、または他の都道府県知事が、他国の代表者に祝電を送った事例はないというふうに承知しております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私は、普通の祝電と違って、国を越えて相手国に打つ。その中身が我々県議会も県民も知らない。これを誰もチェックすることができない。極端な話をすると、これはないとは思いますが、中国にも打てますよね、打とうと思えば。中国にも打てますよね。この中身は、我々県議会も県民も知らないまま、県の一存で打ちましたと。11月10日にたしか打っていると思うんですけども、選挙はテレビではありましたけれども、まだこの後どういうふうな体制になるかもわからない中で、こういう発信をすること、それから、またこれが、このレベルで外交に影響があることはないとは思いますが、今後、こういったものを我々県民、または県議会として何らチェックできないままメッセージを発信するということは、どのようなことになるか、お答えください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） この祝電がどういった影響があるのかという趣旨の御質問ですけども、当選された方に祝電を送ることによって、何か関係が悪化するというようなことはないのかなとも実は考えてございます。

やはり、まずは、相手との交流といいましょうか、そういったことを通じた信頼関係、そういった中で県の思いをしっかりと伝えるきっかけになれば、そういった思いも込めて祝電を打ったものだというふうに理解してございますので、このことについては、県政のトップであられる知事の御判断でなさったことで私はよろしいのかと思っております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私が申し上げたいのは、祝電以外を打つこともあり得るということですよね、これから

も例えば祝電以外のメッセージを。これを国も関与できない、ましてや県議も県民も知らない形で祝電が打たれるような仕組みというのが、今後、どうあるべきかというのは別の機会でも議論をしたいと思います。

それから、視点を変えてちょっと質問を変えます。

自衛隊の航空機の配備計画と、それについてこれはもう国防は専権事項ということで、知事公室長はどのように考えますか。配備計画。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 済みません。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時48分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほど来ありますように、外交・防衛関係は基本的に国の専権事項ということでございます。ただ、一方で、いろいろ配備をされる地元の方々の思いということについては、十分に配慮し、地元の理解と協力を得る必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これだけで時間潰すのもあれなんですけれども、私がお聞きしたかったのは、中期防衛計画では、自衛隊がオスプレイを導入しますと。それに対して、県としては、配備がどこになるかは別にして反対運動をするのか、反対を、そういうのをするのかということですが、それについて答弁願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） オスプレイの配備がどういう形でなされるかと、いろいろ一定の候補地があるというのも承知はしておりますけれども、このことについてまだ確定してございませんので、今時点でちょっとコメントは差し控えさせていただきたいと思っています。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 実際に配備が確定したら、コメントもらえますか、ちゃんと。コメントはもらえますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） その際は、もし県政

として意見を求められたならば、しっかり御説明したいというふうに思って、県の考えを御説明したいと思っています。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 オスプレイの反対の理由というのは、たしか安全性が確保できていないということで建白書にもつながったと思うんですけども、航空機やいろんな乗り物で100%安全な乗り物というのはあるんでしょうか。どのように考えますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 物事全てにおいて100%とか絶対というのは、あり得ないのではないかなというふうに考えています。ただ、100%を目指すというようなことを常日ごろから目指して、限りなく、そういった事故等をゼロに近づけるという努力は当然のことながらあるべきだと思っております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これは、民間も自衛隊も米軍も、私は一緒だと思います。不安全なものを不安全なままで飛ばすということは、私はないと思っていますので、それについてはまた後ほどどこかで議論したいと思います。

2番目に行きます。

J1スタジアムの建設について、那覇市との協議の進捗状況について御説明願います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

J1規格サッカースタジアムの整備につきましては、那覇市と連携して取り組むこととしております。必要に応じて協議等行っているところでございます。整備については、那覇市との協議も踏まえ、県が主体となることとし、基本計画の策定に取り組んでおります。また、この基本計画の検討委員会の構成メンバーとして、那覇市にも参画をしていただいております。計画策定に向けて連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 那覇市議会で6月の答弁で、那覇市のほうは建設に対して3つの条件を出しているようですが、把握していますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時52分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 那覇市において6月議会で県のほうが整備主体となるということについての答弁をしたという答弁書は取り寄せましたが、条件というふうな部分についての資料は手元にはございません。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 総務部長が答弁しているんですが、3つの条件の中に、N A H A マラソンのゴール、練習用の走路確保、那覇市に陸上競技場がなくなることに対する調整、これは南風原町の陸上競技場を相互に使用すると合意したというふうに言っているんですが、南風原町長はなかなか厳しいというふうな答弁もしたと聞いています。要は、那覇市としていろいろクリアすべき課題がまだクリアできていないんじゃないかと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

那覇市には先ほども申し上げましたように、基本計画の策定委員会のメンバーとして、それから那覇市とは、今議員からございました点等や今後の協力体制等々含めてさまざまな面での協議調整が必要ということで、今月、ことしじゅうに連絡調整会議も立ち上げることとしております。そういった中で、那覇市における調整状況等についても確認をしながら、県が整備主体として作業を進めていくことについて連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次に、用地買収問題も、前回の議会では市と調整済みで購入というふうには、29億でしたかという答弁されたと思いますが、今回、急に断念した大きな理由、お答えください。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

那覇市との協議を継続する中で、一つのポイントとして当該J 1 規格サッカースタジアムについては、効率的適切な管理運営等を安定的に行うと、そういったことが重要ということで、そういった観点からいろいろと検討しました。その結果、例えば現状、那覇市から無償貸し付けを受けている土地の契約期間等を延長

することなどの取り組みが可能ではないかと、できるのではないかと、そういったことから、引き続き無償貸し付けを受ける形で整備を進めていこうということで協議を進めていくことになっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 本当にもちろん感じがします。

1つは、那覇市が断念をし始めた理由というのが、もともとは防衛予算を使ってつくろうとしたのがそれが厳しくなったと。その中で県と色々な調整をして進んでいると思うんですが、やはり、先ほど言った3つの条件をクリアする、いろんなことをクリアしないで県が主導的・主体的に動くというのは、私はいかなものかと思います。予算も一括交付金を使うということでありましたけれども、一括交付金がこれから本当に満額で確保できるかどうか、33年度までですね。そういったものも含めて、予算的な根拠も含めて、いろんな検討をし直すべきではないかと。

それともう一つ、収支についても県として把握している収支をお答えください。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県において平成24年度に基本構想の策定を行っております。その中で粗い収支の試算として、年間約9400万円余りの収益とその費用との差額、いわゆるこれは後々、指定管理費用ということになるかと思いますが、そういった部分の概算、試算結果がございます。

現在、基本計画の策定委員会において、改めて試算を行うこととしております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 同じようにもう那覇市は既に収支予測をしていて、マックスで1億四、五千万ぐらいの赤字になるということも議会で答弁をされています。

私が申し上げたいのは、そのJ 1 専用にこだわる余りにいろんなふぐあい協議関係者にも出てくる、那覇市においてもそれが出てくる。それともう一つは、那覇市の公園の開発についてはいつになるかわかりませんが、軍港も含めたあの地域一帯を統合的に、総合的に開発していくという考え方も必要ではないかと思っています。ぜひその辺も、県として、今検討委員会に入っていると聞いていますけれども、開示できる情報についてはきっちり開示をしていただきたいと思っています。

それと、(2)点目、スポーツ競技団体の合宿誘致についての現状等、お答え願います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

県は、市町村や競技団体等と連携して、スポーツ合宿の誘致に積極的に取り組んでおります。平成27年度の合宿受け入れ実績は、25市町村で397件となっております。そのうち、競技別の主な実績については、陸上競技が156件、野球が119件、サッカーが32件となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 スポーツ団体は、人数の関係とそれから宿泊日数からすると、どうしても数字が小さいと入域観光客数の数では余り効果がないように思われがちですが、ぜひ積極的に取り組んでもらいたいと思います。

(3)番の修学旅行の課題と対策については、カットいたします。

3番、安全・安心なまちづくりについて質問いたします。

交通安全の対策について、県警本部長にお伺いします。

高齢者の免許取得者数、自主返納件数についてお答え願います。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 県内の75歳以上の運転免許保有者数につきましては、平成25年末は3万8088人、26年末が4万730人、27年末が4万3267人と増加しており、本年10月末現在では4万5747人となっております。

75歳以上の高齢運転者による運転免許証の自主返納件数につきましては、25年中は728件、26年中が966件、27年中が1194件と増加傾向にあり、本年10月末現在では1135件となっているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 続いて、自主返納者の特典と対策についてお答え願います。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 警察におきましては、運転免許証の返納時に運転経歴証明書を取得できる制度を設けております。それで、その運転経歴証明書を提示することによる優遇措置を幾つか拡大しております。現時点におきましては、例えばバス運賃の割引半額、モノレール運賃の割引半額、タクシー運賃の割引10%割引などとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 自主返納される方々というのは、もちろん体力的な衰えやその他のいろんな理由で返納されると思うんです。私は思うんですけれども、私の知り合いでも返納された方がいて、やはり一番困るのは買い物と病院だというふうに申しております。要は、車を運転できなくなると近くのスーパーまで歩いて、荷物を持って帰ってくる。それから病院に通う。そういうことからすると、決してモノレールやタクシー、バスの割引が余り効果的ではないとは申し上げませんけれども、本来、求める方々へのサービスにそういった形で提供するようなことも考えないと、これはもちろん民間でのスーパーやコンビニでのサービス等もこれから充実されていくとは思いますが、これはぜひ県としても、民間のサービスとこの行政のいろんな支援というものを考えてもらって、これは窓口としては、どちらなのか、子ども生活福祉部になるのでしょうか。ぜひちょっと、その件について、検討を含めて答弁を願います。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 今、県警本部長のほうから免許証の自主返納に伴う制度の優遇措置ございましたが、議員の今御質問の、例えば県内で要介護の高齢者が公共交通機関を利用することが困難な地域に住んでいらっしゃる場合、いわゆる外出支援サービスという事業を実施しております。これは従来までは国庫補助でやっていたんですけれども、税源移譲で今は市町村事業になっていますが、28市町村でやっているところでございます。

また、あわせて介護保険サービスを受けている方で、病院に行ったりとか、あとは日常的に買い物が必要、そういった方に対しては、介護保険のサービスで通院等介助というふうな制度もございます。これは、介護保険事業者でやっておりますので、県としましては、こういう制度をしっかりと市町村に広報していきながら、取り組みを進めていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ウの飲酒運転撲滅についても時間の関係で割愛させていただきます。

(2)番目の地域・自治会活動の推進と課題についても、これも答弁は結構です。

私が申し上げたいのは、地域の自治会への加入率がどんどん下がっていると。特に那覇市においても加入率2割を切って、19%という中で、先般、県民の意

識調査報告書がありました。その中で、地域とのつながりを「あまり」、「ほとんどない」、地域活動への参加「あまり」、「ほとんどない」という方が、もう7割を超えていらっしゃる。やはりこの辺は、地域の安全という意味では、地域のつながりを濃くする自治会活動等のいろんな支援、もちろん市町村中心にやっているとは思いますが、そういったことも県の課題としてぜひまたいろいろ支援をお願いしたいと思います。

それでは、4点目に移ります。

離島振興対策について、離島体験交流促進事業、島あっちい事業の実績と予算、課題等についてお答えください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君） 島あっちい事業は、今年度から実施している事業でありまして、3000人の募集に対して、応募者が9580人という高い関心が示されております。今年度は、去る10月21日から3月下旬にかけて、約3000人を派遣するというところで、今、事業を進めているところでございます。その予算額としましては、1億8180万円でございます。

こちらのほうが効果として狙っているものに関しましては、本島住民が島への理解を深め、応援する意識の醸成でありますとか、あるいは、島のほうが体験プログラムの開発と改善、体制を確立して島の観光振興に寄与する体制づくりをしていただく、あるいは、農家や漁家の皆さんに民泊推進という形で多角的な収入安定化を図ってもらって活性化に寄与するというようなことで取り組んでいる事業でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 離島体験交流促進事業についても、数字と予算をお願いします。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

この沖縄離島体験交流促進事業は、小学5年生を中心に平成22年から始まっている事業でありまして、これまでに、平成27年度まで177校の1万2607人の子供たちが離島の体験をしています。今年度の予算額は、2億5198万円でございます。

この効果としましては、保護者の皆さんから、あるいは教師の皆様から、派遣後に児童が非常に積極的になったとか、あるいは家ではなかなかやらないお手伝

いを民泊先ですることによって、戻ってきて家庭でも進んで手伝いをするようになったなど、自主的な行動が出てきているということで、大変有意義であるという評価を受けているところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 わかりました。

続いて、教育長のほうに事前に投げていますが、へき地児童生徒援助費等の補助金について、概要説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） この事業は僻地等における義務教育の円滑な実施を図りまして、僻地学校の教育水準の維持向上に資するということを目的としております。高度僻地校の児童生徒に係る小中学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する市町村に対し補助をする事業となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 何が申し上げたいかといいますと、今、小学生が全県で9万6000人くらいいると聞いています。6年生になると6分の1で、1万6000人くらいだと思うんですが、今の島あっちいとそれから離島交流で約5億近くの予算が計上されています。島あっちいは3000人で1.8億と。仮に小学校6年生に1万円の補助をした場合には1億6000万で済みます。そういう意味では、もちろん、今の事業が全く効果がないというわけではなくて、そういった離島の小学生が本島に来る、本島の小学生が離島に行く。そういう仕組みをつくることで、その補助も今言った僻地のいろんな総務省の予算であるとか、そういったことも活用しながら、いろんな形で対象者を広げるような努力もぜひしていただきたいと思います。

それから、5番目に行きます。

第7次沖縄県行財政改革プランの進捗と課題、まず概要を簡単に説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

第7次沖縄県行財政改革プランの平成27年度の進捗状況、推進状況です。

29の実施項目のうち、26の項目についておおむね計画どおり進捗しているところでございます。しかしながら、公社等の外郭団体の見直し、それから事務事業の見直し、そして埋立事業による土地造成地の売却促進の取り組みについては、当初の計画どおり進んでいないものがございます。

以上です。

○西銘 啓史郎君 最後に1点だけ。

○議長（新里米吉君） 質問はもう時間を超えていますから、何か特別に要望があったら。

○西銘 啓史郎君 一言だけです。

物産公社のいろんな今後について、いろんな形で議論もさせてもらいたいと思いますが、ぜひよろしくお願います。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時９分休憩

午後２時９分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○末松 文信君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の末松文信でございます。

議長のお許しがありましたので、通告に従い一般質問を行います。

私は、この間、沖縄県における基地問題の解決に向け、そして、普天間飛行場代替施設の建設について、いろいろ議論を重ねてまいりましたが、腑に落ちないところが多く、引き続き質問をさせていただきます。

まず１つ、沖縄県における基地問題の解決に向けて。

(1)、普天間飛行場代替施設の建設について。

ア、沖縄県は、建設用地の埋立申請に対し、平成25年12月27日、これを承認し、その後、埋立工事の途中で、平成27年10月13日、その承認を取り消しました。公有水面埋立法に基づき、同じ沖縄県が一旦承認した行政処分を取り消した行政行為の適法性について説明を求めます。

イ、埋立取り消しの根拠としていた瑕疵について、高裁の判決をもって、なお、取り消しの根拠となり得るのか伺います。

ウ、知事は、６月定例会で「瑕疵ある埋立承認処分を取り消し、適法性を回復させることこそ、県民への責任を果たすことになる」と答弁されておりましたけれども、高裁の判決によると回復の必要性はないものと思いますけれどもいかがですか。

エ、知事は、去る11月29日の会見で、「司法の最終判断を尊重することは当然」と言い、一方で「敗訴が確定しても、前知事の承認時に要件を満たしていなかったことを争えなくなるだけ」と報道されているが、事実上、敗訴を認めているのではないかと伺います。

オ、知事と関係者は、報道によると高裁の判決も想定内、最高裁の判決も敗訴を想定し、代替施設建設を阻止するため、知事権限をA、B、Cのランクに分類し、権限行使を準備しているようですが、承認した知事みずからこれを阻止する行政行為が公有水面埋立法の趣旨、あるいは一般社会通念に照らして、適法あるいは適正と言えるのか伺います。

次に、(2)、米軍基地の整理縮小について。

ア、沖縄県における米軍基地の総面積は何ヘクタールありますか。

イ、北部訓練場の過半が返還されることによって、何％が縮小されますか。

ウ、普天間飛行場と嘉手納以南の施設・区域が返還されると何％縮小されることになりますか。

次に、２、県土の均衡ある発展に向けて（定住条件の整備）。

北部・ヤンバルは、人々が安全・安心して住める定住条件の整備が喫緊の課題であります。特に、その根幹をなす医療機関や教育機関の整備が重要と考えております。去る11月４日、名護市において住民勉強会が開かれ、新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院の内山医院長から、新潟県が設置した基幹病院の設置経緯や周辺病院との連携の重要性など、御講演をいただきました。幸いにして、きのうも具志堅透議員からありましたけれども、県の保健医療部長も、病院事業局長も参加されておりましたので、地域住民がいかに基幹病院の整備を待ち望んでいるか、会場の熱気もあわせて感じ取られたのではないかと思います。

そこで、昨日の具志堅透議員の質問ともダブるかもしれませんが、

(1)、地域医療構想の策定について。

アについては、もうできているようですので削除いたします。

イ、素案の中間報告とパブリックコメントの聴取はいつごろ実施されるのか伺います。

ウ、医療サービスの均衡を図る上から北部・ヤンバル地域に基幹病院を整備する必要があると考えておりますけれども、御見解を伺います。

(2)、県立中高一貫の進学校の設置についてであります。

去る11月14日から18日、会派で研修に行っていましたけれども、その中で、長野県諏訪市の県立諏訪中学校・高等学校を訪問し、先生方から中高一貫校の設置経緯や、ICTを積極的に活用した教育システムの現状と課題、そして期待等について研修することができました。先生方からは、一貫校を設置してから

校風が変わった、生徒や先生方も張り切っており成果も期待できるものということで、大変誇らしげに語っておられました。

そこで、ア、県教育庁では、南部に県立開邦中学校・高等学校、中部に県立球陽中学校・高等学校が設置されておりますが、その設置経緯と成果について伺います。

イ、北部・ヤンバル地域から中南部、あるいは県外の学校で学んでいる生徒は、中学校、高等学校それぞれ何人おりますか。

ウ、南部に1校、中部に1校が整備され、教育の機会均衡等を図る上からも、次は北部と期待しておりますけれども、その計画・構想について伺います。

次は、再質問で行います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 末松文信議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄県における基地問題の解決についてに関する御質問の中の、沖縄の米軍基地の総面積、北部訓練場の過半等による削減率についてお答えをいたします。1の(2)アからウまでは関連しますので一括してお答えをいたします。

平成28年3月末時点の在沖米軍専用施設面積は約2万2619ヘクタールであります。このうち、北部訓練場の約3987ヘクタールが返還されるとされており、当該施設が返還された場合の削減率は、約17.63%となります。しかしながら、全国の専用面積に占める本県の比率は約74.48%から約70.62%と、約3.86ポイントの減少となるにすぎません。また、在沖米軍専用施設面積のうち、統合計画で返還が合意されている普天間飛行場を含む嘉手納飛行場より南の施設の面積の合計は約994ヘクタールであり、当該施設が返還された場合の削減率は、約4.39%となります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 沖縄県における基地問題の解決についての御質問の中の、取り消しの適法性についてお答えいたします。

公有水面埋立承認については、第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これを精査した結果、承認には公有水面埋立法第4条第1項第1号要件、第2号要件を充足していないなどの瑕疵があるものと判断し、適

法性を回復するため取り消したものであります。

次に、取り消しの根拠と高裁判決との関係について、1の(1)イと1の(1)ウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄県は、去る9月23日、最高裁判所に上告及び上告受理の申し立てを行ったところであり、最高裁判所において言い渡しとなされるまで判決は確定するものではありません。

沖縄県としては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めているところです。

次に、敗訴を認めているのではないかということについてお答えいたします。

御指摘の発言は、一般論として不作為の違法確認訴訟の確定判決の効力について述べたものであり、敗訴を認めたものではありません。

次に、知事権限の行使についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあります。これらの公有水面埋立承認の変更申請などについては、法令にのっとり審査を行い、変更承認などの要件を判断していくことになります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 県土の均衡ある発展についての御質問の中の、地域医療構想素案の中間報告及びパブリックコメントの実施時期についての御質問にお答えします。

県は、県及び各圏域における地域医療構想検討会議の議論等を踏まえ、地域医療構想の素案を取りまとめたところであり、現在、県医師会、地区医師会及び検討会議構成員への事前説明及び意見聴取を行っているところであります。今後は、12月下旬に地域医療構想検討会議を開催し、素案に対する意見を聴取した後、構想案を取りまとめ、1月にパブリックコメント等を実施し、2月に医療審議会の審議を経て、3月に構想として決定したいと考えております。なお、素案は、検討会議における議論のための資料として作成したものであり、中間報告は予定していません。

次に、基幹的病院の整備についての御質問にお答えします。

北部地域において基幹的病院を整備することにつきましては、県民に対し、良質かつ効率的な医療提供体制の確保を図る観点から見た場合、合理的な考え方の

一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 県土の均衡ある発展についての御質問の中で、開邦中学校、球陽中学校の設置経緯等についてお答えをいたします。

両校につきましては、中高6年間における計画的・継続的な教育システムを構築することで、難関国立大学等への進学を目指す生徒のニーズに応え、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材の育成を図るためにことし4月に開校したところであります。両校においては、設置の目的が達成できるよう教育活動を展開しているところであり、本県の将来を担う人材が輩出されるものと期待をしております。

次に、北部地域から中南部等への進学状況についての御質問にお答えいたします。

平成28年度において、北部地区から中南部地区の公立高校へ進学した生徒は約200名で、県立中学校へ進学した生徒は3名となっております。また、県外の高校へ進学した生徒は約20名となっております。

次に、北部への中高一貫教育校の設置についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会としましては、現在、開邦中学校及び球陽中学校において、その設置目的が達成できるよう取り組んでいるところであります。今後、他地区での設置につきましては、両校の実績や課題等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 それでは、再質問を行いたいと思います。

まず初めに、保健医療部長、昨日の具志堅透県議に対する答弁で、基幹病院は整備するが、医師会立病院と統合するかどうかは今後検討していきたいと、こういう趣旨の答弁だったと思いますが確認したいと思います。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 医療法上、基幹的病院というのは、概念はございません。研究会の報告でそういう概念が示されたわけでございますけれども、今、県立北部病院を中核的病院と称して、圏域の医療を担っておりますけれども、それを研究会の報告が申し上げるように、研修機能を強化して、医師の確保が優位になるような病院を整備するというような発想で基幹的病院を考えた場合、その2つの病院を統合する

という考え方もあるでしょうし、今のまま県立北部病院をさらに充実強化させる方法もあるということで、そういう趣旨の答弁を述べたことでございます。ただ、その統合自体の考え方を廃止したわけではなく、それを仮に実現するとすると、大きな課題がたくさんあるというふうに考えておりまして、今後その課題について整理していった、県としての方針を決定するという趣旨の答弁を申し上げたところでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 私もそういうふうに承ったつもりですが、今、部長のお話を聞くと、基幹病院の概念ということについて、私、少々疑問を持っているんですけれども、今、先生方がいろいろ研究して基幹病院が必要だと言われている500床程度の病院をイメージしてよろしいのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 研究会の報告で上がってきたのは、問題意識として、北部の医療圏域の問題は一番何かと申し上げた場合に、やっぱり医師の確保であるということでした。そこで、その急性期病院が2つあるわけでございますけれども、これを一つに統一した場合に、医師にとって魅力のある、研修生も呼び込めるような病院を整備することができるのではないかという発想がございました。それが基幹的病院だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、普天間飛行場関係で質問したいと思いますが、まず、ここで確認しておきますけれども、最高裁で県が敗訴した場合、前知事の承認は法的に適正だったということを確認してよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。
仮にの御質問ですが、お答えいたします。

県が敗訴した場合には、県は確定判決に従うということで、県知事が行った承認取り消しを取り消します。そうすると、前知事の行った承認が生きてくるということでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 当然のことと思いますが、今何でこ

ういう議論があるかという、皆さんが仮定の話やマスコミあたりにやって、それが県民にみんな伝わって、疑問視されているわけです。ですから、こういう議論になるわけです。そういうことがなければ、こんな議論しなくていいわけです。

次に、土建部長に聞きますけれども、公有水面埋立法は、国土の有効利用を促進する都市開発法や区画整理法など、開発を促進するいわゆる開発法として理解してよろしいのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後 2 時 30 分休憩

午後 2 時 31 分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

公有水面埋立法は、開発と環境保護の調和、これを主な目的としているものでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 そこで、逆に伺いますけれども、この公有水面埋立法は、埋め立て行為の禁止を目的とした法律ではないですね。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後 2 時 31 分休憩

午後 2 時 32 分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

免許制ですので、禁止をしているということではないという理解をしております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 次に、環境部長に伺いますけれども、先日のあの答弁で、那覇空港の滑走路埋立工事の県外から搬入した埋立材については、条例に基づいて検査した結果、問題はなかったと答弁しておりますけれども、辺野古が進むにおいて、県外材が搬入されたとき、同様な検査で対応することになると思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） 那覇空港滑走路増設事業につきましては、専門家も交えて、搬入前 4 回、それから搬入後に 3 回ということを確認をしましたし、また、埋立区域にも直接足を運びまして確認しました結果、特定外来種の確認はなかったということで答弁させていただきました。今回、仮にでございますけれども、普天間飛行場代替施設の場合には、非常に土砂の搬入量が多いということがございます。ですので、埋

め立てられる場所も違いますので、これはその場所、場所によって、審査していくことになりますけれども、とりあえず我々のほうとしましては、体制も強化しながら、審査していかないといけないということで考えておりますので、那覇空港のような体制ではちょっと厳しいかなと思っております。

普天間飛行場の場合には、先ほど申しましたとおり、埋め立ての土砂量も非常に多いですので、その辺特にしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 今、部長の話を聞くと、何かどうもよくわからないんですが、土砂の量によって何か検査するのが違うんですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） 土砂の量もございまして、あと搬入元の採石する場所とも違って来る可能性があります。そういうこともございまして、そういう搬入元の調査もしっかりやらないといけないということもございまして。那覇空港と全く同じという場所でもないと思いますので、これにつきましては、その届け出がなされた場合に、届け出の内容を確認して、体制を整えて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 これ以上議論する時間はないので、少なくとも恣意的に対応するという事ではないですよ、確認しておきましょうね。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） そういう話はなく、この条例に基づいて、しっかり審査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 よろしくお願ひします。

次に、北部訓練場の過半の返還についてでありますけれども、私は、北部訓練場の過半が返ることによって、県内の米軍基地の面積上の約 17.63%、これ知事がさっき答えていましたけれども、これだけ縮小されますので、私も歓迎するものであります。

知事は、返還を歓迎すると言いながらも、容認できない、不本意だと言われましたけれども、これはなぜですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 4000ヘクタールもの面積の土地が返ってくること、これは、異議を述べることは難しいだろうということです。ただ、そのの

ほうにつくられますヘリパッドは、当初ＳＡＣＯの合意事案にはなかったオスプレイが環境影響評価を行われることもなく飛び交っていると。それから、政府におきましては、自衛隊機のヘリの活用等とか、工期の短縮を図るということで、ある意味、強引とも言える手法で作業が進められた。こういった状況もろもろを考えたときには、なかなか県としては、わかりましたというような状況ではないということを申し上げたところでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 物を整備するのに、何かあれこれ理由があるんですか。あれこれ理由がなければつくれないんですか、これ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 行政を進めるに当たっては、やはりその周辺地域住民の生活環境、それから自然環境等に配慮しながら行うというのは、ある意味、行政マンとして当然だと思っております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 そのぐらいは当たり前のことですよ。そんなの聞いてないです。

次に、私、この間、いろいろ議論を聞いてまいりますと、今回、与党の皆さんは、知事の歓迎容認発言を覆い隠すかのように、知事の苦渋の選択だったと、この説明で、無理やり何か納得しようとしているのが手にとって見えるわけです。そういうことをやっていてそのことが収れんされると思っていますか。これは副知事に伺います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） さきの知事の２周年のインタビューの際に、北部訓練場は苦渋の選択の最たるものだという発言、その後に続いたのが先ほど言いました4000ヘクタールに異議を申し立てにくい一方というような形で、そのはざまにある県政の状態を苦渋の選択というふうに申し上げたことが、翌日の新聞において、知事の北部訓練場容認ですとか、公約違反というようなことが書かれたということです。それについて、安慶田副知事を中心に、いろいろしっかり議論を行い、今現在、説明をした結果、御理解いただいて現在に至っているものと考えております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 与党や今現場で一生懸命やっている方々がこれで承知できるのかなと、大変気になっているところであります。

次に、苦渋の選択ということですが、これについて、少し紹介しておきたいこともありますので、

休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時39分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

末松文信君。

○末松 文信君 今、知事にお渡しいたしましたけれども、この本は、普天間飛行場代替施設建設の歴史をつづったものであります。「決断」という本であります。この本の中の56ページに書いてありますけれども、元名護市長の比嘉鉄也さんが、平成９年12月24日、当時の大田昌秀知事に逃げられて、いよいよその官邸のほうで政治家として決断するときのことが書いてありますけれども、そこには、いわゆる辞世の句とも言えるようなことが書いてあります。「義理んすむからん ありん捨ららん 思案てる橋の 渡りぐりしや」。「義理んすむからん ありん捨ららん 思案てる橋の 渡りぐりしや」という琉歌を詠んでおります。もう一つ紹介しますと、これは岸本建男名護市長が、平成11年12月27日、同じく普天間飛行場代替施設の建設を受け入れたときの文章ですが、この受け入れ表明のときの文章の中に、（資料を掲示） 彼はこんなことを言っています。「私のこれまでの人生で最も困難な選択である。」と政治家の決断が記されております。そのとき、岸本建男市長、私に何と言ったかということ、末松君、これは苦渋の選択ではない、決断だ、決断なんだというふうに言われました。私は、そう言われたときに、政治家の責任の重さは大変だなというふうに感じたところであります。

知事は、そこで苦渋であろうと何であろうと、選択には変わらないわけです。このことを苦渋とおっしゃるからいろんなことを招いている。私は、知事の発言は、容認というふうに理解しておりますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 末松議員の御質問にお答えをいたします。

今、この歌のところしか見ていませんが、「義理んすむからん ありん捨ららん」という、この前後の言葉はわかりませんのでこの一つから考えますと、大変「渡りぐりしや」という苦しみを比嘉元市長も考えておられたんだなというふうに思います。

私たちは、東京要請行動をしたときに、みんな決断をしたと思うんです。全市町村長、全市議会議長、県議会も、そういったような形での決断というのがあります。そして、ところがまた180度転換するというの

もあります。そして、今、岸本市長もそういった決断だという話もありましたが、奥様や御子息からお聞きをするお話は、皆さん方と違うような部分も、私はお聞きしておりますので、そういった基地とそういったもののはざまで、政治家が県民や市民とともに悩まざるを得ないというようなものは、大変沖縄の置かれている厳しい環境だというふうに思っているんです。ですから、僕、末松議員とは前回もお話をさせていただきましたが、大変心がすかっとしているような御質問をされるから、私からすると、そういうふうに決断というものがすかっとした気持ちを持たないといけないのか、あるいはどういうことなのかというものの、またきょう、時間のある中で教えていただきたいと思うんですが、そういったこと等を私も今回の北部訓練場の返還、これについては、マスコミの質問のあり方もあったんですけれども、返すことについてということについての最初の言葉と、それからいわゆる工事のあり方ということについての言い方と、いろんなもの等を話しながらやっていた中で、大変わかりにくいというようなものがあったと思います。いずれにしろ、今は私自身も容認ができないということで、しっかりと見識を持っておりますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 聞き捨てならない話ですけれども、これ、容認できないということは反対ということですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 知事はこれまでも容認できないという発言はさせていただいております。それは、反対という言葉はなかなか言い切れないわけですが、こういった状況はやはりわかりましたと言えるような状態ではないでしょうと、そういう思いをいろいろなことも見ながら、容認できないという発言でこれまでずっと答弁させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 よくわからないんですけれども、容認できないということは反対だというふうに認識していますけれども、違うと言うから、それはそれぞれの判断に任せましょう。

それで、こういった話を聞いていると、本当にどうしたほうがいいのかと思いますが、先日、軍特委員会で東村の村長と高江区の区長を面談してまいりました。そのときに、お二方に、知事はこの間見えておりましたかとお尋ねしたら、いいえという回答が返って

きました。

私は前回も申し上げましたけれども、これだけ皆さんが心を痛めているその状況の中で、知事が一度もそこに足を運ばなかったということで、大変残念でありますけれども、知事、このままで都合がつくんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 高江地区におきましては、いろいろ住民の方々が、生活環境、自然環境等について、いろいろ御苦勞なさっているということがございましたので、我々現地も行きましたし、東村のほうともいろいろ意見交換もさせていただきながら、状況等をつぶさに見聞きしてきたところでございます。また、三役におかれましては、担当副知事であられます安慶田副知事が現地に数度行きまして、現地の状況等も見でございます。県政としては、この北部訓練場、特に高江地区につきましては、これまでも注視してきたところでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 私が聞いているのは、これだけの重要な案件について、知事がその程度の感覚なのかなということだけですよ。

次に、この間、いろいろな答弁を聞いてきましたけれども、腑に落ちないどころか矛盾に満ちているというような感じをしております。

そこで、知事は普天間飛行場の辺野古移設は反対と言っておりますけれども、北部訓練場の返還は歓迎、今はまた容認しないという話もありますけれども、その理由は何かという、公室長はこんなことを言っています。日米特別行動委員会、SACO最終合意を着実かつ迅速に実施しなければならないと答弁しております。

そこで、SACOの合意ですけれども、これ13事案ありましたけれども、そのうちの返還事案は11事案、その中でも普天間飛行場の危険性の除去が最重要課題だったと思いますけれども、これはいわゆる着実かつ迅速な実施ということと矛盾しませんか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 普天間飛行場の返還というのは、危険性の除去とかそういったものは、県政においても重要課題でございますし、それを求めてきたというのもそのとおりでございます。ただ、やはりこの代替施設というところで、辺野古に新基地をつくるということに関しましては、これは翁長知事は明確に知事公約として絶対つくらせないということを公約に掲げて、今県政運営の柱として取り組んでいると

ころでございます。この背景には、いろいろこれまでも議論されているところですので、今私のほうでは申し述べませんけれども、それにかわり得るものとして、やはり普天間飛行場の即時閉鎖、撤去、県外移設、それを県政として求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 知事は、本当にみずからこれまで辺野古推進と言った時期もありまして、そういったことからしても、あの当時は最重要課題だったと思うんです。なぜ今は進まない反対の方向をとっておられるのか、そこを聞いているんです。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 翁長知事は保守の政治家でございますし、一時期そういったこともあったというのも御本人もお認めになっておられます。ただ、やはり那覇市長時代に建白書に基づいてオスプレイの配備撤回というようなことを掲げまして、その中心になられて東京行動を行ったと。そういった中で、やはり強引に今新たに新基地がつくられようとしている。今まで県民がみずから提供したことの無い基地をつくることについては容認できないという、そういう思いをお持ちになられて、それを公約に掲げてやったということでございます。オスプレイ反対の思い、それからこれまでの保革の対立、そういったものもろもろ考えて、やはり県民みずから新たに基地を提供することは、今後はあってはならないだろうと、そういった思いで今の県政に取り組んでいるというふうに考えています。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 やっぱそういう行動が逆に何が今残されているかということ、普天間周辺の危険性が全く除去の見通しが立っていないわけです。これについてどう思いますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 危険性のめどが立っていないのではないかとということですが、これはやはり県も普天間協議会の再開を求めましたし、それから2年に迫ったものについてもしっかりとスケジュールを示すようにということで、政府に対して求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 もう時間もありませんので、また次にやりますが、私最後に、知事は常に県民目線とよく言われます。今、最も命の危険にさらされているのは、世界一危険な普天間飛行場周辺ではないかなと、

こう思っているところです。

そこで、SACO合意の一丁目一番地として、普天間飛行場の全面返還をみんなで協力して進めてきたわけですが、知事は20年近くもこれを推進してきたわけですが。ここに来て、20年も経過した今日、これに反対して、あるいは最高裁の判決で敗訴したにしても、あらゆる手段を行使してこれを阻止する。こういう知事の一連の発言は、まさしく公約違反であり、法律を逸脱した権限の濫用であります。そういうことが許されることはないと思いますけれども、こうした矛盾に満ちた知事の発言は、いずれ私は知事の進退にかかってくるものである……

○議長（新里米吉君） まとめてください。

○末松 文信君 というふうに思っております。このことを指摘して質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 質問の前に、県民に御報告をさせていただきます。

来年度の税制改正で、酒税を初め沖縄路線の航空機燃料税と沖縄型特定免税店等の延長が決まりました。私は、自民党県連の責任者としてかわかり、今回の税制延長はまさに自民党県連、特に自民党所属の4名の国会議員の強い政治力によるものであると考えております。国からの指摘や党本部での厳しい意見もございましたけれども、最後は4名の国会議員の執念によって勝ち取ったものであります。自民党本部の関係各位、そしてまた政府の対応に感謝を申し上げます。

今回の税制改正については、翁長県政の対応のまずさや戦略のなさが露呈されましたけれども、これを県政野党である自民党県連がカバーしたものであります。特に、宿泊施設を拡充することとした県と観光ビューローの対応のまずさは、厳しく指摘しておきます。県が宿泊施設の拡充のため11項目を削除したのについて、自民党県連でボウリング場とスケート場を復活させることができたわけであります。

私ども自民党県連は、そしてまた国会議員は、選挙では翁長知事に潰されても、このように県民や県勢発展のために尽くす政治集団であります。沖縄のために役に立つのは、反対や批判のオール沖縄ではなくて、やっぱり自民党沖縄県連であることを自負しているわけであります。御報告でございます。

さて、翁長県知事就任2年が経過いたしました。私は、この間の県政を、①、オール沖縄県政から革新県政への変化、②、反対、批判及び要求県政、③、決められない県政、④、自己保身県政、そして⑤、言葉遊

び県政であると考えており、やっぱり自民党を中心とする県政にするべきだと私は考えているわけでありまず。

以上を申し上げ、質問に移ります。

まず1点目、衆議院総選挙の対応についてでございます。

翁長知事は、平成26年10月21日の県知事選挙の政策発表で、沖縄では保守・革新で敵対することはない。保革の対立をあおるのは過去のものとして明確に表明しております。年明けにも衆議院総選挙が行われると考えておりますけれども、自民党の国会議員は翁長知事の要請を受けて税制の延長を勝ち取ったわけでありまず。翁長知事は次の衆議院総選挙には、自民党の国会議員を支援すべきであると考えております。それが沖縄県の発展につながります。知事の見解をまず伺います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 照屋守之議員の御質問にお答えをいたします。

自民党国会議員に対する選挙の応援についてということであります。

県選出の自民党国会議員の皆様には、今回の税制改正要望や沖縄振興予算の確保に関し、御尽力をいただき大変感謝しております。一方、私は、知事選挙において、保革を乗り越えオール沖縄で普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回に取り組むことを訴えまして、有権者の多数の支持を得ております。そして当選いたしました。これまでの選挙においては、私と信条、政治姿勢を同じくする候補者を応援してきたところであり、今後もこれまでと同様に対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 自民党の国会議員の私心に含みを持たせた発言ですね。ありがとうございます。

それでは、次に2点目、翁長知事の公約実現であります。

平成26年10月21日の県知事選挙の政策は、誇りある豊かさとし、7項目にわたってまとめられております。その内容と現状について、まず1つ、政策集の5ページ、「私達は、もうこれ以上「基地」を挟んで左右に分かれる必要はないのです。苦渋の選択を強いられる必要もないのです。」という項目がございます。この現状について説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

これまで沖縄県民は、みずから持ってきたわけでは

ない基地を挟んで、経済か平和かと厳しい選択を迫られてきました。しかし、今や県民はこれまでに相反していた経済と生活、平和と尊厳の双方を同時に享受することができるようになり、現在では誰にも恥じることなく堂々と誇りある豊かさを手にすることができるようになったという考えであります。その意味で、基地を挟んで左右に分かれる必要もないと表現したものであります。

○照屋 守之君 休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 失礼いたしました。

苦渋の選択の部分です。

既に過重な基地負担にさらされている沖縄が、さらに苦渋の選択を迫られる状況自体がおかしい、理不尽であるという意味で、苦渋の選択を強いられる必要もないと表現しております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 政策発表では苦渋の選択を強いられる必要もないと明文化しながら、今は苦渋の選択の最たるものとしておりますね。これ県民に対してうそをついておりませんか。どうですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私の選挙のパンフレット等を今部長が読みながら御説明をいたしました。

私は、苦渋の選択というようなものの意味のもう一つは、今おっしゃるような話の中にもありますけれども、やはり戦後の厳しい中で、27年間の異民族支配と復帰してからもなかなか苦難な生活をする中で、基地経済というものは大変終戦直後は50%、そして復帰時が15%。そういったような中で、県民からすると、あの苛酷な、ある意味で基本的人権を無視されるようなものの中で、人権を獲得するために優先してやる県民、それから、やっぱり厳しい経済状況でありますから、経済をしっかりとやっていこうという県民がいたと思います。ですから、そういったようなある意味で相反するようなものの中で、それぞれの価値観においてなかなか県民同士が心を一つにすることができなかった。しかしながら、それから以降は米ソの冷戦構造が終わり、55年体制が終わり、そして本土のほうでも自由民主党が分裂したり、また融合したりというような中で、県議会もそういう中ではいろいろ動きがございました。そういったような世の中の動きがまずあったということ、それからアジアのダイナミズム

を取り入れて、アジアが世界の中で大変経済的にダイナミックにスピード感あふれる中で動き始めた中に、沖縄が日本のある意味で遠い離島だったものが、アジアの中心地になってきたというこういったような状況の中で、沖縄の果たす役割が経済の向上とともに、私は出てきたものだというふうに思っております。

ですから、これまである意味で人権と、あるいはまた生活というようなものをなかなか心に2つ両立させて持つことができなかったものが、今はそういったことを持ち始められるスタートに立ったと。そういうことでまだ当然これからが目標でありますけれども、苦渋の選択をなくして、いわゆるこの2つをしっかり持って、誇りある豊かさを築いていこうと。誇りあるというのは、人権と尊厳であります。豊かさは、私からすると生活であります。ですから、誇りある豊かさというものが一つの言葉になって、沖縄の政治がこれから新しい1ページを切り開いていくと。そういった目標を持ちながら頑張っていく必要があるということを、今部長が申し上げた言葉の中に込めていたわけでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は、冒頭に言葉遊び県政と言いましたよ、知事。私が聞いているのは、知事の政策集に苦渋の選択はしないと言いながら、今辺野古、高江の問題で苦渋の選択をしていると、最たるものだと言っている。それはあなたうそついているんでしょうと、それを言っているんですよ。何を長たらたら説明しているんですか。そこだけ聞いているんですよ。公約違反ではないですかという話ですよ、これは。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、政治というのは、オール沖縄もそうですけれども、自由民主党もそうだと思いますが、その掲げる言葉の目標に向かって頑張っていくということなんです。いわゆる苦渋の選択というようなものが今日まで強く強いられてきたものを、今みずから克服できるような新しい1ページの政治が始められる、それが2年前の県知事選挙であって、そしてオール沖縄ができたわけです。オール沖縄の中で、今照屋議員も自由民主党の会長にもなられて、リーダーシップを発揮して頑張っておられますけれども、しかし、この間の県民の民意というものは、どうしても皆様方に厳しかったと。これはやはり皆さん方も考えるところがあるだろうし、私たちもオール沖縄と言いながらも当然のことながら100%というわけではありません。しかし、目指す世界というものはそういう

ものだということで、一步踏み出してきたわけでありまして、そういった苦渋の選択とかというような言葉がそれを否定するとかというようなことではなくて、そういったものの過程の中で克服すべきことだというふうに思っているわけです。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 公約の話です。ここに書いてあるのは、苦渋の選択をする必要はないと翁長知事が言っているんです。今苦渋の選択をされております。これがうそであり、違反だというその指摘をしているんですよ。余計なことは言わないでください。これうそでしょう、今現実には起こっているのは。そこだけ確認させてください。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 照屋議員の今日までの政治活動がどうだったかよくわかりませんが、余計なことは言わないで言葉一つ説明を、照屋議員はされているんですか。いわゆる一つの言葉を説明するためには、どうしても説明が要ると私は思うんですけども、そういう単刀直入に一言一言でやられると、私はやはり県民も御理解しにくいところがあるのではないかと。私の場合には、またしゃべり過ぎて理解しにくいというふうに照屋さんもおっしゃっているかもしれませんが、それは県民が判断することであって、県民が今そういったものの私の公約というものと、今日まで2カ年やってきたというようなことを考えますと、私は民意というものは、しっかりとそれを支えてもらっているものだというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 公約というのは、この公約に掲げて今どうなっているかという話ですよ。それだけの簡単な話ですよ。今事実がどうなっているかという、それを言っているんだけれども、全然。だから、言葉遊びで言っているというのがやっぱり理解できていないんですよ、知事は。だから私は、うそをついている、公約違反だということを言っているわけですよ。

それと、次23ページ、「断固反対 県民とともに貫く、3つのNO!!」というものがあります。新基地建設、オスプレイ配備断固反対、この現状はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。
「3つのNO!!」の中に、1つは新基地建設反対でございます。

これにつきましては、今現在、昨年、前知事の行った承認を取り消して、いろいろ紆余曲折ありまして最高裁に上告しているところでございますし、また、工事自体は和解に基づいて中止しているところでございます。オスプレイにつきましては、配備の撤回を求めています。今、政府におきましても、訓練の移転という形でグアム、テニアン等に訓練移転等を9月から実施されている部分もございますけれども、県としてはオスプレイの配備撤回をしっかりと求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 23ページに、新基地建設、オスプレイ配備断固反対、「新たな基地建設を許せば、自らその建設に加担したことにほかなりません。これから先、50年、100年もの間、子や孫の世代に基地被害を押し付けるばかりでなく、彼らの批判の口さえ封じることになります。過重な基地負担は速やかに解消されなければなりません。美ら島・沖縄に新基地・オスプレイは要りません。新基地建設・オスプレイ配備に断固反対します。」。新たな基地建設を許せばということですね。これは辺野古だけじゃないですよ。ここでいう公約は、新たな基地だから、オスプレイのヘリパッド建設、これも新たな基地なんですよ。これに断固反対します、県民とともに貫きますというこういう公約ですよ。これが今どうなっているかという話ですよ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） オスプレイ自体は、当初SACOに入っていなかったものの、これが新しく入って県民に不安を与えているということでオスプレイ反対をやったわけでございます。北部訓練場にヘリパッドをつくるということは、当初からSACO合意の条件として入っていて、これ自体は県も認めていたという歴史がございますが、オスプレイが配備されるということで、オスプレイの配備は反対だということを主張しているわけでございます。

○照屋 守之君 議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時11分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、この23ページの、今は

どうなっているかわかりませんよ。あのときの選挙公約は、オスプレイ配備も反対と言っているんですから、政策発表のときに知事は。この中にしっかりとまた明記されているんですから。だから、反対していないでしょう。容認はしていないけれども、反対していないでしょう。反対していますか、知事。容認していないというのは公約でしたか。この公約にありますか、容認していないというのが。だから公約違反と言っているんですよ。おかしくないですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 照屋議員がこの言葉を捉えて、公約違反と言いますので、私は、2期目の仲井眞知事の公約は仲井眞知事と御一緒につくったんですよ。

○照屋 守之君 2期目じゃないよ、翁長知事ですよ。翁長知事です。仲井眞知事の話していない。

○知事（翁長雄志君） 普天間の県外移設、そして自民党県連の東京要請行動御一緒に、照屋議員も一生懸命やられたじゃないですか。

○照屋 守之君 議長、何でこんな答弁させる。

○議長（新里米吉君） 答弁聞いてからまたやってください。

答弁は聞いてください。

○知事（翁長雄志君） これは背景を説明しないと、おわかりにならない。

○議長（新里米吉君） 答弁は聞いてください。

○照屋 守之君 何で仲井眞知事のものが答弁出てくるのか、こっちに。

翁長知事の事を聞いているんだよ。

○議長（新里米吉君） 答弁の流れの中で、説明の中での話ですから……

○照屋 守之君 こんな流れがあるか。

○議長（新里米吉君） 答弁をちゃんと聞いてからにしてください。

○照屋 守之君 これが公約違反かどうかって、この話だよ。何でも答えればいいのか。

○議長（新里米吉君） 答弁を聞いてから、最後まで聞いてからにしてください。

今、話が始まったばかりです。

○照屋 守之君 どこまで行くの、話は。

○議長（新里米吉君） それから続くわけだから、話は、説明は。

答弁を聞いて……

○照屋 守之君 何でこんな議会運営するんですか。

○議長（新里米吉君） 今答弁しているわけですよ。答弁の出始めですから、そこで遮ってはまずいです。

○照屋 守之君 出始めに翁長知事が出て、今度は稲嶺知事が出てくるわけ、今度は。

○議長（新里米吉君） この間の経過を述べようとしているような感じですから、続けさせてください。

知事、続けてください。（発言する者あり）

静かにしてください、みんな。

○知事（翁長雄志君） 私も議会は長いので、質問権もとても大切でありますけれども、答弁権というのも大変大切で、御理解をいただくような説明をしなければ、なかなかこの御説明の仕方が難しいということがありますので、今、そういったもの等で政治のいろんな成り立ちというようなものも含めて、話をさせてもらっているわけでありまして、ですから、この新基地建設、オスプレイ配備というのは、もうその意味からいうと、私たちからすると、誰が考えてもその時期の争点というものは、新辺野古基地はつくらせない、オスプレイ配備撤回というようなことでやっているわけがありますから、それをいかにしていい形でというようなものが、またみんなで英知を絞って不当な格差、原発建設というようなもので、わかりやすいように書いてあるわけでありまして、こういったこと等は、今日までの私の政治的な行動を含め、その意味からすると、県民は私は理解していただいているものだと、各種の選挙でそういったものを支えてもらっているんだというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だって、これに公約で容認できないという約束じゃないですよ。公約は反対ですよ。今容認できない。だから公約違反だと言っているんです。当たり前の話じゃないですか。公約違反の何物でもないですよ。断固反対します、県民とともに反対します、県民は反対させます、知事は今何もやっていません。これも違反じゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時15分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 照屋議員の御質問は、北部訓練場の施設内に歩道等が整備されることも含めて新基地ではないかというようなことではないかと思うわけですが、これはもともと北部訓練場に備えられている機能でありまして、我々はそういったことから北部訓練場を新基地とは捉えていないということでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、こういう形で公約を確認したら全然とんちんかんことを言って、この公約がどうかとそれだけの話なんです。だから、容認できないというのは公約違反であるし、反対していませんからね。これは本人が公約違反じゃないと言っても、みんながそう見たら公約違反ですよ。仲井眞前知事は、あれは本人みずから公約違反と言っていない。周りが公約違反、公約違反と結局公約違反になりましたよ。それと全く一緒ですよ。知事も、だからそういう形で、周りもしっかり客観的にそういうふうに見てやるということを言っているんで、その辺をしっかりとそうであればそうである、そうじゃなければそうじゃないだけでいいんです。説明が長過ぎる。

だから、きのうの本会議で、ヘリパッド容認報道で安慶田副知事が新聞社に出向いて編集局長に会ったということでしたよね。安慶田副知事は、私は非常に疑問に思ったのは、行政権とかこの立法権、司法権、この三権分立、こういうふうなものをどう理解しているのかなど。それと、今その報道権も含めて4つの権限、これにはそのようなものがもう確立されていると思っているんです。それは、やっぱりどこの権限も侵害してはいけないというそういうことを考えているわけです。だから、行政権が報道の権限に侵入してはならないというのもあるし、だから、新聞は権力や県政をチェックする機能があるわけですよ。でも、逆に行政が報道権をチェックするというそういう権限は余りないわけでしょう。だから、何でわざわざ尋ねていくのか。本来は新聞社の担当記者がいて、その人を副知事が呼んで、どうしたの、ああしたのという確認をすればいいことなんじゃないですか。これが非常に不思議なんです。どうなんですか。

○議長（新里米吉君） これは通告外ですが、答えですか。（発言する者あり）

答弁しますか。（発言する者あり）

○照屋 守之君 通告外、通告外……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静かにしてください。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

今回マスコミを訪問したのは……、（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。

○副知事（安慶田光男君） 知事が一度も容認と発言していないにもかかわらず、事実上、公約の撤回、ヘリコプター着陸帯の容認と記事が掲載されたことから、なぜ、そのような記事になったのかを意見交換す

ることが目的でした。席上、記事についてさまざまな意見交換をしたところ、マスコミ側からもう一度知事の真意を確認したいので、改めて会見をしてほしいとの要望により2日後の会見に至ったものであり、決して圧力をかけたものではありません。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、大変失礼しました。

この3番目の、通告の、今回の翁長知事の苦渋の選択の最たるものとしてのヘリパッド容認は明らかに公約違反であるという、そういうふうな中で確認しようと思っていました。大変失礼しました。

この件は、さっき言いましたように、私は公約違反だというふうに思っております。改めて、知事の見解はいかがですか。ヘリパッド容認というものは明らかに公約違反だというふうに捉えておりますけれども、いかがですかというのが3つ目の質問です。どうぞ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今、安慶田副知事からもありましたように、知事が北部訓練場は苦渋の選択の最たるものだという発言をしたことが地元紙には容認ということになったということで、2日後の記者会見になったという御説明がありました。このように県としては、知事は北部訓練場について容認とした発言をしたことは一度もないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、容認できないというのも、できないというのがこの公約違反だということを明確に言っているわけです。容認できないというのも、公約は反対ですからね。反対ですから容認できないというのも公約違反。これははっきり申し上げておきます。

その次の新聞です。

これ非常に不思議なのは、この28日の知事の発言がありますね、11月の。29日に新聞報道があって、ヘリパッド容認、公約違反の報道がされるわけです。30日に安慶田副知事が新聞社を訪問するわけです。12月2日に知事の釈明会見があって、12月3日に新聞報道があるんです。この一連の流れ、非常に意味がわかりにくい。12月2日に知事が釈明発言をするのであれば、安慶田副知事は新聞社に行く必要はないわけですよね。そうすると、この11月30日と12月2日のこの整合性、これ説明してもらえませんか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えします。

11月28日に知事がインタビューを行い、苦渋の選択という言葉を発表して、それが翌日の新聞に容認、事実上の公約撤回と載ったものですから、その30日にまた本意ではないという新聞の記事が載りました。そこで29日から30日にかけて、それぞれ与党や公室のあちらこちらから電話があって、どういうことかと真相を聞きたいということでありましたので、そこで11時に副知事の私が説明をして、それから両新聞社に、11月29日のインタビューにおいて苦渋の選択と発言したが、一部報道において、事実上の公約撤回、容認と掲載されました。知事は、公務としてインタビューに応じたものであり、議事録を確認したところ、一度も容認とする発言はしておりませんでしたので意見交換をいたしました。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから、30日に行って2日にやったのに、意味説明してくださいと言っているけれども、全然説明になっていませんね。29日の、これは新報ですね。（資料を掲示） 29日の新報一面、「知事ヘリパッド容認」、「苦渋の最たるもの」、「事実上の公約撤回」。これが2日の会見の後は、「着陸帯容認せず」、「知事、「反対」明言なし」。これだけ大きなものがこれだけ小さくなるんですよ。これだけ。今度はタイムスですよ、タイムス。（資料を掲示） タイムスも「知事、ヘリパッド容認」、「「公約違反」批判必至」、「返還歓迎立場鮮明に」。2日後、「知事「容認ではない」」、「「苦渋の選択」発言」とこういうふうになるわけですね。

だから、これほんの二、三日で安慶田副知事がマスコミに行く、2日に会見をする、3日にこういうふうになる。これは非常に異常な状態ですよ。さっき私が冒頭に言いましたように、マスコミのその報道権を知事の政治の権力で何か覆しているかのような、そういう誤解を与えるような感じがします。実際にこれだけ変わっているんですから。ですから、編成局長に会っていますからね、編成局長はこの見出しをつける人ですよ。だから、「知事、ヘリパッド容認」、「公約違反」、こういうふうなものは、「苦渋の最たるもの」というのは、県民や新聞社、これ何も関係ありませんよ。困るのは——県民は困りませんよ、新聞社も。だから、翁長知事が困るからそういうふうな話し合いをした上で、こういう形で変更になったわけでしょう。どういう意味ですか、これ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほど安慶田副知事からございましたように、知事が発言した苦渋の選択というのが、容認、公約撤回というような記事になったものですから、これはやはり知事の本意とは違うという記事も、これは29日の晩ですか、知事がマスコミのぶら下がりを受けまして、そういった本意ではないという発言をしましたら、30日に不本意だというような記事が載ったわけです。そういったことも含めまして、安慶田副知事は県政、知事を支える副知事として、これはしっかりと知事の思いとそれからマスコミの考え、これは意見交換しなければならないだろうということで、安慶田副知事からはこの知事がおっしゃった、いわゆる苦渋の選択という意味、それをお話しし、またマスコミからはアンケート調査などについて事実上の公約違反じゃないかとそういったもろもろのさまざまな意見交換を行った結果、先方のほうから、じゃ、もう一度知事の真意を確認させてもらいたいという向こうからの申し出があって、改めて会見をしたということです。

照屋議員の先ほど来の御指摘は、マスコミに対する圧力ではないか、報道の自由を侵したのではないかという趣旨のあれだと思えますけれども、安慶田副知事からはこの訂正を求めるとか、そういったことは一度もしていないということですので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 翁長県政にとって、県知事にとって都合の悪いこういう見出し、報道がされると、今の県政は新聞社に逐一調整しに行くんですか。そういうことですか。翁長知事に都合が悪ければ、マスコミとこういう形で調整してやるというこういう話ですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 記事の訂正を求めるとか何とかということではなくして、議事録を起こしましても、容認という発言がないにもかかわらず容認となったのはどうなのかということで、意見交換を求めたということですのでございます。抗議もしてございません。意見交換を申し出たところ、先方がお受けしてさまざまな意見交換を行った結果、じゃ、もう一度知事の真意を確認したいのでインタビューさせてもらいたいということがあって、2日後のインタビューに至ったということですのでございます。何らかの訂正を強く求めるとか、撤回を求めるといふことであれば、これはゆゆしき問題だと思いますが、そういったことは一切ご

ざいせん。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 情けないですね。だから、毅然として県政は仕事しないと、幾らどういう批判をされようが、一々県知事に都合が悪いから周りが、副知事が動いて、県政が動いてそういうふうなマスコミ、しっかりやっているタイムス、新報にとっても非常に失礼な話ですよ、これは。こんなことやっている。これは、こういうことをやると、県民がどう思うかですよ、県民が。皆さん方の都合でやっているわけじゃないですよ。だから、そこはしっかり確認してやってもらわないと、タイムス、新報から皆さん方に対する信頼が壊れていきますからね。

次に、辺野古問題です。

辺野古につくらせない、あらゆる手段で実現するとしておりますけれども、陸上部の工事再開を認めたことは、つくらせないを放棄する行為であると私は考えております。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

隊舎2棟につきましては、昭和54年に建設された現在使用中の老朽化が著しい既存の隊舎を、当該施設の近傍に移設するという国からの説明がございました。それを受けまして、県はさらなる資料の提供、それから現地確認等を踏まえ検討しました結果、辺野古新基地建設の施工区域外にある既存の隊舎が老朽化したことにより、施設・区域外に移設されるものであることが確認されましたことから、埋立工事とは直接関係がないと判断いたしまして、工事の中止を求めないということですのでございます。決して新基地建設を放棄したとか、公約に反するということではないというふうに考えてございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 今、キャンプ・シュワブの陸上部、どういうふうな工事が進められておりますか。平成19年から何か進められているというふうに聞いておりますけれども。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 失礼しました。

新設する隊舎2棟は、それぞれ4階建てで部屋数は97室とのことであります。2棟のうち1棟は3階ま

でコンクリートが打設され、もう1棟は2階までコンクリートが出された状態で工事が中断していたということでございます。新設する隊舎と老朽化した隊舎は、約100メートルから300メートル離れるということでございます。

○照屋 守之君 議長、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時35分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 失礼いたしました。

シアターとかクラブとか、スーパーフードコートとか、医療施設、銀行もろもろでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それを移動させるというそういうふうな計画があって、進めていっているんじゃないですか、今。違いますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ちょっと言葉の使い方があれなんです、いわゆる施工区域内の、今陸上部の施設がそういったものがあるということでございます。先ほど私が、今般、県が中止を求めないこととした隊舎というのは、施工区域外の中に、陸上部にある隊舎を200メートルから300メートル離れたところに移設するという説明をさせていただきました。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この前の隊舎の移動も含めて、先ほど言いましたいろんな施設があって、それを移動させる。これは陸上施設の再編事業が行われているとそういうふうに認識しております、私は。皆さん方はどうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 我々もそれが陸上部埋立工事施工区域内から区域外に移動させるものということであれば、関連性があるということで認めるわけにはいかないというふうな判断をしようと考えてはございました、当初ですね。ただ、図面等も調べて現地も確認したところ、区域外から区域外に移設することが確認できましたので、埋め立てとは直接関連がないという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、陸上施設の再編事業が行われているということは、共通の理解でいいですかということですよ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 照屋議員がおっしゃっている陸上施設再編事業といいますのは、18年5月の再編実施のための日米ロードマップに基づく事業だということでございます。ただ、我々が重要視しているのは、施設・区域内の埋め立てに要するようないわゆる新基地がつけられる区域内から移設するものについては、直接工事に関連が出てくるということで、そこは容認できないということを、これを基本的スタンスとして検討してまいりましたけれども、先ほど来申し上げていますように、施工区域外から施工区域外への移設だということで直接関連がないと、関係がないという判断をしたということでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、再編事業という共通認識はとれましたからいいんですけども、この隊舎2棟は、やっぱり再編事業の一環として行われているわけですね。これは区域外から区域外だから問題ないという、こういう理解ですよ。そういうことですよ。いいですか、公室長。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県は、隊舎2棟について中止を求めないことにしましたけれども、ただ、そのことをもって陸上施設再編事業全体を認めたということではありません。我々の基本は、あくまでも辺野古新基地建設に関連する工事については中止すべきだという考えでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、これはこの再編事業の中の2棟を認めたというのは、本来これは県が認める、認めないの仕事じゃないわけですよ、そうですね。この陸上部というのは、県が認めようが認めまいが、国は進められるというそういう認識ですよ。違いますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） このような県が認める、認めないというような、中止を求めないという表現を我々はしているわけですけども、そこに至った背景は、和解条項に基づいて全て工事を中止するというので、キャンプ・シュワブで行われていた工事を全て中止したわけですね。そういった中において、政府のほうからはこの部分については、その再編事業とは関係がない事業だから、しかも平成25年から着手していたけれども、工事がとまっている。そこを完成させていただきたいということがあってやったということでございます。

議員がおっしゃりたいのは、認める、認めないという権限はないだろうという趣旨だと思いますけれども、和解条項に基づいて全てとめるという中で、お互いが合意してその工事の再開は、じゃ、どの部分までは関連するのかわからないのかを議論したということでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、これもともと途中経過をとめてこの工事再開を認めるということですよ。そうすると、これは国からすると、県は再編事業について了解を得たというそういう言い方をするわけですよ。この再編事業は、キャンプ・シュワブですね。

（資料を掲示）ここに新しくつくるんですかね。ここに埋め立て予定ですよ。この再編事業というのは、このここにあるものを全部基地内におさめていくという仕事をこれからやっていくわけです。今、これ県がこのキャンプ・シュワブ内に入って、この2つを認めたということは、この再編事業を認めたということになるわけですよ、この部分は。現場にも行っていますよね。あとは、ここは県の了解を得なくて仕事ができるわけですよ。一々この再編、クラブとか映画館を上にするのに県の了解はもらわなくて国はできるんです。あえて県の了解をもらわなくてもできる仕事を伺いを立てて、これを県が了解したということは、これは非常にゆゆしき問題なんですよ。この滑走路をつくるために再編事業というのは行われているわけですから、その一環としての隊舎を認めるということは、これは大変なことなんです。辺野古基地をつくらせないというふうに言いながら、県民の知らないところではこういうような形でつくらせるという方向を県がバックアップをしているという、こういう実態があるわけですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） この辺野古新基地建設の具体的な工事は、我々埋立工事、埋立工事に係る護岸工事、飛行場の滑走路舗装工事、施設の建築工事、そういったきっちり分析してございます。そういった流れの中で、先ほども言いましたけれども、施工区域内から外にというのはやはりそれは関連いたしますので、それが外に移さなければ工事ができないわけですから、基地ができないわけですから、それは認めるわけにはいきませんよ。ところが、今回やりましたのは、あくまでも施工区域外から区域外ということでありまして、陸上施設再編事業全体を認めたことにはならないという判断に至ったということでございます。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 皆様方はそう言っても国はそうは思いませんよ。この隊舎は、40年ぐらい老朽化したものをここに建てるんですよ。あと40年、50年は使えるんですよ、50年。皆様方は50年、基地を使うものはつくらせないとやっているわけでしょう。こういうふうなものを認めて、認めていきながら、これはつくらせない、こんな理屈はないですよ。ですから、翁長知事はこういうのを隠しながら、反対をしながら一方ではこれが進められるような環境づくりをやっていって、県民の知らないところで。これが来週工事スタートしますよ。入り口で反対運動しますよ、ここで。工事再開反対する、じゃ、皆様方はいやいや、これは辺野古埋め立てとは関係ありませんから、皆様方は反対しないでくださいと言って、そういう説明を県ができますか。これは、だから公約の違反なんですよ、つくらせないという。実態はこうだという話ですよ。いかがですか。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。今、県が答弁をする時間です。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

県が辺野古新基地建設と言っている具体的な工事は、埋立工事、埋立工事における護岸工事、飛行場の滑走路舗装工事、施設の建築工事、そういったものでございます。先ほど来言っている隊舎2棟は、区域外から区域外ということで、陸上施設再編事業全体には関係ないということで、隊舎2棟を認めたことがイコール全体を認めたということにはならないというふうに我々は理解しております。

○照屋 守之君 全体を認める必要はないんだのに。できるんだのに。ここだけが問題なんですよ。

ですから、……

○議長（新里米吉君） 時間です。

○照屋 守之君 近々、苦渋の選択で辺野古を受け入れるんじゃないですか、知事。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 質問は終わっています。

15分間休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後4時0分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

○翁長 政俊君 それでは、一般質問を行います。

まず、高江ヘリパッド建設についてでございますけれども、この高江についての一連の知事の発言を、私

なりに経過を追ってまとめてみました。

知事は、高江ヘリパッド建設をめぐる発言で、苦しい胸のうちの吐露しています。知事のヘリパッド建設に関する基本姿勢は、知事選挙政策発表における建設反対表明であったと私は思っています。知事就任後、ヘリパッド建設が本格化すると、政府の工事手法を強く批判する一方で、ヘリパッド建設については封印をいたしております。この微妙な変化は、北部訓練場返還に対し、異議は唱えられないとか、返還を歓迎するに私はつながっていると思います。そして、北部訓練場の返還とヘリパッド建設のはざまを引き合いにして、あっち立てればこっちが立たずと嘆いております。知事の本音である苦渋の選択の最たる発言が、その間に飛び出しました。県民は、啞然といたしております。マスコミは一斉に公約違反と糾弾し、ヘリパッド建設の事実上の容認と厳しく批判をいたしております。釈明会見では、私が聞いても意味不明で理解不能な説明に終始いたしております。

そこで質問をいたします。

苦渋の選択の発言に対し、公約違反とは不本意だと知事が過剰に反応しています。痛いところを突かれたんじゃないですか、これは。後ろめたさがあるからそういう過激な反応をしていると私は思いますけれども、知事の心情をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○翁長 政俊君 君じゃないよ、君が知事の心情わかるわけがないじゃないか、何を言っているんだおまえ。君は知事の心情知っているのか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 済みません。まずは事実から答弁させていただきたいと思います。

まず、知事は容認とは発言してございません。そういった中で、事実上の容認ということで、公約違反という流れになったということで不本意だということだと考えております。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 知事、発言できませんか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 翁長政俊議員の御質問にお答えをいたします。

今、時系列的に私の発言の状況を説明しながら、事実上容認ではないかと、大変わかりにくい言葉であるというような話がございました。

私自身、選挙のときには、大きな柱というものは新辺野古基地はつくらせない、オスプレイの配備撤回ということで、ある意味で大きな命題として、これをさ

せてもらっております。北部訓練場の問題もそのときにそういった形でマスコミからも質問があったりしたわけであります。そういう中で、容認をしたというようなことは今日まで一度もないわけで、ですからこの1カ月ごとにいろんな話があったときに、そういった場合でもよく読んでいただけるとわかんと思いますけれども、容認するというようなことはもう全くないわけであります。ただ、北部訓練場を返すということについて、異議を唱えるのは難しいというような話はさせてもらっておりますが、必ず私はそのときには、このヘリパッド建設におけるオスプレイのSACO合意においてもなかった、あるいは東京要請行動の前にもオスプレイの配備はないという説明の中で、いわゆる10万人の集会等々があり、東京要請行動があっても——あれは平成12年になるんですかね——有無を言わず飛んできたわけでございます。そういったようなこと等を含めて、いわゆる容認というようなものは一切言ったこともありませんし、この1カ月以内の言葉の中でもそういうことは全くないというようなことでずっと説明をしてきております。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 SACOの合意を認めるが、辺野古基地建設は認めない。そして、知事選挙前には、高江のヘリパッド建設には反対し、当選をすると知事就任をされて旗幟を鮮明にしない。これではやっぱり、県民わかりにくいですよ。私は、そもそも知事の基地返還姿勢には、どれほどの決意があったのか、非常に疑わしく思っているんですよ。このヘリパッド建設反対は、選挙の政策発表のときに反対と言ったのはこれ公約ですか、公約じゃないんですか、明確にしてくださいませんか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私の正式な公約というのは、パンフレットに出しております。ですがそのときには、新辺野古基地建設反対、あるいはオスプレイ配備撤回、あるいは普天間基地の撤去、こういったようなものが一番の眼目であります。インタビューするときには、いろんな角度から出てまいりますので、あの言葉というのは出ておりますから、私がそのときに考えていた考え方の一つであります。恐らくは、あのとき以外はそういうことはなかったと思いますけれども、公約という意味合いをどのように捉えるかという意味で発言をしたものは全て公約だということであれば公約になりますし、ただ一連のこの2年、3年の私の発言、この件に関してはたくさん触れております。恐らくは私の記憶するところこの1回ではないかなという

ふうには思っております。それ以外のところでは、容認はできないというような言葉を使っているものですから、これに関する整合性というのは、私も大変申しわけないと思っていますけれども、回数含め、首尾一貫している言い方とすればそういうことになります。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 あの当時のことを、新聞も含めて私なりに思い出しているんですけども、知事が、いわゆるこのオール沖縄を形成していく中で、多分この出馬表明をする政策発表をするときには、革新政党とは間違いなく政策協定しているはずです。当然、この高江の問題が出てくるというものは、私はあってしかるべきだと思っています。記者から飛び出るのも、これ当然の話ですよ。それを受けて、知事はああいう発言につながっているわけです。そうだろうと私は思っています。多分、私どもが政策協定をするときもそういう流れの中でやりますから、そういう方向であったはずですよ。ですから、そういう意味では、知事がこれを公約ではないということになると、あの当時皆さん方が革新政党とどういう話をしたかわかりませんが、あの皆さん方を裏切ることになりませんか。あなたはこの問題について、私は毅然とした態度をとるべきだと思っていますよ。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 翁長政俊議員が今おっしゃいました公約、そして政策協定というもので必ずやっているはずだという話なんです。政策協定というのは、だからパンフレットにあらわれているんですよ、あれに全てあるんです。それ以外はたくさんありました、確かに。しかし、御承知のとおり保守から真ん中に寄って、そして皆さん方の御理解も得てパワーを大きくして基地問題を解決しようなどというような話でやってきておりますので、政策協定という意味でいろんな提案もあったものは、ほかにもあったかと思いますが、議論としてもあったと思います。しかし集約されたのは、あの中に入っています。しかし、私が外でしゃべっておるわけでありまして、それを公約でないというのはやっぱり政治家としてはこれはいかなものかとも思うんですが、ただこの二、三年のいろいろな形に関して、高江の話もよくありましたけれども、私の首尾一貫としているものは、いわゆる容認はできないということであるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 あのね知事、先ほどからこの議会の議論の中で、安慶田副知事がマスコミに行った話があります。これも、常識的に考えれば、そういう行為は

やるべきじゃないですよ。常識的に考えれば、これはマスコミへの皆さん方の、ある意味では圧力に、権力ですから、沖縄県で一番の権力を持っているんですよ。出かけていくというのは素直に誰が考えてみても、これは介入です。そういう流れの中で、安慶田さん、あなた自身は外で何と言っているかということ、このヘリパッド建設は公約集に書いていないから公約ではないんだと言って歩いているんだよ。今の知事の発言と違うじゃないか。いや、あなたはそう言っているでしょう。新聞にも与党の一部が、いわゆるこの公約集に書かれていないから、これは公約じゃないんだと言っているんだよ。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 私は、そのときに私の意見というよりも、苦渋の選択の話はしましたが、マスコミからこういうのがありますよ、一度候補者が、ちゃんと活字になっていなくても公約じゃないですかという話をしたんです。そうすると、知事はだから容認とは言っていないので、反対と容認ということになっているんですが、そういう意味で私は公約違反じゃないんですかというお話はしたんですが、これが公約じゃないとは言っていない。だから、そのときに反対、マスコミが言ったのは、要するに、ちゃんとした確実じゃなくても、今知事がおっしゃるように、言ったなら公約だと。そういう意味で自分たちはこの苦渋の選択というので、容認というふうにとったから公約違反と言ったということと、百歩譲って向こうで反対と容認の違いはあっても、そうであるならば別に公約違反にはならないんじゃないですかという話をしたんであって、認めたわけじゃ、容認したわけじゃないからということで言ったんです。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 安慶田さんのこれ独特な、あなたの人生観でこういった物のしゃべり方するもんだから、そこは私は問題だと思っていますよ、正直なところ。二階さんとの話もそうでしたよ、言ったことを言っていないと言うし、そこはもう少し襟を正すべきです。

知事、今問題になっているのは、このヘリパッド建設の問題です。言ったことは責任を持たんといかぬ。これは、私は公約というふうに受け取っていいですね。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） いわゆる公約というのは、もう一回申し上げますけれども、政治がいろいろ中央のほうでもいろいろあつたりしますので、私たちはそういった合意の言葉をつくる政策協定をする、そしてま

とめ上げてきたことを公約として印刷もして、そして多くのマスコミの皆さん方にも流してという意味では、そこには入ってはおりません。入っていない中で、いわゆるやっぱり私どもの仕事はお互い一緒ですけども、どこに行っても、この件については、この件についてはという質問がありますから、今残っているもので、この反対という言葉を使ったというのは、責任があるとは思っております。

これは、公約かということになりますと、これはもう皆さん方の判断に任すという以外には——なぜならば二、三年ずっと一貫して容認せずという言葉を使っているもんですから、その意味では、私なりの思いはあります。思いはありますが、いや、公約だと言われれば、これについて私が反論をするようなことはありません。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 私も、聞いている皆さんも多分そうとるだろうと思います。

それで、知事、このSACOについてなんですけれども、あなたはSACO合意を容認すると言っていますよね。SACO合意はどういうことかというのと、沖縄県にある基地は海兵隊が7割を占めているんですよ。この海兵隊を再編してほとんどが条件つきで県内におさめていく、これがSACO合意の本旨ですよ。だから、あなたは県内移設を認めるという立場に今立っているんですよ。それはどう思いますか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） SACO合意の定義というのは、今議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。そして沖縄の基地負担軽減、米軍の再編成も含めて、沖縄の基地負担軽減というようなことも含めて、この海兵隊の基地をいわゆる場所を変えることによって、できるだけ整理縮小をしていくという趣旨であるとは思っております。そして、普天間をさあどうしますかと言ったときには、あれはやはり少女暴行事件などもありまして、当初は返還からそれから県内移設ということに変わってまいりました。県内移設というような中で、その岸本市長や稲嶺知事もいろんな意見を求められて、そして最後の中で決断をしたのが15年問題と基地の共同使用、岸本市長はそういったものが守られたら了解ですよと言ったんですが、それは小渕内閣でも閣議決定でやったんです。しかし、小泉内閣のときにそれはなかったことにして破棄したんです。破棄したときの稲嶺さんの言葉は、沖縄県民の声を聞きもしないで破棄をされたということで残念だという話がありました。ですから、SACOの最終合

意を担保するものが途中で捨てられてしまったわけですから、今この高江のほうもその意味からいうと、高江の容認のその問題の中でオスプレイの配備はずっとしないということで、来ないというような話をしてあったんですが、これがオスプレイが配備をされる、そして環境影響評価もされていないと。つまり、SACO合意というようなものが、沖縄県民の基地負担の軽減を含め、あるいはまた海兵隊全体のいろんなものを少なくしていくというようなものができはしたものの、一体こういう矛盾がまずある上になかなかこの返る期限が当初予定したものとは違ってきていると。そうすると沖縄県はその分だけずっと負担をするわけですから、そういったことについてのSACOの不十分さというものを感じてはおりますけれども、今のところそれ以外に整合性を持って基地を返すというようなものはありません。そういう意味で議員のおっしゃることもよくわかりますが、しかし余りにもこれは長過ぎて、それから矛盾も多いということを申し上げたいと思います。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 いや、私は、単純明快ですよ。SACO自体は、先ほど言った沖縄にいる海兵隊の再編、県議会においても自民党が出て、与党の皆さん方全員でいわゆる反対決議のときに項目に入っているよ。いわゆる海兵隊の撤退、あなたの思っているSACO合意の容認と彼らとは相当違うんです。（「整合性がないよ」と呼ぶ者あり） 整合性が全くない与党なんです。その知事に対して一言もこのことを言及できない、これが現実なんです。あなたは、先ほども腹八分論が出ましたけれども、腹八分論というのは何ですか。私は、保守も革新もそれぞれ寄ってきて真ん中に立って政治をやるという、それは選挙はできますよ、これで腹八分で。だけれども、現実には県政を預かって政策をやっていこうとするときには、あなたの持っている7割、8割の、あなた自身の政策を表に出せばいいじゃない。それを遠慮して出さないもんだからわけがわからなくなっているのよ。いわゆるこの7割に思っている革新の皆さん方、この人たちは自分たちの各政党の政策というのは微動だにしていないんです。ここを置いておいてこの議論をする。だからあなたの議論はわかりにくいんだよ、とても。腹八分論なんてオブラートに包んだような、何となくほんわりした政策なんだけれども、これは本当の意味での私どもが理解できる政策ではない。それは、それぞれ政党は政党のちゃんとした政策を持っているからです。ここを曖昧にして、これからの県政をやっていこうということ

になると、今起きている現象が起きるんです。そういうことなんですよ。

先ほど——質問しましょう。あなたが言ったヘリパッド、SACOが合意する前にはなかったと言っている。このオスプレイの配備案、こういう答弁をしているんだけれども、じゃそういう立場に立つんであればケツをまくりなさいよ、国に対して。闇討ちされたんでしょ、国に。国にうそをつかれて闇討ちをされたらケツをまくって沖縄はこうじゃないと言って、堂々と自分の主張をやればいいじゃないか。何でこれが容認をしていないという言葉に変わっていくの。反対すべきですよ、反対すべきなのがあなたの立場なんです。どうなんですか、これは。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 翁長政俊議員の御質問にお答えをしたいと思います。

腹八分、腹六分というようなものはわかりにくいんだよと。そして私も自民党県連長いですし、おやじも兄貴も自由民主党ですから、今日まで一貫して自由民主党でやってきています。ところが県民は基地をなくすことがなかなかできなくて、そしてそれぞれの考え方でもってお互いにやり合っているものを私はどこか上から見て笑っている人がいませんかと、県民同士が翻弄されてあめとむちだったりして、少し投げられたりするとそこでまたイエス、ノーが出てきたりするというようなものがあったわけです。それで、しかし何やかんやあったとしても、外では米ソ冷戦構造が終わって55年体制が終わって、そして県民も東京要請行動ということで短い期間ではありましたが、全く100%という近い中で一緒になったんです。一緒になったものが、残念ながら崩れていきました。崩れていく中で、前県政が私と一緒に約束をして県外移設と言ったものががらっと変わってしまったものですから、私からすると政治というものはこういう形でやってはいかぬという気持ちもあって、じゃどうするんだという話のときに、いわゆる一つの焦点の基地の問題、これだけはやろうやと。そういうようなものの中であの東京要請行動の精神をみんなでできませんかというような話を、僕は野党さんのほうにも話したことがあると思うんですけれども、やはり県外移設はもう無理だという話だったんで、それでは私はできないということで。ところがこの今の与党の皆さん方に相談しましたら、今おっしゃるように考え方みんな違います。考え方みんな違うけれども、その件で一緒になって新辺野古基地はとめようなという話ができたわけですから、私からしても7割の気持ちを持っていますけ

れども、相当譲ってもらっております。その中では、全く一つになっている。それから今言う支持者の中には、そういったものはまだたくさんその思いが違う方々がおられますので、やはり一つ一つの政策の中では私を右から左に見えるし、左から僕を見たら右に見えるという、こういったようなものの中の新しい政治をやる中で解決できないだろうかというのが、私の今日までの状況であります。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 だから知事、左からも右からも、要するにあなたは理解されているように言うけれども、逆の目から見ると、左からも右からもあなた信用されていないんだよ。（発言する者あり） いやいや、正直言うとそうなんだよ、わかりにくいから、わかりにくいからなんだよ。わかりやすければ、人は理解します。だからあなたはあなたの今の論理でそういう展開をしているけれども、私は両方からあなた自身が今言う論調で進んでいくと、いつか私は捨てられる時期が来るというふうに、私はそう思っています。だからそこは、あなた自身が要するに考え方の違いだったらそれまでだろうけれども、いずれにしろこの問題は大変重要な課題ですので、今後とも私はこの問題は取り上げてやっていこうと思っています。

もう一つ、那覇軍港ですよ。那覇軍港もこのSACOの一環の中にあるんです。あなたは、那覇市長時代と沖縄県知事との状況を使い分けているという言い方はやりたくはないんですけれども、この浦添移転は容認していますか、合意していますか、沖縄県は。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。平成27年4月に開かれた移設協議会において、浦添市から説明のあった浦添埠頭コースタルリゾート地区開発計画の見直しについては、現在、関係機関の担当者間で事務レベルの調整がなされているところであります。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的だと考えております。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 議長、答えていないんだよ。私は那覇軍港の浦添移転を県は合意しているのかと聞いているんだよ。ちゃんと答弁しなさい。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時25分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 同意しているのか聞きたいという御質問に今答弁したとおりで、那覇港湾施設の返還というのはやはり沖縄の発展に寄与するということです。いろいろ浦添市から説明のあったコースタルリゾート地区開発計画の見直しについて、担当者間で事務レベルの調整がなされており、協議会の枠組みの中で進める必要があるということでございます。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 協議会にあなたが出ているじゃないの。あなたが協議会に出ているんだろう。そこでどういう合意ができていますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、関係機関の担当者間で事務レベルで今調整がなされていると。そういった経緯を踏まえて、今後協議会の枠組みの中で進めることが現実的ということで、そういった事務レベルでの調整がなされた後、私もメンバーとなる協議会で議論が進められていくということでございます。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 何でこんないいかげんな答弁するの。これまで長い間歴史があるんだよ。移設協議会が何度も開かれてきているんだよ。この中で合意されているのかされていないのか、県は構成員の一人でしょう。そこでは合意されたという決議がなされているじゃないか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

私がよくA基地、B基地、C基地という話をして、その横一線で同じようには語れませんよというような話をしているのも、やはりこの文言にも当てはまると思っています。

もともとこの那覇軍港の返還というのは、昭和49年、これは日米安全保障協議委員会で移設条件つきで合意をされて、平成7年でまた合同委員会で返還が承諾をされている。ところがその後の浦添の宜保市長でしたか宮城市長でしたか、地元が反対でありますのでこの話は全く進まなかったんです。進まなかったら平

成13年に儀間市長が受け入れましょと。那覇軍港は那覇港湾内の場所の整理統合の話だから浦添に移して、そして浦添はその中から経済の発展、そういったようなもの等が出てくるというような話でもって、いわゆるSACO合意の後、地元がノーであったんですが儀間市長が了解をして、これが動いたわけです。その中で那覇港管理組合もできて、その中で移設に関する協議会ができて……

○翁長 政俊君 時間がないよ、結論言っちゃおうだ。

○知事（翁長雄志君） はい。

いろいろそのやりとりの中で今日まで来ているわけですから、そういうやりとりの中で来ているという意味では、もう浦添が了解をし、そしてその中でその条件にのっとっての民港づくりなども進めてきているものですから、これはこれでこの枠の中で決めていくしかないというのが、那覇市長時代もそうですし、県知事になってもそういうことです。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 明確にしないのは、この3者いわゆる浦添市は平成27年4月4日、松本市長は了解しているんだよ、議会で。そして、28年9月、去る9月議会、那覇市は城間市長はいわゆる浦添移設をやりますと明言しているんです。地元でやっていないのは県だけなのよ。県が議会で明確に答弁しないんです。これどういうことですか、みんな構成員ですよ。国の機関もありますけれども、国の機関は合意ですよ。やっていないのは沖縄県だけじゃないか、いわゆる協議会の中に入っている県だけです、移設協議会の中に。もっと明確にしてちょうだいよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えいたします。

今ちょっと半分ぐらい聞き取れないところがあったんですけども、確かに平成27年、約1年半前ですか、松本浦添市長が埠頭内の軍港受け入れをしております。それ以降、移設協議会においていろいろ案を検討し、そしてそれを返しては戻ってきたりする中で4案が出てきて、その4案は那覇市側から言うと、民港を圧迫する、あるいはまたこの港湾のいわゆるヤードがなくなる、そういったものがこの那覇港管理組合の那覇港のあり方について浦添のものがなかなか合わないということで、今その意見調整をずっとやっている

ところであります。

県の立場とすれば、県としては那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ協議会の枠組みの中で進めることが現実的であると考えていますというのがある意味で県の方式の話になります。ですから、浦添のほうが容認をして、枠組みをつくって、そして浦添のために西海岸を開発しようということとか、あるいはまた那覇軍港の場合でも移して、そしてその中でロジスティックスセンターといいますか、そういうものをやっ払いこうとかというものが見えてきている中で今の位置変更の話で、これはつくるつくらないというようなものではなくて、容認をしているわけですから、こういうふうにしてくれたら浦添はもっと助かりますがねというのが浦添の提案で、残りのところがそれを聞きながら、しかし全体的にはこれちょっとまずいですよと、今接点がこうしているところの協議をしているところであります。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 知事、こういう議論じゃないんだよ。きちっと決める位置は今言っているとおり。浦添に移すというのはもう決定しているんだよ、そこを言っているのよ。浦添に移すというのは決定している。ただ、細かい位置については浦添からいろいろ意見が出てきているから、細かい位置については協議しましょうと、そのとおりですよ。

だから私が聞いているのは、浦添移設するということとは県は移設協議会で協議したとおりに合意しているんですかと聞いている、ここなの。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 繰り返しになるようですが、今協議会の枠組みの中でいろいろ調整がされておりますので、県としては、その枠組みの中で進めることが現実的だということが今の県のスタンスでございます。

○翁長 政俊君 同じこと……

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 ちょっと待ってよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時36分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） この那覇軍港の問題は、稲嶺県政からの本当に課題でありまして、その意味ではSACOの最終報告、県内移設条件つきという意味では、那覇港湾の施設と同じ状況ではあるわけです。岸本名護市長が受け入れた辺野古、それからこの稲嶺知事が受け入れたものとのやはり違いというのも、今厳密にああだこうだということはできませんけれども、やはり稲嶺さんなんかもそういったものとこれとは同じような形では論じられない中で、しかし浦添市が了解をしているものですから、この協議会の中で意見を言いながら、そして那覇港湾が民港としてやる、それから儀間さんは同じ港湾内の整理整頓の話だから、別段どうこうではないと。ですからそれを受け入れて浦添の発展につなげるんだというような話の中で、いわゆる移設に関する協議会が進んできて、儀間さんがいるときにはその意味でのあつれきはなかったんですが、新市長のときに変わりましたので、これもまた地元の意思になるわけですから、そうしたら27年2月でしたか、容認をすることになって、新しい形を、これを入れてくれたら浦添はもっとよろしいがねと言うんですが、これは今までの積み重ねてきたものと違うものですから、若干やっぱり相当ヤードとか、それから大きな船が入ってくるときに引っかかってしまうとか、いろいろあります。ですから、こういうものを今協議会で話をしているんで、そこでそれぞれ忌憚のない意見を言いながら、できるだけ浦添の案も取り入れてやろうというような状況が今あるんだと思っています。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 何でこれを明言しないの、浦添は受け入れると言っているんですよ。浦添がノーじゃないのよ、浦添オーケーと言っているんだよ。浦添がオーケーと言ったら何で県がオーケーと言えないの。浦添は反対しているわけじゃないのよ。那覇市はオーケーしているんだよ、私たちの那覇にある軍港を出しますと。9月議会ですよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時40分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほど知事からもございました、その後平成15年の第1回の4回協議会では、防衛施設庁（当時）から

那覇港湾施設代替施設の位置とか形状が示されて、県、那覇市及び浦添市はその形状案を了解してございます。その後、引き続き協議会での枠組みの中で進めるということでは調整しておりますが、県はその枠組みの中で進める状況を見て判断したいということでございます。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 これまで、県は合意してきたんだ。国も入れて移設協議会の中で、那覇市なんかは、セルラー球場はそのおかげでつくったんだよ。こういう果実をとっておいてどうするんですか。これは、明確にすべきですよ。もっときちっと答えてちょうだい。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私がそういう説明をしながら今議員の質問することに答えていないのが、稲嶺県政そして仲井眞県政、この県のスタンスが今の私の持っている資料からは見えないものですから、これはやはり積み重ねということであるもので、積み重ねという中で協議を重ねてきてやってきているものですから、それで今ここで座りながらばらばら見るんですが、そういうところが見えないので、そういったようなことというのはやはり県の意思というものが連続性を持ってあるということも大切な、この部分においては協議を通じてはあると思うので、さっきからの説明と今のこの説明で御理解をいただきたいというふうに思います。

○翁長 政俊君 あのね、議長、こういうこと言うんだったら私も経過を調べてきました。移設協議会で合意をする中で日米合同委員会でもそれをもって合意しているんだよ、日米合同委員会が。これは移設協議会の合意がないとできないのよ。それから考えてみても構成員の県は了解しているんだよ。だから、なぜこれを言えないのかが不思議なんだよ。どういう理由があって言えないの。（「質問、質問」と呼ぶ者あり）質問じゃないよ、答えてないから。合意しているかと聞いているんだよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、日米合同委員会で県も入ってという話がある。日米合同委員会は県は入っていないですね。

○翁長 政俊君 日米合同委員会は入っていない。日米間でやっています。

○知事（翁長雄志君） 日米間でやっているんですね。

○翁長 政俊君 そうです。

○知事（翁長雄志君） ですから日米間でやっているものを受けての、やはりSACOというようなもののあり方、それからしばらくは地元が反対をしておった。儀間市長のときに了解をいただいた。そういったような積み重ねの中で絵を描いたりいろいろやっている中で、県の主張が今私の持っている資料では見えないものですから、私の考えというのとこの積み重ねをしてきたものというものは、やはり整合性も一定持たなきゃいけませんから、その意味で私はA基地、B基地、C基地、経緯と成り立ちが違うので、今の現象が違うものだから同じ言葉は使えないんですよというのは、その意味から言っても、やはりまた私、公約違反みたいな形になったらいけませんので、この件についてしっかり調べて御報告をさせていただきたいと思えます。

○翁長 政俊君 僕はこれで時間使いたくないんだよ。

知事公室長、翁長知事が答えないのであれば、翁長知事の前の知事が……

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ちょっと分厚い資料の中から、この経緯の中に出てきているところがありますので、平成15年ですが、第4回那覇港湾施設移設に関する協議会において、防衛施設庁から施設面積が縮小された那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案が示され、県、那覇市及び浦添市は了承したと。これは13年が儀間市長が了解した年でありますので、その2カ年後の移設に関する第4回の中で、現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを確認したということがあります。その意味からいうと整合性といいますか、そのころから来ているものの中で、私もまた先ほど來說明しているように、それは儀間市長の英断でやられた中から港湾内の整理整頓の範囲内だということで那覇市長時代認めてきたんですが、これで今この資料が出てきましたので認めるということになると思います。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 そのとおりだと思います。ですから、民港に影響が出ないように、当然軍港の移設もあ

るべきだし、要するに沖縄のいわゆるフロントですから向こうは。向こうを返すというのは大変重要なことです。

それともう一つ、辺野古のこの陸上案、これも国とどう調整をしたのかわかりませんが、先ほど照屋守之議員が質問で詳しくやりました。私は、これ国の顔を立てて、国の顔を立てて、もともと県は許可権限もないんだよこれ。いわゆる中止を要請した。その中止を要請した、これは国はどうしてじゃそれをのんだかという、と、和解条項が締結されたからです。県の顔を立て、今度は県が国の顔を立てる番になっていわゆるこの許可を与える、許可じゃないな、いわゆる反対をしないということになったわけです。そして、名護市長は陸にも海にもつくらせないと言っているんです。これ名護市長の公約です。知事、名護市長の立場を顧みてないんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 名護市長には、今回の県の考え方につきましては、説明に参りまして理解をいただいたところでございます。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 本当にこれは理解いただいたんですか、名護市長は了解したんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県は、今回の隊舎2棟につきましては、この施設・区域外から区域外へのものだということで、決してこの辺野古新基地建設に関連する工事を認めたものではないんだと、これはもうそれに関連するものは中止すべきだということを説明しまして、今回のものはそういったものに該当しないということを説明して理解をいただいたということでございます。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 私は、この工事は誰が見ても普天間を移設するための初期工事ですよ。初期工事をやっているんです。皆さん方は海と陸を分けているけれども、新基地と言っているのは皆さんだけです。国は辺野古基地と呼ぶんです。新がついていない、皆さんがつけたのよ。防衛省を含めて国は、辺野古基地という湾、一つの要するにエリアを決めているんだよ。だからそこも皆さん方が要するに国のどういう交渉をしたかわからんけれども、新基地をつくらせないという名目を立てながらも、辺野古の陸上部については国の言い分を聞いて、いわゆる譲っていったということです。これは、普天間の初期工事、滑走路をつくるための事前工事に同意したということなんですよ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

辺野古新基地に関連する工事の具体例といたしましては、普天間飛行場代替施設が建設されることに伴い埋立工事施工区域内から区域外に移設される施設の建築工事などがございます。例えば、施設工事区域内から区域外に移設されるということが、今回の隊舎が該当するのであれば我々は認めなかったところでございますけれども、今回のものではそういったことではなかったと。ちなみに区域内から区域外に移設される予定のものとして、講堂新設工事ですとか保管庫新設工事、今回の隊舎2棟と別の新設工事がありますが、これは我々は一切認めないということでございます。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 次に、税制。

知事、今度の税制どう見ますか。ああいう形で今度の税制、税制改正、沖縄県にとっても厳しい状況でした。それにどういう見解を持っていますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時52分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 翁長政俊議員の御質問にお答えいたします。

私は……

○翁長 政俊君 コンパクトにお願いします。

○知事（翁長雄志君） きょうそういう情報が入りまして、早目に読みますので。本日決定された平成29年度与党税制改正大綱において沖縄振興税制に対し、県の要望どおり5年の延長等が認められなかったことは残念ではありますが、それぞれ必要な制度として延長が認められたことはよかったと考えております。沖縄振興税制の延長について御配慮いただいた国政与党関係各位、御尽力いただいた関係府省庁の皆様に対し御礼申し上げます。今後も制度を有効に活用し、沖縄の振興発展を図り、経済成長を確かなものにしていく考えでありますので、引き続き沖縄振興に向けて御支援を賜りますようお願い申し上げますということで、きょう記者会見をさせていただきました。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 私は、知事、業界にとっては2年延長はよかったと思っています。それは、100点ではなかった。従来、自民党の中での税制は、沖縄案件については、いわゆる政治マターではマル政というインナーと言われる、特に税制に強い皆さん方が仕切る特

別枠だったんです。これが今回初めて、初めてですよ、一般枠で格下げになったんです。この政治環境は、私自身はゆゆしき問題だと思っているんです。これまで、復帰からずっと税制については、聖域化してやってきました。ただ、翁長県政になってからこういう自民党の中でのいわゆる政治環境の変化が出てきた。これは、ただ単に今回2年に延長されたというものでは済まないですよ。予算にも響いてきます。予算も3210億を要求していますけれども、これはどうなるかわかりませんよ。なぜかという、いわゆる知事が今までやってきたことを振り返ってみると——私自身はそう思っているんですよ。仲井眞さんがつくったあの資料がありますよね、この一括交付金、要するに国庫補助金とか地方交付税とかいう話で、もらい過ぎじゃないという話、あっちこっちであなたやるのよ。知事会に行っても、基地で飯を食っていないということもやる。こういうことが、回り回って行って、自民党の中にみんな入って行って、じゃ沖縄は自立できるじゃないかという議論に変わってきているのよ。変わってきているのよ。だから、けりをつけていいんだよ、それは。沖縄県民が合意するのであれば、これでやっていけるならいいじゃないか。ただ、私たちは心配しているのよ。4年後の復帰特別措置法、さらには沖縄振興法にこれが影響出るのじゃないか。こういう議論にこれが入っていくからですよ。これは、今回の税制だけで済むと思っているなら大間違いです。私は、ここを……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○翁長　政俊君　今、非常に憂慮していて、憂慮していて、だから知事さん、外で言うときには、仲井眞さんは何したかという、この資料を予算をとってくる武器に使ったんだよ。あなたは、基地の批判にひっつけてこれをあっちこっちで言って歩いているわけだ。その違いは大きいよ。これは……（発言する者あり）いや、これは、私はそう見ているから。これは、後で……

○議長（新里米吉君）　かなり時間超えています。まとめてください。

○翁長　政俊君　大きな禍根を残すことになるということだけは忠告をいたしておきます。

以上です。

○玉城　満君　議長、議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○當間　盛夫君　皆さん、こんにちは。

何か前回も最後で、何か早く終われという雰囲気、まだ5時です、皆さんぜひおつき合いをお願いしたいなというふうにも思っております。

きょうは、韓国のほうでは、大統領の弾劾が可決されるんじゃないかというふうに、ことし1年、本当にいろんな意味で、イギリスのEUの離脱であったりだとか、アメリカのトランプさんが次期大統領になったりだとか、その後、イタリアでは首相が辞任をするというような、いろんなもろもろ、本当に政治的に変わりどきの年になったなというふうにも思っております。

基地問題でちょっと気になったのが、トランプさんにかわったから何か期待をするというようなところもある。私は逆だと思うんです。やっぱり共和党の大統領になるわけですから、共和党といえばブッシュさんです。ブッシュさんが中東戦争をやったというところもあるわけですから、やっぱり共和党というのは、今、トランプさんが発言しているように、これからは米軍は強くなると言っているわけですから、もっと強行に私は米軍の海外の分にしても、いろんな要求をしてくるはずだろうし、強化してくるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、私は過剰に期待すべきじゃないというふうにも思います。そしてまた、国防長官が軍人上がりです、今度。国防長官にマティスさんということで、元海兵隊、沖縄の8割、9割はこの海兵隊の施設の中で、今度国防長官がその海兵隊の大將が長官になるということを考えると、決して沖縄の基地問題というのはいまよくないだろうなというふうにも思います。しかしまた、逆手をとっていろいろと日米安全保障をどういうふうにするかということでアメリカさんが言ってくれば、やっぱりもう75年ですので、その75年の日米安全保障のあり方等も日本政府がしっかりと示していくということが大事になってくるだろうなというふうにも思っておりますので、その点を踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、基地問題についてであります。

(1)、米軍空母艦載機の離着陸訓練ができる自衛隊

施設の整備をするための馬毛島購入協議について知事の見解をお伺いします。

(2)、S A C O合意から20年、成果と課題これからの取り組みをお伺いいたします。

2、沖縄振興関連税制についてであります。

翁長議員からもありました。知事は2年ですので、この税制は5年置きなんですね。結果が出てないということは、我々県議会の責任だと、我々議員の責任でもあるんです。酒税もこういう5年延長いろんな形でやっているのに、酒税もそういった出荷額も伸びていない。いろんなもろもろ伸びてないのは、我々議会もやっぱり一年一年チェックする必要があるんじゃないかなと思うんです。その点の反省も我々は今度の税制、自民党さんがつくってのものでもあるんですけれども、自民党さんにもうひと踏ん張りして、今度もう決まりました。3年、2年ということで、でもこの、2年、3年でしっかりとまた成果を出せるような部分を我々議会も一緒になってやっていかなければいけないというふうにも思っておりますので、よろしくお願いします。

(1)、これまでの関連税制の成果をお伺いいたします。

(2)、沖縄経済への新たなチャレンジに向けた制度の取り組みが必要と考えるが見解をお伺いします。

(3)、県内中小企業全体を対象とした新制度への取り組みについてお伺いをいたします。

この(3)なんですが、今現在ありません。ほとんど、この税制、税制の部分は、本土からの企業誘致に対する分ですので、やっぱり沖縄の振興をするということであれば、沖縄の中小企業にしっかりとメリットを与えるような税制のあり方ということを考えてもいいんじゃないかなということで、この(3)をさせてもらっております。

続きまして、教育政策についてであります。

(1)、保育から専門学校・大学までの教育費無償化について、知事、お伺いいたします。

(2)、私立・専修学校に関する事務を教育長に委任することについてお伺いいたします。

(3)、私立中学校の生徒に対しての就学支援金の支給についてお伺いいたします。

この(3)は、全国知事会でも、知事、要請をされている分で、予算的なものがどうなったのかということをお聞かせください。

(4)、各種専修学校に対する運営費補助金の予算措置について、取り組み状況をお伺いさせてください。

続きまして、離島の振興政策についてであります。

(1)、離島における公共事業不落の状況と対策、取り組みをお伺いいたします。

(2)、離島航路・航空路の運賃等の引き下げについて取り組み状況を伺います。

(3)、粟国村の航空路の再開について進捗状況をお伺いいたします。

最後、大型M I C E施設についてであります。

(1)、政府と当事業、このM I C E事業に関して、予算面での協議状況ということをお伺いさせてください。

(2)、建設や運営等は、D B O方式ということでやっているんですが、この県内企業への優先は当然ありますが、どのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

(3)、交通対策は最も重要であります、その計画、この交通対策に係る予算というものをどのような規模でお考えになっているのかをお伺いします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 當間盛夫議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄振興関連税制についてに関する御質問の中の、沖縄振興税制の成果についてお答えをいたします。

沖縄振興税制は、これまで本県における産業イノベーションや企業立地の促進、雇用の創出、観光客数の増に寄与するなど、産業の振興や県民生活の向上に貢献してきたものと認識しております。情報通信関連産業については、平成27年度に立地企業数が387社、雇用者数が2万6627人、入域観光客数については、平成27年度に794万人となるなど、沖縄振興税制は本県の経済振興にとって重要であります。今後もこれらの特例措置を活用し、本県経済の成長を確かなものとし、さらに発展させていく考えでございます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基地問題についての御質問の中の、馬毛島購入協議についてお答えいたします。

政府が馬毛島を購入するとの新聞報道があり、菅官房長官が、去る11月18日の記者会見で、馬毛島について、防衛省が土地所有者と交渉を行っていると言及したことについては、承知しております。

県としましては、今後、普天間飛行場の危険性除去

及び県外移設の議論が国内外で深まり、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県外移設の動きが具体化することを期待しております。

次に、ＳＡＣＯ合意の成果、課題及び今後の取り組みについてお答えいたします。

ＳＡＣＯ最終報告で示された返還予定面積5002ヘクタールのうち、これまでに読谷補助飛行場、ギンバル訓練場等の計454ヘクタールが返還され、また、今月下旬には、北部訓練場の過半の約3987ヘクタールが返還される予定です。残りの施設については、米軍再編事案として返還されることになっておりますが、返還時期が明確ではありません。

県としては、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えており、引き続き、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 沖縄振興関連税制についての御質問の中の、新たなチャレンジに向けた制度の取り組みについてお答えいたします。

沖縄振興税制については、昨日、与党税制改正大綱が決定されたところであり、今後は制度を有効に活用し、沖縄の振興・発展を図っていくことになります。新たに提案されました、新たなチャレンジの内容等については、今後、産業振興や企業誘致により効果的な制度のあり方について、経済界、県議の皆様を初め、関係団体の意見も参考に、早急に調査検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 沖縄振興関連税制についての、中小企業対象の新制度の取り組みについてお答えいたします。

沖縄振興関連税制については、歴史的、地理的、社会的な特殊事情を踏まえ、沖縄振興特別措置法においてさまざまな措置が講じられているところであります。

御提案につきましては、貴重な御意見として承りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 答弁漏れがありますので、企画部長から再度、答弁をお願いします。

企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 大変失礼しました。

続きまして、離島の振興政策についての御質問の中の、離島住民の運賃等の引き下げについてお答えいたします。

県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業や割高な生活コストを低減する離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施しております。

県としましては、引き続き離島における交通コスト及び生活コストの低減に努めてまいります。

続きまして、同じく離島の振興政策についての、粟国路線の再開の進捗状況についてお答えいたします。

第一航空では、去る11月2日に大阪航空局から暫定運航乗務員訓練審査規程の承認を受けたことから、現在、粟国路線の再開に向けて、地上座学訓練を開始したところであり、今後、安全運航に必要な飛行訓練などを実施した上で、来年秋ごろの再開を目指しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 教育政策についての御質問の中の、幼児教育無償化についてお答えします。

国においては、幼児教育無償化に向け、段階的に取り組んでいるところであり、県においても全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化は重要であると考えております。幼児教育の無償化につきましては、保育所等において今年度から、ひとり親世帯及び多子世帯について、所得水準に応じて無償化の対象が拡大されております。

県としましては、引き続き九州各県と連携して、さらなる保育料の軽減を要望してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 教育政策についての御質問で、教育費の無償化についての御質問にお答えします。

公立の小学校、中学校については無償化されており、高等学校においても所得に応じて無償化が図られているところであります。幼児教育については、国において段階的に無償化が図られているところであり、

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供が安心して教育を受けることのできる環境の整備は重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 教育政策についての御質問の中で、私立学校事務の教育長への委任についてお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、知事は、私立学校に関する事務を管理し、及び執行すると規定されております。私立学校は、建学の精神に基づき、特色ある教育活動を行っていることから、その自主性、独自性を考慮して、県立学校を管理する教育委員会ではなく、知事が所管しているところであります。公立学校と私立学校は、お互いに競い合い切磋琢磨することで、学業、スポーツ等においてよい効果をもたらしていると考えております。

今後とも、教育委員会と連携・協力し、知事部局において私学教育に関する事務を執行してまいりたいと考えております。

次に、私立中学生等への就学支援金についてお答えいたします。

私立の小学校及び中学校に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう、文部科学省が平成29年度からの実施に向けて新たな制度を検討していると聞いております。その内容は、低所得世帯を中心とした授業料負担軽減のための支援として、世帯の収入に応じて年額10万円から14万円を支給するものとなっております。

県としましては、国の制度創設に合わせて、文部科学省と連携して適切に制度を運用してまいりたいと考えております。

次に、専修学校に対する支援についてお答えいたします。

沖縄県の専修学校は、高等学校卒業生の進路先として重要な位置を占めるなど、社会ニーズに即応した実践的な職業教育や専門的な技術教育を行う教育機関として、重要な役割を果たしております。このような専修学校の役割の重要性を踏まえ、県では、大学入学資格を付与することができる高等課程について、運営費を補助しているところであります。専門課程については、企業などとの密接な連携のもと、より実践的な職業教育に取り組むものとして国から認定を受けた職業実践専門課程において、新たな支援として、増嵩経費の一部を補助することを検討しているところであります。

す。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 離島の振興政策についての御質問の中の、離島における入札不調とその対策についての御質問にお答えいたします。

平成28年度上半期に土木建築部で発注した437件の工事のうち、不調・不落は93件で全体の21%、前年度に比べ1ポイント増となっております。このうち、離島で発注した工事は150件であり、入札不調は43件、29%となっております。土木建築部では、入札不調・不落は、技術者の数が少ないこと、労務費が上昇していること、一部の建設資材単価の変動が大きいことなどを要因と考えております。このため、主任技術者の兼任要件や現場代理人の常駐義務の緩和、市場単価の変動が大きい場合の見積もり等採用などの対策を講じたところであります。引き続き離島における入札状況の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 大型MICE施設についての御質問の中の、政府との予算面での協議状況についてお答えいたします。

大型MICE施設は、本県におけるMICE振興、沖縄観光にビジネスリゾートという新機軸を打ち出していくための重要な拠点施設と位置づけており、その整備費用は、沖縄振興特別推進交付金を活用することとしております。そのため、ことし8月の整備基本計画の策定や11月の事業者公募の際など、適宜、内閣府に説明し、協議を行ってまいりました。今後も、事業の進捗状況等に合わせて、内閣府と密に協議を重ねていきたいと考えております。

次に、県内企業への優先発注についてお答えいたします。

大型MICE施設の本体建設工事等の事業費は438億円であり、WTO政府調達協定に基づく国際入札の対象となることから、応募資格要件を県内に限定することはできませんでした。そのため、事業者の選定において、応募する建設共同企業体の県内企業の出資割合に応じて評価点を高くする選定基準を設けることにより、県内企業の受注機会の確保を図っております。また、MICE施設本体以外の立体駐車場、ペデストリアンデッキ、外構については、県内企業を対象に分離・分割で発注することとしております。

次に、交通対策の計画と予算額についてお答えいたします。

大型MICE施設への交通手段は、国内外の会議、学会、企業の報奨旅行については貸し切りバス等、展示会、コンサートについてはタクシー、路線バス、レンタカー等、MICEの催事の種別や規模ごとに異なると想定しております。そこで、大型MICE施設整備運営事業者の選定に当たって、応募者に対し、大量人員を定時移動するシャトルバスやその他の交通手段を利用した計画の提案を募集することとしております。

県としましては、交通対策として、MICEの催事ごとの交通量を推計することとしており、現在、交通量の推計に係る所要予算額の積算等を行っており、今後、交通対策、公共交通対策及び道路整備等について、関係機関と連携して対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 御答弁ありがとうございます。

まず、基地問題からなんですが、馬毛島、購入するということで協議をしているということでもあります。これは、我々維新の会がその旨の提案をして進んできた部分でもありますので、しっかりと我々も前に進めていくようにやりたいなと。その中でまた、我々の政調会長、国会議員団の政調会長であります下地幹郎代議士は、きのうですか、パールハーバー75周年——真珠湾の75周年の式典にも出たということでもあります。安倍さんが今度26、27日、この75周年で慰霊するということも、その節目、これからの日米同盟をどうするのかということも大事なかなという部分が1つ。また知事、下地代議士、イゲ知事ともお会いしたそうです。お会いする中で、ハワイとの航空路の就航の話もしたらいいんです。これ間違いなく、我々ハワイとはエネルギーの部分だとか、ウチナーンチュ大会にも知事がいらして、我々県人会の皆さんも多い。そういった面からすると基地問題もいろんな意味で知事が、我々が受け入れる部分がどうかということももちろん発信しているわけです。そういった面からすると、まずは、航空路の開設というような提案というのはどうでしょうか、知事。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 大変すばらしい提案だというふうに思います。

世界のウチナーンチュ大会初め、沖縄県には二、三度おいでになっておりますが、その都度意見交換をす

る中で、大変ウチナーンチュのアイデンティティーに目覚められて、一番最初はハワイでお会いをしたときには、何となくごちなかつたんですが、世界のウチナーンチュ大会では閉会式も開会式も本当に、こういうことを言ったら失礼ですけども、子供のようにはいしゃいで、大変うれしそうに時間を過ごされておりました。今おっしゃるような、あっちの県人会もしっかりしておりますし、エネルギーの問題も、それから県立芸術大学とのウチナーグチとかそういう言葉の問題、それから観光という意味でも、いろんな形で共通するところがあります。ぜひ、次、イゲ知事とお会いをするときには、そういった提案もさせていただいて、それぞれが観光においてウイン・ウインに、あるいはお互い勉強をさせてもらうというようなことできたらありがたいなと。何といたっても向こうのほうが兄貴分ですから、その意味から言うと御一緒させていただいて、またウチナーンチュ同士の連携もしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 フィリピンの方も航空路の開設ができるような形で進んでいます。ぜひ、2020年には第2滑走路も完成しますので、いろんな形で沖縄から出ていけると、あるということが大事だというふうにも思っておりますので、ちょっと基地問題とは離れてしまいましたが、よろしく願いをしたいと思います。

馬毛島に関してなんですが、馬毛島は鹿児島県であります。今、三反園鹿児島知事が、原発の再稼働の部分でいろいろと大変な時期だと思うんですが、知事、この馬毛島購入、いろんな意味で自衛隊施設ということがあるんですが、知事は馬毛島は視察されました。やはり、こういう形で、三反園知事とのごつくばらんな会談等々の要請をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 維新の会の御提案で、私も馬毛島を視察させていただきました。10年ほど前に、硫黄島に行って、向こうも普天間の軽減に使えないだろうかという話をしたんですが、これは石原都知事、当時の都知事が繁華街のないところに米軍は行かぬよというような話の中で、なかなかそういうのは簡単でもないという話もしておりましたけれども、やはり向こうは大変すばらしい——すばらしいと言ったらまた誤解を招きますけれども、本当に十字路の滑走路があって、人は住んでおられないというような、それから一定の距離が内陸部からあるということでもあります。そ

の意味でのあれはあると思うんですが、鹿児島県知事とお話をするというときには、やはり条件整備といいますか、そういうのがないとなかなかできないと思いますので、突然飛んでいきますと、またいろいろあります。しかし、そういった提案のものがいい形で生きていけばいいのではないかと思いますけれども、これについては、まだ、詳しく分析しておりませんので、私のほうから申し上げることでできませんが、それでなくても鹿児島県知事とは、知事会でお会いする機会もあろうかと思うので、いろんな角度からの話し合いをさせていただきたいと思っています。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひ頑張ってくださいと思います。

ことし11月21日に全国知事会で、沖縄県のということで、米軍基地に関する研究会ということで皆さん出されているんですね。やっぱりそれからすると、マスコミ等でもあるんですけども、20年前は基地のということになってくるとみんなウッチントゥーしてきたと。ところがやっぱり今は、雰囲気的にやっぱり、沖縄の基地をどうしようかということで、知事会もその旨議論をするものがやっと出てきたのかなというふうにも思うんですけども、全国知事会の出された反応というんですか、全国知事の。これはどういうふうに見られていますか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 昨年の今ごろ、浦崎副知事が私のかわりに知事会に出まして、基地問題を訴えて研究会の設置をお願いしましたら、京都府の山田知事が大変御理解いただいて、それから徳島県の飯泉知事、そして埼玉県の上田知事とかの賛同をいただいて研究会をやっているというようなことが決まってきたわけでございます。

その中でことしの7月ですが、私も全国知事会に出まして、特に主に3000億円という予算の上乗せが、47都道府県等しく予算をとった上に、沖縄だけが年末に3000億円プレゼントされているような意識を国会議員も知事会も市長会もみんな持っているというのをわかっていましたので、それを強く誤解であるという話をして、それから戦後の50%、15%、5%という基地関連収入の話をしましたら、8月25日ですか、埼玉県の上田知事がブログで全国知事会でそれを聞いて大変びっくりしたと、全く認識不足で申しわけないと。あの3000億とそれから戦後の沖縄の成り立ちというものをわからないまま私たちはやっていたんだねというようなブログを出していただいて、それから研究会も上田埼玉県知事が座長になったものですか

ら、私はお礼を申し上げて、よろしくということでした。

その中では、なかなか全体的な会議がこれから熱を帯びてくるとは思いますけれども、前とは全く違ってその意味での議論はできるようになってきたというふうに思っていますから、しっかりとそのチャンスを逃さないで、沖縄のことを訴えていきたいとなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひまた頑張ってくださいと思います。

SACO合意からもう20年ということで、先ほども返還された分と、北部訓練場4000ヘクタールということがあるんですが、このSACO合意された分では、残りあと幾らになるんでしょうか。公室長。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） まず、全体で5002ヘクタールでございます。北部訓練場3987、まだ返還されていない、これを入れなければ未返還が4545ですけども、この北部訓練場が返還されるということになれば約4000ヘクタールが減りますから、残り545、540ほどになると思います。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この残りが問題なんですよ。普天間であり、那覇軍港であり、牧港補給基地でありということで、これが間違いなくこの沖縄の経済に波及効果、影響を与えてくるものですので、やはり、今、知事、アジア経済戦略構想を打ち出しています。やっぱりその分では大田知事のときに、国際都市形成をやったときに基地返還アクションプログラムをつくったわけですね、同時に。今、知事がアジア経済戦略構想をつくっているわけですから、やっぱり翁長知事として私いつも言うんですけども、自衛隊も含めた新たな基地整理返還プロジェクトというようなあり方、もうあと残り500なわけですから、新たに、やっぱりアジア経済戦略構想でも、軍港で那覇の駐屯地含めた活用というようなことも構想のほうに提言に出ているわけですから、そういったものを整理する計画、計画というかそういったものをお持ちじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基地返還アクションプログラム、自衛隊も含めてということだと思いますが、大田県政のときに国際都市形成構想と基地返還アクションプログラムと、車の両輪のようにこれを着実に返還を実施して沖縄振興を発展させようということ

だったんですけれども、実際、相手方がいるということではなかなかうまくいかなかったという部分があります。ただ、やはり、翁長知事が考えてございますアジア経済戦略構想、それを発展させる中で、今、まだ返還されていない普天間飛行場を含めた嘉手納飛行場より南の施設・区域の着実な返還、その跡利用というのが極めて重要だと思いますので、まずは、今、進められております普天間飛行場の跡地利用とかキャンプ・キンザーについても、いろいろ浦添市におきまして、跡利用計画の策定の動きがあるようでございます。そういった計画をしっかりと着実につくっていくということがまずは大事ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

次に、関連税制であります、知事、我々、税制改正がされる前に維新の会として提案を申し上げますので、これは、次回の2年後になる、3年後になるというような部分でぜひつなげていってもらいたいなというふうにも思っております。

しかし、やっぱり厳しいですよ。県も政府を説けるだけの理論武装ができていなかったということで、いろんな識者の皆さんも指摘をしているところではあるんですが、単なる単純延長してしまったんじゃないかというところがあるんですけれども、部長、そういう反省点はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 税制改正におきましては、表に出たのはこの11月からですが、実際には年度入ってすぐから事務方で、活用状況も含めていろいろ議論をしてきて、それを踏まえて8月に内閣府に要望を出し、内閣府からさきの要望の形で財務省に出たという経過がございます。

確かに、この21世紀ビジョン基本計画の10年の期間内ということもありまして、なかなか枠を広げるという議論ができなかったところは、今後の反省材料でありますので、今後はこの2年後を見据えてしっかりと材料を集めて議論をしていきたい、あるいは、新たな発想も必要になるかもしれません。そういったものも含めて研究していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それではちょっとお聞きしますが、今、振興計画、皆さん出されるんですけれども、この今、5次振計、新たな振計の目標が、大体、県内総生産の目標というんですか、目標値を5兆1000億ということで皆さん設定をしているところがあります。も

う折り返しになりました。現時点で県内の総生産というのは、幾らぐらいに来ているんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 済みません。データ、正確なものを持っていないので、記憶の中にある範囲でお答えさせていただきます。

現在の県のGDP、約4兆円、目標を達成するためには、約1兆円の生産増が必要でございます。平成26年の沖縄の経済成長率はたしか3から6だったと思いますが、これがあとの計画期間続けば、現在の1人当たりの県民所得がたしか220万2000円だったと思いますが、これがほぼ全国並みの270万近くにはなるんじゃないかと思っております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 3次振計でも目標と実績というのは、かけ離れたんですよ。4次振計でも4.5兆円の目標が、実際には3.7兆円しかなかったというようなところもあります。全国とのいろんな数字の比較でもまだ県民所得は最下位であるんだとか、もろもろそういう部分がやっぱりあるわけですから、今度の税制というのは、そういったものも見られてしまったのかなというところもありますので、その数字的なものもしっかり上げる努力をやっていかないといけないと。航空機燃料税は3年にということになりましたが、マスコミのほうにもあるんですが、14年でこの航空機燃料軽減の分で116億の軽減があるんですよ。しかし、我々116億の軽減があるんですけれども、じゃ航空運賃がどうなったかということは御存じでしょうか。これは、那覇―東京間でもいいですよ、御存じですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 航空会社の決算資料等をもとに試算を行いましたところ、東京―沖縄間で片道約3000円程度の軽減効果が図られるのではないかと試算結果が出ております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 いや、統計的に見ると、下がってないんですよ、現実。今、東京（羽田）―沖縄間の平均をやると4万5000円超えているんですよ。今、格安航空いろんなものがあるからいいんですけれども、実際にはそれぐらいの料金で、全く比較すると平均すると下がってないという実情がある。しかし、一方では、やっぱり790万人という観光客の増があると。それにプラスになったというのは当然ではある、そのことの貢献はあるんですけれども、我々の、沖縄県民のいろんな意味で振興、その分で県内いろんな形で来ら

れる沖縄の航空運賃というのは、この年間110億円を使っても下がってないというような実情があるわけですから、その辺もやっぱりしっかりと見ながらやってきたほうがいいだろうなというふうにも思っております。

もう一つ、中小企業があるんですが、やっぱり今度の改正案の分では制度の集約化が必要です。経済金融特区やったんですけれども、名護で金融やっているんですけれども、なかなかやらない。もうそれであれば、やはり那覇地域だとか、うるま市の特自貿に持ってくるとか、そういうあり方もやっぱり検討すべきじゃないかなというふうにも思っておりますし、これは屋比久部長、中小企業支援税制ということで、我々は沖縄の雇用、子育て、中小企業支援税制ということの新たなものをやっぱりこの2年で、皆さんしっかりと考えられて、沖縄の中小企業がどう支援を受けられるかという新たな税制をつくるべきだと思うんですけれども、改めてどうですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 御提言は読んでおります。

現在も沖縄振興税制の中で、産業イノベーションなどは全県を対象にしていまして、中小企業の皆さんも使えるようにはなっております。

皆さんからの提言につきましては、確かに新たなまた生活面の話も入っていると思いますので、これは今後のやっぱり検討課題だということで、これから調査研究させていただきたいかなと思っております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 次に、離島振興政策についてなんですが、先ほど県の発注で29%という不落ということがあるんですが、部長、皆さんのところで、各離島の市町村が発注を出した部分での不調・不落の状況というのは把握されていますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

27年度に離島市町村が発注した公共工事、これにおいての不調・不落の件数というのは、把握しております。これは、石垣市、粟国村、渡嘉敷村、座間味村、ここで入札不調・不落が発生しておりまして、とりわけ粟国村は厳しい状況にあるというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、粟国村、平成27年度の公共工事発注11件、落札件数1件、不落率90.91%、平成28年発注延べ数5件、落札件数ゼロ、不落率

100%、こういう状況があるんです、離島で。例えば南北大東、向こうは業者がいらっしゃいます。久米島にも地元の業者がいらして、やっぱりそこは100%、市町村が発注かけているものはあるんですよ、落札があるんですけども、やっぱり業者のない周辺離島というのは物すごい発注の状況が悪いんです。これは渡嘉敷においても平成28年は不落率41%ですよ、現在。渡嘉敷でも。やっぱりそういった面からすると、例を挙げると、粟国で今なお空港のものも不落ですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 粟国空港ターミナルビルの建設工事も不落が続いております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 やっぱりそれからすると、県の粟国で持っているものも不落ということであれば、その粟国村と連携をとり合ってもどういう形でできるかということ、皆さん知恵を出して検討すべきだと思うんですけれども、この分での対策はどうされますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

粟国村に対しましては、これまでも工法変更、あるいは工場製作品の活用、発注方法の見直し、こういったことについて検討することを助言してきたところでございます。今月中に、粟国村の担当者と直接情報交換することを予定しておりまして、その中で一緒になってさまざまな方法を模索していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 連携し合ってやっぱりやるべきですよ、一緒になって。今、なかなかやっぱり粟国に管理者をそういった一つの単体で送れないというような実情もあるわけですから、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、総務部長、皆さんのところで今度、私立中学校のものがあんですが、授業料以外の教育費への支援ということで、これ市町村の事業があるんですが、これをちょっと示してもらえますか。どういう支援なのか。授業料以外の教育費への支援というのがあります。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時42分休憩

午後5時43分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○當間 盛夫君 ちょっと調べておいてください。

最後になりますが……

○議長（新里米吉君） ちょっと待って。彼に指名したところだったから、ちょっと待ってください。

○総務部長（金城 武君） 申しわけございません。
県事業はあれですけれども、市町村の事業まではちょっと掌握しておりません。申しわけございません。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひ、また後で教えてください。

MICE、このMICEの施設で518億、部長、皆さんJ1もつくる、J1で200億。これ全部、一括交付金というふうに言われています。来年の予算、企画部長、来年の予算を減額されずに確保できるという、そのものは何かあるんですか。次年度の予算も。総務部長がやるの。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

今年度概算要求、平成28年度概算要求が大幅に減額されたということで、非常に例年以上に関係要路に要請をしてきてございます。そういう意味で、その面談の中で、いろいろと県の要望を受けとめてしっかり議論したりとか、丁寧に一つ一つやっていきたいというような御発言もいただいておりますので、県の要望をしっかりと受けとめていただいたものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 このMICEに関しては、私はまだ予算の確保というんですか、確定ができていない中でそんなに急ぐ必要もないんじゃないかなと。つくるんじゃないです、これは、やっぱり沖縄の振興になるわけですから、しっかりといいものをつくる。みんなの知恵を出し合っているものをつくっていくと。交通がどうあるか、さっきバス・タクシーだとかいろんなものもある。しかし、それが走るためには道路をどうするのかということがああるわけですから、しっかりとやっぱりそのことを踏まえて検討もすべきだ。ホテルは、今、周辺の市町村でもホテルはあそこにはゼロです。皆さん、パシフィコ横浜を参考にしているはずでしょうけれども、あそこにはもう周辺にホテルがあった。向こうは今、MICEということで、今カジノ法案をやっているんですけれども、その横浜はカジノをどうしていくのかというのを含めてMICE事業を進めているというところもありますので、皆さんしっかりとこのMICEに関しては、ただ箱物になったと言われないようにやっぱり真剣にもっともっと議論を積み重ねて、頑張っていってもらいたいなと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、12月12日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 新 垣 光 栄

会議録署名議員 新 垣 新

平成28年12月12日

平成28年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成 28 年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成 28 年 12 月 12 日（月曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成28年12月12日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 24 号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 24 号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）
- 甲第 2 号議案 平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第 3 号議案 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 4 号議案 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 5 号議案 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 6 号議案 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 2 号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第 3 号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第 6 号議案 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 8 号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 9 号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 工事請負契約について
- 乙第13号議案 工事請負契約について
- 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第17号議案 訴えの提起について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について

- 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第22号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第23号議案 県道の路線の廃止について
 乙第24号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員 (48名)

議長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺昇君	24番	渡久地修君
1番	瀬長美佐雄君	25番	玉城満君
2番	玉城武光君	26番	山内末子さん
3番	親川敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光荣君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城勉君
8番	金城泰邦君	32番	砂川利勝君
9番	西銘啓史郎君	33番	具志堅透君
10番	新垣新君	34番	島袋大君
11番	座波一君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原章君	45番	糸洲朝則君
20番	山川典二君	46番	照屋守之君
21番	花城大輔君	47番	仲田弘毅君
22番	又吉清義君	48番	翁長政俊君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	土木建築部長	宮城理君
副知事	浦崎唯昭君	企業局長	町田優君
副知事	安慶田光男君	病院事業局長	伊江朝次君
知事公室長	謝花喜一郎君	会計管理者	金良多恵子さん
総務部長	金城武君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君
企画部長	下地明和君	総務部	池田克紀君
環境部長	大浜浩志君	財政統括監	平敷昭人君
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	教育長	平敷昭人君
保健医療部長	砂川靖君	公安委員会委員	天方徹君
農林水産部長	島尻勝広君	警察本部長	池田克史君
商工労働部長	屋比久盛敏君	労働委員会	大城玲子さん
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	事務局	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知 念 正 治 君	課 長 補 佐	平 良 潤 君
次 長	平 田 善 則 君	主 幹	中 村 守 君
議 事 課 長	勝 連 盛 博 君	主 査	川 端 七 生 君

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月25日から12月7日までに受理いたしました請願1件及び陳情18件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔請願及び陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第6号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 おはようございます。

維新の会の大城憲幸です。

一般質問3回目にして初めての朝一番の登壇でありますけれども、やっぱり議場が優しい雰囲気、きょうもまた私のこだわりであります農業振興の話をするには非常にいい感じですので、ぜひとも皆さんの御理解を得ておつき合いのほどお願いをいたしたいと思っております。

通告に従いまして、農業振興を中心に議論をいたします。よろしくお願いいたします。

まず1点目につきましては、畜産振興策についてであります。

平成26年に本県の畜産分野については、初めて400億円を超えました。全体の農業生産額が901億円の中で46%ぐらい、411億円が畜産業ということで、北海道、宮崎、鹿児島等も全体の半分以上、6割ぐらいを畜産が占めるところは別格として、やっぱり全国でも有数の畜産の盛んな地域と言っても過言でな

いような状況になりました。しかし、課題はさまざま山積しております。今回、2点お願いをいたします。

まず(1)点目におきましては、9月議会に私のほうで問題提起、あるいは提案をさせていただきましたけれども、これまで家畜輸送について数々の離島を抱える本県においては、民間の船が大きく貢献しております。その船が老朽化して来年11月に廃船になるということで、その対応策を早急にとっていただきたい。あるいは、この民間の船を改造する経費については、今もそこを支援するしかないというような問題提起、提案をさせていただきました。

そこでお伺いいたします。

安定した家畜取引のための輸送体制整備計画と今後の課題についてお願いをいたします。

(2)点目につきましては、畜産の経営に関しては、牛でいくと大体4割と言われています。豚でいくと6割以上が経費に含める配合飼料、餌の割合がもう半分前後が畜産全体で餌代なんです。そういう意味で、この餌をどう下げていくかということは、これまでも議論もたくさんあったと思いますけれども、(2)点目につきましては、その畜産農家のコスト削減を目的とした港湾等インフラ整備による飼料原料等コスト削減についてお伺いをいたします。

大きな2点目、離島を含めた農村地域の労働者不足についてであります。

今議会においても、離島を中心に建築土木の人手不足の議論がありました。農業分野においても、離島のみではなくて、大きく今人手不足の状況にあると私は感じております。

そこで2点お願いいたします。

(1)、現状認識と今後の見通しについてお伺いいたします。

(2)点目には、海外からの実習生等の受け入れ状況と課題についてお伺いいたします。

大きな3点目、安全・安心な農畜産物生産と輸出戦略についてでございます。

我々は、安全・安心な農産物というところとすぐに有機農産物、あるいは無農薬栽培の野菜、そういうようなイ

メージをするわけですが、東京オリンピックを控えて、あるいは海外への輸出の議論をするときに、今やはり世界基準では、その日本の認めた規格だけではなかなか通用しないという現状にあると私は考えております。

そこで4点お願いいたします。

(1)、東京オリンピックや農畜産物輸出に向けた国際基準導入について認識を伺う。

(2)、畜産物を扱う屠場等へのHACCP導入について伺う。

(3)、野菜や果樹生産者へのGAP導入について伺う。

(4)、農林高校や農業大学への導入について伺う。

4点目、お願いいたします。

高齢運転者の事故多発が社会問題となっておりますけれども、平成26年から施行された道路交通法により、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気を対象に運転適性相談が義務づけられております。適性相談の実施状況と課題についてお願いをいたします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

大城憲幸議員の御質問にお答えをいたします。

畜産振興策についてに関する御質問の中の、安定した家畜取引のための輸送体制整備計画と今後の課題についてお答えをいたします。

宮古・八重山から家畜を輸送している船舶は、老朽化により、平成29年10月以降に廃船となる予定であります。宮古・八重山で取引された肉用牛は船舶で輸送されていることから、家畜取引に支障を来さないよう家畜輸送体制を確保する必要があります。

沖縄県としましては、新たに輸送を担えるよう船舶を改造するため、平成28年度11月補正予算において、家畜輸送体制確保対策事業として、1億9782万円を計上しているところであります。今後とも、宮古・八重山地域の家畜輸送体制が安定的に継続されるよう関係機関と連携してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 畜産振興策についての御質問の中の、飼料原料等のコスト削減についてお答えいたします。

県では、配合飼料原料を海外から直接県内に大量移入することによるコスト削減を目的に、中城湾港での飼料穀物保管施設（サイロ）の整備を検討してまいりました。しかし、海外から直接移入する大型船舶について、現状では中城湾港への入港が困難な状況であります。現在、周辺自治体及び港湾利用関係者主催の中城湾港の振興を考える会への参加や港湾部局との意見交換を行い、課題の解決に向けた検討を実施しております。

県としましては、今後とも各関係機関と連携し、畜産農家での飼料コスト削減を推進してまいります。

次に、離島を含めた農村地域の労働者不足についての御質問の中の、労働者不足の現状認識と今後の見通しについてお答えいたします。

農村地域においては、農業者の高齢化等に伴う労働力不足に加え、近年の雇用環境が変化する中、雇用、労働力の確保も厳しい状況となっております。このため、県では機械化体系の推進及び担い手育成のための各種施策を実施し、労働力不足の解消に取り組むとともに、外国人技能実習生の受け入れについても支援を行っているところです。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、農村地域における労働力不足対策に取り組んでまいります。

次に、同じく外国人技能実習生受け入れ状況と課題についてお答えいたします。

県では、平成25年度より沖縄振興特別推進交付金を活用した海外研修生受入による農業農村活性化事業を実施し、アジア・太平洋地域の発展途上国からの研修生の受け入れ支援を行っております。平成27年度は、委託先である公益財団法人オイスカを通じて、外国人技能実習生67名の受け入れ支援を行い、人材育成に寄与しております。課題としまして、技能実習内容について、実習生の希望と受け入れ農家とのマッチングや宿泊施設環境等の改善などがあります。

次に、安全・安心な農畜産物生産と輸出戦略についての御質問の中の、農畜産物輸出に向けた国際基準導入についてお答えいたします。

現在、国においては、東京オリンピックを見据えて、食肉処理施設に国際基準である高度な衛生管理・品質管理への対応を求めている、いわゆるHACCPによる衛生管理の導入が進められているところです。また、畜産物の海外輸出を展開するためには、HACCP認定施設の承認が必要になる場合もあります。

県としましても、畜産物の海外輸出を積極的に進めており、関係機関と連携しながら、県内食肉処理施設

へのHACCP導入を検討してまいります。

次に、県内屠畜場等へのHACCP導入についてお答えいたします。

県内では、6カ所の屠畜場が設置されております。そのうち、1施設がHACCP導入に向けて取り組んでおり、平成30年度に取得予定となっております。国は、屠畜場へのHACCP導入について、今後、制度化することで検討を行っているところであります。

県としましては、屠畜場の意向を踏まえながらHACCP導入について検討してまいります。

次に、野菜・果樹生産者へのGAP導入についてお答えいたします。

農業生産工程管理いわゆるGAPについては、食品に対する信頼性の獲得、さらには農業従事者の安全確保や環境保全の観点から、国も導入を推進しているところです。県におきましても、21世紀ビジョン基本計画において、農林水産物の安全・安心の確立としてGAPの導入促進を図ることとしております。具体的には、1、普及指導員等を対象としたGAP指導者研修会の開催、2、各地区へのモデル農家の設定等普及促進に取り組んでおります。

県としましては、引き続きJA等関係機関と連携しながら、GAPの導入促進を図ってまいります。

次に、県立農業大学校へのGAP導入についてお答えいたします。

現在、農業大学校では、環境保全型農業の講義において、GAPの考え方や手法等について指導を行っているところであります。

県としましては、国際的感覚を持つ人材を育成する観点からも、農業大学校におけるGAPの教育指導に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 安全・安心な農畜産物生産と輸出戦略についての御質問の中で、農林高校へのGAP導入についてお答えをいたします。

農林水産物の安全・安心の確立としてGAPの導入が促進される中、農業教育においても、その取り組みを学習することは重要であると考えております。

県教育委員会としましては、県外や地域で先進的に取り組む学校、農家等の実践事例を参考にし、関係機関と連携しながら、GAPについて農業教育の学習内容にどのように取り入れていくか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 平成26年に施行された道路交通法に関する御質問の中で、運転適性相談の実施状況と課題についてお答えいたします。

まず初めに、運転適性相談についてですが、これは運転免許を取得している人が自動車などの運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかり、運転免許の継続が可能であるかについて確認するために、運転免許センター等に運転適性相談として申し出た場合に、運転免許課において免許継続の可否について確認するための、あくまでも任意の相談業務であります。その実施状況につきましては、平成26年中911件、27年中は1170件で、前年対比259件、28%増加しており、増加した平成27年中にあっては、1日当たりおよそ5件の適性相談に対応しております。運転適性相談は、免許センター等の7名体制において実施しておりますが、平成28年上半年期では679件と、前年対比107件、18%増加していることから、引き続き担当者の育成等体制の整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 1点目から順を追って再質問をさせていただきます。

今回、11月議会に補正予算で船の改造予算を計上していますよということでございました。ですので、9月に少し部長とは確認をしましたけれども、少しその必要性について、これから議員各位の理解もいただかないといけないものですから、その辺についての確認もしたいんです。まず、その必要性について、今、部長、数字がありましたらお願いしますけれども、県内の子牛、あるいは和牛の取引、市場での取引頭数、そのうちのどの程度がこの船を使って県外のほうに輸送されているのか、その辺について、まず必要性について、現状を含めてお願いをいたします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

取引金額のベースでちょっと説明したいと思いますけれども、平成27年の県内の肉用牛取引金額につきましては、166億5000万となっております。そのうち、特に今回影響が大きいというか、宮古・八重山のほうで影響があるかと思うんですけれども、その内訳が宮古地域のほうで39億3000万、八重山地域のほうで60億4000万、合計して99億7000万ですので、全体の中の60%が直接的なその影響を受けるというふ

うに認識しております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今、金額ベースの話がありましたけれども、市場ごとの取引頭数を少し整理させていただきました。ちょっと子牛に限るんですけれども、26年でいきますと、2万4001頭の取引のうち、県外に出たのが2万1367頭、89%が県外の皆さんに購入していただいている。27年度でいくと、2万3831頭のうち2万827頭、87%が県外の皆さんに購入していただいている。そういうようなことを考えると、部長と私は共通認識でいいと思うんですけれども、その中身においても、改めて見ると、やっぱり全国の皆さんに買っていただいているんだというのは、東北のほうにも2000頭以上行っています。米沢牛で有名な山形県が去年は1592頭、山形県のほうに沖縄の子牛が行っているわけです。ちなみに、松阪牛で有名な三重県にも、ことしで101頭、去年で155頭の沖縄の子牛が松阪牛、向こうのほうで肥育をされている状況がある。そして、こういう皆さんの協力によって、平成21年にこの沖縄で価格が30万2000円、子牛の平均取引額が30万2000円でした。平成27年の子牛の取引価格というのは64万7000円、倍以上になっているわけです。やっぱりそういう意味で、沖縄の畜産が今回400億を超えたというのは、この子牛生産の部分の、離島の皆さんの、あるいは沖縄の繁殖農家の皆さんの頑張りとというのはすばらしいんですけれども、やっぱりそれを支えるというのは、安全・安心に輸送ができると、そういうような前提になるわけです。そういう意味で、今回9月にも問題提起をして提案しましたけれども、今提案しているこの改造費というのはぜひとも必要であるということをまた確認したい。それと含めて、今回の改造にしても、今使用している別の船を改造して牛用に使うということですから、これが10年も使えるかということそうでもないわけです。やっぱり早急に、今回もそうなんですけれども、来年の10月、11月で今の船が廃船になるよという話をして、ことしの4月ぐらいから関係者がいろんなところに要請したり、何か方法がないかということで慌てて応急措置的に対応した部分もありますから、私は、これは沖縄の中の4割、46%が畜産である、そして全科目というか、品目の中でも、今畜産が、牛が約2割を占めているということからも、今後その部分を伸ばしていくためにも、この安全・安心な輸送体制を確立していく。そういう意味では、また今後に向けて、きちっと民間でできることは民間に頑張ってもらう、そして購買者のコンテナがいいのか、輸送船用の車がいいのか

も含めての議論もしてもらおう。そしてそれを今、民間も2社がほかの久米島、伊江島、北部の市場も含めて2社でいろいろやっていますから、今後どういう形でこの輸送体制を確立するのかというのは、私は早急に県がリーダーシップをとってまとめていく必要があると思うんですけれども、その辺について再度部長の決意をお願いします。今後の体制ですね。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

今、宮古・八重山地域を中心に、全国的に子牛の責任ある産地として、購買者も積極的にいらっしゃるということですので、八重山・宮古だけではなくて、県全体の購買者、県外者の購買者を考えますと、将来的にもこの家畜輸送体制が確保されて、安心して来てもらえるということが前提かなというふうに思っております。

議員がおっしゃるように、行き当たりばったりの対策ではなくて、将来的なことも考えて、今関係機関のほうでは、J Aだとか船舶会社を含めて、協議会を設置して早急に今後の対策も含めて検討していくということで確認しております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 ぜひお願いします。

それからもう一言だけ言わせてもらおうと、今国のほうでは、やっぱり農協改革も含めて、餌、肥料、農業資材、そういうようなものの資材を下げようというような議論もあります。私は、特に、離島を抱えている沖縄においては、やっぱりこの輸送に係るコストの割合が高いですから、そこを下げる議論になると、やはり牛だけの輸送ではなくて、そういうようなものも全て含めたような輸送体制がとれないかというのも、ぜひ検討していただきたいなと思っておりますので、あらゆる観点からお願いをいたします。これは要望でよろしいです。

2点目については、餌です。

平成26年に1000トンのサイロを6基、一度この穀物を、餌代を下げるために整備をしようという計画がありました。そのときに、やっぱり船が入れないという議論があったんです。土木建築部長、もし把握しておられればお願いをいたします。現在の中城湾の西岸、向こうの状況、何で直接外航船が入れないのか、その辺について、今お持ちの認識で答弁をお願いしたいんですがよろしいですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

現在は、この飼料船については、国内移入という形で志布志港に輸入された飼料原料が内航船により中城湾新港地区へ移入してくるという状況にあるというふうに聞いております。パナマックス程度の大型船になると、現状ではなかなか厳しいということで、今のところ内航を注視しているというか、中心になっているという状況だと認識しております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 これについては、ちょっと情報がいろいろありまして、護岸の強度が足りないという話もあったんですけども、9月にうちの代表の参議院の儀間とともに、総合事務局を含めて状況を確認してきました。そうすると、西埠頭の護岸の強度は問題ないんだけど、航路幅と喫水の問題があるということでありました。ただ、今部長からもあったように、今沖縄の餌というのは、外国から一度鹿児島県の志布志に原料を揚げて、そこで一度サイロという保管庫に入れて、そしてまた、沖縄用の1000トン、2000トンの小さな船に積みかえて沖縄に持ってくるという作業をしている。そのコストが高いんです。それを直接入れたいということで、平成26年に予算化しましたが、今あるような議論になってしまった。それで、これも早急に次年度のこの航路幅の拡張、そして喫水の部分については、国がやることですが、これは早急に29年度にやるべきだと思うし、それに伴う沖縄県として26年の議論をもう一度畜産の普及に向けて取り組むべきだと思うんですけども、その認識、現状の認識を土木建築部長、あるいは農水部長でもいいです。答弁お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

この大型貨物船を中城湾港で受け入れるためには、今議員御指摘のように、航路幅の拡張、こういった泊地の改良というのが必要だということは認識しております。国にも、この点については引き続き要望調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

畜産関係については、いわゆる農耕飼料等が生産費

で大きいウエートを占めているというのは認識しておりますし、また、そのために、構造的に今おっしゃるように、大型船によるコスト削減というのは、関係機関の一致した認識ですので、関係機関のほうと連携をとりながら、将来的には整備ができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 将来的な整備じゃなくて29年度でやるべきだと思っているんです。先週の木曜日のTPP委員会で、うちの代表の儀間が、農水大臣と総理と議論しております。後で見てみてください。その中で、まさに今言う議論をして、それで農水大臣は早急にやるということで答弁しているし、総理大臣に対しても、とにかく沖縄を日本のフロントランナーにすると。そして、その成長戦略の中に、農業の輸出というものをしっかりと位置づけていくという意味で取り組みますという答弁をしていますので、これは、この航路幅、喫水の部分は、港湾整備は国がやるべきことですから、国がそういう答弁を国会でしていますから、それに向けた取り組みをしてほしい。そして、冒頭言ったサイロの部分については、また県がやらないといけませんから、内閣府と相談をして進めていただきたいと思いますけれども、それを踏まえて再度答弁をお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

港の整備等に抱き合わせて、畜産については、以前からそういう考え方を持っていますので、その辺の情報収集しながら、将来的というか、その整備が動き出したときには、そういう畜産関係についても、サイロ等の整備については、早急に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 12月8日、先週木曜日のTPP委員会の議論ですので、ちょっと関係部長は確認をして準備のほうをお願いいたします。

次に移ります。

離島を含めた農村地域の労働者不足についてですけども、先月、南北大東に行ってきました。皆さん御存じのとおり、北大東が村民所得463万2000円、南大東が337万3000円。非常に県平均210万2000円に比べて突出しております。そういう意味で、非常に向こうの産業構造に興味があって行ってきたわけです。さまざまな島特有の課題もあるんですけども、やっぱり突出しているのは就業率、村民の仕事をしている率が北大東は85.87%、県の平均が50.83です。

50.83の中で、もう本当に島に行ってみて、歩けない老人と妊婦さん以外は本当に仕事しているんじゃないかという状況でした。それはいいんですけども、同時に感じたのが、完全失業率、2010年で県の平均が11%のときに、北大東で0.8%。いわゆる本当に人がいないですよ、足りない。そういう状況があるわけですから、やっぱりその人をしっかり支援する体制というのを、必要を感じたところです。

そこで、農水部長が話していましたが、25年、26年にスリランカから67名の研修生を受け入れました。これも100%一括交付金で、農家負担なしで受け入れております。その後、これが25年受け入れたのがことし、26年受け入れた41名が来年の夏には切れるわけですが、それを私そのまま、そのままというか、きちっと整理をして継続的に取り組む必要があると思うんです。現時点でのこの総括、あるいはその次についてどのように考えているか再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

農林水産部のほうにおきましては、平成24年度から海外研修生受入による農業農村活性化事業によりまして、1期、2期生を合わせまして、現在67名の技能実習生を受け入れております。そういうことで、事業自体が3年スパンの平成29年までとなっておりますので、事業の総括をしながら、その辺について、後継事業あるいは今後のあり方については、関係者を含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 この辺が、バトンタッチがうまくいっていない。今言ったように、67名、これ全額農家負担なしで今入れているんです。それがことしの8月には1期生が切れます。2期生が来年の8月には切れます。けれども、それを総括してから次の方策を考えるでは、農家からしたら一度また切れてしまうわけです。せっかく1億3000万、4000万、一括交付金で入れて、そして終わってから検討しますでは、なかなか現場のほうでうまくこの活用には私になってないと思うんです。その辺はしっかりと、冒頭部長が言ったように、やっぱりスリランカから今来ていますけれども、スリランカで聞いた話とこの南大東島にいる状況が違うからだめだということで、逃げてしまうような事例もあるわけです。やっぱりそれは、沖縄の受け入れをする団体がきちっと現地の派遣する会社と連携をとる、研修体制をしっかりと、そして事業の目的を

きちっと確認する。そういうような受け入れ体制をつくって、そこに全額じゃなくていいですけども、例えば渡航費は補助するとか、離島であればこの経費の半分は補助するとか、そういうような仕組みを早急につくって現実的な対応をすべきだと思うんですけども、今後の支援体制について、再度部長お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

農業関係については、今回、この事業を実施させてもらっておりますけれども、ほかの分野でもいろんな民間の受け入れ団体等含めて、結構国内のほうでは受け入れ体制が整いつつあるようです。そういう面で、今回、農林関係については、離島を含めて67名を今受け入れておりますけれども、先ほど言ったように、少し課題もあります。ミスマッチとか、宿泊施設の問題、あるいは研修生の健康管理面とか、いろんな課題もありますし、今3年単位でいきますと28年度が1期生は終わりますけれども、その辺で内部のほうでも関係機関を入れて、少し今後に向けての検討をさせてもらっております。その辺について、今議員がおっしゃったように、補助の対象の範囲だとか、あるいは受け入れ体制の問題等も含めて、あるいはJAのほうも少し新しく29年度から受け入れということも考えているようですので、関係機関のほうとのすみ分けとかその辺も含めて、将来離島を含めてその労働力不足というのは必然的にちょっと厳しい状況が見通しされておりますので、この辺を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 お願いします。

今ありましたように、私、JAの仕組み、あれはいいと思います。きちっとベトナムの受け入れ国の皆さんと慎重に議論を重ねて、個々の研修体制もしっかりしている。ただ、今あれで計画しているのも、農家負担が年間200万ぐらい、県内の人を使うよりも逆にお金がかかりますので、その辺の支援体制を早急に議論していただきたいと思います。

次に、GAP、時間がなくなっちゃいましたけれども、国際基準については、やっぱり議論が弱いと思います。HACCPについても、もう屠場なんかは物理的には導入できるんですけども、今なかなかそういう普及するリーダーシップを県がとれていないんじゃないかと思っていますので、もう少し積極的に進めたい。

ここでは、農業高校の部分について教育長と少しお

話しさせていただきたいんですけども、青森県の五所川原高校が日本で初めて、高校でGAPを導入しています。その部分について認識しておりますか。お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 青森県立の五所川原農林高等学校がグローバルGAP、隔年で開催するグローバルGAPサミットという世界大会ですけども、こちらで2016の大賞を受賞されたということは伺っております。先導的な先進的な取り組みが行われているということは伺っております。

県教育委員会は、先ほども答弁させていただきましたが、そういう先進的な取り組みをされているところとか、関係機関とも少し連携をしながら、GAPの教育活動にどのように取り入れるかということは、また研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 本県もアジア経済戦略構想の中で、さまざまな話があるんですけども、今この東京オリンピックに向けても、有機農産物を優先しましょう、障害の方が主体的に携わった生産物を使いましょうとかいろいろ推奨しているんですけども、その要件はGAPをとっていることなんです。あるいは、農畜産物については、HACCPをとっていること、やっぱりその辺は子供たちから世界の農業の常識がこうなっているよというのは、現状の先輩方に周知する、部長の言った周知するのも大事ですけども、それと並行して未来を担う子供たち、その部分から取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

質問の前に一言所見を申し上げたいと思います。

ことしの6月、フィリピンにドゥテルテ大統領が誕生いたしました。過激な発言や強権的な麻薬対策で注目を集めております。オバマ大統領が人権問題に絡め、その強権的手法を批判すると、オバマは地獄に落ちろという日本では考えられない発言をしたり、そうかと思うと、一触即発の危険な状況にあった南沙諸島問題で10月に北京へ乗り込み、中国との関係を劇的に改善してしまいました。見解が対立する問題は棚上げをし、双方がメリットを共有できるものは共同開発をするなどの方向性でまとめ上げ、さらには、総額

2兆5000億円の経済協力を取りつけるなど、驚異的な外交成果を上げました。日本の外務省が驚きの声を上げたというもうなずける話であります。アメリカとの関係でも、最近は一転してトランプ次期大統領と親密に電話会談を交わすなど、変幻自在の外交戦を展開しております。彼の一連の行動は、フィリピン国大統領としての強烈的なプライドを感じさせます。一方、戦後70年間も基地問題に振り回され、アメリカの顔色をうかがいながら自国の憲法より日米地位協定を優先させたままの日本外交を見るにつけ、我々日本人はもっと日本人としての誇りを持たなければならないと考えてしまいます。

では、質問に入ります。

1、基地問題。

2012年7月27日の日米安全保障協議委員会（2プラス2）の共同発表は、海兵隊の沖縄からのグアムへの移転及び嘉手納以南の土地の返還を普天間飛行場の代替施設の進展から切り離すことを決めております。また、9000人の海外海兵隊員がグアムやハワイに移転することも明確になっております。それは沖縄の負担軽減と同時に、アジア・太平洋地域の平和と安定に寄与することを目指しております。

(1)、2012年の再編見直しによる在沖海兵隊のグアムやハワイへの移転計画の進捗状況はどうか。

(2)、40年以上も前に返還が合意されている那覇軍港ですが、いまだに実現しておりません。返還実現までの間、軍民共同使用を求めるべきではないでしょうか。

(3)、仲井眞知事が要請した普天間の5年以内の運用停止、キンザーの7年以内の全面返還、地位協定の改定、オスプレイの半数を県外移転の進捗状況はどうでしょうか。

(4)、北部訓練場の新設ヘリパッドについて。

ア、高江周辺のヘリパッド建設の計画を知ったのはいつか。

イ、防衛局に位置変更を求めたことがあるか。

ウ、北部訓練場ヘリパッドの使用協定締結を求めるべきではないでしょうか。

次に、ドローンの活用について、予定している実証事業の状況はどうか。

3、鉄軌道導入について。

(1)、ルート案の検討状況はどうか。

(2)、工法の検討状況はどうか。

4、福祉部関連について。

(1)、多機能共生型施設の評価と設置促進の取り組みについて伺います。厚労省は本年4月、介護や保

育・障害者向けの福祉サービスを1カ所で提供する多機能型施設の普及を進めるガイドラインを全都道府県に通知したようですが、本県としての取り組みはどうでしょうか。

(2)、障害者福祉について。

障害者基本法は、障害のあるなしにかかわらず、全ての国民がひとしく地域社会の一員として自立し、あらゆる分野に社会参加できる共生社会を目指すことをうたっております。そのことを踏まえ、以下、質問します。

ア、障害者社会参加支援施設の設置について、県の計画はどうでしょうか。

イ、障害者ITサポートセンターの設置についてはどうでしょうか。

ウ、平成25年4月1日、障害者の自立に寄与する目的で施行された障害者優先調達推進法を踏まえ、県としての取り組みはどうか。

エ、障害者関係協議組織の情報公開の現状はどうか。

5、商工労働部関係。

(1)、各業種における人手不足の現状、原因、対策について伺います。

(2)、外国人労働者の受け入れの是非、影響について伺います。

(3)、11月は過労死防止啓発月間でした。電通社員の過労死が大きく報道されましたが、県内の取り組み、過重労働の実態調査はどうでしょうか。

6、教育委員会。

(1)、県内の学校現場でのいじめの実態と対応はどうでしょうか。

(2)、チーム学校推進法案についての教育長の認識を伺います。

チーム学校推進法は、教師が自分の業務に専念し、子供と向き合う時間を確保、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画する、校長を中心に教師やスタッフ等が連携を強めるなどの趣旨になっています。そのことについて教育長の認識を伺います。

イ、学校現場での長時間勤務の実態はどうでしょうか。

7、しまくとうば普及の取り組みについて。

(1)、しまくとうば普及の狙いとは何か。

(2)、中期しまくとうば普及推進行動計画の取り組み状況はどうか。

(3)、しまくとうば標準語の制定についてはどのように考えているのでしょうか。

最後に8、基地内の理容従事者の皆さんから、契約更新時に条件改悪にならないよう支援要請がありましたが、どのように対応しますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 金城勉議員の御質問にお答えをいたします。

しまくとうば普及の取り組みについてに関する御質問の中の、しまくとうば普及の狙いについてお答えをいたします。

県内各地域で受け継がれてきたしまくとうばは、地域の伝統行事で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等の沖縄文化の基層であり、いわば県民のアイデンティティーのよりどころであります。ユネスコはしまくとうばを消滅の危機にある言語に指定しております。私は、しまくとうばの消滅は、組踊などの伝統文化の衰退を招くだけでなく、沖縄の心の喪失にもつながるものと危惧しており、このことから、しまくとうばの普及・継承を県政の大きな柱と位置づけ、県民運動を展開しているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基地問題についての御質問の中の、在沖海兵隊のグアム等への移転についてお答えいたします。

2012年4月の日米安全保障協議委員会共同発表等により、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転が合意され、2020年代前半には沖縄から約4000人がグアムへ、約5000人がハワイ等へ移転することになっております。防衛白書によると、2014年12月、米国の2015年度国防授權法が成立し、2012米会計年度以降続いたグアム移転資金の凍結が解除され、再編計画の調整による事業内容の変更に伴い実施されていた補足的環境影響評価については、2015年8月に終了し、今後はグアムにおける本格的な移転工事が進んでいくことになるとのことであります。

次に、那覇港湾施設の共同使用についてお答えいたします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えてお

ります。那覇港湾施設は、沖縄の交流・物流の拠点である那覇空港や那覇港に隣接するなどの優位性を有しており、これまでも沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区用地として一部共同使用が行われております。軍民共同使用については、今後の跡地利用のあり方ともかわることであり、その検討の中で議論されるものと考えております。

次に、仲井眞前知事が要請した基地負担軽減４項目の進捗状況についてお答えいたします。

県から平成25年12月に要請した４項目の基地負担軽減策のうち、普天間飛行場の５年以内運用停止については、平成26年８月にKC130空中給油機15機の山口県岩国市への移駐が完了しております。キャンプ・キンザーの７年以内の全面返還について、防衛省は、牧港補給地区返還推進チームを設置し、牧港補給施設の早期返還に取り組んでいくこととしております。日米地位協定の改定については、環境面で地位協定を補足する国際約束として、平成27年９月に環境補足協定が締結されております。オスプレイについては、ことし９月、普天間飛行場に所在するオスプレイ等の訓練活動を県外に移転する合意がなされ、９月12日から10月５日の間、オスプレイ16機程度が参加する１回目の訓練移転がグアム、テナンで実施されたところです。

次に、北部訓練場に係る移設計画についてお答えいたします。

北部訓練場については、平成８年12月のSACO最終報告で、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から残余の部分に移設すること等を条件に、過半を返還することが合意されました。平成11年４月の日米合同委員会においては、７カ所のヘリコプター着陸帯を返還される区域から残余の部分に移設することが合意されております。その後、平成18年２月に、当時の那覇防衛施設局から県に北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）環境影響評価図書案が提出され、また、日米合同委員会において、移設されるヘリコプター着陸帯の数を６カ所に変更することが合意され、公表されております。

次に、ヘリコプター着陸帯に係る要請等についてお答えいたします。１の(4)イと１の(4)ウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

北部訓練場のヘリコプター着陸帯については、県として位置の変更を求めたことはありませんが、平成19年３月に、県から当時の那覇防衛施設局に対し、米軍のヘリコプターが高江区の上空を飛行することがないように、実効性のある具体的な措置を講じること、

騒音が住民の生活環境に影響を及ぼしている場合には、騒音軽減のための具体的な措置を講じるよう米側に申し入れること、ヘリコプター着陸帯の運用が、地域住民の生活環境等に著しい影響を及ぼす場合には、できるだけ住宅地から離れた既存のヘリコプター着陸帯の使用を検討する等の運用改善を行うことなどを求めています。

北部訓練場においては、SACO合意には含まれていなかったオスプレイが環境影響評価を行うこともなく飛び交っており、配備撤回を求めています。

次に、ドローンの活用についての御質問の中の、ドローン実証事業の検討についてお答えいたします。

無人航空機いわゆるドローンの実証事業につきましては、次年度、総務省消防庁において、緊急消防援助隊の活動体制充実強化のため、消防活動用ドローン配備事業等の予算要求がなされていることから、国の財政支援メニューの動向を注視しているところであります。

今後、先駆的に導入している自治体もあることから、国や他県自治体の動向を注視するとともに、各消防本部からの意見聴取等を行い、ドローン導入を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 鉄軌道導入の進捗状況についての御質問の中の、ルート案の検討状況についてお答えいたします。

県では、構想段階として鉄軌道の計画案づくりを５つのステップで段階的に進めているところであり、現在は、複数のルート案について比較評価を行うステップ４の段階となっております。ルート案については、これまでの検討において、県民意見を踏まえ７案を設定しております。

今後は、これら複数のルート案について、県民意見等を踏まえ設定した評価項目に基づき、県民の利便性や事業費を含め、社会面、経済面、環境面等のさまざまな観点から比較評価を行うこととしております。

同じく鉄軌道導入の進捗状況についての御質問の中の、鉄軌道の工法の検討状況についてお答えいたします。

構想段階は、概略的検討を行う段階であることから、各ルートの工法検討に当たっては、地形図等から把握できる範囲で構造を想定したところであります。具体的には、市街地部は用地確保に費用と時間が多くかかることが予想されることから、既存道路を活用し

た高架橋と地下トンネルのうち、費用の低いほうを想定しております。また、郊外部は市街地部に比べ用地が確保しやすいと考えられることから、専用用地の確保を基本とし、地形を踏まえ、高架橋または山岳トンネルを想定したところであります。

なお、構想段階の次の計画段階では、現場の状況等を把握した上で、経済性、環境面等を踏まえ、より具体的に検討を行うことになります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 福祉部関連についての御質問の中の、多機能共生型施設についてお答えいたします。

多機能型共生施設においては、高齢者、障害者、児童が交流を深めることで、高齢者、障害者が元気になり、児童に思いやりの心が育まれます。また、兼務可能な人員、共用可能な設備等により効率的に施設運営できると評価されており、県内に7施設あります。

厚生労働省でも総合的な福祉サービス提供のガイドラインで推奨しており、県としては、同施設整備の機運醸成、先進事例の情報提供、研修による人材育成等、施設整備が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、障害者社会参加促進施設についてお答えします。

障害者の社会参加を促進する施設の整備については、平成25年度に公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会ほか14団体より要請を受けており、現在、その方向性について団体との意見交換を行っているところであります。

県としましては、今後、他県における類似施設の規模や運営状況等を確認するとともに、関係者等と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、障害者ITサポートセンター設置状況についてお答えします。

障害者ITサポートセンターは、障害者の自立を促進するため、障害者のITスキルの向上を図る拠点施設としての機能を有しております。本県においては、現在、未設置となっておりますが、障害者総合支援法では都道府県の任意事業とされていることから、障害者及び支援関係者等のニーズの把握や他県のサポートセンターの運営状況等について、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、障害者優先調達推進法の推進策についてお答えします。

障害者優先調達推進法では、地方公共団体は、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされております。県では、沖縄県障害者優先調達推進方針を策定し、就労支援施設等からの調達目標額を定め、県の各部局に対し、就労支援施設等からの物品等の優先調達に積極的に取り組むよう周知を図っております。また、市町村に対しても優先調達に一層努めるよう求めているところであります。

県としましては、今後とも、障害者の自立に向け、障害者雇用の促進及び就労支援に努めてまいります。

次に、障害者関係協議組織の情報公開についてお答えします。

県では、県内における障害者への支援体制整備に向けた検討を行う沖縄県障害者自立支援協議会を開催した際の議事録や関係資料を県のホームページに掲載しているところであります。

今後は、手話施策推進協議会など他の障害者関係協議会につきましても、県民に対し必要な情報提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 商工労働部関連についての、各業種における人手不足の現状等、また、外国人労働者の受け入れについてお答えします。5の(1)と5の(2)は関連しますので一括してお答えします。

平成27年職種別有効求人倍率を見ると、建設業、看護、介護、保育士、コールセンター、宿泊・飲食サービス業等で人手不足が顕著になっていると認識しております。要因としましては、地域間や職種間、労働条件などのミスマッチが挙げられます。そのため県では、沖縄労働局と連携して経済団体等8団体に対し、働き方改革の推進に関する要請を行うとともに、人手不足分野の雇用改善に取り組んでいるところです。また、外国人労働者の受け入れにつきましては、国の働き方改革実現会議において議論しているところです。

県としましては、国の動向を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、過労死防止啓発月間の取り組み、実態調査についてお答えします。

沖縄県では、労働関係法令の周知・啓発を行うセミナーを開催するとともに、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて労働相談を行っており、長時間労働

等の法令違反の疑いがある相談事例については、労働基準監督署を紹介するなど、連携を図っております。国は、毎年11月を過労死等防止啓発月間と定め、沖縄労働局では過重労働解消キャンペーンを行い、長時間労働等が疑われる事業所に対する重点監督を実施しており、昨年は、64事業所に重点監督を実施し、法令違反を確認した57事業所に対して、是正・改善の指導を行ったとのことでした。

次に、基地内の理容従事者についての、基地内理容従事者の支援要請への対応についてにお答えします。

去る11月18日に在沖米軍基地内の理髪店に働く従業員で構成する全基地理容職（守る会）から、米国防・海軍エクステンジサービス（AAFE S）特免業者の契約更新に伴う従業員の労働条件の確保等について関係機関に働きかけるよう、県に要請がありました。

県としましては、県内労働者の雇用の安定及び労働条件の確保の観点から重要であると認識しており、現在AAFE S担当部門から情報収集を行うとともに、要請に向けて調整を行っているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 教育委員会関連についての御質問の中で、いじめの実態と対応についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、本県のいじめの認知件数は、平成25年度は小学校232件、中学校266件の合計で498件、平成26年度は小学校356件、中学校579件の合計で935件、平成27年度は小学校1491件、中学校576件の合計で2067件となっております。

県教育委員会としましては、沖縄県いじめ対応マニュアル等を活用した取り組みや研修会による教職員の指導力の向上を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置拡充による支援体制の充実に努めているところであります。各学校においては、いじめ対策委員会を組織し、アンケートを行うなど、未然防止、早期発見、早期対応を図っております。今後とも、県全体でいじめ防止に向けた取り組みが行えるよう学校や市町村教育委員会を支援してまいります。

次に、教職員の多忙化等についての御質問にお答えをいたします。

議員からお話がありましたチーム学校推進法、国において提案されて、今閉会中の審議等が行われているということは承知しております。

県教育委員会では、業務を改善し、教師が子供に向き合う時間を確保するため、沖縄県教職員業務改善推進委員会を設置し、さまざまな角度から教職員の業務改善に向けた検討を行い、各学校に業務改善に関する提言を行ったところであります。また、運動部活動につきましても、運動部活動外部指導者活用事業を平成9年度から実施し、外部指導者を中・高等学校へ派遣しております。また、各学校においても独自に外部指導者を委嘱し、競技専門の教師がいない部活動に配置・活用するなど、教職員の負担軽減に努めているところであります。

次に、長時間勤務の実態についてお答えをいたします。

県教育委員会の平成27年度実態調査の結果では、1日平均の勤務時間外業務時間が1時間以上と答えた割合は、小中学校で84.1%、県立学校で70.3%となっており、平成26年度に比べ、それぞれ1.4ポイント、0.2ポイント減少しております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会との連携体制を構築し、学校における業務改善の推進に取り組んでいるところであります。今後とも、教職員がより働きやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） しまくとうば普及の取り組みについての御質問の中の、中期しまくとうば普及推進行動計画についてお答えいたします。

県では、今年度策定した中期しまくとうば普及推進行動計画に基づき、しまくとうばの普及促進に向けたさまざまな取り組みを実施しております。具体的には、各地域における話者等の養成、民間団体等の活動に対する支援、普及功労者の表彰、普及教材としての民話データベースの作成、県民意識調査などを実施するほか、関係機関等においても、しまくとうば講座やシンポジウムなどが開催されております。また、計画期間中にしまくとうば普及の中核的機能を担うしまくとうば普及センター（仮称）を設置し、官民連携による実効性のある普及活動を展開していくこととしております。

次に、しまくとうば標準語の制定についてお答えいたします。

しまくとうばは、地域ごとに異なるという多様性があるため、それぞれの地域で普及継承に向けた実効性のある取り組みを行うことが重要であると考えており

ます。一方で、全県的にしまくとぅばの普及運動を展開するためには、統一的な、いわゆる標準語を定める必要があるという議論もあることから、今後、学識経験者や普及関係団体などで構成するしまくとぅば普及推進専門部会等において、実効性のある普及運動を推進していく観点から検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 御答弁ありがとうございました。

まず、基地問題について再質問をさせていただきます。

那覇軍港の件ですけれども、返還合意がなされてからもう40年以上もたっているんですけれども、いまだに返還を見ないということであります。現在、那覇軍港というのはどの程度の頻度、利用されているか御存じですか。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時9分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

那覇軍港港湾施設の利用状況、昭和61年から平成14年までの入港隻数は公表されておまして、年による増減はあるものの、昭和62年の96隻をピークに平成14年の35隻まで漸減していると。平成15年以降のデータにつきましては、在沖米軍から情報が提供されていないため把握してございませんけれども、以前に比べますと利用されることはもう著しく減っているのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 おっしゃるように、やはり普段から通っている中においてその軍港を見ても、ほとんど利用されているという状況を見ません。ですから、ほぼ遊休化している状況にあるのではないかとも思うんですけれども、そうであれば、これだけいろんな形で港の必要性が叫ばれている中で、そのまま放置するというのも実にもったいない話であります。ですから、先ほど公室長は、跡地利用のそういう計画、議論の中で話し合っていくという答弁でしたけれども、これはもう早急に防衛局やあるいはまた米軍に対して具体的にこの共同使用をさせてくれと。実際にクルーズ船もそうだし、貨物もそうだし、大変なそういう混乱の中で運用されているわけですから、これはぜひやるべきだと思うんですけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

過去に那覇港湾施設が遊休化しているということ、一方で、那覇港湾施設が那覇市の振興・発展に非常に重要だという観点から、早期返還または共同使用を模索する立場から、共同使用という議論がこれまでも出たことは承知しております。そういった中におきましても、県としましては、先ほども答弁いたしましたけれども、協議会の枠組みの中で現時点では進められることが重要かと思っておりますし、また、共同使用につきましては、先ほども答弁いたしましたように、今後の跡地利用のあり方にかかわるものですから、その議論の中で、その検討の中で議論されるものではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 この那覇軍港、知事も浦添移設を認めましたけれども、浦添に移転するまでに、大体スムーズにいつて何年ぐらいを想定していますか。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 統合計画によりますと、2028年度——平成40年度ですか、平成に直しますと——またはその後に返還可能というふうになっております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 平成40年ですか。ということは、スムーズに行ってもあと十二、三年かかると。いろいろ議論にまた時間がかかればその分延びていく。そういうことであれば、やはり跡地利用計画の中の議論に委ねるとするのは、県としていかがなものかと思うんです。知事、どうですか、その件について。やはり、あれを活用すれば明らかに県民に利益になるということとははっきりしているわけですから、それを県として、具体的に国や米軍に要請するということは考えていませんか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） この共同使用とかそういった話については、県議会等でもさまざまな議論があります。議員からもそういった御指摘もありますし、この件につきましては、沖縄防衛局ですとか外務省沖縄事務所、そういったところと、まずはそういった

た質疑がなされていることも御説明して、その可能性等について、まずは話し合ってみたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 これは防衛局やあるいはまた米軍にとっても、共同使用に道を開くということは非常にいいことだと思いますよ。県民感情的にも、対米軍基地に対するそういう県民感情も和らいでいく一つの要因にもなると思いますので、ぜひ、前向きに御検討いただきたいと思います。

次に、北部訓練場の件について伺いますけれども、公室長の答弁では、これまでこのヘリパッドの位置の変更について国に要請したことはないというふうに答弁しておりましたが、我々軍特で先日、東村それから高江の公民館を訪問して、非常に自分自身恥ずかしい思いをいたしました。というのも、高江区民の皆さん方はこれまで2回の反対決議をし、そして県にも防衛局にも、その場所の変更も要請し、そして騒音対策も求め、さまざまな形でこれまでずっと要請してきたけれども、具体的な対応としては全く取り合ってもらえなかった。県も防衛局も議会も。ですから、そういうことを本当に身につまされるような思いで私は自治会長の話伺いました。ですから、もう既に完成して、返還式典ももう間近に迫っている今の状況の中でやれることは何かといえば、やはり防衛局に対して、この基地使用のあり方、訓練のあり方について、高江住民の意向をできるだけ酌み取って、その騒音やあるいはまた具体的な迷惑を極力減らすような努力が必要だと思うんですけれども、その件について、県としてどのように行動しようと思っていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今、議員からの御指摘は、大変重要なところだと思っています。

県としましては、まずは高江区の上空を飛ばないこと、これはまず極めて重要だと思っています。それから、騒音等また生活環境に影響を及ぼす場合には、そういった騒音軽減のための具体的な措置を講ずること、そういったことをしっかり申し入れる必要があるだろうというふうに考えております。あわせて、SACO合意に含まれていなかったオスプレイの環境影響評価を行うこともなく飛び交っておりますので、そういったオスプレイに関しましては、配備撤回を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 高江の皆さん、人口140名というわずかな集落がこんなに全国の注目を集めているという

ことも、本当に身につまされるような思いをしておりますので、せめてこれからの運用のあり方については、高江の皆さんの思いを酌み取っていけるような具体的な訓練の実態というものを、ぜひ、県としてもサポートしていただきたいと思います。

それで高江区は、東村からの提案を受けて、迷惑料としての交付金を受け取ることになりましたけれども、その件について、知事の認識はいかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 迷惑料2000万ですか、いろいろ東村、そして高江区民の方々が、いろんな思いで政府と調整を行って、今般交付されることになったものと考えております。やっぱりそういった地元の方々のさまざまな思いの中で決断したこの交付金だと思っていますので、県におきましては、この件につきましては、しっかりと高江住民の、こういった福利厚生も含めた地域の生活環境の向上につながるような運用がなされればというふうに考えているところであります。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 高江の件については、22日に北部訓練場の返還式典が予定されておりますけれども、これについては、県のほうには案内状が届いておりますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先週の金曜日夕方、沖縄防衛局の職員が持参してまいりまして、私もそれを確認してございます。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 対応はどのように考えていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 私が確認しましたのも議会終了後だったものですから、今週、早目に知事三役とこの件につきまして、調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 次に、鉄軌道の件について伺います。

鉄軌道の件については、今企画部のほうで鋭意頑張っていることは承知しております。同時に、国のほうも調査を入れておりますけれども、県と国の今の調整の状況はどうですか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 県のほうでは、そのルート案を決めていく作業に入っているところでありまして、その構想段階におけるルート案を示しながら、よ

り詳細な事業費だとか、あるいはそういったものを国と詰めていきたいと考えておりますが、まだ国において費用便益だとか、そういう事業費の縮減の問題等に取り組んでいるところでありまして、県が構想段階におけるある程度のルート案を示した段階で、すり合わせをしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 県がこの鉄軌道の導入については、2020年に着工ということを目標にしているんですけれども、これは予定どおり変わってないというふうに理解していいですか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

今、構想段階におけるステップ4ということで、まさにこれから費用等も含め構想段階におけるあらあなルートなんです、それを決めていく段階に入ってきております。作業工程としては、4ルートから県民に意見を聞いたところ、その派生案として3ルートが追加されまして、ルート案がふえたこともあって、そのチェック作業を含めて若干おくらしているところでございます。しかし、この鉄軌道が成功するもしないも、県民でがちっとこういうルートでこういうものをつくっていこうというオーソライズといいますが、県民一丸となって動けるような案を国に示すことが一番肝要だと考えておりますので、若干の今作業のおくれがありますが、これから加速してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしくをお願いします。

次に、多機能型の支援施設について伺いますけれども、我々は11月初旬に会派として富山のほうに行ってまいりまして、富山の富山型多機能支援施設を見学してきましたんですけれども、非常にいい雰囲気の中でサービスが提供されておりました。やはり、その場所に高齢者の介護も提供しておれば、あるいはまた保育の子供たちがもう本当に飛び回って遊んでいるという風景もあれば、あるいはまた障害者の皆さん方もそこでサービスを受けている。特に、ちょっとびっくりしたのは、その軽度の障害を持っている方も、ここで仕事をして、そこから収入を得ているというようなこともありまして、本当にそういう意味では、同じ場所で介護も保育も障害者サービスも、そういう多機能の多様なサービスを提供するという場所、そしてまた非常に雰囲気もいい。そして人材の活用の仕方もすばらしい、そういうことで、非常に感激をして帰ってきたん

です。県内では7カ所ですか、施設があるというふうになっておりますけれども、やはり、これは積極的に各市町村とも連携を図りながら、このサービスの提供というものを、施設というものを積極的に推進すべきではないかと思うんですが、部長、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、障害者も児童も高齢者ともに共生、いわゆる多機能型の施設を利用することによって、非常に大きな効果があるというふうに認識しております。先般、国のほうでもガイドラインが示されたところでございますので、しっかりガイドラインを市町村のほうに周知していった、この多機能型の共生施設が実現できるよう、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 次に、障害者社会参加支援施設、特にスポーツという視点から考えたいんですけれども、最近オリンピック・パラリンピックが非常に世界的な注目を集めておりまして、その中でパラリンピック、県内からも出場した選手もいらっしゃいました。そして、見事な活躍を見せて県民栄誉賞も授与されましたけれども、そういう意味で、障害者のスポーツ施設、そしてそれは機能訓練にも当たるし、当然、障害者の皆さんの社会参加にもつながることだし、しかしながら、そういう施設が県内にはないんですね。他の都道府県においてはもうほぼ完備されて、むしろ建てかえの時期に来ているぐらいの状況にあるようです。ですから、そういうことで県内での支援施設を早目に手がけるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

この社会参加の支援の施設、推進の施設につきましては、先ほど御答弁させていただきましたが、25年度に14団体から要望がございました。その中でさまざまな要望があったものですから、現在、意見交換を続けているところでございます。あわせて、県のほうとしましても、他県にも類似の施設がございますので、しっかりその辺類似の施設の規模であったりとか、運営状況を再度確認させていただいて、またあわせて関係者とも連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしくお願ひします。

同時にITサポートセンターについても、やはりITというのは障害者の皆さんはハンディを持つ中で、ITを活用することによって就職にもつながるし、社会参加にもつながるし、さまざまな形でこのITの活用というのは進められておりますので、それについても、このサポートセンターの整備というものは喫緊の課題だと思ふんですけども、取り組みはどうですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

ITサポートセンターのほうは、いわゆる障害者のIT利用の機会や能力の活用といった格差是正を図るために総合サービスとして非常に重要だというふうに認識しております。他県で今現在22カ所整備されておりますので、その辺しっかり研究していきながら取り組みを進めていきたいと思ひます。

○議長（新里米吉君） 金城 勉君。

○金城 勉君 その件もよろしくお願ひします。

時間がなくなりました。

教育長、教育長の答弁では学校現場での教職員の長時間勤務について、私も資料をいただきましたけれども、余り具体的な調査の数字にはなっていないんですね。1時間以上のそういう時間外勤務はどうかというような問いかけでありまして、どれだけ残業しているか、時間外勤務をしているかというその数字は、あの資料からは見えてこないんです。9月に沖教組の委員長が論壇で投稿していたように、90時間以上も残業しているようなケースが多々あるというふうになっておりましたので、それはもう具体的に改善の方向に向けてやらないと、子供たちに向き合う時間がまず教職員の皆さんは確保できないのではないかと。それが結局いじめにもつながるし、いろんなトラブルにもつながるわけですから、そこを改善しなければならないと思ふんですけども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 先生方の勤務実態につきましては、各学校に一定の書式を示して、まず学校で把握してもらおうと。そして、一定の長時間勤務者については報告もしていただくという形で、時間把握のさらに徹底を行うことを学校には通知しております。市町村教育委員会にもその把握をお願いしているところでございますが、さらに教育委員会としては、勤務時間のほうもそうなんですが、校務改善委員会の提言を踏まえて学校の先生方の校務のあり方、教育委員会側

からのさまざまな調査もののあり方等についても改善をしていく中で、多忙化の改善に努めてまいりたいと考えているところであります。

○金城 勉君 ありがとうございます。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにち。

公明党会派の上原章です。

通告に基づき質問を行います。

1、知事の政治姿勢についてお尋ねします。

本県は、本土復帰後3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画など、国による振興策と官民挙げての努力に加え、広く県民の郷土愛に支えられながら今日の発展を遂げてきました。しかしながら、いまだ過重な基地負担と全国最下位の県民所得を脱することができずにいます。

県民の願ひである平和で豊かな沖縄の実現には、この先も幾多の困難を乗り越えなければなりません。その困難に立ち向かうには、これまで以上に多くの方々の知恵と力を結集しなければならないと思ひます。とりわけ、国の支援、協力、かわりには、今後の沖縄県の発展に必要な不可欠だと考えます。

そこで質問します。

(1)、沖縄科学技術大学院大学、沖縄工業高等専門学校、国際物流・金融特区等は、国が沖縄に対し大きくかわりを持ち実現してきたものだと思うが、知事の認識と評価を伺ひます。翁長知事が誕生して2年、知事が目指す県勢発展と国とのかわりについて見解をお聞かせください。

(2)、2017年に期限切れを迎える沖縄関係の税制特例措置について、取り組みと知事の評価を伺ひます。

(3)、県アジア経済戦略構想推進・検証委員会から提出された要望について、知事の評価、対応を伺ひます。

2、経済、雇用対策について。

(1)、国指定伝統的工芸品琉球漆器産業が低迷しているとの報道がありました。沖縄県の工芸品は国内外に誇れるものであり、その振興は本県経済の発展に極めて重要と考えます。知事は伝統工芸などに高付加価値をつけた産業化を図るとしているが、取り組みと効果を伺ひます。

(2)、航空機整備基地整備事業は経済や雇用に大きく寄与すると期待されるが、進捗状況と効果を伺ひます。

(3)、県が取り組む大学生等県外就職チャレンジプログラムは、県外に羽ばたく多くの若者に道を開くも

のと思うが効果を伺います。あわせて県外で学ぶ県内出身者の大学生等が県内就職を希望する場合、旅費等の支援ができないか伺います。どちらも県内出身者に変わりはなく、県内に優秀な人材を確保することは、将来の沖縄県にとって重要と考えます。

3、福祉、教育行政について。

(1)、子供の多い本県にとって、子育て世代包括支援センターの設置は大変重要な取り組みです。内容と今後の進捗を伺います。

(2)、知事は子供医療費無償化に取り組むと公約に掲げているが、翁長県政2年間でどのような議論、推進があったか伺います。

(3)、格差なき保育環境で子供たちを育むため、県認可外保育園連絡協議会は県に対し4項目の政策提言を要望しました。大変重要な取り組みだと考えるが、内容及び対応を伺います。

(4)、管理栄養士の必要性及び養成について、本県の現状と県の取り組みを伺います。

(5)、国は2019年度までに全ての公立中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するとしました。県内小中学校の配置について、現状、効果、今後の取り組みを伺います。

(6)、給付型奨学金制度について、県内大学を対象にした制度を検討できないか伺います。

4、離島振興について。

(1)、沖縄本島周辺離島の水道料金本島並み、水道の広域化はいつ実現できるのか伺います。

(2)、久米島空港の給油施設の整備は必要と考えるかどうか。

(3)、球美の島交流促進事業の割引率を小規模離島並みに拡充できないか伺います。

5、公安行政について。

(1)、本県の警察官の配置は全国と比較して十分なのか。

(2)、警察官をふやす等、警察力を充実及び強化すること。内容と効果を伺います。

6、我が党の代表質問との関連はありません。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 上原章議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言に対する評価と対応についてお答えをいたします。

同委員会からの提言は、県施策の拡充、新たな取り

組み、規制緩和、人材育成に関する事項を主な内容としております。具体的には、国際物流特区那覇地区の機能強化や賃貸工場の整備、国際見本市都市沖縄の形成、大型クルーズ船に対応する施設整備や司令塔の検討、沖縄IT産業戦略センター（仮称）の早期設置など、いずれも戦略構想を進める上で、緊急性や重要性を踏まえたものとなっております。

沖縄県では、今後、この提言の中から、沖縄の将来を見出し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、知事が目指す県勢発展と国とのかわりについてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、特別の措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な振興を図り、自立的発展と豊かな県民生活の実現に寄与することを目的としております。沖縄科学技術大学院大学や各種沖縄振興税制等は、同法のこうした趣旨を踏まえ、国が制度を創設する等、主体的な役割を果たして実現したものであり、沖縄振興に大きく寄与しているものと考えます。

県では、引き続き国と連携し、沖縄21世紀ビジョンの将来像実現に向け、経済発展、生活充実、平和創造の3つの視点から県勢発展に取り組んでまいります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄振興税制の取り組みと評価についてお答えいたします。

本県経済の成長を確かなものとし、さらに発展させていくためには、平成28年度末等に期限を迎える税制上の特例措置はいずれも必要な制度であることから、延長及び拡充について、8月には菅官房長官、鶴保沖縄担当大臣等、9月には自民党の二階幹事長、11月には茂木政務調査会長、宮沢税制調査会長、額賀税制調査会小委員長、公明党の山口代表等の政府・与党関係者に対し、要請を行ってきたところです。これらの特例措置は、本県における産業イノベーションや企業立地の促進、雇用の創出、観光客数の増に寄与するなど、産業の振興や県民生活の向上に貢献してきたものと評価しております。

続きまして、離島振興についての中の、久米島路線の小規模離島並みの支援についてお答えいたします。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業において、那覇―久米島の航空路線については、地域の活性化を図る実証実験として、平成27年5月から平成30年3月までの3年間、交流人口も新たに対象とし、約1.5割の運賃低減を図る、通称球美の島交流促進事業を実施しています。

小規模離島並みの支援につきましては、観光客等の交流人口の増など、実証実験における成果等を踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 経済、雇用対策についての伝統工芸産業の付加価値を高める取り組みと効果についてにお答えいたします。

伝統工芸産業は、地域経済の活性化や雇用創出、観光地としての魅力向上に重要な役割を果たしております。県では、伝統工芸のすぐれた技術や技法の継承に加え、機能性やデザイン性の高い商品の開発、ファッション、インテリア分野との連携など、新たな価値の創出に対する支援を行っております。琉球漆器につきましては、ネックレスなどのアクセサリ、携帯電話ケース等を開発し、新市場の開拓に取り組んでいるところです。これらの取り組みと販路拡大の推進により、伝統工芸産業の生産額は、近年、増加に転じております。

次に、航空機整備基地整備事業の進捗状況及び効果についてにお答えいたします。

航空機整備基地整備事業については、現在、建設予定地の造成工事が進んでおり、施設の完成は平成30年10月を予定しております。また、本事業の効果としましては、航空機関連産業は裾野が広い産業であることから、金属精密加工・金型関連の製造業や情報通信関連産業への波及効果が期待でき、さらに技術系人材の育成にも寄与できるものと考えております。具体的には、航空機整備を中心とした関連産業の集積により、事業開始から10年後には290億円の経済効果、1970人の雇用創出効果を見込んでおります。

次に、大学生等県外就職チャレンジプログラムの効果及び県内出身者への旅費支援についてにお答えいたします。

本事業は平成24年度から実施し、平成27年度までの4年間で、県外インターンシップにより859名を派遣し、視野の拡大やチャレンジ精神の醸成を図っており、県外就職活動支援では、これまで409名が県外企業へ内定を得ております。これらの支援により、県内

大学生等の就職内定率の改善に一定の効果があると考えております。

また、商工労働部においては県外からの人材の確保のための取り組みとしてU・Iターン技術者確保支援事業やプロフェッショナル人材戦略的活用推進事業などを実施しているところです。

県内出身の県外大学生等の県内就職活動に対する支援については、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 福祉・教育行政についての御質問の中の、母子健康包括支援センターの内容と今後の進捗についての御質問にお答えします。

平成29年4月から母子健康包括支援センターが法定化され、市町村は同センターの設置に努めなければならないこととなります。同センターは、保健師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたる相談支援をワンストップで行うことにより、地域における子育ての安心感を醸成するものであります。

現在、同センターを設置するため、那覇市、沖縄市、うるま市の3市をモデルに、担当課長や母子保健、子育て支援の専門家などで検討会を行っているところであり、今後、平成30年度までに設置できるよう努力していきたいと考えております。

次に、こども医療費助成制度の取り組みについての御質問にお答えします。

当該制度は、平成27年10月に通院対象年齢を3歳から就学前に拡大し、平成28年10月から貸付制度を開始しております。

また、国保の減額調整が廃止された場合に備え、現物給付の導入などについて検討を進めてきたところであります。

次に、管理栄養士の必要性及び養成についての御質問にお答えします。

管理栄養士の必要性につきましては、今後、高齢者人口が増加することで、在宅栄養管理等の需要が増加することに伴い、管理栄養士の必要性が高まるものと考えております。

本県では、琉球大学において栄養士を養成しておりますが、管理栄養士の養成施設はありません。県は、栄養士や管理栄養士の資質向上のため研修会等を開催し、支援をしておりますが、県内における管理栄養士の養成につきましては、課題等を整理しながら検討していきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の、沖縄本島周辺離島の水道料金についての御質問にお答えします。

沖縄県では、離島における水道料金の格差是正を含めた、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。平成26年11月には、沖縄県、沖縄県企業局、沖縄本島周辺離島8村の3者において、水道用水の供給に向けた取組に関する覚書を締結しております。同覚書において、平成33年度までに広域化を実現できるよう取り組むことや沖縄本島並みの水道料金に近づけることに努める旨、確認したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 福祉・教育行政についての御質問の中の、沖縄県認可外保育園連絡協議会の提言の内容及び対応についてお答えします。

去る12月1日に同連絡協議会から提言のあった内容は、1、保育士処遇改善策の認可外保育園への適用、2、準認可園等の新制度導入、3、市町村窓口に格差の出ない新たな仕組みづくり、4、各地域の実情に即した支援となっております。

県としましては、認可外保育施設については、現在、認可化の促進及び保育の質の向上に取り組んでいるところでありますが、今回の提言の趣旨を踏まえ、今後、市町村と連携し、適切な支援のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 福祉・教育行政についての御質問の中で、スクールソーシャルワーカーについてお答えいたします。

県内のスクールソーシャルワーカーは、県が20名、市町村が66名配置しております。県が配置しているスクールソーシャルワーカーの効果といたしましては、平成27年度の不登校やいじめなどの支援対象案件3054件のうち、574件が解決、好転しております。

県教育委員会としましては、引き続きスクールソーシャルワーカーの処遇改善や資質向上に努め、平成31年度までに全ての中学校区への配置を目標とする国の動向を踏まえつつ、配置拡充に努めてまいります。

次に、県内大学進学への給付型奨学金についての御

質問にお答えいたします。

県においては、経済的な理由により県外大学進学が困難な生徒への支援を目的とする給付型奨学金を今年度から実施しております。また、国においても、経済的な事情で大学等への進学が困難な若者を支援していくため、給付型奨学金を創設していくとしております。

県内大学に進学する者への給付型奨学金については、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 離島振興についての御質問の中の、久米島空港の給油施設の整備についての御質問にお答えいたします。

航空機の給油施設については、一般的には、石油販売業者が整備し運営するものであります。また、空港敷地内での整備に当たっては、当該事業者においてまず燃料を荷揚げする港近くに保管タンクを整備した上で、需要や採算性などを踏まえ、判断するものと考えております。久米島空港に就航している定期便等については、現在、那覇空港において給油を行っていることから、久米島空港を管理する土木建築部として、空港敷地内での整備は、整理すべき課題が多いと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 公安行政に関する御質問の中で、警察官定員の全国比較についてお答えいたします。

平成28年度の県警察官定員は、2666人であるところ、都道府県の人口を警察官の定数・定員で割った、いわゆる警察官1人当たりの負担人口は、沖縄県の場合548人であり、全国平均の495人を53人上回っております。

なお、沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例を今回の県議会で御審議いただき、もし可決された場合、本県警察官の定員は100名ふえて2766人となりますが、それでも、警察官1人当たりの負担人口は528人で、全国平均の495人を上回っているところであります。

こうした中、当県には年間750万人を超える観光客が訪れるほか、米軍構成員等が駐留していることに加え、警察業務の面でも、離島県という地理的な負担、

さらには尖閣諸島や米軍施設などから派生するさまざまな警察事象の負担など、他県にはない特殊事情があることから、実質的な負担はさらに大きいものと考えております。

次に、警察官増員の内容と効果についてお答えいたします。

本年4月にうるま市において発生した米軍関係者による事件を受け、政府内に沖縄県における犯罪抑止対策推進チームが設置され、同チームが取りまとめた沖縄県における犯罪抑止に関する対策において、沖縄県警察の警察官を100人及びパトカー20台を増強することなどが示されました。

今回の警察官及びパトカーの増強については、米軍構成員等による犯罪はもちろんのこと、県内で発生する事件・事故への初動対応及びパトロールなどの地域警察活動のための警察力を充実強化することを目的としており、県警察といたしましては、その全てを警察本部生活安全部地域課自動車警ら隊及び警察署の地域課自動車警ら係に配置し、パトロールの強化等を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、上原章君の再質問は午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

上原章君の再質問を行います。

上原 章君。

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。

午前に引き続き午後、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、知事に対しての知事の姿勢について、知事が当選して2年、いよいよ2年の折り返しということで、非常に大事なときかなと思います。また、現振興計画がスタートしてこれも折り返しに来るということで、国との本当にこれから、これまでもそうですけれども、内閣府予算やさきの税制交渉、今後MICE建設や鉄軌道導入、知事が目指すアジア経済戦略構想等考えると、どうしても国とのかわりが必要になってくるかなと思います。

先ほど答弁では、21世紀ビジョンを実現するためにも、これからもしっかり国と協力をしていきたいと答弁がありました。

今現在の県政のこの国との信頼関係構築というの

は、県はどう見ているかお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えします。

現在、国の振興策、先ほども答弁させていただきましたが、沖縄の持つ特殊事情、あるいは特別の措置を講ずることによりまして、沖縄の自立的発展に寄与することを目的として総合的、計画的に今講じられているところだと認識しております。

さらに骨太の方針では、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き国家戦略として沖縄振興策を総合的、積極的に推進するとされておりまして、沖縄振興に対する考え方や方向性は、国、県ともに一緒であると考えております。

したがって、国を初め各政党、連携を密にしてこれから推進していくことが肝要であるというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 知事、私は知事は県民、本当に全県民の知事なんだということをぜひもう一度、胸にまたしっかり秘めていただいて、大局に立ってやっていただきたいなど。今非常に辺野古の問題を間に挟んで、国と県行政がもう真っ向から対立しているような気がするんです。いろんな協議事項とかあるにしても、形は一緒にテーブルに着いても本当に胸襟を開いて、知事を初め副知事、また各部長級、事務方が各省庁と本当に沖縄県のためにこういう方向で頑張りたいんですと、よっしゃ、じゃ一緒にやろうというふうなところまで、今、国の各省庁が本当にいっていないのかなという、これは私自身だけの危惧なのかもしれませんが、本当に協議のできる今の県政と国になっていくためにはどうすればいいのかなという思いを最近ずっと感じるんですけれども、知事の率直な御意見どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

上原議員のその御指摘あるいは御心配、あるいは期待というのは、大変私も胸にずしんと来るぐらい受けとめているわけではありますが、ただ、私が当選をして半年ぐらいお会いもできなかったと、当選そのものがお会いをできない原因をつくっているわけです。そして、その間に入る方もなかなか県内にもおられなかったというようなことは、やはり沖縄がこれからの21世紀を展望して物事を進めていくときに、どうしてもその部分はしっかり堅持しつつ、なおかつ私は御承知のと通りの経歴の政治家でありますから、いろんな面で政府とも御一緒できるのもたくさんあります。

そういうものもありますけれども、しかし今言う、私が当選したことそのものが、話し合いの扉を閉ざすというようなものが前半のほうありましたので、その分おくれましたけれども、今はいろいろ話し合いもできはしますが、今おっしゃるような形で基地が一番のベースであると、その上に乗かって、振興策ということになりますと、これは県民の気持ちもしっかりと踏まえて、そして私もしっかり主張して、そういう中から日本のフロンランナーとして日本とアジアのかけ橋になっていくと。そして今その入り口に立って、観光も物流も情報もいい形で今伸びていこうとしているわけですから、そういうものにはストップをさせないで、沖縄が日本とアジアのかけ橋の役割をやっと担えるような力をつけつつあると。そのつけつつあるものには応援をしてもらいたいというような話はしっかりとさせていただきますが、ならばという話になりますと、このならばというようなものは、また改めてしっかりと話をしないといかぬのかなというふうには思っています。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 我々も、国政では与党ですがけれども、本当に純粋に今の知事が目指すそういう一つ一つの沖縄県民のためになることであれば、ぜひサポートも惜しまないという思いです。各部長級も課長さんも、多分各部局いろいろ交渉する中で、本当に沖縄が歩んできた歩み、また歴史を本当に理解してくれる人たちをもっと糾合していかないといけない、今大事なときかなと思っておりますので、ぜひ県は県の言い分それはわかりますけれども、どうしたら県民の思いに応えられるか、その突破口は何なのかをしっかりと庁内で、また庁を超えてしっかり体制をつくっていただきたいと思います。

それで、先ほどの税制の件なんですけれども、残念ながら県が目指したこれまでの5年延長等が2年になりました。国は、この実務的なところでその観光地形成促進地域、また経済金融活性化特区等、適用実績が乏しいそういった項目を指摘して、点検サイクルを短くしたと。そういったことを聞いていますけれども、実際中身はどうなんですか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

5月ごろから事務レベルでは、いろいろ資料のやりとりをしながら調整してきたところであります。確かに、観光地形成促進地域あるいは経済金融活性化特区については、適用実績が少ないという指摘を受けました。そういうこともありまして、観光地形成促進地域

には、宿泊施設等が含まれていないということもありまして、なかなか適用実績がつかれないという状況も踏まえまして、宿泊施設を対象にしてほしいという拡充を求めたり、それから経済金融活性化特区については、実際の制度運用が26年度からですから、実際に実績をとれるのは二十六、七しかない。それで、新設法人がこの地域に来て、利益を出してしっかりとその税制を使えるようになるまではまだ時間がかかりますよという説明などをしながら、一生懸命に調整をしたところですが、なかなかその深い理解は得られない部分がありましたので、2年間のうちにしっかりと実績を積み重ねてまた次に向けてやっていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 県が進めている企業誘致の取り組みとか、また各地元の企業の経営戦略が非常にこの2年になった影響で、今後の本当に経済戦略が厳しい状況、見直しを余儀なくされたと聞いていますので、ぜひ担当部署と地元のこの関係団体、企業等としっかり連携をとって、2年後沖縄県がここまで飛躍する可能性があるというのを国にしっかり示すことが大事かなと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

先ほど述べましたようなこういう指摘を受けながら、調整をしてきたところでございます。この2年でしっかりと実績を積み上げ、そしてさらなる検証を加えて、次の延長あるいは拡充等含めまして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく申し上げます。

あと産業振興で琉球漆器についてですが、県は第7次沖縄県伝統工芸産業振興計画が5年計画でことしが最後ですけれども、その中の取り組みが本当に今、各この沖縄の本当に世界に誇れる工芸品が、先ほど答弁では非常に何か売り上げが伸びているようなちょっと答弁でしたけれども、せんだっての琉球漆器については、漆器産業ではピーク時の生産高は7分の1と、従事者の7分の1で今42名の方が琉球漆器に携わっているという報道がありました。

県は、この5年計画の目標というのはどういうふうに掲げていますか。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 数字的目標は定めてないんですけれども、この5年計画とかそれを——現在7次になるんですけれども、その中で工芸、伝統工芸も含めて今後振興していきましょうということの方針を示してございまして、それに基づきまして我々もその取り組みをやっているような状況でございます。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 12月2日から3日間、10年ぶりにこの漆器組合の皆さんが、テンプス館の工芸館で漆器祭りをしましたけれども、私も見学させていただきました。知事三役、また担当部長も行っていただければなと思っていますけれども、大規模な展示ではなかったんですが、非常に密度の濃い、いい展示内容でした。県民の、また観光客の皆様に呼びかけて多くの人が触れていました。その中で、県的那覇市の小学校に提供している漆器の食器も見本が展示されていました。約80セット、定期的に使っていただいているそうです、小学校で。私も実は、去年こういう漆器の名札をつくってもらったんですけれども、（資料を掲示） 本当に沖縄の漆器産業というのは、高級なものが求められることは難しいんですけれども、多くの県民、また県外の方に見せていくことは大事なと思うんですが、部長、どうですか。最後に決意をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 学校給食の漆器を使っていただくというのもどんどんふえてきております。それから食器洗い機でも洗えるような、その漆器の什器を工芸振興センターのほうでも開発を進めておりまして、そこら辺を進めております。

同時に、私も同じ名札持っています。そう意味で今回は、知事にも沈金様の名札をつくりましたので、そういうことから始めていって伝統産業を振興させていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願ひします。

あと航空機整備基地整備事業、浦崎副知事も現地に行って、この航空機整備事業の準備している県内の子供たちが伊丹空港に隣接している工場で作業している場を見てきたと、私も会派も見てまいりました。非常に元気に沖縄の子供たちが、学生が卒業して航空機整備エンジニアを目指して頑張っていましたけれど

も、知事、副知事のちょっと感想をお聞かせ願えますか。

○議長（新里米吉君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 1年ぐらい前でしょうか、MROを大阪の現場に行きまして、子供たちと話してまいりました。女の子も2人おられまして、非常にやる気満々でこれからこの会社が沖縄に来るということに大きな期待を持っていらっしゃるようで、皆さん、元気で頑張ってくださいと、そして沖縄産業の発展のため頑張ってくださいということで、激励申し上げたんですけれども、これからのいろんな産業に影響あるということで、大きく期待をしておりますので、盛り立てていきたいと、このように思っております。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 沖縄高専、琉球大学、沖縄工業、本当にこういった物をつくる、こういう未来ある沖縄を目指している学生が1期生として19名、来年春に23名の2期生が内定していると聞いております。行く行くは約200名余りの沖縄の子供たちがこの整備基地で多くのこの県内外、国外からもこういった車の車検みたいに飛行機の点検整備が沖縄でできるという、よりよい未来のある事業だと思いますけれども、県内でこういった航空機整備技術を学ぶ場がないと、こういう場が将来沖縄には必要じゃないかなというちょっと説明もありましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） やっぱ工業系の方々が必要になってくるということでございますけれども、28年度このMROに採用される方々は、一応琉球大学とかの工学部とか沖縄高専、それから県内工業高校の出身者が採用されております。昨年も20名から30名ほど採用されておまして、これからさらに100名、200名規模になってまいります。そういう意味では、そこら辺に向けたカリキュラムも必要になってくるということで、高専とか琉大のほうでそこら辺のカリキュラムの見直し等を検討していきたいというふうに我々も一緒になって検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 今あるそういう大学や高専とかのそういうカリキュラムで充実させていくことも一つ大事な取り組みだと思いますが、できれば将来沖縄県にこういった専用の学校があれば、もっともっと多くの子供たちが目指すのかなという思いがしております。これ要望しておきます。

次に、県外で学ぶ学生の就活支援についてです。

沖縄県、ぜひ将来沖縄県をしょって立つような人材をということで、県外で学んでいるメンバーがＵターン、Ｉターン、もしくはＪターンですか、さまざまな形で沖縄で頑張りたいと。だけど、沖縄に就職するためには、沖縄の企業にチャレンジする、面接や試験、どうしても飛行機代等の旅費が大きな負担になっていると。東京とか大阪で学生とも会う機会があったんですけども、企業も努力して、東京とかで現地説明会とかいろんなそういう一次試験とかやっているんですけども、最終的には沖縄に一回は来て、その本社とか企業の最終面接とか受けないといけならしいんです。ですから、経済的に厳しい、優秀な学生がいっぱいいいと思うんです。そういった子供たちに、こういった光を当てるといことは大事だと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 失業率が高いときは、県外向けのインターンシップ等の就職を奨励するような事業が継続しているわけですが、逆に、本県も人手不足でございますし、それぞれまた高度人材も必要だということから、県内でＵターンといひますか、そういう取り組みも重要なことだと考えております。ちょっと調べたところによりますと、やっぱり地方で人手不足のところは、そういう事業も始めたと聞いておりますので、我々も検討させていただきたいと思ひます。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお祈ひします。

次に、福祉行政。

子育て世代包括支援センター、これ私何度か議会でも取り上げました。ぜひ、充実させてほしいんですが、規模としては、例えば那覇市、沖縄市、うるま市で今回取り組むとありましたけれども、例えば、那覇市ではどのぐらいの、幾つの施設をつくとかそういうイメージはあるんですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） この地域包括支援センターというのは、施設というか建物そのものを指す概念ではなくて、仕組みなんです。今まで、母子保健センターとか地域保健センターとかいろんなところで縦割りでこの支援業務というのをやってきたわけですが、この地域包括センターというのは、妊娠から就学に至るまでのこの切れ目なく支援していこうというような仕組みということでありまして、この規模とかではなくて、こういう対象者相手にそういう仕組みをつくっていくという制度でございます。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 私、フィンランド視察へ行ったときに、フィンランドのネウボラ見たんですけども、こういった妊娠期からこの子育て期まで切れ目なくというのは、非常に細かい丁寧にする事業なんです。これ、どこかにそういう機関を置いて、どうぞ来てくださいなんていう、これは来ませんよ。小さい赤ちゃん、妊婦さん、いろんな相談、気軽に近くにそういう例えば中学校区内に1つとか、そういうような足で身近に行けるところに、これだけの何十万という人口のある那覇市とかで、つくりました、もうこれでオーケーですとはおかしいんですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 今その専門家、担当課全員含めてその検討作業を進めているところでございますけれども、これ議員おっしゃるように、1カ所つくりました云々の話ではないと思ひます。利用しやすいように窓口は幾つあってもいいと思ひますけれども、要は、妊娠期から就学に至るまで切れ目なくワンストップで相談支援していくというような仕組みをつくっていくということでございます。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ、充実をさせていただき、またこれから注視したいと思ひます。

あと子供の医療費無料化についてですが、2点あります。

私もこれ前回も注文しましたが、1000円の自己負担、これ何とか解消できないかなと。宜野湾市と沖縄市はやっております。前、皆さん大きな都市ではなかなか財政面で厳しいという話がありましたけれども、市町村でやるという手を挙げたところは一緒にできますか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） この医療費助成制度、今後やらなければいけないいろんな問題があるというふうに考えておりますけれども、当面うちとして一部自己負担金廃止よりも、対象年齢の拡大よりも、現物給付ということが現実味を帯びてきていますので、そのほうに力を入れて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 部長、あんまり逃げないでください。現物給付はこれは国がいよいよ乗り出すから、これからそういう実現にあわせて、これはこれで大事なことですけれども、皆さんは6月議会で例えば年齢引き上げ、通院分のこの理由に、平成27年10月の拡大

による事業費の動向を把握した上で、実施主体である市町村の意向を踏まえて、持続可能なよりよい制度にしますと。さきの9月議会では、現物給付を導入した場合の事業費の動向を把握した上で考えますと。変わっているんですよ。だから、こういう一つ一つの理由を後づけしないで、この現物給付というのは、まだ大分先ですよ、30年でしたか。それはまたそれを見据えて考えますなんていうのは、ほとんど何もしないということになるんじゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 今の基準、対象年齢、仕組みでやった場合でのその現物給付に移管した場合は、事業費ベースで7億8000万程度増嵩するだろうというふうに見ています。だからこの辺の動向も見ながら、こういったその仕組みというのは、後戻りすることがあってはならない制度だと思っていますので、その辺を見きわめながら対象年齢の拡大とか、あるいは一部自己負担金の廃止の問題については検討していきたいということでございます。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 我々は3歳から就学前まで引き上げました、前知事とのいろんなやりとりで。ぜひ今の翁長知事の中で、1歳でも2歳でも引き上げをしていたきたいと思います。

次……。

休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時40分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

上原 章君。

○上原 章君 認可外保育園の支援についてですが、これも4項目ありました。彼らは監督基準も乗り越えて、だけど土地や建物の資金がなくて、認可促進にいけない。そういった人たちに同じ保育環境をぜひ子供たちのためにつくりたいと。もともと私は、認可外保育園の皆さんの支援、他府県では結構やっています、自治体で。優遇または準認可制度、これどうですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

県のほうでは、議員おっしゃるとおり県でも認可外保育施設については他県と異なるという状況がありましたので、この間独自の施策として、いわゆる一括交付金を活用して認可化の促進、それと当然ながら質の

向上に取り組んできたところでございます。引き続きその認可化移行、それと質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えています。

また、今回新たに4つの提案ございましたので、しっかりこの辺については市町村と意見交換していきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 上原 章君。

○上原 章君 済みません。最後に、久米島空港の給油施設について、観光の側面からこのチャーター機を誘致したいという思いが島にはあるんですよ、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

久米島を含めて離島への直行チャーター便の誘致というのはしっかりやっていこうということで、久米島については昨年度21件でしたけれども、今年度は11月時点で21件の支援を行っております。引き続き地元とも意見交換、連携しながら強化していきたいと思っております。

○上原 章君 終わります。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城 泰邦君 皆さん、こんにちは。

公明党会派の金城泰邦でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

1、在沖米軍基地に従事する米軍人及び軍属関係者との向き合い方について。

過去の在沖米軍基地にかかわる事件・事故は、県民にとって決して許すことのできない、受け入れることのできない負の歴史として我々の心に刻まれてきました。どうしたら負の歴史にピリオドを打てるのだろうか、二度と事件・事故が発生しない沖縄を築き上げなければならない、誰もがそう痛感していると思います。米軍基地が一遍に沖縄からなくなれば、そのような事件・事故に悩まされずに済むかもしれません。

私ども、公明党としても長年、米軍基地の整理縮小に努めてまいりました。しかしながら、現実には米軍基地は、まだ沖縄に存在しています。きょう、あす、すぐに沖縄から基地がなくなるということは、想像することすら難しいのです。その中で、どう生きていくか、それが沖縄に住む私たちに課せられた大きな課題であります。

これまで翁長知事は、米軍基地は沖縄の経済発展の最大の阻害要因になっていると位置づけられております。基地から派生するものは、デメリットでしかない

ということを印象づけられているように思われます。しかしながら、その最大の阻害要因としての沖縄の米軍基地から、デメリットしか生み出せないで終わっているのは、政治行政に携わる者として、県民利益を追求する努力を怠っていることにつながると私は考えます。

午前中にも金城勉県本部代表から那覇軍港の軍民共用の提案がなされたように、視点を変えてみたならば、基地と共存せざるを得ない今日の沖縄においては、県民利益というものを常に引き出す努力を、政治行政の立場から政府や米軍に対して発信していかなければならないのではないのでしょうか。その県民利益を追求するための一つの手法として、私は基地の中と外の住民が互いに分断されるような社会から、基地の中と外の住民がお互いに友好交流を結び合うフレンドシップ事業に着目しました。基地を抱え、負の歴史を歩んできた沖縄の未来を転換していくには、閉ざされた心ではかきません。開かれた心でお互いに手を取り合い、お互いを抱擁しゆく、人間対人間のヒューマニズム政治の施策を展開する以外にないと信ずるものであります。

そこで伺います。

(1)、在沖米軍人及び軍属関係者と地域住民が交流するフレンドシップ事業を推進することにより、フェース・トゥ・フェースで顔の見える関係構築、互いの信頼関係を築き上げる施策が必要と考えますが、県の方針について伺います。

(2)、在沖米軍人及び軍属関係者が現存する、もしくはわかっている交流事業の種類（英語研修やスペシャル・オリムピックス等）、どういった種類や事例があるのか、及びその反響や効果について伺います。

2、浦添市勢理客シーサー通りの信号機の設置時期について。

(1)、勢理客シーサー通りの信号機の設置については、平成16年に下地秀男浦添市議が紹介議員となり、地元住民の署名及び要請書が提出されて以来12年がたちました。その間、浦添市を取り巻く道路事情については、周辺環境の変化が生じております。1つには、沖縄県が推進しているバスレーン延長による浦添市圏域の通勤時の渋滞状況の変化であります。国道58号のバスレーン延長により58号の渋滞はより激しくなり、それを避けようと国道330号バイパスに流れる車がふえて、330号も以前より渋滞が激しくなっており、さらにその渋滞を避けようとして浦添市内の細かい道路に通勤用の車両が集中し、浦添市内のあちこちで大渋滞を引き起こし、今、浦添市内の道路という

道路は通学する児童の安全対策が急務になっているわけでございます。

そのような状況を打開するべく、昨年、浦添市の松本哲治市長と公明党市議団は、秋野公造参議院議員の紹介で国土交通大臣に直接お会いし、西海岸道路の早期開通等を要請しました。また、公明党国会議員と公明党県議団及び浦添市議団でキャンプ・キンザー内を視察し、斉藤鉄夫衆議院議員より菅官房長官に対し、キンザーの一部である国道58号の隣接部分を早期に返還し、沖縄県なканずく浦添市内の交通渋滞解消に寄与していただきたいと交渉し、結果として平成29年度末に浦添西海岸道路の開通にめどがたち、その後に浦添西原線の開通を図り、その後にキャンプ・キンザーの58号隣接部分を返還し、6車線道路を8車線道路に拡幅するという形で、交通渋滞の解消へ向けて一つ一つを具体的に推し進めてきたわけでございます。そういった背景から、交通事情の変化を鑑みて平成16年に地域住民から出された、かねてからの要請であった勢理客シーサー通りの信号機の設置がいよいよ必要性を帯びてきたわけでございます。

これまででない変化、つまり浦添西海岸道路の開通予測と58号の拡幅という今後の需要予測を受けて、ことし5月には、浦添市が3つの条件を満たしたならば、県警本部として勢理客シーサー通りへの信号機設置をいたしますとの方針をいただいた前島前県議とともに、松本哲治浦添市長を初め浦添市都市建設部、下地秀男議員などと連携、調整を重ね、植栽の伐採やバス停の移動など、一つ一つの課題を乗り越えてまいりました。全ての条件整備を年内に整えた今、年明けにはすぐにでも信号機を設置していただきたいと考えておりますが、県警本部として勢理客シーサー通りの信号機の具体的な設置時期について明示していただきたい。

3、本部港の護岸整備等について。

(1)、本部港沖の防波堤の進捗状況について伺います。また、予定されている防波堤の長さは240メートルの計画で足りるとみなしているのか、見解を伺います。

(2)、クルーズ船専用バースでは用途が制限されていて稼働率が懸念されています。貨物船も利用できるように構造体にしてほしいとの要望があります。旅客と貨物兼用のバースでないと費用対効果及び経済効果が高まらないと懸念されますが、県の方針について伺います。

4、アスファルト舗装版の道路の切断工事について。

粉体の処理をめぐって環境汚染を懸念する声があり、これまでも議会において議論が重ねられてきました。産業廃棄物に指定されたアスファルトの粉体の処理方法について、沖縄県の対応と課題について伺います。

5、浦添市浦西中学校付近に交番所を設置することについて。

去る12月5日、松本哲治浦添市長とともに市役所の職員及び浦西地域の住民代表の方々が、浦添警察署に交番設置の要請をされました。交番設置の要望の声が日に日にふえております。浦西地域の住民及び通り会、PTAの関係者から要望が出されている、浦西中学校区付近への交番設置について伺います。

6、発達障害者の方々などの相談及び就労支援等を担っている、相談支援事業所が経営困難な状況下にあると伺っております。障害者福祉施策の一環として、より一層のニーズが求められる相談支援事業所への事業継続のための支援が必要であると思われます。県の対応について伺います。

7、介護従事者として外国人労働者を受け入れることについて。

2016年11月18日の臨時国会において、外国人技能実習生に関する法改正が行われ、来年から技能実習の職種に介護が追加されるようになりました。また、出入国管理及び難民認定法も改正され、介護の在留資格が創設されることになりました。来年になると、日本で介護の仕事をしたい外国人、慢性的な人手不足に陥っている介護事業者、ともに在留資格の選択肢の幅が広がることとなります。

そこで伺います。

介護従事者の不足により、高齢者の方々の受け皿としての施設が供給不足になっております。高齢者入所施設に新たに外国人労働者を受け入れることで、供給不足の解消につながると思いますが、県の対応について伺います。

8、保育士の処遇改善について。

保育士の処遇改善は沖縄県の大きな課題であると思います。臨時的措置が講じられつつも一向に改善の成果が見られません。根本的な原因として、国が定める保育士の公定価格の地域格差が大きな要因になっていると思います。そこで、沖縄県の保育士の処遇の根拠になっている、公定価格の見直しを求める必要があると思いますが、県の対応について伺います。

9、我が党の代表質問との関連は省きます。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 金城泰邦議員の御質問にお答えをいたします。

保育士の処遇改善についてに関する御質問の中の、公定価格の見直しについてお答えをいたします。

公定価格における地域区分は、地域における民間の賃金水準を基礎として定められており、本県は、全国市区町村の約70%が属する標準的な地域に区分されております。保育士給与の改善については、全国的な課題となっており、国においては、これまで約7%の公定価格の改善が行われたところであります。

沖縄県としましては、全国知事会を通して、保育士の処遇改善について国へ要望しているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 在沖米軍基地に従事する米軍人及び軍属関係者との向き合い方についてという御質問の中の、在沖米軍人・軍属等と信頼関係を築く施策についてお答えいたします。1の(1)と1の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

米軍人等と地域住民、地元自治体との間では、スポーツ、ビーチ清掃活動、音楽祭、英語教育プログラム、お祭りなどさまざまな交流活動が行われております。県は、毎年、嘉手納スペシャル・オリムピックスを共催しています。本大会は、参加者から来年もまた参加したいなどの声もあり、多くの方々との交流、親善を深めることのできる大変意義深い大会であります。

県としては、米軍人等がこのような交流活動を通して、沖縄の歴史や文化に対する理解を深めることは重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 浦添市勢理客シーサー通りの信号機の設置時期についてお答えいたします。

その通りにつきましては、関係機関との調整により樹木が伐採され、バス停の位置についても移設されていることを確認しております。信号機設置時期については、現在、信号機設置工事契約が済んでおり、設置工事に必要な材料などが納入され次第、工事着手の予定であり、信号機の設置及び運用開始は、年度内の2月末を予定しているところであります。

次に、浦西中学校付近への交番設置要望に関する御質問についてお答えいたします。

通常、交番等の設置につきましては、既存交番等の位置、管内の人口の変動、治安情勢などを踏まえて検討した上で、交番の統合などによる大型化も含めて、適正配置に努めているところであります。浦西中学校付近は、現在、同中学校の直近約2キロメートル圏内に浦添警察署が設置されているほか、同中学校の校区を管轄する仲間交番及び坂田交番が設置されております。

県警察といたしましては、浦西中学校付近における治安情勢や周辺環境の変化を注視するとともに、近隣の警察施設との位置関係も考慮しつつ、付近住民の方の安全・安心を確保すべく、今後とも検討を進め、交番等の適正配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 本部港の護岸整備等についての御質問の中の、沖防波堤の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

本部港では、北部地域の物流、観光・リゾートの振興、離島交通の拠点としての港湾整備を進めており、現在、マイナス7.5メートル岸壁240メートル及び沖防波堤240メートルの整備を行っているところであります。沖防波堤については、平成24年度から事業に着手しており、今年度末の進捗率は整備延長ベースで75%で、平成29年度末の完成を予定しております。なお、沖防波堤の延長については、荷役作業の稼働率の改善向上に十分な長さを確保しております。

同じくクルーズバースの整備方針についての御質問にお答えいたします。

本部港では、現在、岸壁及び沖防波堤の整備を行っており、この整備によって、想定される貨物船は十分受け入れることができるものと考えております。一方、平成28年度から調査を実施する新たな岸壁は、大型化するクルーズ船に対応するものであり、早期整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、アスファルト舗装版の道路の切断工事についての御質問の中の、粉体の処理方法の対応と課題についての御質問にお答えいたします。

土木建築部では、アスファルト舗装切断に係る粉体について、平成25年1月に、環境部局の通知に基づき産業廃棄物の瓦れき類として適正に処理するよう関係各課・所に周知を図っております。また、粉体の処

理に当たっては、切削した粉体を吸引回収する装置を有した吸じん式乾式カッターを使用するなど、飛散防止対策を講じているところであります。なお、粉体を飛散対策等により湿潤化した場合については、環境部局の通知に基づき、産業廃棄物の汚泥として適正に処理するよう、あわせて周知を図っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 障害者福祉施策についての御質問の中の、相談支援事業所への支援についてお答えします。

県では、現在、県内の計画相談支援事業所159カ所に対し、運営状況等の実態把握のためアンケート調査を実施しているところであります。今後、調査結果を取りまとめて分析し、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護従事者としての外国人労働者を受け入れることについての御質問にお答えします。

本県では、経済連携協定に基づき、日本に入学し介護福祉士資格取得を目指す外国人に対して、介護福祉士国家試験への合格を目的とする日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を実施し、これまで33人を受け入れているところです。また、介護福祉士の資格を有する外国人に在留資格を与える出入国管理及び難民認定法が今般改正されたことから、県としましては、外国人の受け入れ団体等を監督する組織の設置、関係省令の改正の状況など、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 一通り御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

1番のフレンドシップに関してでございますが、スポーツやお祭り等、嘉手納スペシャル・オリンピックス、そういったものを通して沖縄の歴史・文化への理解を深めるということがありました。子供たち、児童生徒が交流する英語研修とかそういったものもございます。そういった形で、子供たちには交流をどんどん進めているところもあると思いますが、大人になってからのこういった交流というものなかなか目に見えるものがないんですが、そういったものもございいますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 1つは、ボランティ

アという発想で米側もいろいろ対応していると。当然、この米軍基地施設内でのいろいろフェスティバル、フェスタは多くの大人も子供も含めて入ることができると思いますけれども、多くは、米軍人の関係者が、例えば嘉手納スペシャル・オリンピックスですと、知的障害または体の不自由な方々、これは大人も子供も含めてお招きして5000名のボランティアの方々と交流をすると、大変大きなイベントでございます。そういったこともございますし、また、今御指摘のように英語のプログラムというのが、高校生、中学生等を対象としたもので、大人をとすることはなかなかちょっと見えない部分、私は承知していないんですが、ただ多くの施設でフェスタを開いて、その中でいろいろ交流もなされているというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 私も子供、中高生のころは、キャンプ・キンザーの中で英会話、そういったものをホストファミリーのところに行って英語を習っていたこともありまして。今はなくなっておりまして、残念ながら私、英語はしゃべれないんですけれども、そういった交流というものが非常に大事だなと思っているんですね。これは、相手に対してもそうだと思います。ただ、教条的にこれをわかりなさい、わかりなさいということじゃなくて、人間同士が触れ合うことによってお互いの信頼関係は構築されていくものだと思いますし、そういった地域をふやすことによって、向こうの米軍人の一人一人に対しても、この沖縄を第二のふるさととして、地域への愛着心を持たせることも必要じゃないかと思っています。

以前に、党で国会議員、我々県議会議員等でキャンプ・ハンセン、シュワブ等視察に行きました。そういった辺野古地域のほうにおかれましても、地域の自治会の中にそういった方々も、米軍人の方々も一つの班として加わっておりまして、地域行事に参加する。そういった中で、信頼関係を構築している。既にもう実証済みなんですね。そういった部分を一つの地域だけじゃなくて、基地が存在する周辺というのは、不安を発生させるだけではなくして、そういった地域とも交流していくという視点も今後はやっぱり施策として講ずる必要があると思いますけれども、今後どうでしょうか。検討していただけないでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今の御指摘の米側のほうが、これ前議員から御指摘がありましたように、各北部地区の宜野座を初めいろんな地域で、金武も含

めてですけれども、地域との交流事業というのをやっているといます。やはり、米軍人側もよき隣人でありたいというような思いでそういった交流も行っているといます。

県としては、先ほど答弁いたしましたけれども、嘉手納スペシャル・オリンピックスを初め多くの県民の方々が集うような事業には積極的に今後も参加して、共催等の活動も続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 ぜひ、お互いにそういった友好を深めていく取り組みも研究していただきたい。そういったフレンドシップ事業に賛同する米軍人の方々には、そういった賛同者として、例えばこういったイメージ、イメージになるようなものをつけていただくとか、そういった地域においても店舗とかフレンドシップで交流できる店舗等がありましたら、そういった方々を受け入れるよということも店頭に出してもいいのかなと、そういった一つ一つの地道な取り組みをぜひ翁長県政の時代にどんどんスタートさせていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問変えます。

2番のシーサー通りについては、先ほど御答弁ありましたように、資材等の購入がこれから予定をされていると思いますが、地域の方々、ずっと長い間、朝の交通指導も頑張っておられます。そういった方々が一日も早く安心していただけるように、やはり2月までにはきちんとやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3番の本部港の護岸整備についてですが、現在のバースで十分に対応ができていているという御答弁であったと思われます。

いい意味で今後、需要が増加しバースの兼用が必要とされる場合は、当然そのニーズに応じてバースの設置をやっていくという考えもあるというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたように、現状の需要推計では岸壁長等については十分な長さを確保できているということでございますが、今後、取扱貨物量等が増加して必要性が出てきた場合には、改めてまた検討していくということになると考えております。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 もう今はバースが必要だということ

でクルーズ船の観光客もふえているということもございますから、そういった需要がふえた場合の対応も柔軟にぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

アスファルトの粉体の処理なんですけど、これまでも議論がされておりました。やっぱり環境的な面でちょっと懸念があります。この乾いた物を処理するものは持っていったいいということになっていると思うんですが、実際、現場で発生したアスファルトの粉体が全部ちゃんと処分されて、そういった処理がされて終わっているというふうなチェックする、確認するといった業務にはちゃんとなっているんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

アスファルト舗装版の切断に伴う汚泥、その粉じん等の処理については、先ほど御答弁させていただきましたように、その湿潤の度合い等に応じて瓦れき類であったり、あるいは汚泥として扱って処理するというようになっております。現場でもしっかりその適正処理については指導監督してきているところでございますけれども、一部の現場においてそれが徹底されていないという状況が散見されて、これは憂慮すべき事態だと考えております。

引き続き、この適正処理の徹底については、さまざまな機会を通じて周知を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 乾式か湿式かというのは、議論もされてきました。要は、その粉体等をただただ垂れ流していくことが、やっぱり環境汚染になるんですね。

私の住む浦添市というのは、西海岸を抱えております。その中でも、カーミージーという砂浜があるビーチ、大きいイノーがあるんですよ。そこは、今も子供たちが里浜活動ということで、魚をとったり、またアーサをとって食べたりとか、そういった子供に対する自然環境を活用した里浜活動づくりが行われているんですね。そういう浦添市において、アスファルトの粉体とかが、ある意味、ちゃんと回収されないまま、あるいは雨水路に流されていく、雨が降ったらそのまま汚泥水として流されていく。そういったものが川や海を通じて、浦添市の西海岸やカーミージーに流れていってしまったならば、その浦添にあるこのカーミージーの自然環境が破壊されるんじゃないかという、これやっぱり、浦添市の住民にとっても非常に懸念されることなんですよ。ですので、そこはきちっと行政としてもちゃんと回収するというシステムにしていただ

きたいし、回収するからには、受ける業者の方の負担に終わらせるのではなくて、きちっとそういった見積もりを乗せて発注するという体制を構築してほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、適正処理についての係る費用というのも工事の中でしっかり見ていくようにしておりますし、あわせて関係部局、あるいは市町村に対しても、この適正処理については徹底していききたいと、周知を徹底していききたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 ぜひ、浦添市のカーミージー等の海浜が、きちんと環境保全が保たれるように努力していただきたいと思います。

交番設置について、先ほど御答弁ありがとうございました。やっぱり、交通事情というのが今後変化していくだろうと思われれます。浦西地区では、モノレール最終駅の浦西駅ができる予定をしていますので、そういった環境の変化をぜひ注視していきながら取り組んでいただきたいと思います。今後は、交番設置のための予算の面からも、警察官の人員増加も予定されておりますが、100名ですね、しっかりそういったことも含めて予算要求を頑張っていただきながら、町の安全・安心のために御尽力をいただきたいと思います。

御答弁があればよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 答弁いたします。

今のお言葉を受けとめまして、増員の話もありましたけれども、それを生かすように警察活動を充実させていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 地域の方々は、安全・安心を求めていますので、御尽力いただきたいと思います。

6番の発達障害者の相談支援事業所ですが、今後、調査をするということによろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

現在、調査をしておりますので、回答でき次第、どういふふうな対応ができるか検討していききたいと考えております。現在、調査をしているところです。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 あるアンケートによれば、相談支援

事業所の事業収支はマイナス4%になっているという調査報告も上がっております。全国的な平均値なのかどうかというのは、まだわからないんですが、沖縄県内でも同様に事業収支が厳しい状況にあるんじゃないかなと思っておりまして、そういったことを考えますと、何らかの改善に取り組んでいただかなければいけないと思います。委託料や個別支援計画作成書で収入を得ていると思いますが、そういったサービス利用の計画作成収入がたった1%しかないという現状になっております。そういったはざまにある事業所支援、早目の手を打っていただきたいと思いますが、そこもぜひ年度内に取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 他県の状況はどの状況か把握はしてないところなんです、現在、相談支援の質の向上に向けた検討会というのが厚生労働省で検討されていまして、その中の委員から、いわゆる報酬について、そのあり方を考えるべきじゃないかというふうな御意見もあったというふうに聞いておりますので、その辺はしっかり国の動向も見ながら対応していきたいと考えています。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 8番の保育士の処遇改善ですが、7%の改善もされているということで、知事からも御答弁いただきました。やっぱり公定価格の差が大きいと思うんです。例えば東京などで24万ぐらいあったとしたら、沖縄で12万ぐらいしかないのかと、そういったこともあるかと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 先ほど、知事のほうからも答弁しましたが、沖縄の地域自体は全国の7割が属する標準的な地域ということで、実質1200余りの市町村、市区町村が該当しているような地域でございます。ただ、保育士の給与については、低いとずっとこの間言われていて、国も改善に向けて取り組むというふうな姿勢がございますので、しっかり県のほうとしても全国知事会と連携をとって要望していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

○金城 泰邦君 県内の各大学でも保育士の求人がどうなっているのかというのは、ぜひ実態調査をしていただきたい。もう本土から、高い給料を提示した方々が採用に来ると。そうすると沖縄で働きたい保育士も、沖縄よりも待遇がいいものですから県外に行っ

ちゃうという実情もあるというふうに聞いておりますので、そこもぜひ調査研究していただきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 こんにちは。

日本共産党の比嘉瑞己です。

最初に、通告にあります大項目5、久米島振興についての(2)と、6の代表質問との関連については取り下げさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

私たち日本共産党県議団は、去る11月に政府へ要請行動に行つてまいりました。要請した項目は、子供の医療費の無料化実現、そして一括交付金を含めた来年度の予算について、ヤンバルの森の世界自然遺産登録、そして国保の赤字問題です。

今回の一般質問では、そうした政府要請の成果を含めて皆さんに求めていると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、深刻な国保財政の赤字問題について伺います。

市町村の危機的財政状況に対する県の認識をまずお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） お答えします。

本県の市町村国民健康保険事業の平成26年度の収支差し引き額は、一般会計からの法定外繰入金112億円を投入しても、なお101億円の赤字であると。121億円の繰上充用を行わなければならない大変厳しい状況にあるというふうに認識しております。それから、平成30年度の国保制度改革に向け、この赤字解消は喫緊の課題であるだろうとかように認識しております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 本来は必要のないその一般会計からの政策的繰り入れ、これだけではなくて、次年度の予算から前借りをする繰上充用というこうした手法をつくってもなお多額な赤字があるわけです。

そこで、もう一つ深めて聞きたいんですが、今この市町村財政を圧迫している一般会計からの繰り入れ、法定外繰入額といいますが、この推移はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） お答えします。

平成22年度の法定外繰入額が65億7668万円、23年度が54億4778万円、24年度が77億3734万円、25

年度が91億1168万円、26年度が112億4630万円。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この5年間で2倍近くの繰入額になっているんです。この原因は、もう御存じのように、その前期高齢者の財政調整制度です。その前期高齢者の加入割合に応じて交付金が決まるわけですが、沖縄戦の影響で我が県は少ない。そのために交付金が減っています。

こうしたことを踏まえて、国も今回一定程度の財政支援の方針を示しておりますが、通告にあります2番目です。

国の財政支援計画と今後の見通しについて見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） お答えします。

国は、平成30年度以降、毎年度3400億円の公費を投入して、国保の財政基盤強化を図るというふうしております。しかしながら、本県の特殊事情に起因する市町村国保の赤字解消には、これではちょっと十分ではないのかなというふうに考えておまして、現在、この30年度以降の制度設計に当たっては、沖縄の特殊事情に配慮した制度設計を行うよう、それから、29年、30年度の特別調整交付金についても、沖縄の特殊事情によって起因した赤字を解消支援するための税制支援というのを要請しているというところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 現段階の国の財政支援では、この問題を解決するにはほど遠いということは、皆さんも感じているところだと思います。なので、私たちも要請に行っていたんです。

それで、先ほどこの制度の問題点を指摘しましたが、仮に、全国と同じように、沖縄県の前期高齢者の加入割合が全国並みだった場合、どれくらいの差が出るのでしょうか。全国並みだった場合の比較。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 今、加入割合が15.1%です。約90億ぐらいの交付金がございます。この90億の交付金というのは、1人当たりに比較すると、全国平均の6分の1ぐらいというふうな形になりますので、ちょっと手元に具体的な数字を持っておりますけれども、その差以上の交付金が出てくるかなというふうには考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 1人当たりの交付金でいうと、全国

と比べて6分の1しか来ないわけです。だからこれだけの財政赤字になると思います。

それで、この間、副知事を先頭に行っていたきましたが、通告にあります3番目です。

沖縄戦に起因するこれは問題でありますので、国に対して責任ある対応を求めるべきだと思いますが見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） ことし8月にも県として要請したんですけれども、その後、28年11月に厚生労働大臣等に対し、沖縄県と沖縄県国民健康保険団体連合会、市長会、町村会、市議会議長会、町村議長会、これらの連名で市町村国保事業に対する特段の支援ということで要請を行っております。

我々としましては、引き続き市町村とか関係団体と連携して、厚生労働大臣に対しましては、沖縄県の市町村国保の特殊事情に起因する赤字に対するさらなる財政支援、それから先ほども申し上げましたが、平成30年度から実施される国保の財政基盤強化策において、本県の特殊事情に配慮した制度設計を行うよう要請していきたいと、かように考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 頑張ってください。

ぜひこの問題、翁長知事にも伺いたいんです。知事、この問題よく御承知だと思います。この政府要請の際に、私たち市町村の議員団とも一緒に行ったんです。その市町村の皆さんの声を聞くと、もう本当に深刻です。例えば、西原町の議員が言っていたんですが、西原町、大体歳入136億円ぐらいの規模だそうなんです。けれども、この国保の累積赤字がもう11億円。この繰り入れがこの3年間で5億円、7億円、9億円と、こうした規模で繰り入れをしている。なぜこれが必要かという、平成30年度に国保が新制度になっていく、それまでに累積赤字も解消しないといけないという2つがあるんです。単年度でも赤字があるんだけれども、累積赤字も解消していかないといけない。だから繰り入れが本当に大変な規模になっているということでした。西原町はいろんな努力をして、政策的事業が全くできない。だけど国保事業はとても成績がいいんです。収納率96%。これ以上何をしたらいいんですかという悲痛な叫びでした。那覇市のとき、知事と私は議員として、市長と議員としていろいろ議論しました。那覇市で5億円繰り入れるだけでも大変大きな議論になったんですけれども、那覇市は実は、ことしと来年で八十何億円と入れなければいけない、こういった状況なんです。こうしたことを一般会計から

やっていくと、一括交付金の活用だって裏負担もあるわけで、全くお金が足りないそうです。この問題、本当に今国に訴えていかないと、平成30年度以降にどうのこうのという話でもないと思うんです。この問題こそ、オール沖縄で取り組める課題だと思いますので、ぜひ知事の決意もお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 比嘉瑞己議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今おっしゃるように、国保の問題は、ずっと今日まで抱えてきた問題であります。7年ほど前だったと思いますが、那覇市長時代に市長会で、全ての市が、那覇市で大体10億、20億、うるま市でも10億という形で、突然赤字になったんです。その赤字になったものの原因が1年間わからぬまま、那覇市の国保の担当の者が前期高齢者のグラフを書いて、この部分で今の制度は沖縄県の市町村が赤字になるんだというようなものが見えまして、それで市町村代表とあるいは県とも御一緒に、時の厚労省の担当の局長などにも話をし、そうしますと1700億円、後日予算を組んで何とかという話だったんですが、やはり1年、2年先延ばし、先延ばしで、毎年市長会としても行きましたし、なかなか簡単ではありませんでした。子供を中心として今度は仕組みを変えんとかというような提案も受けたんですが、それもまたなし崩しになりまして、それから九州の大分市とかそういったものとの比較のものも全部資料として出して、いかに沖縄が恐ろしいほどの赤字であるかということも、私どもみんなで説明をしてきたわけです。ことしに入りまして、知事になりましたもたくさんの要請行動をしていますけれども、国保はそのたびに要請をさせていただいております。ですから、基地問題等でお会いをした要職にある方には、あわせて国保の話も全部させてもらっている状況でありまして、消費税の関係もあるかわかりませんが、さらに1700億円積むというものも、どうやら先が見えないような感じになっていますので、私たちとしても早目に改めてもう一回、しっかりとした要請をする中から、原因含め、対応策含め、改めてしっかりとこの確認をして、また要求もしていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ知事、頑張ってください。

それでは、次に世界自然遺産の関連で、自然保護について伺います。

ことし9月15日に、国内33カ所目の国立公園としてやんばる国立公園が誕生いたしました。国内最大級の

の亜熱帯照葉林が広がり、ヤンバルクイナなど多種多様な固有動植物及び希少動物が生息・生育する地域です。県民からも、また国内からも世界自然登録への期待が高まっております。

そこで最初の通告ですが、ヤンバルの森に生息する固有種、つまり世界中でヤンバルの森にしか生息していない動植物の現状について伺います。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

ヤンバルの森には、多くの固有種が生息しております。その数は、哺乳類や鳥類などの脊椎動物が46種、昆虫類が40種、淡水甲殻類が6種との報告があります。また、これらの種の中には、ノグチゲラやヤンバルクイナなど、レッドデータおきなわにおいて、絶滅の危機に瀕している種として位置づけられているものも多数存在しております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 固有種だけでもこれだけ多くの動植物がすんでおります。

続いて、ノグチゲラを初めとする天然記念物種の生息数と保護増殖について伺います。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

本県における動植物の天然記念物につきましては、国指定のものが45件、県指定のものが42件、それぞれ指定されております。個体数につきましては、環境省の調査による推定でございますけれども、ヤンバルクイナが約1700羽、イリオモテヤマネコが約100頭などとなっております。また、環境省は、希少野生動植物について、必要に応じ、種の保存法に基づく保護増殖事業計画を策定しており、県内においては、ノグチゲラやヤンバルクイナなど5種について計画が策定されており、計画に基づく取り組みが行われているというところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今のお話でも、あくまで推計値なんです。具体的な数については、なかなかまだ実態はわかっておりません。ただ、それだけ貴重な環境が残っていることです。

それで、天然記念物を指定する所管である教育委員会にお聞きしたいと思いますが、ノグチゲラなどの特定天然記念物種に危害などを与えた場合、どのような罰則などがありますか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 文化財保護法の中で、特別天然記念物等に危害を与え、これを滅失、毀損、また

は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役、もしくは禁錮または30万円以下の罰金に処せられるというふうに規定されているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 そうした罰則とかもあるわけです。ただ、その実態についても、なかなか現状把握できていないというのが今の状況です。先ほども申し上げましたが、政府要請行動のときに文科省のほうにも聞いてまいりました。文科省でも、もし沖縄県がそうした実態を調査したいのであれば、政府としても支援をしていきたいということでした。世界自然遺産登録を目指すに当たっても、どうしてもやらなきゃいけないことだと思いますが、この調査の必要性について認識を伺います。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 教育委員会のほうでは、昭和49年度から継続してヤンバル地域に生息する7種を含みます県内の動物15種についての生息実態調査を行っているところであります。ヤンバル地域のほうは、豊かな森林または複雑な地形など、自然が多様でありまして、野生生物の生息数の把握は難しい面もございます。現在、実は環境省のほうで、ノグチゲラ等の個体数の推定方法を確認するための調査を実施しているところでございまして、県教育委員会としては、今行われている環境省の調査の結果等も踏まえつつ、その天然記念物の調査について文化庁のほうに意見交換も行いながら、この事業、調査の実施についてはまた相談をしてみたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ調査を実現していくように頑張りたいと思います。

今回の政府要請で私ども感じたんですが、今の日本の環境政策、大分進んだとはいえ、まだまだ十分な取り組みになっていないように感じました。保護を促すことは積極的にやっているんです、指定をしたり。ただ、保護をしなければならないというような強制力というのを持ち合わせておりません。例えば、先ほどの国が指定している特別天然記念物のノグチゲラ、ああいった罰則等はあるんですけれども、これ改めてこの罰則あるけれども、このノグチゲラ、個体そのものに傷をつけたり殺した場合にはああいった罰則があるんです。ただ、ノグチゲラが生息していく上で必要な、例えばその巣だったり、その生活環境の木だったり、これを倒されても何ら罰する規定はないんです。そういったところでやはり課題がたくさんあると思います。

そこで、環境部長にお聞きしたいと思います。

こうした世界自然遺産登録を目指すヤンバルの森です。今国の法律がこうしたまだまだ力が弱い中で、やはり沖縄県が主体性を持った取り組みが必要だと考えます。ノグチゲラ等の希少種を保護していくために、県独自の条例制定が必要ではないでしょうか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） 本県におきましては、ノグチゲラを含む50種類の希少種が種の保存法に基づく国内希少野生動物種に指定され、保護が図られております。また、国は種の保存法に基づく指定種の追加指定に力を入れており、県内に生息するその他の希少種についても、順次追加の指定をしていくという予定でございます。

県としましては、国や関係機関・団体と連携して、同法に基づく指定種の保護の取り組みを促進することが重要であると考えております。なお、希少種の保護をするための条例の制定につきましては、種の保存法に基づく追加の指定や保護の状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ必要な条例だと思いますので、進めていただきたいと思います。

それでは、通告の3番目ですが、世界自然遺産登録に向けた詳細な実態調査が必要だと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

県では、世界自然遺産登録に向け、生物種ごとの生息地域などを取りまとめたインベントリー、いわゆる生物種目録の作成や外来種の現況調査、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ等の生息分布状況調査などの各種調査を実施しております。また、現在策定中の世界自然遺産の保全管理計画において、希少動植物の分布状況等の実態を調査することとしており、今後、国や地元町村と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて、環境部長に確認のために聞きます。

米軍北部訓練場、今度返還が予定されております。その返還跡地も世界自然遺産登録を目指しますか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

世界自然遺産登録には、国が責任を持って管理することのできる国立公園などの保護地域の指定がなされ

ることが前提であります。北部訓練場返還予定地については、適切な支障除去が行われた上で、地元2村の要望を踏まえて、国において関係機関と調整が行われた後、やんばる国立公園への編入の手続がとられるものと考えております。

県としましては、国立公園への編入を踏まえ、国や地元2村とともに、返還予定地の追加登録を目指してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 そこでお聞きしたいんですが、この返還される米軍北部訓練場ですが、1957年から使用されております。米軍の国外で唯一のジャングル戦闘訓練施設としてこれまでゲリラ訓練などが行われてきました。こうしたことから、過去にはこの基地に起因するいろいろな事件や問題が発生しております。ヘリコプターはこれまで6機墜落しています。県民の水がめである福地ダムにはペイント弾が発見されたり、また、退役軍人の証言では、枯れ葉剤の使用のことも問題がありました。こうした米軍基地をめぐる環境問題は深刻であります。しかし、それを規制する国内法にも限界があります。

そこで提案ですが、県がやはり主体性を持って、この米軍基地の跡地を含む調査、あるいは対策を持つべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

米軍基地返還に当たっては、跡地利用促進法に基づき、国において支障除去等が行われているところでございます。一方、米軍基地内においては、土壤汚染対策法等の国内法で規制されていない物質について、その使用と汚染が懸念されているというところでございます。そのため、県におきましては、平成26年度から米軍施設環境対策事業を実施し、米軍基地や返還跡地における環境調査の手法等をまとめた基地環境調査ガイドライン及び米軍基地とその周辺の環境情報をまとめた基地環境カルテを作成しているところであります。今年末をめどに取りまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひこうした形で沖縄県が本当にこのヤンバルの森を守っていくという施策を進めていただきたいと思います。

続いて、通告の3番目ですが、東村高江のオスプレイパッド建設について伺います。

このたび、沖縄県、東村、国頭村が連名で、政府にオスプレイを対象とした環境影響評価のやり直しを求

め、改めてオスプレイの配備撤回を要求したことは、大変意義あることだと思います。

そこで伺いますが、環境影響評価のやり直しを求めた理由についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業においては、オスプレイを対象機種とした環境影響評価は実施されておられません。しかしながら、平成24年10月に普天間飛行場にオスプレイが配備されたことから、県は同月11日付で文書及び事後調査報告書に対する知事の環境保全措置要求において、環境影響評価の再実施を求めたところですが、いまだ実施されておられません。N4地区着陸帯の運用開始後は、東村高江区における騒音が増加し、生活環境及び自然環境への影響が懸念されております。このようなことから、国頭村、東村及び沖縄県の連名により、現在建設が進められている4カ所の着陸帯の本格的な運用が開始される前に、オスプレイを対象とした環境影響評価を実施するよう求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この間の政府の対応を見ていると、沖縄県民の気持ちに寄り添うという言葉とはほど遠い対応だと思います。ぜひこの要求をしっかりと実現していくために、私たちも頑張りたいと思います。

続いて、(2)番目ですが、米軍北部訓練場N4地区、既に先行して運用されておりますが、そこに政府が事後報告なるものを提出しております。その見解についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

沖縄防衛局では、オスプレイによる影響の把握については、環境影響評価で実施する事後調査で対応できるというふうにしております。しかし、県では、事後調査によって環境への影響が判明してからでは、環境保全措置を適切に講ずる時期を逸する可能性があると考えております。そのためオスプレイが運用される前に、実機飛行による環境影響評価を再度実施することや、高温の下降気流の発生などによる着陸帯の周辺林地及び生態系に対する影響を的確に把握するよう求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この事後報告、私も読むと、私この自然を壊す外来種の侵入について大変危惧いたしました。この中で、N4地区で、あそこを工事して使えるために芝を植えているんです。専門家の方からの指摘

で、この芝は、沖縄県産の芝なのか、それとも本土から持ってきた芝なのかという質問がありました。この点を確認していますか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） 北部訓練場のヘリコプター着陸帯移設事業の事後調査報告書によりますけれども、沖縄島在来種の芝を栽培している造園業者が沖縄県内にはいないということから、県外で栽培された芝を使用するが、沖縄県内で使用実績のあるものを採用したというふうに記載されております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 あれだけ貴重な自然があるヤンバルの森に、一たび外来種が入ると大変なことになります。だから私たちも条例をつくっていろいろ頑張っているわけですが、こうした政府のやり方では、本当に信頼ができません。これから先も、N1地区では2カ所、あとG、Hとヘリパッドが建設されていくわけですが、こうした中で、外来種対策というのが、本当に十分にやられているのか、これ確認する必要があると思うんです。県は、立入調査を含めて、これからの基地の中にしっかりとした調査、必要ではありませんか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業につきましては、沖縄県環境影響評価審査会への意見も踏まえて、このような外来種の緑化、資材の調達に際しては、沖縄島で生産したものを使用することや、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種が確認された場合は駆除するなどの措置を講じるよう求めてきたところでございます。この辺につきましては、その都度現場に立入調査し、確認してきました。今後とも、同事業に対しましては、県の担当職員や審査会委員による現地調査を行い、外来種の生息状況等の確認に努め、必要に応じて環境保全措置を講じるよう求めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて、通告の3番目です。

防衛省は、オスプレイパッド建設をめぐり、この間工法変更を繰り返しています。希少な動植物を初めとする自然環境への影響について見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

沖縄防衛局から、本年7月、9月及び10月に工法変更等に伴う環境影響評価検討図書が提出されております。検討図書の内容を確認したところ、工法変更等

による影響として、林内環境の変化や騒音による動植物への影響、工事車両によるロードキル、轢死の発生等が懸念されます。

県としましては、工事工程の変更や新たな工事用道路及び歩道の整備が環境への影響を増加させるものであると考えていることから、沖縄防衛局に対し、実施すべきではない旨文書により強く申し入れたところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひ申し入れだけでなく、もっと実効性ある取り組みを模索していただきたいと思います。頑張ってください。

続いて、基本的人権である学習権の保障について質問いたします。

私たち党県議団、政府要請に続いて、いろんなところの先進地を見てまいりました。その中で、今回取り上げております夜間中学の先進事例であります京都市立洛友中学校を視察してまいりました。そこでは、不登校、あるいはひきこもり、貧困や親の虐待、また在日外国籍の方たちがさまざまな理由で教育を受けられていない、こういったことに対応するために夜間中学が戦後間もないころから行われておりました。年齢や国籍も超えて学び合うその姿に、私たちも大変な感銘を受けました。沖縄県でもこの必要性を感じたので質問をしております。

最初に、小・中・高校の不登校児童生徒数、義務教育未修了者数の推移についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えいたします。

まず、小・中・高校の不登校児童生徒数ですが、文部科学省の調査によりますと、沖縄県の過去3年間で申し上げますと、小・中・高等学校の不登校児童生徒数ですが、平成25年度が3396人、平成26年度が3406人、平成27年度が3523人となっております。また、義務教育未修了者数でございますが、その義務教育未修了者として直接調査されたものは実はございませんで、ただ、平成22年度の国勢調査の中に、未就学者数というのがございます。これの中身ですけれども、在学したことのない人または小学校を中途退学した人というふうな定義で調査がなされておりました、これがこの未修了者に当たるものと考えておりますけれども、その数は6541人となっております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 こうした義務教育を受けていないと思われる方が6541人、沖縄にもいるわけです。こうした中で、公立夜間中学の役割が今大変注目されてお

ります。全国の8都府県に今31校が開校されております。多くの関係者の努力で、この間国の方針も大きく変わってきました。これまでは、一度中学を卒業した人は再入学は認められておりませんでした。例えば、親の虐待あるいはいろんな理由で学校に通えなくて保健室とかで登校した人たち、形式的には卒業しているけれども実際には学ぶ機会がなかったというこうした方たちの再入学も認めることになりました。こうした学び直しという視点も入ったわけです。そうした意味で、やはり沖縄にこそこの公立夜間中学の設置が今求められているのではないかと思います。教育長、見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 夜間中学の設置についての御質問でありますけれども、議員から御紹介いただいたように、国においては、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学について、設置を促進するというふうに打ち出しております。

県教育委員会としましては、中学校の設置主体となる市町村教育委員会のほうと連携をとりながら、調査研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今沖縄でも子供の貧困問題が大きな課題になっていますが、そうした意味からも、この学ぶ権利というのを保障するのは大変大事なことだと思います。今教育長は必要性を認める旨の発言だったと思いますが、それでは、その夜間中学、本当に実現していくためには、やはりあと一歩動き出さなければいけないと思います。

今国の事業で夜間中学設置調査研究委託事業というものがありますが、残念ながらまだ沖縄県、手を挙げていないみたいです。すぐにでもこの調査研究の委託事業、手を挙げて実施すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） 文部科学省の夜間中学設置促進事業でございますけれども、現在設置希望がある市町村、現在手を挙げているところはないんですが、他県での運営実態とか設置に向けた課題の整備も含めて、市町村に対して情報提供が行えるように整備を進

めてまいりたいと考えております。今現在、市町村等もいろんな意見交換を行いながら、設置に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 頑張ってください。

(3)番目です。

こうした中、今、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者の支援事業を沖縄県は行っておりますが、これが平成29年度に終わる予定となっております。これ継続すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 戦中戦後の義務教育未修了者の支援事業でございますけれども、この事業はまず平成23年度から25年度までの3年間の計画で実施されまして、その後、3年間の事業延長を行ったところであります。現在、2カ所の事業所で支援対象者が在籍されておりまして、その方々の修了が見込まれる平成29年度まで事業の継続を予定しているところであります。

県教育委員会としましては、事業の当初目的がおおむね達成されたと考えておりまして、ただ今後、希望者がいる場合、出てきた場合、どのような学習支援ができるのかをまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 私もこの今授業を受けている2つの学校のほうを伺ってきました。那覇市にあります珊瑚舎スコーレさん、そこでは、既に対象とならない方が、1年生が4人学んでいるんです。この人たちは、その後どうなるのかということで、大変懸念をしておりました。もう一つ、中部にあるエンカレッジさんのところに行きますと、県が29年度で終わるということなので、新たな募集は行っていないということだったんです。もし県が継続してくれるのであれば、すぐにでも募集をしたいというお話でした。この公立夜間中学の設置もまだ見えない中で、この支援事業というのは、継続して私当然だと思うんですが、教育長、改めて見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 30年度以降の就学希望者の動向といいますか、そのニーズ調査等も踏まえながら、どのような学習支援が可能なのか、そういうことも含めながら、今後の対応は検討してまいりたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 それでは、続いて久米島振興につい

て伺います。

那覇―久米島間の航空運賃の低減事業についてですが、対象者を本島などに住む久米島出身者や観光客などの交流人口にも広げ、割引率も小規模離島並みに拡充すべきであると考えます。見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 御案内のとおり、県では、離島の定住条件の整備を図ると。それから、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減するために、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しているところであります。この事業は、離島住民が生活に必要な不可欠な航路あるいは航空路を頻繁に利用することから、その割高な船賃でありますとか、航空運賃の負担が大きいということで、運賃の低減を図っているところであります。

今話のありました、いわゆる島出身者といいますか、郷友会、この割引等については、定義が非常に難しいところがあるかと思えます。例えば、その島で生まれた人でなければいけないのか、あるいは夫婦はどうなのかとか、親子はどうなのかとか、もろもろ難しい問題があるかと思えます。さらに、今久米島の話が出ましたけれども、久米島の話だけをするわけにはいなくて、ほかに離島もたくさんあります。そうすることで、特に一番遠いところであれば与那国もありますし、大きいところ言えば石垣も宮古もあります。ですから、この事業をするには非常に大きな課題が横たわっているんだろうと考えております。これについては、今後どうことができるのかを含めて、果たしてこの離島の交通コスト負担軽減事業が政策目的として合っているのかどうかも含めて、政策目的に合う事業がつけられるのかどうかとか、そういったいろんなことがあろうかと思っております。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 この事業自体は大変喜ばれているんです。私、意義ある事業だと思うんですが、おっしゃるように、どういった制度設計にするかというところでは、やはりもう一工夫、二工夫必要だと感じました。

きょう、久米島だけに限ってやっていますので伺いますが、今この久米島が小規模離島でないために対象になっていないという問題があります。なぜ小規模離島という概念が必要なんでしょうか。久米島がそれにならない理由を教えてください。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） この事業の中で、交流人

口も含めた小規模離島、これにつきましては、高校がないとか、あるいは病院がないとかということを中心に小規模離島という定義をつくらせていただいております。したがって、小規模離島、そういう高校がない、あるいは病院がないというところについては、生活の拠点、あるいは病院に通うにしてもいろいろと拠点であるところへの行き来が非常に頻繁に起こるということを踏まえまして軽減しているわけですが、交流人口につきましても、そういう非常に、ある意味脆弱といえますか、そういったところに交流人口も配慮して活性化をしていただきたいということで進めているところであります。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今久米島に対しては、3カ年の実証実験期間中だと思います。この実証実験でいろいろ見えてくるのもあると思いますので、今言った病院があっても、高校があっても、久米島が同じような悩みを抱えていますので、その結果を踏まえて、再検討していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時17分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 こんにちは。

会派おきなわの平良昭一です。

一般質問を行います。

1点目、知事の政治姿勢についてですが、世界各国のマスコミ等の予想を覆し、次期アメリカ大統領にトランプ氏が勝利しました。日本にとっても予想外の展開だったと思うし、米軍基地が集中する沖縄にとっても大きな意味合いを持っております。年明けにも知事が訪米する計画も聞くが、新大統領に対する知事の所見を伺いたいと思います。

アジア経済戦略構想についてですが、沖縄のアジアに近接する地理的位置や情報化の進展、若年層の比率が高い人口構造などの優位性を生かし、沖縄の自立的な経済構造を構築していくことは重要となります。知事も積極的にトップセールスを展開していることは最大の評価をさせていただきたいと思います。沖縄とASEAN諸国は、4時間圏内で行き来ができ、アジアの真ん中に位置する立地は、競争優位性にたけており、日本の一部の観点から経済発展を図るべきだと思

います。地域の特性を生かす活動は重要であり、今後の知事のアジア経済戦略構想について伺いたいと思います。

沖縄関係税制9項目の延長の件ですが、県の考える延長、拡充が不可能な場合あるいは短縮された場合に対し、今後のそれぞれの項目関係にどのような影響が出てくるのか伺いたいと思います。

台湾トップセールスについてですが、積極的な活動は先ほど申し上げたとおり、知事の並々ならぬ決意がうかがえるものであります。先月も観光振興と経済交流を目的として台湾を訪れていますが、一番近い外国として台湾に求める、あるいは目指すものについて知事の所見を伺います。

2点目、基地問題について。

ア、北部訓練場の返還地についてですが、県民の水がめの大部分が返還地内あるいはその周辺に所在している状況であります。これまで訓練や演習などで使用する弾薬などが湖水に投棄されていた事例があり、県民の命の水を確保する上から水質の汚濁が問題視されているものでもあります。

そこで、これまでの北部訓練場内のダム湖所在の有無と面積、返還後のダム湖の面積がどのようにになっているのか伺いたい。

イ、今月中にも一部の返還が行われるというが、平成8年12月のSACO合意のヘリパッド移設条件とは違う、オスプレイの運用を国は県側に隠していた事実が判明した。その件は、移設条件の不備につながり得るものであり、SACO合意の見直しと、今行っている工事の中止を求めていくものではないか。県の見解を伺います。

そして、復帰前に返還された旧軍飛行場跡地の補償問題についてですが、銃剣とブルドーザーによって強制的に建設された状況下での米軍基地移設は、県内では数知れない。その中で1972年の復帰以前に返還された土地については、その補償は不完全あるいは軽微なものとなっている。特に、旧軍飛行場跡地は広大な面積を占めていることから、その跡地利用に大きな障害となっているものだ。その件について、県の考え方を伺いたいと思います。

3点目、観光振興について。

2016年の沖縄観光は、入域観光客の目標数値が840万人、そのうち外国人観光客数は200万人と掲げられており、空路利用については新規路線の就航や増便、機材の大型化、LCCの就航など好調に伸びております。しかしながら、那覇空港国際線ターミナルは、その入域観光客から不満が続出しているようであ

ります。連結施設の不便さや出入国の際の長時間化など、おもてなしの精神に少し欠けている状況ではないか心配であります。今後、第2滑走路での処理能力の拡大で、なお外国人観光客は増大する可能性が大きい。今後の国際線ターミナルの構想について伺います。

そして、海路ではクルーズ船の寄港が急増し、船の大型化も伴い、受け入れができない状況であります。県内での超大型クルーズ船が受け入れ可能な場所は那覇港のみとなっている状況から、急増する超大型クルーズ船による寄港ニーズに対応できるような那覇港を初めとする県内主要港湾における早急な岸壁整備が求められているものであり、今後のクルーズ船バース整備の展望について伺います。

4点目、環境行政について。

(1)、赤土問題についてですが、この問題は長年にわたり課題とされてきているものですが、いまだ抜本的な解決を見ていない事項であります。特に私が住むヤンバルでは、清流が流れる河川がたくさんありますが、一たび雨が降るとその清流は赤土で濁るような川に変貌する状況であります。そのたびに心を痛めている状況であります。友人が言うには、幼いころの海辺の砂浜は太陽光を反射し、まぶしくて目があけられない状態だったが、現在ではそのようなことはないという。いわゆる赤土がまざり、白さが欠けてきている状態になっている証拠だということであります。海で仕事をしている方に聞いても、数十年前とは沿岸の地域ばかりではなく、沖合にまでその堆積物は進行している状況と聞く。この問題は環境部だけの問題ではなく、全ての関係部署の努力が必要だと感じるが、それぞれの関係部署の対策を伺います。

(2)点目、改正土壤汚染対策法についてですが、平成15年2月15日に施行された同法は、土壤汚染を防止するものと理解するが、その汚染土壤浄化システムについて伺いたい。

県内では、米軍基地返還跡地や産業廃棄物汚染等、土壤浄化の対象地は多い。この対象について県の考え方を伺います。

(3)点目、那覇空港滑走路増設事業に伴う土砂規制条例のもとで石材等が搬入されたが、外来種侵入防止対策は十分であると考えるか、見解を伺います。

5点目、準認可保育園導入についてですが、認可外保育園でも認可保育園基準を満たしているにもかかわらず、その対象とならないケースが多く見受けられており、その要因は、それぞれの市町村の財政支援の状況が原因であると思います。そのことを踏まえなが

ら、保育の質や保育士の処遇がより保証される準認可園の導入に対しての動きが活発になってきております。待機児童解消や地域格差が出ない保育制度の仕組みづくりにつながると思うが、県の考え方を伺いたい。

6点目、P C工法の公共工事採用についてですが、全国的にP C工法での建築工事施工が多くなっているが、それは工期短縮、コスト軽減で大きな成果を上げているためである。沖縄県の建築工事におけるP C工法による施工の占める割合が少ないと思います。今後のP C工法に関する県の考え方を聞きたい。

我が会派の代表質問との関連についてですが、山内末子議員の基地問題についてで、北部訓練場内での米軍が麻薬対策の訓練を行っているとの指摘があり、県はその事実をしっかりと確認したいとのことがありました。このような訓練は日米地位協定上の違反だと思えますが、その確認をしたいと思えます。

そして、警察行政。

警察官100人増員の件で、増員された分が基地建設反対抗議活動に対処することがないかという質問に対し、本部長は、そこに従事させることはないとの答弁でしたが、いわゆる押し出しの形で従事させることなども絶対にないか、再度確認をしたいと思えます。

そして、東日本震災被害者支援についてですが、県は、今後も住宅支援については、継続して行うとの答弁でありました。住宅支援以外での支援策についてはどうしていくのかお伺いをしたいと思えます。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 平良昭一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、台湾トップセールスについてお答えをいたします。

私は、県内経済界の方々とともに、11月25日から2日間、台湾を訪問してまいりました。航空会社の役員等への面談や沖縄ナイトの開催を通じて、これまでの送客のお礼とさらなる交流拡大について有意義な意見交換を行いました。

また、今後の誘客や物産展開等につなげることを目的に、今回の訪問に合わせて、観光セミナーや商談会でのビジネスマッチングを行ったほか、観光と物産の連携プロモーションを実施いたしました。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、米国新大統領に対する所見についてお答えいたします。

トランプ氏が大統領就任後、実際にどのような政策を行うかを現時点で予測することは困難ですが、これまでのトランプ氏のさまざまな発言からすると、新しい発想の政治を考えておられるのではないかと感じております。トランプ氏が米国大統領に就任した後に、日本そして沖縄の基地問題等に対して、実際にどのような対応をとるか期待しつつ、米国の政治動向を引き続き注視していきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中の、北部訓練場返還予定地のダムについてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、北部訓練場返還予定地に所在するダムは、福地ダム、安波ダム及び普久川ダムであり、その返還面積の合計は約156ヘクタールとのことであります。

次に、北部訓練場返還合意時に含まれていなかったオスプレイの配備についてお答えいたします。

北部訓練場においては、S A C O合意には含まれていなかったオスプレイが環境影響評価を行うこともなく飛び交っております。県は、去る11月21日、東村及び国頭村と連名で防衛大臣に対し、オスプレイの配備撤回と北部訓練場における4カ所のヘリコプター着陸帯の本格的な運用が開始される前の、オスプレイを対象とする環境影響評価の実施を求めたところです。

次に、旧軍飛行場用地の補償についてお答えいたします。

旧軍飛行場用地とは、第二次世界大戦末期、旧日本軍が飛行場設置のために接収した土地であって、現在も国有地となっている用地のことであり、米軍により設置された旧上本部飛行場は、旧軍飛行場用地として位置づけることは困難であります。

本部町によると、平成23年度に跡地利用に関する基本計画を策定したとのことであり、県としましては、町の取り組みを注視してまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、北部訓練場における訓練についてお答えいたします。

平成28年11月25日の衆議院安全保障委員会において、政府は、米軍が北部訓練場で行っている訓練の一々の目的については承知していないが、ヘリの運用を初め、各種訓練が行われているものと承知している旨を答弁しております。

県は、事実関係を沖縄防衛局に照会しているところ

であります。演習、訓練の詳細について、政府は丁寧に説明すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 知事の政治姿勢についての、今後のアジア経済戦略構想についてにお答えいたします。

県では、アジア構想の実現に向けた取り組みを推進するため、アジア構想推進・検証委員会を設置して議論を重ねてきたところ、今般、知事へ提言がありました。提言内容は、国際物流特区那覇地区の機能強化や賃貸工場の整備、大型クルーズ船に対応する施設整備や司令塔の検討、沖縄 I T 産業戦略センター（仮称）の早期設置など、いずれも戦略構想を進める上で、緊急性や重要性を踏まえたものとされております。

県では、今後、提言を踏まえ、知事を先頭に、戦略構想への取り組みと県民への P R を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄関係税制の影響についてお答えいたします。

去る12月8日に決定された与党税制改正大綱において、航空機燃料税の軽減措置及び沖縄型特定免税店制度については3年、これらを除く7制度については2年の延長等が示され、県の5年の延長要望等が認められなかったことは大変残念ではありますが、それぞれ必要な制度として延長が認められたものと考えております。2年の延長となったことで、企業誘致に係る税制について、企業の投資判断に影響を及ぼすことなどは懸念されますが、今後も制度を有効に活用し、沖縄の振興・発展を図り、経済成長を確かなものとしていきたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中の、那覇空港国際線ターミナルの整備についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、増大する旅客需要に対応するため、ターミナル機能の拡充強化に取り組んでいるところであります。同社においては、ことしの10月に、国際線旅客ターミナルの北側に搭乗橋を増築し供用を開始しており、また、国内線と国際線旅客ターミナルビルを連結する際内連結ターミナル施設、約3万9000平方メートルの整備により、観光客1000万人の受け入れに対応できるとしており、平成

30年度の供用開始を目指して、平成29年1月より工事を開始する予定とのことであります。また、沖縄の空の玄関口である空港ターミナルについては、観光リゾート地・沖縄の魅力を発信するような雰囲気づくりに取り組んでいただくよう、関係機関へ申し入れを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 観光振興についての御質問の中の、今後のクルーズ船バース整備の展望についての御質問にお答えいたします。

県は、クルーズ船の大型化に対応したバース整備の必要性を認識しております。那覇港では、那覇港管理組合において、22万トン級の大型クルーズ船が接岸可能な岸壁の整備を港湾計画に位置づけたところであります。平良港や石垣港では、国において大型クルーズ船が接岸可能な岸壁の整備を進めているとのことであります。

県では、本部港において、クルーズ船の大型化に対応するため、平成28年度から調査に着手する予定であります。また、中城湾港においても、クルーズ船の大型化に対応するため、国と連携して港湾施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、環境行政についての御質問の中の、土木建築部の赤土対策についての御質問にお答えいたします。

土木建築部では、工事の特記仕様書に赤土等流出防止条例を遵守するよう記載しております。また、赤土等対策技術に関する基本的な考え方や計画・施工に係る技術的内容などを記載した赤土等流出防止対策技術指針を定め、現場向けのマニュアルを作成するなど、現場からの赤土等の流出防止に取り組んでいるところであります。

引き続き他部局と連携を図りながら、公共工事における赤土等の流出防止に取り組んでまいります。

次に、P C工法の公共工事採用についての御質問の中の、実績等についての御質問にお答えいたします。

県では、工場成形のコンクリート部材は、病院、物流倉庫、展示施設などの大型建築物の一部や都市モノレールの軌道桁の一部などにおいて採用してきたところであります。当該工場成形部材は、高強度・高品質部材の安定供給、廃棄物の削減などの面でメリットがある一方、採用の判断に際しては、規格化、スケールメリットなどによる経済性や汎用性が重要と考えております。

引き続き建築物の用途や規模などに応じて、採用の

可否を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 環境行政についての御質問の中の、環境部の赤土対策についてお答えします。

沖縄県全体の年間赤土等流出量は、赤土等流出防止条例施行前に比べ約4割削減され、条例の効果があらわれているものと考えております。しかし、農地からの流出量が占める割合が相対的に高くなっており、農地における赤土等流出防止対策が急務となっております。そのため県では、赤土等流出防止対策を総合的・計画的に進めるため、平成25年9月に沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定しました。同基本計画においては、環境部の取り組みとして、条例の運用に関することや陸域・海域モニタリングの実施、啓発活動などを行うこととしております。

県としては、同基本計画に基づき、関係部局とより一層連携しながら、赤土等流出の抑制に努めているところであります。

続きまして、土壤汚染対策法についてお答えします。

県内で許可を受けた汚染土壌処理業者は現在1業者おり、汚染土壌の処理については、当該処理業者へ委託するほか、汚染区域内での化学処理等や汚染土を船舶輸送して県外処理業者へ処理委託しているのが現状であります。

県においては、当該許可施設への立入監視や浄化処理に係る計画書及び報告書の内容確認等を行うことにより、適切に措置がなされるよう、土壤汚染対策法に基づき指導を行ってまいります。

続きまして、那覇空港滑走路増設工事に係る外来種侵入防止対策についてお答えします。

那覇空港滑走路増設事業に係る県外石材の搬入については、平成27年12月24日に条例に基づく届け出書を受理し、専門委員、県職員等による立入調査を7回実施しております。搬入前の調査で、採石場周辺と港湾周辺で特定外来生物であるオオキンケイギク及びハイロゴケグモが確認されたことから、事業者に対し助言を行い、助言に基づく駆除対策等が実施されております。また、県外石材の搬入終了後に埋立工事現場において立入調査を実施しておりますが、特定外来生物は確認されておらず、侵入防止対策は適切に実施されたものと認識しております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 環境行政についての御質問の中の、農林水産部における赤土等流出防止対策についてお答えいたします。

農地からの赤土等流出防止対策については、土木的対策、営農的対策があり、その両面から総合的に取り組む必要があります。土木的対策としては、水質保全対策事業等により、圃場の勾配抑制や沈砂池等の整備を行っております。営農的対策としては、ソフト交付金による沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業により、重点監視地域を中心として農業環境コーディネーターの育成支援に取り組んでおり、地域農家に対する緑肥作物の栽培、グリーンベルトの設置、心土破碎などの普及を図っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 準認可保育園導入についての御質問にお答えします。

県におきましては、保育を必要とする児童については、認可保育所等において保育が行えるよう、現在、待機児童対策として、沖縄振興特別推進交付金を活用し、認可外保育施設の認可化の促進等に取り組んでいるところであります。

今後とも、待機児童の解消に向けて、保育の実施主体である市町村と連携し取り組んでまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、東日本震災被災者に対する福祉支援制度等の具体例についてお答えします。

県としては、市町村、相談機関等と連携し、避難者の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度など、各種制度の支援が受けられるよう努めてまいります。このため、10月12日に、県と各市で構成する生活困窮者自立支援制度実施機関の連絡会議において、福島からの避難者支援に関する情報提供、意見交換を行ったところです。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 代表質問との関連に関する御質問の中で、100人増員の配置体制などについてお答えいたします。

増員された警察官100人については、その要員全てを警察本部生活安全部地域課自動車警ら隊及び警察署地域課自動車警ら係に配置し、パトロールの強化等を図ることとしております。

県警察といたしましては、今回の増員が認められた場合、既存のパトロール体制に増員分の100人を新たに上乗せした上でパトロールの強化等を図る予定であり、議員御指摘の押し出しによる配置がえ等によって、辺野古や高江等の警備に従事させる機動隊に配置することはございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 御答弁ありがとうございました。

まず、再質問をさせていただきますが、沖縄関連税制9項目についてですけれども、12月8日に5年の延長ということでの要請であったんですけれども、3年と2年の短縮になったということで、それぞれの項目の中でそれに變更された。期間が短くなったということでの影響、その辺はおわかりにならないでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時46分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 商工労働部で所管しております情報関係、それから国際物流関係、それから産業高度化の制度につきましては、延長期間が5年から2年になったんですけれども、一般的に企業誘致の制度でございますので、大体企業が沖縄に立地する場合には、一、二年程度は検討準備期間を必要とするということがございます。また、この制度のメリットを使うために黒字化をしないといけない。じゃ、当県に立地してから黒字化するまで、大体平均3年間にかかる見通しでございますので、従来でしたら5年程度からは使えるのかなということではございました。そのため、この延長期間が短いと企業の立地や投資判断に支障が出ることが懸念されるかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 延長要望を5年ほどとして要望をしておりました税のうち、観光地形成促進税制については2年となりました。2年となったために、実際に観光施設の取得を行うための設計や建設に要する期間が2年以内に行われなければならないということで、期間的には少し厳しい状況にあるのかなと考えております。

一方で、県としましては、さらなる制度の周知、それから投資促進の働きかけ、そういった部分を強化しながら、この2年間でしっかり実績を積み上げていき

たいと考えております。

また、同じく5年要望でございましたが、3年間という形になりました沖縄型特定免税店制度でございますが、3年間という形で認められました。沖縄観光の振興に重要な制度として認められたものと考えております。これについても、引き続き実績等の把握をしながら、今後運用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 企画部の所管する離島の旅館業の特例措置、これも2年でございますが、これについては、増築等の場合は短期間に行い得るということもありまして、新しく建設するというものの以外の場合はそれほど影響はないと考えております。しかし、大きな投資案件で離島に投資をするという場合においては、先ほど商工労働部長からも説明がありましたように、短期間に達成できないということもありまして、そういう投資案件については懸念を持っております。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この税制延長については、これまでたびたび議論されてきたわけです。国のほうでもかなり厳しい状況だということも経済界の中でも知っていると思います。しかし、2年、3年延長できたということは一つの評価をすべきだと思いますので、あえて言わせていただきますけれども、この機会に改めて経済界の方々が自立に向かっていくというような形を考えるようなチャンスに私は来ているんじゃないかなと思います。そういう面では一定の評価をさせていただきたいと思うし、また、歩いてほしいなと思います。

それで、1点だけとても気になるのが、それに関して、代表質問の中でもありましたけれども、やっぱり酒税の軽減措置の延長を絡めて、党の職域支部をつくるというような話が新聞の中でも出てきました。いわゆる党勢拡大のために駆け引きされているような状況がありましたけれども、その件に関して耳に入ってきたのは、やっぱり泡盛の消費低迷の中で、今の時期にこのようなことが出てくるということは、大変危険な要素があるなということを感じました。そういう面では、政治と一線を画す経済界の状況も必要になると思いますけれども、その辺県の考え方を徹底すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 泡盛の酒税の延長措置に関連しまして、報道で承知はしているんですけども、そういう職域の支部をつくるというようなことが載ってございました。ですが、商工といいますか、当然、税制改正につきましては、関係法令、それからそれぞれの状況等によって、改正するか延長するかの判断がなされるべきものだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 台湾のトップセールスについて伺いますけれども、台湾人のタレント、スタンリーさんがウチナー民間大使に任命されたことは、大変これはすばらしいことだと思います。今後、彼との連携を重視していけば、かなり広がりが出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、定期的な交流を持っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） スタンリーさんにつきましては、11月に知事が訪台した際の沖縄ナイトで、民間大使としての認証をさせていただきました。同氏は、これまでタレント等として活躍しながら、たびたび沖縄を訪れて、しかも離島まで訪れて、台湾のほうでブログで発信をしたり、あるいは観光関連の書籍を発行するなどして、台湾から沖縄への送客に相当御尽力をいただいたと。引き続き、沖縄を第二の故郷とおっしゃっていただけるぐらいの親密さを感じていただいております。今後も、引き続き県のほうから協力を要請しましたところ、これまで以上に民間大使として沖縄の情報を発信していきたいといったお話をいただいたところでございます。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 知事、先月ユーバイクの件で視察をされたと思っておりますけれども、今後、沖縄での実証実験等も考えていらっしゃるでしょうか。例えば、名護市あたりでは、自転車専用道路の整備もかなり進んでいるようでもありますけれども、その辺体験した感じでいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 台湾のユーバイクということですが、結局交通の混雑を緩和するような、観光客の二次的な交通機関ということで、利

便性がよくなるんじゃないかなというその台湾のシステムを沖縄でも検討してはどうかというような話もございます。そういう意味では、今後沖縄でどうやって配置できるかというところを検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは名護も進んでいますけれども、県都那覇でも実証実験は可能じゃないかなと思うんです。その点、もうちょっと説明できませんか。せっかくですから。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） ちょっと私実際乗っていないので、それが電動なのかどうかによって走る場所がまた違って来るかなと思います。そういう意味では、それを走らせる場所はある程度区域を区切らないといけなかなと。まずは、やりやすいところといいますか、それから、例えば、モノレールから近隣地区に行くとか、そこら辺の設定は今後検討しながら、関係課とも調整しながら検討していきたいと思えます。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 検討していただきたいと思えます。

基地問題について移っていきますけれども、北部訓練場の水がめとの関係です。今3カ所156ヘクタールが返還されるということでもありますけれども、返還された後も、まだその訓練場内には我々の水がめはあるわけですね。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

安波ダムは、まず約56ヘクタール全部返還されます。それから普久川ダムも47ヘクタール全部返還されますが、福地ダムは、約158ヘクタールのうち約52ヘクタールが返還されまして、残り156ヘクタールが残るということです。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはもう少し慎重な議論が必要だと思うんです。宜野座のダムでの墜落がありましたよね。そのときに取水ができない。そういう面では北部のダムは全てつながっています。当然、県内全域に影響が出るわけです。万が一のことがあった場合は。そういう面では、北部訓練場からのダム水域の返還を当然県は最初に主張すべきじゃないかなと思うんですけども、今後の展開としていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えする前に、先ほど残り156と申し上げましたが、失礼しました。約

106ヘクタールでございます。

今御質問の、しっかり返還を求めるべきではないかという御趣旨の御質問ですが、当然、県民の水がめでございます。そういったものも含めてしっかりと政府に対しては求める必要はあるだろうと思っています。今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは重要課題だと思いますので、水というのは命ですから、そこを考えていただきたいと思っています。

そして、オスプレイの関係ですけれども、オスプレイの配備を国はひた隠しにしてきたわけですよ、我々県に対して。その点を原点に、再度SACO全体のことも影響してくると思います。当初計画されたとおりやられていないわけですから。そして、オスプレイの環境整備も要求してもやらない。そういう面では、原点に立ち返って再度検討すべき状況に来ているんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 沖縄県は、基地の整理縮小、そして地域の振興のためにはSACOの着実な実施が必要だというふうに考えております。一方で、北部訓練場におきましては、SACO合意に含まれていなかったオスプレイが、環境影響評価も行われないうまま飛び交っているということでございます。

県としては、SACOの着実な実施を求めながらも、オスプレイの配備については撤回を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは、当初の約束を守ってくれないというのをもうちょっと主張すべきですよ。その点、強い姿勢の中で今後対応していただきたいなというふうに思っています。

そして、ちょっと私の聞き方が悪かったんですけれども、旧軍飛行場跡地の補償問題ですけれども、旧軍飛行場にこだわらなくてもいいと思います。復帰前に返還されたものと復帰後に返還されたものとの対応が全く違う。同じような時期に同じような形の中で銃剣とブルドーザーで接収されてきた。それが復帰の前と後ろでそんなに違うのかというのが単なる疑問なんです。その辺に関して、県の考え方です。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

議員御指摘のようにいろいろ確認しましたところ、旧軍補助飛行場は昭和20年、米軍が山川、豊原、北里地区の住民に強制退去を命じて飛行場を建設したと

いうことでございます。そういった意味では、やはりアメリカ軍が強制的に接収した土地だと。違いますのは、今議員からもございましたように、復帰前に返還されたということで、どういったことが起こったかといいますと、復帰後は軍転特措法というのができまして、軍転特措法に基づきまして、いわゆる原状回復とかそういったものが同法に基づいてなされたわけですが、復帰前にこの軍転特措法ができる前の返還ということでこの法律の適用がなかった。そこに根本原因があるだろうというふうに考えております。今現在は跡地利用推進法という法律が2012年に新しくできまして、跡地利用推進法は、我々同法の趣旨が跡地利用を円滑に推進するための法律というふうに位置づけてございまして、そういった観点から政府に対して可能な限り、仮にいろんな汚染物質等があれば同法の趣旨に基づいて対応してもらいたいと。これがいわゆる沖縄市でのドラム缶の問題でもそういった対応をしてもらいまして、沖縄防衛局に動いていただいたところでございます。

本部町は、一括交付金を活用しまして、国有地を購入して跡地利用計画を進めておりますので、県においても、そういった本部町の跡地利用をサポートしていく、そういった立場で今対応しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは地主からしても強制的にとられて復帰前に返されたから何も対応はしてこなかったと。法律的なものがなかったということで、そのままほったらかされてきたわけですよ。そういうことからしても、法律・制度的な問題があるにしろ、やっぱりこれは戦争の負なんですよ。そういう面では、何らかの対応を県は考えてあげなきゃいけないものだと思います。これは本部だけではない、ほかにもいろいろあると思います。そういう観点から、特殊事例を踏まえながらやっていくべきだと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） まず、いわゆる旧軍飛行場問題とは質が違うというのは先ほど答弁させていただいたとおりでございます。一方でまた、この上本部飛行場は軍転法の適用もなかったということで、まさしく隘路に入ってそういった状態になっていると思いますけれども、現時点では本部町におきまして、平成23年度にこの土地を購入、一括交付金で活用しまして、今基本計画書を策定しているところでございます。そういったことを県はしっかりと町の取り

組みをサポートしていくと。そういうことで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 わかりました。

観光振興についてですけれども、国際線ターミナル、もう本当に沖縄のイメージを体感できるポスターの一つも張られていませんよ、入国する際に。本当にこういう形の中での歓迎でいいんですか。理解できないですよ、私はこれは。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

確かに出発時の2階へ上がる両方にはきれいなランが飾られ、花が飾られているにもかかわらず、CIQの中に入っていくと全くそういうレイアウトされていない部分があるということは承知しております。ただ、この件につきましては、それを管理している那覇地区税関等に確認したところ、機能的にそういう場所なので、できるだけ物は置かないというようなスタンスでやっていると。これは特に沖縄だけではなくて、そういうことであります。ただ、そういう物的な物を置かなくても、御案内等のポスターだとか、あるいはそういう障害にならないようなものであればいいのではないかと、いろいろ今話をしているところです。どういったことができるのか、そのできる範囲を確認しながら取り組んでまいりたい、あるいは要望してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは何らかの方法を考えないと、あんな殺風景ではリピーターなんて来ませんよ。これはもう真剣に取り組んでいただかないと、せっかくの沖縄のイメージがダウンしてしまう。これはもう課題だと思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。

それと、国際空港と言っている中で大変気になるのが、今では地方空港でも空港の近くにはホテルがあります。国際空港ということでもありますけれども、那覇空港にはそれが無い。そういう面では、世界的なアピールをしていく中では、やっぱりホテルというのは必要になってくると思うんですよ、施設内に、空港内でも、空港の近隣でもいい。そういう観点から必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

御案内のとおり、那覇空港は非常に狭隘なところでございまして、ターミナルビルが横一線に並んでそれ以外に用地がないというところでございます。そういうこともあります、こういった対応ができるのか、これについてはそういう用地等も含めて、今後国際空港として、そして行く行くはトランジット機能を備えたような空港として機能していくためには、今後の課題として考えていかなければいけないと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 クルーズ船の関係で、本部港の話が出ましたが、ちょっと聞かせていただきますけれども、この本部港は、実は4年前にも国からの調査費がついた事例があります。その当時の先見性も見られなかったということでふいにしてしまったような状況がありますので、ぜひ、今回この29年度中には調査に着手するということでもありますけれども、これ28年度の予算ですか。それとも新しく29年度に取りつけるということですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

28年度の補正予算でもう計上されているものでございます。今年度から調査に着手するということで……

○平良 昭一君 29年度という数字が出てきたけれども、あれは何なの。

○土木建築部長（宮城 理君） 29年度中に整備をするということです。これは沖防波堤についてです。28年度中に調査に着手するということでお答えさせていただきました。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 那覇空港滑走路増設事業に伴う土砂規制条例の件ですけれども、この条例の制定は画期的なことだと思います。しかし、もう少し完全な外来種侵入防止策を規制する必要があると思いますけれども、どう感じていますか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

昨年度制定しました土砂規制条例ですけれども、まず1つ目の事例としまして、那覇空港滑走路事業がございました。これにつきましては、専門家の意見も聞きつつ事業者に対して指導助言を行った結果、駆除の対策事業が行われていたということで、一つの事例になるということで考えております。その辺のところの運用状況を踏まえて、今後条例の効果的な施行に向け

てさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 最後にPC工法ですけれども、これはメリット、デメリット、もうちょっと説明していただけないですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

まず、省力化があります、メリットとしてですね。現場でのコンクリートの施工等がありませんので、工場製作で持ってくるということで現場施工が削減できると。なおかつ、それに伴う廃棄物、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、廃棄物の削減ということが可能性としてある。なおかつ、工期としてもやはり短縮できるという点でのメリットはございます。

ただ一方で、特許等にかかわる点もありますし、なおかつ、汎用規格ということである程度大量に製造できるような状況でない限りコストダウンが図れない。在来工法に比べると、どうしても割高になってしまうという点がありますので、この辺、部材をどれだけ規格化できるかという点にかかってくるのかなと思っております。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 特許の問題等があるということであれば、県内の業者では難しいということですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

工法自体に圧着工法というのがあります。この圧着工法については、この継ぎ手の部分でやはり特許を持っているメーカー等がありますので、この辺で特許料を支払うという形での施工というのはできるというふうにも聞いていますし、また、積層ということでパネル自体をつくって現場で組み上げて、なおかつ、継ぎ手部分にコンクリートを流し込むという工法もあります。これは特許とは直接かわらないんですけれども、どうしても現場の工程というのが省くことができないという点で、コストダウン、工期短縮というところでは大きなメリットが出てこないという状況でございます。

○議長（新里米吉君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 このPC工法、耐用年数が従来の建築物の倍と言われているんですよ。いわゆる60年から70年と言われているわけですから、そういう面では、県営団地が今建てかえられないような状況が来ているわけですから、将来的なことを考えると、その工法の中で建築すると、60年も70年ももつ団地ができ

るわけですね。そういう観点から、いろいろ勉強させていただいていますけれども、今後もまた課題にして議論していきたいと思っています。

ありがとうございました。終わります。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

社民・社大・結連合、照屋大河です。

一般質問を行います。

まず大きい1番目、世界のウチナーンチュ大会を終えてということですが、多くの質問もありましたし、知事及び担当部長の丁寧な答弁もありましたので取り下げをしたいというふうに思います。

ただ、世界のウチナーンチュ大会について、少し私の意見というか述べさせていただければ、知事の答弁にあったように、3つの特徴的な取り組みも含めて過去最大の参加者数ということで、非常に感動的な大会だったというふうに思います。

知事、県主催のさまざまなイベント、催し以外にも市町村でもそれぞれの市町村出身者を歓迎する取り組みが行われたり、親戚の皆さんが集まったり、同級生の皆さんが集まったり、新聞報道でもありますが、たくさんの方の再会とか出会いとか感動を与えた世界のウチナーンチュ大会だったのではないかなというふうに思います。私も幾つかの再会と出会いがありました。

1つは、県議会でブラジルを訪れたときにブラジルのほうで会うことになりました、うるま市郷友会の会長さん、山田さんという方ですが、3年ぶりに沖縄の地で会うことができました。24時間ぐらい飛行機に乗ってブラジルに行って、空港にメンソーレという横断幕を持って迎えに来てくれて、ブラジルでそういう感動を覚えたんですが、改めてまた沖縄の地で会うことができました。6月の県議選挙もよく頑張ったと言ってくれたんで、非常に感動したところです。

それからもう一つは、金城勉さんの同級生でしょうか、模合の場所が隣だったものですから、金城さんの同級生が帰ってこられて、同級生の皆さん集まって、懐かしい話をされていました。お邪魔して挨拶すると、ああ君が照屋大河か、おやじよりはチュラカーギーだなということで、相当、初めてお会いしたんです、もう身体も大きくて豪快な方だったんですが、初めての出会いでそのように地域の先輩から激励の声をかけていただけることに、本当にありがたいなという、そういうことも含めれば海外で活躍する世界のウチナーンチュが一堂に会する取り組みは、また改めてその効果を、知事が答弁されたような効果を文化的な

交流、経済的な交流も含めて、さらにその県の施策として発揮していただきたいというふうに思います。

最後に一つだけ、ある地域のイベントに参加したら、私の色が黒いせいでしょうか、お帰りなさいと花束をもらってしまって、いやいや僕は地元の者ですよということもありましたが、本当に楽しいすばらしい大会だったなというふうに思います。

質問を行います。

世界のウチナーンチュ大会は取り下げますが、続いて県アジア経済戦略構想について。

(1)、去る11月29日、県アジア経済戦略構想推進・検証委員会から翁長知事に提出された提言書について伺います。

ア、早期に注力すべき事項とされた国際物流拠点形成と商流構築に向けた国際物流特区の賃貸工場と附属設備の整備に関し、うるま市の国際物流拠点産業集積地域の賃貸工場の現状と今後の取り組みについて伺います。

イ、新たな取り組み事項とされたクルーズ需要を予測し、湾港整備や観光推進の計画へ反映させるとともに、マネジメント機能の推進体制の検討についてという事項がありますが、現状と課題、今後の取り組みについて伺います。

3番目、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例について。

(1)、条例が施行されて3年目となります。この3年を総括し、県民全体を巻き込んだ取り組みだったか伺います。特に障害当事者とともに取り組んできたと言えるのか、見解について伺います。

(2)、9月議会において、施行後の課題を検証する場の設置を検討するとの答弁でしたが、現状について伺います。

4番、性暴力被害者ワンストップ支援センターについて伺います。

(1)番、昨年2月の開設時以来の相談件数の内訳、運用に当たって見えてきた課題について伺います。

(2)番、来年度中に県立中部病院内へ移行し、24時間365日体制にする方針に変わりはないか。実現の見通しについて伺います。

5番、保育行政について。

県内の認可外保育園が集まる初めての園長サミットが11月23日開催されました。保育の質がより保障される準認可園導入や保育士の処遇改善など4項目の政策提言がまとめられ、12月1日県に対し提出されたようです。

(1)番、4項目の政策提言に対する県の受けとめに

ついて伺う。

(2)番、県内認可外保育園の果たしてきた役割と現状、現在の園数、園児数について伺います。

6番、危険な通学路の見直しについて。

登下校中の子供が巻き込まれる事故が相次ぐ中、全国の公立小学校の通学路のうち、歩道と車道が分かれていないなど安全対策が必要な危険箇所がことし3月末時点で計5552カ所に上ることが文部科学省の調査で明らかになりました。

(1)、ことし3月末時点での県内各市町村における危険箇所の数は幾つか、2012年末時点での件数と照らし合わせての改善状況とあわせて伺います。

(2)、文科省、国交省、警察庁は11月28日付の通知で、教育委員会や学校、警察などが連携して通学路を定期的に点検する、対策に時間がかかる場合はボランティアによる見守り人員の配置で対処するよう求めているが、取り組み状況について伺います。

7番、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地では10月19日未明に、米サウスカロライナ州軍基地所属のF16戦闘機による最大100.2デシベルの騒音が観測された。同日、普天間飛行場でも米海兵隊岩国基地所属のF/A18ホーネット戦闘機による116.7デシベルの爆音が観測されています。州軍機の未明離陸について嘉手納基地の司令官が、第18航空団の指揮系統に属さず、上級司令部からの指示で離陸の調整をしたがだめだったと述べる中、嘉手納、普天間両基地における騒音防止協定は破綻しているに等しい。県として日米地位協定の改定要求と並行する形で、より実効性ある新たな騒音防止協定の締結を日米両政府に求めていくべきではないか伺います。

(2)、空港や自衛隊基地、米軍基地周辺で航空機へのレーザー照射やたこ揚げが新たに規制対象となる航空法特例法の施行令改正に関し、航空法上の航空交通管制圏が設定されていない普天間飛行場周辺での行為は規制の対象外になると国交省が明らかにしているが、嘉手納基地ではどうなるのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 県アジア経済戦略構想についての、うるま地区内賃貸工場の現状と今後の取り組みについてにお答えいたします。

賃貸工場については、平成11年度から27年度までに、賃貸工場34棟、高度技術製造業賃貸工場3棟、素形材産業振興施設3棟の計40棟を整備しているところであり、一部に複数の区画を設定した工場が

あることから、入居可能な区画数は合計で55区画あり、現在48社が入居しております。今後は、平成29年度までに、賃貸工場6棟を新たに整備することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県アジア経済戦略構想についての御質問の中の、クルーズ需要とマネジメント機能についてお答えいたします。

県では、今年度、クルーズの需要予測、寄港の受け入れ体制やバスツアー等の状況等を把握する調査を実施するとともに、各港湾の整備状況や計画を把握し、今後の誘致や受け入れ体制の強化に向けた戦略を策定して、観光振興基本計画へ反映させることとしております。入港時の予約、許可等については、各港湾管理者が事務権限に基づき実施していることから、これらの手続に係る一元化等のマネジメント機能については、港湾管理者間での協議が必要と考えております。

県としては、その協議の状況を踏まえ、沖縄県クルーズ促進連絡協議会の場合などにおいて、対応について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例についての御質問の中の、共生社会条例の3年の総括についてお答えします。

県では、条例の施行後、障害のある人に対する県民理解を一層深めるため、宮古、八重山を含む県内各地域で普及啓発活動を行っているほか、テレビ・ラジオ等の媒体を活用した幅広い広報活動を行ってまいりました。また、障害者の最も身近な市町村で相談に応じる、差別事例相談員の資質向上を図るための研修を実施し、相談体制の充実を図っているところであります。この間、障害当事者団体へ普及啓発活動や相談員研修事業を委託するなど、障害当事者の意見等が反映されるよう努めているところであります。

次に、施行後の課題を検討する場の設置についてお答えします。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行後3年を目途としての検討の場については、本年度中の設置に向け作業を進めているところであります。具体的な検討の進め方につきましては、障害当事者や関係団体を含む、広く県民から意見

を募集するとともに、検討の場における協議状況等に関する情報公開を図りながら、議論を深めていきたいと考えております。

次に、性暴力被害者ワンストップ支援センターについての御質問の中の、ワンストップ支援センターの相談件数と課題についてお答えします。

平成27年2月から平成28年10月末までの相談実績は、新規相談者数が133人、延べ相談件数が932件となっております。被害の内訳は、強姦46件、わいせつ28件、性虐待12件、DV14件などとなっております。現在の運営時間は、祝祭日を除く月曜から土曜の午前9時から午後5時までで、18名の相談支援員がシフトを組んで勤務しております。

相談支援員の増員及び精神的ケアが課題となっており、相談支援員の養成研修や精神科医等による事例検討会を実施しております。

次に、病院拠点型の体制と実現の見通しについてお答えします。

平成28年度は、センターの施設整備に係る基本構想の策定及び設計を行い、平成29年度に県立中部病院内での建設工事を実施することとしております。24時間365日体制の実現に向けては、相談支援員の増員及び育成、医師等の確保が必要であり、医療関係者や相談支援員等を対象とした研修会を開催し人材を確保することとしております。

次に、保育行政についての御質問の中の、園長サミットでの提言に対する県の受けとめについてお答えします。

県におきましては、保育を必要とする児童については、認可保育所等において保育が行えるよう、現在、認可外保育施設の認可化の促進等に取り組んでいるところであります。今回、沖縄県認可外保育園連絡協議会からいただいた提言の趣旨を踏まえ、今後、市町村と連携し、適切な支援のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、認可外保育施設の果たしてきた役割と現状、現在の園数、園児数についてお答えします。

本県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多いという特殊事情があります。こうした状況にあって、認可外保育施設においては、市町村の保育行政の補完的役割と地域における子育て支援機能を果たしてきたものと考えております。県内の認可外保育施設は、施設数、入所児童数ともに、依然として全国に比べ多い状況ではありますが、認可化等に伴い減少してきております。平成28年4月1日現在、390施設に1万4404人の児童が入所しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 危険な通学路の見直しについての御質問で、通学路の危険箇所と改善状況等についてお答えをいたします。6の(1)と6の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

平成24年度に学校、市町村教育委員会、道路管理者及び所轄警察による通学路の緊急合同点検を実施したところ、915件の危険箇所が報告され、関係機関の連携した取り組みにより、平成28年3月末までに809件が改善されたところであります。なお、残り106件の危険箇所については、引き続き学校職員による立哨、学校安全ボランティアの配置等を行い、児童生徒の安全確保に努めているところであります。

今後とも、市町村教育委員会、道路管理者及び所轄警察と連携を図り、通学路の安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中の、新たな航空機騒音防止協定についてお答えいたします。

平成8年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置については、米軍の任務に必要とされる場合、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっております。県は、これまであらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきたところであります。

県としては、軍転協と連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、合意から20年が経過した同規制措置について、効果の検証と見直しを求めていると考えております。

次に、嘉手納飛行場周辺での改正航空法特例法施行令の適用についてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、嘉手納飛行場など、規制の前提となる航空交通管制圏等が設定されていない米軍の飛行場は、規制の対象外となるとの見解を国土交通省航空局が示しているとのことであります。また、このような米軍の飛行場への規制の適用について、関係省庁とともに米側と調整を行っているとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 クルーズ船、アジア経済戦略構想について伺いたいというふうに思います。

うるま市の賃貸工場については、6棟の増設の今答弁がありました。この国際物流拠点の形成としてのうるま市の事業、クルーズ船という意味での入客は伸びているんですが、物流という意味では少し課題もあるというふうに聞いています。賃貸工場を新たに建設していくという部長の答弁でしたが、中城湾における商流構想、ここにも書かれています。検証委員会からの提言書にもある商流構想、物流形成という意味でのその可能性というのを中城湾港については、どのように皆さん考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 泡瀬地区につきまして、港湾がある程度まだ整備できていないと、それから定期航路ができていないということで、直接的に海外なり本土なり持っていくのがなかなか難しいことがございますので、あちらに立地した企業の貨物につきましては、那覇港まで持って行ってそれに対する横持ちの補助金なりそういうコンテナの補助を出してございます。

あと、商流の話でございますけれども、商流は、これは今度どちらかというと消費者機能といいますか販路拡大の機能でございます。ここから出てくる物を海外に持って行って、そこら辺で販路の拡大を図るというような機能を強化するという意味合いでございます。そこら辺を両方合わせて貨物量をふやしていくというような考え方の発想でございます。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 続いてクルーズ船の需要予測について、促進協議会ですか、その中でも議論、協議をしていきたいということでの部長の答弁がありました。実は、春ごろにうるま市、中城にも大型のクルーズ船が寄港して、あるいは寄港をまたさらに秋にも予定があるということで、非常に地域の皆さん喜んで、これに向けた対応を地域連携しながら商業団体も連携しながら取り組みを進めていたところです。春には入港したんですが、計画した秋以降の入港がキャンセルになってしまった。この課題を地域ではどういう原因で来ないことになってしまったのかという検証なども行われているわけです。そういう意味では、先ほどの促進協議会がそういう議論をしているのか、あるいはその地域に特化した皆さんがそういう検討をしているのか、

ちょっと私のほうで把握はできていませんが、ぜひ地域として、県としてそういう課題を抱えている、問題を抱えている、そしてさらに検討している皆さんがおります、自治体も含めたその皆さんがおりますので、連携をしながら、このクルーズ船寄港に向けた取り組みを支えていただきたいんですが、部長の考えについて伺いたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

那覇港を中心にクルーズ船の寄港が予想を上回るようなスピードで増加している中、那覇港での受け入れができない場合もあるというふうな状況等も出てきております。そういったことから、県においては寄港地の分散化、それが重要な課題の一つということで捉えまして、今取り組みを行っております。

議員からございました中城湾港についても、地元市町村等で構成する受け入れ促進の協議会等が設立されておりますし、各港湾で同様の協議会が設立されております。

県ではそういった協議会にメンバーとして、私ども観光の立場、それから港湾整備をする土建部の立場で参画をしながら、それぞれの地域での検討状況などを把握しつつ、県全体の誘致、あるいはハード整備そういったところの対応をどのような形でやっていくかということについて検討するというふうな状況でございます。

中城湾港についても、引き続き地元としっかり意見交換しながら、分散化という部分についてしっかりクルーズ船社のほうに働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 その分散化という意味では、ぜひお願いしたいなというふうに思います。ただ、先ほど申し上げたように、計画されていた予定が決まって、楽しみにしていたというんですか、その対応をしていた地元にとっては急なキャンセルに驚いているんです。これは、聞くところによればそういうこともあるんですが、はっきりとした理由も相手側から告げられないという、困った事態も地元のほうであるようですので、そういうことでぜひ県の力もかしていただいて、そういうことがないような解消、あるいは寄港を数多くしていくような取り組みも地域の皆さんとやっていただきますようお願いを申し上げます。

続いて、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例について、先ほど部長からありました

県民を巻き込んだ取り組み、障害のある人もない人もということですので、多くの県民が参加するような取り組みをぜひこれからもお願いしたいというふうに思います。

検証する場の設置ということで、9月に知事から答弁がありました。当事者の皆さんは、この検証をする場の設置に大変期待を寄せていますが、これ部長おわかりだと思うんですが、制定の際に当事者の皆さんが署名を集めたりということで大きな運動を起こしたんです。そして、その中で制定のときの取り組みなんですが、県民会議というのがあって、当事者の皆さんが約半数ぐらいですか、必ずそこに入ってくる。あるいは法律家の皆さんを、人権や先ほど差別の話もありましたので、そういう課題について検討するべく法律家の皆さんもそこに加わっているというのがあって、9月の知事の答弁を聞いた当事者の皆さんは、この検証の場についても障害当事者の皆さんが加われるような、あるいは法律の専門家が加われるようなというようなイメージを持たれているようですが、先ほど今年度中に設置をしていきたいということで、部長の答弁がありました。そういう構成については、どのような考えをお持ちですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

構成につきましては、当然ながらその障害者、それと障害者の自立とか社会参加に関する事業に従事している方、当然ながら学識経験者、あと関係行政機関等の委員で構成する、現時点ではございますが、障害の施策を総合的かつ計画的に調査・審議する施策推進協議会でちょっと検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 議会の場で私たち議員が代弁してということでのやりとりをさせていただきましたが、ぜひこれまで障害者施策として、非常に県とのかかわりも多くあるというふうに思いますので、当事者団体も数多くありますが、これからも気持ちを寄せていただいて、対応をとっていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

次、性暴力ワンストップ支援センターについてです。

県外の大学で、その学生が女性に暴行するというような悲惨な事件もありました。先ほど部長の答弁で、133件というふうに相談の件数があったということでしたが、その中身ですが、警察に届けられたの

が約3割、未届けが5割、不明が2割という状況のようです。だから、こういう犯罪については、決して許してはいけない、こういう女性を暴行するような事件については氷山の一角ということもありますが、支援体制365日の体制を充実させていく、あるいは24時間体制を充実させていく、早目に充実させていくということでの取り組みをお願いしたいというふうに思います。人員確保が厳しいという状況も聞いていますが、改めてその支援体制365日24時間という体制に対する、今状況について人員の状況について伺いたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

センターがまず24時間365日の体制につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、相談支援員の確保、それと当然ながら医師の協力が必要というふうに考えています。現在、相談支援員についてはその増員を図るべく研修等を実施しております。またあわせて医師についても医師会等と調整して、その研修等を実施しておりますので、しっかりこれからも取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 じゃ、続いて認可外保育所の件です。

県外との差についても部長のほうから答弁がありました。園長サミットがあったということで申し上げましたが、390ある認可外の保育所の130、約3分の1がそこに集って、この今回の提言を出したということ

ですので、ぜひその子供たちを支える保育所の皆さん、公立との差が子供の保育の質という点も部長おっしゃっていましたが、それがなくなような形で、沖縄は特別課題ですので注目をして、また取り組んでいただきたいなというふうに思います。これは、ちょっと休憩をお願いします。要望でお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

照屋大河君。

○照屋 大河君 先ほど、辺野古確認訴訟上告審の20日にもう判決が言い渡されるんじゃないかということで情報が入りました。厳しい判決の予想が示されています。ただ、これまで今議会でも議会の場でも知事が引き続き辺野古に基地はつくらせないという毅然とした対応、答弁をおっしゃっていますので、それを貫いていただきたい。そして私たちもこれを支えていくということを申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明13日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 新 垣 光 栄

会議録署名議員 新 垣 新

平成28年12月13日

平成28年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成 28 年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成 28 年 12 月 13 日（火曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成28年12月13日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 24 号議案まで（質疑）

第 3 陳情第 161 号、第 163 号、第 167 号、第 168 号、第 173 号、第 175 号及び第 178 号から第 183 号までの付託の件

第 4 陳情第 116 号の取り下げの件

第 5 議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第 24 号議案まで

甲第 1 号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）

甲第 2 号議案 平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 3 号議案 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

甲第 4 号議案 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

甲第 5 号議案 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第 2 号）

甲第 6 号議案 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

乙第 9 号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第 10 号議案 工事請負契約について

乙第 11 号議案 工事請負契約について

乙第 12 号議案 工事請負契約について

乙第 13 号議案 工事請負契約について

乙第 14 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 15 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 16 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第17号議案 訴えの提起について
 乙第18号議案 指定管理者の指定について
 乙第19号議案 指定管理者の指定について
 乙第20号議案 指定管理者の指定について
 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第22号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第23号議案 県道の路線の廃止について
 乙第24号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第3 陳情第161号、第163号、第167号、第168号、第173号、第175号及び第178号から第183号までの
 付託の件

日程第4 陳情第116号の取り下げの件

日程第5 議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

出席議員(48名)

議長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺昇君	24番	渡久地修君
1番	瀬長美佐雄君	25番	玉城満君
2番	玉城武光君	26番	山内末子さん
3番	親川敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	31番	金城勉君
8番	金城泰邦君	32番	砂川利勝君
9番	西銘啓史郎君	33番	具志堅透君
10番	新垣新君	34番	島袋大君
11番	座波一君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原章君	45番	糸洲朝則君
20番	山川典二君	46番	照屋守之君
21番	花城大輔君	47番	仲田弘毅君
22番	又吉清義君	48番	翁長政俊君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	環境部長	大浜浩志君
副知事	浦崎唯昭君	子ども生活	金城弘昌君
副知事	安慶田光男君	福祉部長	
知事公室長	謝花喜一郎君	保健医療部長	砂川靖君
総務部長	金城武君	農林水産部長	島尻勝広君
企画部長	下地明和君	商工労働部長	屋比久盛敏君

文化観光 スポーツ部長	前田光幸君
土木建築部長	宮城理君
企業局長	町田優君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	金良多恵子さん
知事公室 秘書広報統括監	大城壮彦君
総務部 財政統括監	池田克紀君

教育長	平敷昭人君
公安委員会委員	與儀弘子さん
警察本部長	池田克史君
労働委員会 事務局長	大城玲子さん
人事委員会 事務局長	親川達男君
代表監査委員	當間秀史君
選挙管理委員会 委員	嘉陽安昭君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主幹	中村守君
次長	平田善則君	主幹	城間旬君
議事課長	勝連盛博君	主査	川端七生君
課長補佐	平良潤君	主事	村吉政則君

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第6号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

会派おきなわ、新垣清涼です。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。

一般質問に入ります前に、質問通告締め切り後に、昨日報道された辺野古訴訟、12月20日に最高裁判決決定について追加質問を行います。本件、辺野古訴訟最高裁判決決定については、質問通告後に報道された重大な問題であります。議事課並びに執行部に連絡してありますので、先例を踏まえ質問を行います。

辺野古訴訟問題については、最高裁は12日、判決期日を12月20日に決定したとの報道がありました。弁論を開かずに判決期日を決定するということは、さきの判決が確定することになると思うが、県民はその

判決を到底受け入れられるものではありません。県民の過重な基地負担反対は、選挙や世論調査などで何度も示されました。公平公正な判決を行う裁判所が政府の方針を唯々諾々と追認するようでは、司法の独立性を放棄したようなものであり、このようなことでは法治国家としての信頼を失うものであります。知事の所見と今後の取り組みを伺います。

続けて、通告に基づいて一般質問を行います。

1番目に、県経済自立に向けた取り組みについて。

(1)、観光産業について。

近年の沖縄観光は、大変活況を呈しているようですが、その一方で、新聞報道によりますと、沖縄観光もろさ露呈、7割がサービスのおくれなど、沖縄開発金融公庫が行った県内主要ホテルへの調査結果の報道もあります。そのような状況の中で引き続き活性化を進めるために、問題や課題解決のためにどのような取り組みがなされているか伺います。

時々、議会からの帰り道、泊大橋を通ることがあります。接岸している大型客船と港の真ん中に停泊している大型客船を見かけることがあります。順番待ちなのか、どのような状況かは知りませんが、お客さんに不便をかけているのではないだろうかと気になります。

そこで、ア、近年の入域観光客（国内、国外、地域別）の推移について伺います。

イ、大型客船での入域客の推移と課題、その対策について伺います。

私たち会派おきなわは、先月台湾の視察研修を行いました。ハイテク産業の発展基地である新竹科学工業

園区G I A N T社によるユーバイクの運営状況、台北市政府環境保護局、南港展示場などを視察してきました。知事もトップセールスとしてアジア各地域からの観光客の誘客誘致や経済交流などの活性化に取り組まれているようですが、そのことを踏まえながら伺います。

ウ、アジア地域、台湾や韓国からの誘客の取り組みを伺います。

沖縄の自然を生かしたリゾートウエディングも好調と聞いています。リゾートウエディング件数の推移、課題について伺います。

ことしの台風は沖縄本島を避けて通るのが多く、本島の影響はそれほど多くはありませんでした。台風が発生するたびに観光客や航空機、船便を利用する皆様のことが気になります。

オ、台風時などの航空便欠航時の対策、取り組みについて伺います。

先日の台湾視察で、道路管理がとてもよく、草ぼうぼうが見受けられませんでした。観光立県を標榜する県としては、大変見習うべきことだと思います。

そこで伺います。

道路の草ぼうぼう対策について伺います。

私は宜野湾から通勤しているんですが、国道58号の中央分離帯までが草ぼうぼうの箇所があります。恥ずかしいです。

(2)、地場産業育成の取り組みについて。

琉球料理の魅力、映画でジーマーミ豆腐の撮影開始の記事、あるいはアグー販促へ試食会、食べたことない味の記事、あご白だし使用モズク開発、モズク本来の味を生かした食べ方を提供の記事、センダンは神の木、沖縄の自然可能性大など、ウチナースグリムンが時々新聞で紹介されると、自分のことのように喜び、わくわくします。そのようなウチナースグリムンをもっともっと見つけ、開発して沖縄の産業発展に結びつけたいものです。

ア、第3回沖縄大交易会の目的と成果、課題について伺います。

イ、沖縄の地域特性を生かした産業育成に仕組みづくりや制度など行政の支援が求められていると思います。その取り組みを伺います。農業、漁業、畜産業、製造業など特徴的な取り組みがあれば伺います。

2、基地行政について。

高江ヘリパッド建設について。

沖縄防衛局による高江ヘリパッド建設工事の進め方について伺います。

工期の変更、資機材搬入方法の変更、運搬回数の変

更などは、当初計画と現在行われていることとはどのように変わったのか。その理由は何か伺います。

ヤンバルの森にすむ動植物で絶滅危惧種、特別天然記念物はそれぞれ何種類か伺います。工事を実行するとそれらの動植物にどのような影響を与えるのか、その対策はどうするのか伺います。

ウ、違反車両の運行について伺います。

高江ヘリパッド建設現場では、運行しているダンプトラックに多くの違反行為があると現場から報告があります。ダンプ規制法に基づいて荷台の背面や側面に表示が義務づけられているダンプ表示番号がない車両、荷台の枠を高くする板状の差し枠を取りつけている車両、左折時に巻き込みを防止するために助手席ドアの低い位置にある窓が装飾などで改造されている車両などが砂利運搬に使われていること。県警察はこのような違反行為を見逃し、それらの車両を守るかのように先導あるいは誘導していること。一方で、ヘリパッド建設に反対し、座り込み行動に参加する市民、県民を検問等で規制をかけていること。県道70号線上で起こっているこのような訴えに対して事実関係を含め、当局の対応、取り組みを伺います。

工事現場から県道に出るとき、タイヤについた土の処理について伺います。

N1工事現場から県道に出るダンプトラックは、タイヤについた泥、土を粉じんとしてまき散らしながら県道を汚し、通り過ぎて行きます。反対する市民、県民はもちろん、現場で警備をしている警察官や警備の皆さんの健康への影響が懸念されます。このことに対する取り締まり、指導はどうなっているか伺います。

(2)、キャンプ瑞慶覧西普天間米軍住宅地区の跡地利用計画について伺います。

ア、県や市の計画、それぞれの進捗状況について伺います。県計画の重粒子線施設、創薬の研究施設、普天間高校の移転要請等について、現在の進捗状況を伺います。

イ、環境調査や文化財調査の状況とその成果を伺います。

3、警察行政について。

高江現場では、県外から派遣された500人以上の機動隊の不当と思われる県民弾圧が行われていることから、今回の警察官100人増員に対して反発の声があります。昨日までの答弁で、高江の警備増員ではないと否定されています。そのことを確認し、今回の増員でどのような体制の変化があるのか、増員計画でどの部署にどのような効果が期待できるのか、県民から寄せられた疑問を受けて次の質問を行います。

(1)、飲酒運転根絶の取り組みについて伺います。沖縄県飲酒運転根絶条例が平成21年10月に制定されてからことして7年が過ぎました。相変わらず沖縄県の飲酒運転の状況は全国でも最悪の状態であると思われます。このような状況を早く改めなければいけません。近年の飲酒運転の検挙状況、交通事故発生時の飲酒の割合、飲酒運転に対する罰則規定や年間の反則金額などどのようになっているのか。また、米軍関係者の状況はどうか。今回の増員で飲酒運転根絶に向けた取り組みはどのような取り組みをするのか伺います。

次に、高齢者による交通事故防止策について伺います。

近年高齢者による交通死亡事故が多発しています。県内の状況はどうなっていますか。その対策として、運転免許証の自主返納などの取り組みがされていることもわかりました。そのためには、安全運転の適格性の自覚を促すことが必要と考えます。それらの取り組みについて伺います。

(3)、ヘイトスピーチの根絶に向けた対策法の内容とその効果について伺います。東村高江では、ヘリパッド建設に反対する県民に対し、土人、シナ人などの発言がありました。そのことを受けて県議会では、県外機動隊による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議の要請行動も行っています。また、今議会では、代表質問が行われている間に質問者以外からお金をもらって反対行動をしているとのやじ発言もありました。このような発言は、辺野古新基地建設や高江ヘリパッド建設に反対する多くの県民を侮辱する発言であり、許されるものではありません。議会人として、発言には気をつけてもらいたいと思います。

4、地球温暖化防止対策（家庭系生ごみ等の削減）の取り組みについて伺います。

(1)、県内市町村で、生ごみ等の分別収集で焼却ごみを削減した市町村は何カ所で、どのような取り組みがなされているか伺います。

(2)、地球温暖化防止のため、生ごみ等を焼却しないことでCO₂の削減につながると思うが、県の認識と今後の取り組みを伺います。

5、我が会派の代表質問との関連で、ユーバイクの導入について通告してありましたけれども、ユーバイクの導入については、先日もうちの平良県議からありましたので、私からは提案だけさせていただきます。

ユーバイクの取り組みによって、外国では市内への車の規制、それによって交通混雑を緩和する、あるいは排気ガスを削減するという取り組みが行われています。狭い沖縄でもそんなに急いでどこへ行く、そうい

う意味でも、また、今県では長寿県を保つためにイチキロヘラス運動にも取り組まれています。そういう意味でも、バイクに乗って、健康でそして排気ガスのないそういう地域づくりを進めてみてはどうかと思っています。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

新垣清涼議員の御質問にお答えをいたします。

県経済自立に向けた取り組みについてに関する御質問の中の、アジア地域、台湾や韓国からの誘客の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、海外からの誘客を図るため、沖縄観光のブランドであるBe. Okinawaの展開や旅行博への出展、航空会社や旅行会社と連携したプロモーションを実施しております。また、定期便が就航している台湾や韓国などで、航空会社やクルーズ船社を訪問し、さらなる路線拡大や寄港増加を働きかけるトップセールスを実施しております。

次に、追加質問についてに関する御質問の中の、最高裁判決期日の決定に係る所見と今後の取り組みについてお答えをいたします。

昨日、最高裁判所第二小法廷から沖縄県の訴訟代理人に対し、上告を棄却し、上告受理の申し立てを一部受理するとの通知を発送したこと、受理した上告受理の申し立てについては、口頭弁論を開かず判決を言い渡すこと、判決言い渡し期日は12月20日とすることとの連絡がありました。県の敗訴判決が確定する見通しとの報道がありますが、判決の言い渡しを待つ私の見解を明らかにしたいと考えております。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県経済自立に向けた取り組みについての御質問の中の、近年の入域観光客数の推移についてお答えいたします。

本県の過去3年間の入域観光客数の推移は、平成25年度は合計で658万人、内訳として、国内客が595

万人、外国客が63万人、このうち、国、地域別では台湾25万人、韓国10万人、香港9万人、中国本土7万人、平成26年度は合計717万人、国内客618万人、外国客99万人、このうち、台湾36万人、韓国19万人、香港14万人、中国本土13万人、平成27年度は合計794万人、国内客627万人、外国客167万人、このうち、台湾51万人、中国本土35万人、韓国33万人、香港20万人となっており、いずれも3年連続で過去最高を更新しております。

次に、大型客船での入域客数の推移と課題等についてお答えいたします。

クルーズ船による入域観光客数は、平成26年度が29万5100人、平成27年度が54万6500人、平成28年度は10月までで59万1200人となっており、好調に推移しております。課題としましては、クルーズ船が接岸できるバースの不足、那覇港への寄港の集中、欧米等のラグジュアリー船の寄港が少ないことなどが挙げられます。

そのため県では、バースの早期整備を国等に働きかけていくほか、離島や中北部への寄港の分散化を図るとともに、各港湾のクルーズ促進連絡協議会等と連携して、ラグジュアリー船の誘致等に取り組んでいくこととしております。

次に、リゾートウエディングの件数等についてお答えいたします。

県が実施したリゾートウエディングの調査によると、平成11年の実施件数は200組であったのに対し、第5次観光振興基本計画がスタートした平成24年には、ウエディング業界や県の取り組みの強化等により9118組、平成27年には1万4175組となり、平成32年の2万組の目標達成に向けて順調に推移しております。

特に、海外の実施件数については、積極的なプロモーション活動等により、香港、台湾を中心に大幅な伸びを示しており、平成24年の477組から、平成27年は1458組と約3倍に増加しております。

次に、台風時などの航空便欠航時の対策等についてお答えいたします。

県では、台風接近時に、関係機関で構成する台風時観光客対策協議会を立ち上げ、那覇空港案内所での航空便の発着情報や宿泊施設の空室情報の提供、ウェブサイトでの台風情報の発信等により、観光客の安心・安全を図るとともに、関係機関が連携し、空港内において滞留者を防止するための取り組みを行っております。

その結果、近年、那覇空港での滞留者は減少する傾

向にあります。空港内に観光客が滞留した場合には、那覇空港ビルディング株式会社等と連携し、滞留者に対してブルーシート、飲料水等の配布を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 県経済自立に向けた取り組みについての御質問の中の、道路の雑草対策についての御質問にお答えいたします。

県管理道路の雑草対策については、平成28年度は県単独費で対前年度比約1億円増の約6億円を計上し、主要幹線道路等において除草回数をふやして対応しているところであります。あわせて、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業を実施し、道路ボランティア団体による植栽管理を拡充するなど、道路の美化に取り組んでいるところであります。

引き続き計画的かつ適切に維持管理し、観光立県にふさわしい良好な道路景観の創出、向上に努めてまいります。

次に、基地行政についての御質問の中の、路面の汚れに対する対応についての御質問にお答えいたします。

工事車両の通行による路面の汚れが確認された場合、県は、その都度、事業者に対して対策を講じるよう指導しております。県道70号線においては、事業者である沖縄防衛局によると、清掃員を配置してタイヤ洗浄を実施しているとのことであり。なお、路面の汚れが依然として確認されていることから、路面の洗浄等を遅滞なく実施するよう改めて求めたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 県経済自立に向けた取り組みについての、沖縄大交易会の目的、成果及び課題についてにお答えします。

沖縄大交易会は、県産品の販路拡大、国内サプライヤーの国際物流ハブ活用促進、アジアにおけるビジネス拠点形成を目的としております。第3回沖縄大交易会においては、県内企業73社を含むサプライヤー261社、バイヤー224社の参加を得て、過去最高の2477件の個別商談が行われるなど、回を重ねるごとに参加社数や成約率も向上しているところでございます。

沖縄県としましては、大型M I C E施設の供用も見据え、今後とも質の向上を図るとともに、規模の拡充を検討しながら、継続して大交易会を開催してまいりたいと考えております。

次に、製造業分野における地場産業育成についてにお答えいたします。

製造業は、雇用創出効果が高く、安定的な雇用が見込まれる産業であり、自給率の向上など経済波及効果が大きいことから、その振興は極めて重要と認識しております。このため県では、地域資源等の特性を生かした付加価値の高い製品開発、企業連携等による製造技術の高度化や沖縄国際物流ハブを活用した県産品の販路拡大など各種施策に取り組むとともに、産業の高度化や事業革新に向けた税制優遇等の制度支援を行っています。

県としましては、アジア経済戦略構想の産業成長戦略に地場産業を位置づけており、今後とも県内製造業を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 県経済自立に向けた取り組みについての御質問の中の、農林水産分野における地場産業育成についてお答えいたします。

県では、農林水産業の振興について、多様な地域資源など地域特性を生かすため、生産供給体制の強化、生産基盤整備や担い手確保など諸施策に取り組んでおります。また、みずから加工や販売等に取り組む農林漁業者に対し、おきなわ型6次産業化総合支援事業などによる新商品開発、加工機械等導入支援や離島地域の基幹産業である含蜜糖生産の施設整備等の支援を実施しております。これらの取り組みにより、平成27年度には、21事業者に対して新商品開発等の支援を行っております。

県としましては、今後とも、地域特性を生かした農林水産業を通して地場産業育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 基地行政についての御質問の中の、工期等の変更やその理由についてお答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業については、沖縄防衛局から、本年7月、9月及び10月に環境影響評価検討図書が提出されております。検討図書では、工程を3カ所同時施工することにより、工期を

1年1カ月から6カ月に短縮するとしております。また、当初計画されていなかったヘリコプターによる資機材の運搬が50回程度計画されているほか、工食用道路、歩道を整備するとしております。なお、変更の理由として、一日も早い北部訓練場の過半の返還を実現するためと記載されています。

続きまして、ヤンバルの森の絶滅危惧種数及びその対策についてお答えします。

北部訓練場ヘリコプター移設事業環境影響評価図書には、北部地域に生息・生育する絶滅危惧種等特記すべき動植物種として、229種の植物種、178種の動物種が記載されており、そのうち、2種が国指定の特別天然記念物に指定されております。これら動植物種に対する工事の実施による影響としては、林内環境の変化や騒音による動植物への影響、工事車両によるロードキル——轢死の発生等が懸念されます。

県としては、工事工程の変更や新たな工食用道路及び歩道の整備については、環境への影響を増加させるものであり、沖縄防衛局に対し、実施すべきではない旨文書により強く申し入れております。

続きまして、西普天間住宅地区の環境調査の状況についてお答えします。

西普天間住宅地区の環境調査については、沖縄防衛局において返還実施計画に基づき、建屋のアスベスト、P C B含有機器の有無等に関して調査を実施しております。アスベストを含む床材等の使用が確認された建物148棟については、ことし9月末に除去作業が完了しております。また、アスベストが含まれている埋設管については、今年度末までに除去する予定となっております。さらに、低濃度P C B廃棄物に該当する変圧器1個については、10月に県外の無害化処理認定施設へ搬出されたとの連絡を受けております。今後予定されている土壤汚染の詳細調査等が適切に行われるよう、沖縄防衛局に対し、指導助言してまいります。

次に、地球温暖化防止対策の取り組みについての質問の中の、家庭系生ごみ等の分別収集市町村の取り組みとC O₂削減に向けた県の取り組みについてお答えします。4の(1)と4の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県内41市町村のうち、名護市、南風原町、宮古島市、渡名喜村、座間味村の5市町村が生ごみを分別収集し、飼料や肥料としてリサイクルすることにより、焼却ごみの削減を行っております。焼却ごみの削減は、C O₂削減にもつながることから、本年3月に策定した第四期沖縄県廃棄物処理計画では、取り組むべ

き施策として、生ごみリサイクルの促進を掲げております。

県としましては、今後、未実施の市町村に対して、生ごみを分別収集しリサイクルすることについて、指導助言を行ってまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 基地行政に関する御質問の中で、違反車両の運行についてお答えいたします。

マスコミ報道等により、工事に使用されている車両の表示番号及び最大積載量の非表示等の法令違反について、ヘリパッド建設工事への抗議参加者等から沖縄総合事務局に対して指摘があったことは承知しております。

県警察におきましては、表示番号や最大積載量の表示が、経年劣化等により薄れているものなどが確認されておりますが、全く表示されていないものなどは確認されていないと承知しております。また、巻き込み防止窓やいわゆる差し枠の明らかな法令違反については確認されておられません。なお、貨物自動車等の表示番号や車両の構造等に関しては、一義的には法令を所管する沖縄総合事務局において対処することが通例であると承知しており、これらの法令違反の疑いについては、既に沖縄総合事務局による行政指導が行われ、改善されていると承知しております。

県警察といたしましては、工事発注者である沖縄防衛局を通じて、工事受注者が各種法令を遵守するよう必要な指導を継続して行っているところであり、個別具体的に適切に対処していく所存であります。

次に、警察行政に関する御質問の中で、飲酒運転根絶の取り組みについてお答えいたします。

県内の飲酒絡みの人身事故の発生は、平成26年及び27年がともに117件で、平成14年のピーク時の433件に比べると約4分の1まで減少しております。しかしながら、平成21年の沖縄県飲酒運転根絶条例施行後の発生は横ばいとなっており、全人身事故に占める飲酒絡みの事故の構成率は、26年連続で全国ワーストワンであります。また、飲酒運転の検挙件数は、平成26年が1200件、27年が1632件で、ピーク時平成10年の1万5587件から約10分の1まで減少しておりますが、昨年の検挙件数は全国最多となるなど、情勢は依然として厳しい状況にあります。また、米軍構成員等の飲酒運転検挙件数は、本年10月末現在では48件で、全検挙件数の3.4%であります。飲酒

絡みの人身事故の件数は5件であります。

県警察といたしましては、県下一斉の取り締まり、盛り場を包囲した取り締まり及び抜け道における検問などの取り締まりを強化しているほか、飲酒運転逮捕者情報のマスコミ提供及びラジオ局などの交通安全アドバイザーを活用し、飲酒運転取り締まりに関する情報発信に努めているところであります。今後とも、飲酒運転取り締まりの強化を図るとともに、事業者や関係機関・団体等と一体となって、飲酒運転根絶に向けた諸対策を推進してまいり所存であります。

なお、議員御指摘の飲酒運転による罰金の徴収については、検察庁の所管となっており、県警察では把握をしておりません。

次に、高齢者による交通事故防止策についてお答えをいたします。

運転免許更新時に高齢者講習が義務づけされている70歳以上の運転免許保有者数は、本年10月末現在で7万9020名であります。70歳以上の高齢運転者を第1当事者とする人身事故発生件数は、平成27年中は495件、本年10月末現在は422件で、全ての人身事故に占める構成率は、平成27年中が9.1%、本年10月末現在は9.6%となっており、ともに全国平均の12.1%を下回っております。70歳以上の高齢運転者には、加齢に伴う身体機能の変化を認識していただくため、免許更新時に実車講習を中心とした体験型の高齢者講習が義務づけをされていますが、さらに、75歳以上の高齢者については、認知機能検査も義務づけられております。

県警察といたしましては、高齢運転者の交通事故防止を図るため、高齢運転者を対象としたドライビングスクールの開催やドライブシミュレーターの活用などの体験・実践型の交通安全教育を強化するとともに、運転免許証の自主返納をしやすいするため、運転免許証返納時に取得できる運転経歴証明書を提示することにより受けられる優遇措置の拡大等を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 基地行政についての御質問の中の、西普天間住宅地区跡地における県や市の計画に関する進捗状況についてお答えいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用については、宜野湾市において、琉大医学部及び同附属病院を想定した国際医療拠点ゾーンや普天間高校を想定した人材育成拠点ゾーン等の土地利用を配置した跡地利用計画が平成

27年7月に策定されております。琉大医学部及び同附属病院の移設については、平成28年3月に移転整備基本構想が策定され、去る11月から用地の取得に向けた手続が開始されたところです。普天間高校の移設については、去る11月の沖縄県教育委員会による財源の確保が困難との方針を受け、宜野湾市において跡地利用計画の見直し等の検討が始められたと聞いております。

沖縄県としましては、跡地利用の先行モデルとして、引き続き宜野湾市を初めとする関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 基地行政についての御質問の中で、文化財調査の状況と成果についての御質問にお答えします。

西普天間住宅地区跡地では、現在、宜野湾市と県の教育委員会が協力して文化財調査を進めているところであります。これまでの調査により、戦前に田園風景が広がっていた同跡地中央部分では、グスク時代の柱跡や土器等が見つかっており、かつては古い集落が営まれていたことが判明しております。また、西側斜面緑地周辺では、戦後の地形改変を免れたグスク時代の集落跡や古い墓、泉等、地域の歴史を理解する上で重要な文化財が良好な状態で残されていることが判明しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 警察行政についての御質問の中の、ヘイトスピーチの根絶に向けた対策等についてお答えします。

いわゆるヘイトスピーチ解消法は、ことし6月3日に施行されました。同法は本邦外出身者に対する不当な差別的発言は許されないことを宣言しており、行うべき基本的施策として、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動を定めています。同法の効果としては、現時点では法務省による公表はありません。

県としましては、不当な差別的言動、ヘイトスピーチの解消に向け、今後も積極的に人権啓発活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣 清涼君 答弁ありがとうございました。

知事、この辺野古訴訟の12月20日の判決でありますけれども、判決を受けて今後については表明をしていかれるということです、それで結構かと思えます。ただ、宜野座での先日の4日間連続のオスプレイによる宙づり事件、民間の上を飛んでいる。さらに高江区では、既に提供されているN4地区で、こういうことが日常のように行われているわけです。やはりそういうことも含めて、今先ほど答弁ありましたように、高江の新しいヘリパッド建設のために、沖縄の希少種が大変危機に瀕している。そのことについて、防衛局にはそういう動植物を守るためには今のようやり方ではまずいと。だからとめてくれというようなことを県のほうから実施すべきではないかということをお願いしても、一向にそういう改善がされない。こういうやり方では、本当に沖縄は植民地なのかという思いが込み上げてくるわけです。法治国家だと菅官房長官はおっしゃる。でもやっていることは、我々の言うことを聞かなければだめだと、まさにこういう姿勢なんです。これが本当に地方自治を守る、その地方自治を尊重するそういう国のあり方なのか、大変疑問に思ひ、そして憤りを感じるものであります。

私たちは、2年前に翁長知事を誕生させたときに、腹八分、腹六分という覚悟をしながら、沖縄の将来をやっぱりクワンマグワンのためにしっかりと残していく。そして、一つ一つ基地問題についても解決していく、そういう思いで翁長知事も出馬され、その決意をされ、また、誕生したと思います。そういう意味では、細かいことについては、我々は片目をつぶり、あるいは両目をつぶることもあります。今は、本当に県民が心をつにして、この日米両政府による沖縄への基地押しつけ、このことを本当にスクラムを組んで、腹を据えてといいますか、しっかりとそういう知事の県民の先頭に立って頑張っている姿を応援しますので、ぜひ、最後までこの思いを貫いていただきたいと思います。

知事、御見解をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 新垣清涼議員の御質問にお答えをいたします。

オスプレイに関しましては、大変、県民あるいは県、市町村がどれだけ抗議をしても、防衛局含め沖縄大使、全く効果が出ないと。それから、官房長官も防衛大臣もおいでになったときに、時々事件とぶつかる

ときがあるんですが、嚴重に抗議をしたと。あれだけ国の閣僚が申し入れても一切耳をかさないという、私はその意味からいうと、当事者能力がない中で沖縄県の基地が置かれているのではないかとこういうふうに思っております。ですから、私たちも地方自治とか民主主義とかというんですが、私からすると、もう一つ日本の独立が神話とならないようにしっかりと日米安保体制なら日米安保体制、自分の主張はしっかりとやって、県民、国民を守るようなものにならなければ、これは私からすると、とても沖縄県民からしたら信じられない現象がずっと続いているというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 知事の力強い決意を聞いて大変安心しております。

私たちはしっかりと知事を支えながら、この沖縄の基地問題、将来に向けてまた一緒に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

終わります。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 おはようございます。

一般質問を行いたいと思っております。

まず、質問に入ります前に、所見を述べさせてもらいたいと思っております。

きょうの新聞報道でもありましたように、最高裁判決が12月20日に下されると。今、我が国の司法が非常に問われるというふうに思っております。1回の口頭弁論もなされずに判決が下る。非常に国民からも県民からも厳しい批判が出てくるものと思っております。知事におかれましては、辺野古の新基地建設につきましては、あらゆる手法を使って阻止する。私どもも同じ決意、気持ちでございます。ぜひ、一緒になって連携しながら社民・社大・結連合もしっかりと支えますので、知事、頑張ってもらいますよう、まずはお願しておきたいと思っております。

それでは、最初の質問でございます。

アジア経済戦略構想推進・検証委員会の提言についてでございます。

この件につきまして、去る11月28日でしたか、検証委員会から知事に提言書が出されております。その提言につきまして、知事の決意、いわゆる沖縄の経済振興発展の柱となる構想を着実に実現する提言と評価しておりますけれども、知事の御決意をお願いしたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 委員会提言に対す

る知事の決意ということですが、それに対してお答えいたします。

アジア経済戦略構想推進・検証委員会から知事への提言は、県施策の拡充、それから新たな取り組み、規制緩和、人材育成に関する事項を主な内容としております。具体的には、国際物流特区那覇地区の機能強化や賃貸工場の整備、それから国際見本市都市沖縄の形成、大型クルーズ船に対応する施設整備や司令塔の検討、沖縄IT産業戦略センター（仮称）の早期設置など、いずれも戦略構想を進める上で、緊急性や重要性を踏まえたものとされております。

県では、今後、この提言の中から沖縄の将来を見出し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 この検証委員会からの提言は、4つの項目から成って、13事項にまたがって提言されております。一読しますと、これからのアジア経済戦略構想の実効性、実現性に向けて非常にしっかりとした提言であるというふうに理解いたしております。

その中で(2)は、きのう私の会派の照屋大河議員が質問しておりますので、取り下げていきます。

(3)の新たな取り組み事項で国際見本市都市沖縄を掲げて、沖縄大交易会や国際見本市の開催、誘致の推進に向けた早急な推進体制の構築が提案されております。その件につきまして、こういった取り組みをなさるのか御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 国際見本市都市沖縄の形成ということについてにお答えいたします。

国際見本市都市沖縄につきましては、大型MICE施設の供用を見据えまして、重要な提言と考えております。現在、全県的なMICEの誘致や振興に向けた体制強化として、県内経済団体、有識者、MICE事業者、行政等の産学官が連携した協議会の設立を検討しているところでございます。この中で、見本市の開催や誘致については、部局横断的な取り組みを図るとともに、これを効果的に推進するための体制についても、今後検討を進め、御提言を受けた国際見本市都市沖縄の形成を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 この件につきましては、後でまた大交易会あるいはまた大型MICEの関連の中で質問をしたいと思っております。

次に、この提言、これを実効性を高めることについ

て、検証委員会は予算やあるいはまた人員の、いわゆるアジア経済戦略枠の設置を求めています。次年度予算で設置していただきたいという要望の内容でございますけれども、この件につきまして、どう取り組みをするつもりか説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） アジア経済戦略構想推進・検証委員会から提言がございました、先ほど言いましたけれども、県施策の拡充とか、新たな取り組み、それから規制緩和、人材育成に関する事項が主な内容となっておりますので、これらの戦略構想の実行性を高めるためには、アジア経済戦略枠の設置が求められております。提言はいずれも、戦略構想を進める上で、緊急性や重要性を踏まえたものとされていることから、これらの観点を踏まえ、県では、今後、この提言の中から沖縄の将来を見出し、力を抜かずに取り組みを進めていきたいと考えております。

御提案のアジア経済戦略枠の設置につきましては、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 今後検討もいいんですけれども、検証委員会としては早期な対応を求めているわけです、次年度予算も含めて。その辺のところは、今後なのか次年度なのか、少し明確にできますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 議員もおっしゃっていましたが、緊急性を持って、それからスピーディーさを持ってこの構想を推進するためには、予算なり人なりの枠組みが必要だということでございますので、その関係部署と調整をしていかないといけないということで、今後、検討していきたいということでございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 最後になりますけれども、知事の沖縄経済自立、そして経済振興のためのいわゆるアジア経済戦略構想、いよいよあらゆる角度から、そして専門部会からいろんな提言がなされて、実行の段階に移っているというふうに私は評価し、認識いたしております。ぜひ、このアジア経済戦略構想のしっかりとした取り組みをやっていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。

大交易会の話になりますけれども、去る11月21日、22日にコンベンションセンターで行われております。先ほども出店企業あるいはバイヤー等々ありま

した。約485社が参加しての商談あるいは取引契約というような説明がありました。その中で、この大交易会は3回目を迎えますけれども、毎回毎回規模が拡大しているということで、安里昌利実行委員長は、沖縄の経営者協会の会長でありますけれども、もっと大規模な交易会にして、アジアの経済交流、そして国内外の企業との契約、取引等々につなげて、沖縄経済の振興につなげていきたいという強い意気込みを持っております。

そこで、今回のこの第3回の出店企業、事業者は数日で終わりますが、その契約成立の額とか取引件数、こういったことは具体的に数字が、質問取りするときにはまだ出てきておりませんでしたけれども、このことについては、近いうちに出てくる数字になりますか。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 11月に開催したばかりですので、契約、個別商談がまず2477件起こったということですが、それぞれ参加企業に対してはアンケート調査をしまして、実際契約に行ったのか、契約見込みなのかそこら辺を今現在精査中でございまして、まだ数字は出てございません。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 要するにこの大交易会の規模のあり方、次のMICEに移らせてもらいますけれども、安里会長もこういうコメントをしています。大型MICE施設を活用して、もっと規模を拡大させたいというこの大交易会の今後の拡大表明を語っております。

そこで、大型MICE施設整備振興についてお尋ねしたいと思います。

まず、これ10月でしたか、マリンタウンMICEまちづくりビジョン案が出てきました。その概略について説明をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

MICE施設周辺エリアには、宿泊施設や商業施設等を適切に配置し、MICEの参加者の利便性を高めるとともに、地域のにぎわいや経済波及効果を創出することが重要であります。

そのため、県では、まちづくりの基本方針となる将来像やコンセプト、宿泊施設や商業施設の配置に関するゾーニング、土地利用の見直しなどを示したマリンタウンMICEエリアまちづくりビジョンの策定を進めております。今後は、当該ビジョンに基づき、地元市町村や関係機関と連携し、まちづくりに取り組んで

いくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 このM I C Eビジョンは、まさにこれからのM I C E施設の利活用、そして周辺エリア、地域の今後の経済振興、そして活性化、これが非常に大きく出てくるビジョンでございます。そういう中で、地元の与那原町、そしてまた西原町含めてサンライズ協議会、中城、北中城も参加しておりますサンライズ協議会。そのM I C Eは、御承知のように、私が言わなくても東海岸地域の今後の経済発展に、さらには沖縄県経済の観光振興の底上げにも大きくつながるというふうに認識をいたしております。地元も非常にM I C Eエリアの振興のために、いろんな案を提案して出しています。約200近くの案が地元から出ておりますけれども、やっぱりしっかりとM I C E施設関連の取り組み、地元も、そして県も、そしてまた民間事業者含めて連携が必要であろうというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

県では、先ほど答弁しましたマリンタウンM I C Eエリアまちづくりビジョンの実現に向けて、今後土地利用の見直し等に係る都市計画であったり、都市計画の変更等必要に応じて地元市町村と連携して取り組んでいくこととしております。また、M I C Eに関連して派生する交通渋滞であったり、あるいは騒音に対する住民の御懸念もございますので、そういったことについても地元市町村と連携して取り組んでいきたいと考えております。

そのため、県と地元与那原町や西原町で構成する東海岸地域サンライズ推進協議会等で、これは仮称でございますが、M I C Eエリア振興に関する協議会を設置し、協議を密にしながら一体となって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 先ほど申し上げましたように、与那原、西原町から30の懸案事項、そして検討対策事項として99。小まめに提案されています。これは10月18日に観光部には出されていると思っております。やっぱりしっかりその取り組みについて、ぜひ、強力な体制でやっていただきたいと思います。

次に、同じM I C E関連ですけれども、やっぱりこのM I C E施設の整備については、国との協議、これは万全な調整をやらなければならないと思っております。

ます。地元もしっかり2020年9月の供用開始に向けて、いささかも遅滞なく取り組む決意を持って取り組んでいます。県もぜひそういう体制でやってもらいたいと思いますけれども、今後国との調整について、どのような形で進めていくのか御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

当該大型M I C E施設については、沖縄観光に資する施策・事業ということで、県としましては、一括交付金、沖縄振興特別推進交付金の活用について内閣府と適宜調整を行ってきております。

一方で、国におけるM I C E振興の位置づけというところについて少しお話をさせていただきますと、国はことし3月に明日の日本を支える観光ビジョンを策定しました。その中でM I C E誘致については、観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業にというそういった取り組みの中で、M I C E誘致の促進を位置づけております。そういったことで、例えばソフト面での誘致体制の強化であったり、あるいはその施策の一つとして、展示会や会議施設等の拡充、整備促進も打ち出しております。そういったところを捉えますと、本県におけるM I C E振興の取り組み、あるいは大型M I C E施設の整備というのは、国におけるそういった施策とも連動している部分というところがございます。そういったところをしっかりと理論づけしながら、内閣府に対しては、本県における大型M I C E施設整備の必要性、機能、規模、運営費用等についての妥当性等々についてしっかりとその説明をして、沖縄振興特別推進交付金の活用について理解を求めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 もう一点だけ、施設整備、DBO方式という極めて新しい方式でこの事業、施設整備がなされますが、その件につきまして、DBO方式の採用というのは国の理解は得られているのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 大型M I C E施設の整備の必要性に加えて、その整備手法となるDBO方式についても、この間、内閣府へは説明をしてきております。DBO方式というのは、設計から整備、運営までを一括して委託するという方式でございます。市町村等においての公共施設等において一定の導入事例があるようですが、M I C E施設についてはまだ事例が多くないと聞いております。

一方で、このDBOを含めた民間のノウハウ等の活用に関して、国は平成27年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針の中で、国や地方自治体において、一定規模以上で民間の資金、ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP——PPPというのは、官民連携という意味でございます——それと、PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用を拡大していくとされております。これを踏まえて、昨年12月に、内閣府及び総務省により、多様なPPP、PFI手法の導入を優先的に検討するための指針が通知され、人口20万人以上の地方公共団体において、積極的に検討するよう指針も示されております。また、平成28年6月に閣議決定された日本再興戦略2016でも、PPP、PFI等による公的サービス、資産の民間開放拡大の施策を明示して、その中で空港、文教施設に加えてMICE施設等の成長多様分野の取り組みの強化とそういった形で方針を出しております。

本県で検討しておりますDBO方式につきましては、国のこういった施策にも沿うものでありまして、そういったところについて、しっかり内閣府にも説明をしながら理解を得ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 去る11月28日に、2016年度大型MICE受入環境整備推進会議が催されています。その中で、MICEエリア振興に関する協議会（仮称）を設置するということが議論されたようでありますけれども、このMICEエリア振興に関する協議会というのは、こういった役割、こういった組織なのか説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

大型MICE施設については、地域のまちづくりとの連携が欠かせないということで、先ほど答弁いたしました、県においては、マリンタウンMICEエリアまちづくりビジョン、その今策定を進めております。このまちづくりビジョンにおいては、今後、その宿泊施設や商業施設等の立地促進を図るための土地利用の見直し等々、必要に応じて港湾計画、都市計画等の見直し等も行くと。それから、議員からございます地元からの懸念事項、交通渋滞であったり、騒音等の対策等々もろもろそういったことなどを県庁内の対応だけではなくて、地元と連携した対応をしようという

ことで、それで県庁内の関係部局と、それから東海岸地域サンライズ推進協議会、これは与那原町、西原町、中城村、北中城村で構成されますが、その4町村で構成される協議会とその両者がそろいまして、MICEエリア振興に関する協議会（仮称）、それを来年早々に設置しながら、今後、まちづくりビジョンの実現に向けて連携して取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 ぜひ、やっぱり繰り返しますけれども、地元との連携、これをしっかりとやらなければ、MICEの成功もあり得ないという認識として捉えておきたいと思います。

このMICE施設は、先ほども申し上げましたけれども、東海岸地域に相当な経済波及効果が、そしてまた観光誘客も含めて出てくるというふうに思っております。特に、南城市でも、例えば南都ワールド——玉泉洞ですね、ガンガラーの谷というところがありますけれども、その会社もアフターMICE整備計画、これをつくって、アフターMICEの振興につなげていくというような動きも出ていますので、しっかりとこういった取り組みもぜひ各地域でやると思いますから、県の支援策もお願いしたいと思います。

次の3番は削除させていただきます。

道路行政、これもMICE関連になりますけれども、去る10月の何日でしたか……。

ちょっと休憩してもらえませんか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○大城 一馬君 土木建築部に要請事項として、地元からも話がいていると思います。いわゆる大型MICEエリアの交通渋滞、これを解消するための県道与那原南風原線。これは国道バイパスの周辺を通っての県道の新設工事だと思いますけれども、この必要性について、部長、こういった捉え方ですか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

MICEが今回建設予定されている西原与那原マリンタウン地区というこの周辺については、国道の南風原バイパス、与那原バイパスであったり、県道で幸地インター線、浦添西原線というような整備が既に進められているところでございます。ただ一方、MICEを建設した後の交通量に応じて、周辺の渋滞発生というのは当然想定されますので、それは交通量等を把握

した上で適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 この県道与那原南風原線というのは、渋滞解消もしかりです。これはマリンタウンのゆめなり橋から通っていく道路ですから、その中間に、いわゆる運玉森の中腹に町有地、県有地合わせまして24ヘクタール。非常に広大な土地があるんです。ここは、いわゆるM I C Eの施設を支援するエリアとして最重要地域と与那原町は位置づけているんです。その中に商業施設や公共施設等々を配置して、M I C E支援エリアという構想を持って、県道の新設を要請しているところでございます。ですから、これはぜひ大型M I C E振興のためにもどうしても必要だという位置づけでありますから、次年度の事業について、何か計画がありますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

与那原町内のゆめなり橋付近から南風原町字大名に接続する道路、県道の整備というのを与那原町から要請があることは承知しております。一方、この県道が必要であるかという点については、交通安全上の課題あるいは県道としての整備の必要性、これは29年度に調査して判断していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 ぜひ、実現方をよろしく願いたいと思います。

次に、L R T導入。これはもう何度も何度も一般質問、代表質問、そしてまた委員会でも質問、質疑、そして要望をこれまでもやってきておりますので、あえて突っ込んだお話はしませんけれども、やはりこのL R T導入、これもぜひ沖縄の交通渋滞の解消のために必要な鉄軌道系になります。特に、国が昨年6月に交通白書を出しております。その中でL R Tによるコンパクトなシティー、まちづくりを打ち出しております。そしてまた支援事業も非常にいい支援策があるんです。このL R T導入に向けた取り組み、この地域公共交通確保維持改善事業、低炭素化に向けた公共交通利用転換事業、そして社会資本整備総合交付金等により総合的に支援するというような支援事業も多くメニューがあります。ぜひ、これを活用して、このL R Tの実現に向けて取り組んでもらいたいんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

まず、各地域へのL R Tの導入については、交通計画のみならず、今議員が言われましたように、地域のまちづくりとも密接にかかわることから、まずは地域における課題やまちづくり等の観点から検討を行う必要があると考えております。ただ一方、現在那覇一与那原間については、大型M I C E施設整備に伴う受け入れ環境整備の観点から、新たな交通需要への対応について早急に検討を行う必要が出てきております。そのことから大型M I C E施設の受け入れ等も勘案して、早急にまず現況の公共交通の走行環境等について確認をするとともに、新たに発生する需要の把握、その上でL R TあるいはB R T、バス等さまざまな公共交通システムの特性を踏まえながら、需要等に対応できるシステムについて検討を行っていく必要があると考えているところであります。

そのため、まず現況の公共交通の走行環境等について確認を行うとともに、今回、文化観光スポーツ部において誘致するM I C Eの催事ごとの交通量等を踏まえた将来の交通需要等についての調査を行うこととしておりますので、この交通量推計結果を踏まえて、今後の自動車交通あるいは公共交通機関が対応すべきそれぞれの需要を把握した上で、新たに発生する需要に対応可能な公共交通システムについて検討を行っていく必要があると考えております。

○議長（新里米吉君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 8月24日、知事のほうに要請書が手渡されました。私も同席させてもらいましたが、南部市町村会の会長である城間俊安南風原町長、そしてサンライズ協議会会長ですね。その中で、もう南部市町村会も那覇一与那原間、与那原一那覇間といいたいでしょうか、これをぜひやるべきだということで、あの8月24日の要請なんです。これは各南部の市町村の了解を得ての城間俊安会長と一緒に要請しております。ですから、ぜひこのことも含めて、早期な取り組み、調査をやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 通告に従いまして、一般質問を行います。

その前に、違憲訴訟への所見を述べさせていただきます。

辺野古に新基地はつくらせない、オスプレイの配備反対は沖縄県民の総意により、それを受けて翁長知事は、前知事の承認した埋立承認を堂々と取り消しました。民主主義の根幹である名護市の住民投票、

名護市長選挙、知事選挙、衆議院選挙、県議選挙、参議院選挙の中で争点として争われ、選挙は全て勝利をいたしました。

翁長知事は、県民をバックに辺野古に新基地はつくらせない、オスプレイ反対の公約を掲げて取り組んでいることは、県民のまさに誇りであります。そのような中で、最高裁判所が口頭弁論を開かず、来る12月20日に判決を言い渡す連絡があったようであります。県民の民意を否定し、地方自治の精神を踏みにじることになり、極めて不当な判決の様相であります。私たちは、決してどのような結果になろうが屈せず、翁長知事を支え、県民とともに辺野古へ新基地をつくらせない運動を固めて、不退転の決意で取り組んでいく決意を表明したいというふうに思います。さらに、12月6日から連日、宜野座村の城原区の住宅、農地、民間地でオスプレイが物資のつり下げ訓練を行っていることに怒りを込めて抗議するものであります。

では、早速、一般質問に入らせていただきます。

1、米軍基地汚染問題について。

最近、米軍基地キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセンからの有害物質の流出事故が、情報隠し、隠蔽されてきたことが明らかになっております。これまで、米軍基地の返還跡地からカドミウム、水銀、PCB等の有害物質が検出され、跡地利用に大きな問題となってきました。特に、北部訓練場は猛毒のダイオキシンを含む枯れ葉剤散布の証言や水がめ内にペイント弾が大量に発見されております。県は、北部訓練場の部分返還、約4000ヘクタールの実施計画に対して、知事意見書を提出しております。その意見書の内容と防衛局の対応について伺います。

2点目、東日本大震災の復興事業について。

東日本大震災から5年が経過をしました。世界最悪の原発事故を伴う未曾有の大震災でありました。政府は、2016年3月に集中復興期間が終了し、復興創生期間を始めるとしております。今、問題となっているのが、除染、放射能の低線量被曝がないがしろにされ、他県に自主避難している人々に2017年3月で借り上げ家賃の補助を打ち切るとしております。さらに、原発事故で福島県から横浜市に自主避難している中学生がいじめを受けていたことが判明し、社会問題化しております。

では、次のことについて伺います。

(1)、福島県からの避難者の実態数を伺います。

(2)番、避難者の住宅支援の内容はどう変わるのか伺います。

(3)点目、避難者の生活状況や特に子供たちの学

校、家庭での生活状況を把握しているか伺います。

3点目、離島振興について。

(1)、久米島の海洋深層水の関連企業は、クルマエビ養殖、化粧品、海ブドウなど、年間総売り上げ20億円と島の最大の産業となっております。当然利用量もふえているが、容量に限界があり利活用を高めるため、新たな取水管の増設を求めています。県は、施設整備を図るべきではないか伺います。

(2)点目、那覇ー粟国航空路線について、国土交通省が2017年秋にも運航再開させる方向が示されております。安全管理体制の再構築や島民の不安など問題点の解消はどうなっているか伺います。

(3)点目、多良間ー石垣間の航空路線は、古来より、両島との交流が盛んであり、平成18年3月まで運航しておりました。県は、粟国路線の再開後めどを示すと述べてきておりますが、進捗はどうか伺います。

(4)点目、多良間村の主要作物はサトウキビ、肉用牛、葉たばこ、カボチャ等であり、特にサトウキビは基幹産業となっております。村の土層は浅く、保水力に乏しく、慢性的な干ばつ被害を受けているようであります。多良間村の農業水源とかんがい施設の整備を図るべきではないか伺います。

(5)番、県は、離島の通信インフラ整備に取り組み、28年度から32年度にかけて、陸上部の超高速ブロードバンドの整備計画をしております。今回の補正予算で沖縄振興交付金を活用して、6億4483万9000円が予算化されておりますが、対象市町村はどこか伺います。特に、多良間村においても情報通信基盤整備を強く求めてきておるが、整備計画についていつの年度から着手できるか伺います。

(6)番目、多良間ー宮古間のフェリーは島民の生活航路として、極めて重要な役割を果たしております。特に車の運賃、軽自動車往復2万6050円は、類似離島のフェリーと比べ破格であり、県として、支援策はないか伺います。

4番目、漁業協定について。

(1)、日台漁業協定は、政府が日本の排他的経済水域での台湾漁船の操業を認め、漁業権益を奪われ、沖縄の漁業者が苦境に立たされております。今、操業の基本ルールの方策も難航しており、沖縄の漁業権益を守る立場から県は白紙撤回を求めたらどうか伺います。

(2)点目、沖縄近海に中国漁船が侵入し、サンゴの乱獲が起り、海洋資源が奪われております。政府が北緯27度以南沖縄近海は日本の関係法令を適用しな

いと表明し、事実上中国漁船の自由操業を黙認せざるを得ない状態になっております。県の見解を伺います。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 崎山嗣幸議員の御質問にお答えをいたします。

離島振興についてに関する御質問の中の、超高速ブロードバンド環境の整備計画についてお答えをいたします。

沖縄県では今年度から、離島・過疎地域などの条件不利地域を対象に、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を実施しており、9月に与那国町及び国頭村の整備に着手しております。同事業については、事業効果の早期発現を図るため、事業計画を前倒しして、伊平屋村、伊是名村、座間味村、竹富町の一部の整備費用について、本定例会において補正予算を計上しております。多良間村については、平成29年度の着手に向け、村及び通信事業者と調整を進めているところであります。事業の実施により、高速で安定的な通信基盤が整備され、W i - F i の整備による観光・防災面の充実、住民福祉の向上、遠隔医療、遠隔教育など、さまざまな分野で利活用が促進され、離島・過疎地域における産業振興や定住条件の整備等に大きく寄与するものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 米軍基地汚染問題についての御質問の中の、北部訓練場の返還実施計画の案に対する意見書の概要等についてお答えいたします。

沖縄県は、跡地利用推進法に基づく、北部訓練場の過半の返還に関する実施計画の案に対する意見書を去る11月に沖縄防衛局へ提出いたしました。意見書の主な内容として、土壤汚染や廃棄物等の支障除去措置の徹底、県民への情報提供、環境補足協定による返還前の県による立入調査の実施、ノグチゲラなど天然記念物への最大限配慮、枯れ葉剤使用の懸念からダイオキシン類の調査の実施、福地ダムなど重要な水源への最大限配慮、その他事項として、オスプレイに伴う環境影響評価の実施及びオスプレイの配備撤回を求めるなど33項目の意見を述べております。

なお、沖縄防衛局に対しては、返還実施計画を定める際には、あわせて意見書の対応方針を示していただ

くよう求めています。

次に、離島振興についての御質問の中の、粟国路線の再開に向けた安全管理体制の再構築や島民の不安解消についてお答えいたします。

粟国路線については、昨年8月28日に起きた第一航空による粟国空港での事故を受け、大阪航空局による同社への立入検査の結果、運航乗務員への訓練体制の抜本的見直しなどの事業改善命令が出されております。これに対し、第一航空では、改善措置を提出し、粟国路線の再開に向けて、組織体制や安全運航に必要な規程の見直しについて、大阪航空局と調整してきたところであります。また、島民の不安解消を図るため、大阪航空局において、去る12月7日に粟国島で第一航空の再開に向けた安全運航体制に係る説明を行ったところであり、県としましても、関係機関と連携し、島民の不安解消に努めていきたいと考えております。

同じく離島振興についての中の、石垣一多良間路線の就航の見通しについてお答えいたします。

第一航空では、去る11月2日に大阪航空局から暫定運航乗務員訓練審査規程の承認を受けたことから、現在、粟国路線の再開に向けて、地上座学訓練を開始したところであり、今後、安全運航に必要な飛行訓練などを実施した上で、来年秋ごろの再開を目指しております。また、石垣一多良間路線の就航時期については、粟国路線再開後、必要な機長確保の見通しが立った段階で明らかになるとのことです。

次に、同じく離島振興についての中の、多良間航路の自動車航送運賃についてお答えいたします。

県では、離島の定住条件整備のため、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業や離島航路運航安定化支援事業などを実施し、離島住民の割高な運賃の低減や離島航路の確保・維持に努めております。県内の離島航路のうち、15区間で自動車航送が行われておりますが、そのうち6区間では村による運賃低減が行われております。多良間村においても、村民の当該区間における自動車航送運賃について、一括交付金を活用して多良間村自動車航送コスト負担軽減事業を実施しており、5割の負担軽減が実現しております。自動車航送運賃については、各離島の航路ごとに支援のニーズが異なることから、地域の実情に応じて、市町村が主体的に取り組んでいくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 東日本大震災の復興事業についての御質問の中の、福島県からの避難者の実態数についてお答えいたします。

県が市町村を通じて行っている調査によると、平成28年12月1日現在、福島県からの避難者は418名であり、県外避難者合計597名の約7割となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 東日本大震災の復興事業についての御質問の中の、住宅支援の内容についてお答えします。

福島県は、避難指示区域外からの避難者について、平成29年3月末をもって災害救助法に基づく住宅供与を終了します。これに伴い、福島県は独自支援として、民間賃貸住宅家賃等に対して補助するとしております。福島県の独自支援の内容は、平成29年1月から平成31年3月まで家賃の補助を行うものです。補助率は平成29年1月分から平成30年3月分までは2分の1、最大3万円以内であり、平成30年4月分から平成31年3月分までは3分の1、最大2万円以内となっております。

次に、避難者の生活状況の把握についてお答えします。

県は、福島県の避難指示区域外からの避難者について、戸別訪問を実施しております。これは、住宅供与終了に伴う今後の住宅についての意向の聞き取りが目的となっており、その中で協力を得られた一部の世帯については、就学等の状況について聞き取りしております。

県としては、戸別訪問等を今後も実施していくこととしており、生活状況等の聞き取りに努め、その状況に応じて福祉制度の活用等支援につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 東日本大震災の復興事業についての御質問の中で、避難者の子供たちの学校での生活状況についてお答えいたします。

東日本大震災関連により、福島県から受け入れ幼児・児童生徒の数は、平成28年5月1日現在、小学生39名、中学生24名、高校生15名の合計78名となっております。

県教育委員会では、避難者の子供たちに関するいじ

めの報告はなく、順調に学校生活を送っていると認識しております。今後も沖縄県いじめ防止基本方針や各市町村、各学校のいじめ防止基本方針の運用を通して、いじめ防止等の取り組みが効果的に行えるよう支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 離島振興についての御質問の中の、海洋深層水の取水管の増設についてお答えいたします。

久米島の海洋深層水研究所では、民間企業への分水と水産、農業分野等で海洋深層水を用いた研究開発を実施しております。現在、海洋深層水の利用状況は、最大取水量に対して年間約7割となっております。

新たな取水管の増設については、今後、海洋深層水利用に関する需要や市場性及び事業採算性等を総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、多良間村の農業用水の確保についてお答えいたします。

多良間村の農業用水の確保については、国営事業による事業化を目指し、平成18年度から国が調査検討を実施しております。国の調査結果では、当初想定より地下水の取水可能量が減少するなど、技術面及び費用面での課題が生じていると聞いております。国では、これらの課題に対して、調査検討を継続し、引き続き事業計画の見直しを進めていると聞いております。

県としましては、国営事業の導入による農業水源の確保とかんがい施設の整備に向け、多良間村等の関係機関と連携し、対応してまいります。

次に、漁業協定についての御質問の中の、日台漁業取り決めの白紙撤回についてお答えいたします。

日台漁業取り決めの合意後、県内漁業関係団体は、日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会を発足し、日台漁業取り決めへの対応を協議してまいりました。協議会においては、白紙撤回を求めるより、漁業秩序を確立するための操業ルールづくり等が必要との意見が集約され、現在に至っております。

県としましては、引き続き協議会の意向を尊重し、日台漁業取り決め適用水域の一部撤廃、操業ルールの改善、沖縄漁業基金制度の運用改善及び予算措置等について、漁業関係団体とともに、国に対し強く求めてまいります。

次に、沖縄近海における中国漁船の操業に対する県の見解についてお答えいたします。

日中漁業協定及び附帯する外務大臣書簡では、本県周辺水域において、中国漁船に対し、我が国の漁業関係法令を適用しないこととしております。中国国内法においても禁止されているサング網漁業については、日中漁業共同委員会において、両国がその根絶に向けた取り組みを行うことが合意され、平成27年1月以降、本県周辺水域での中国サング網漁船の操業は確認されております。

県としましては、漁業関係団体と連携し、協定の見直し、外務大臣書簡の破棄及び中国サング網漁船の取り締まりを、引き続き国に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 答弁ありがとうございました。

では早速、再質問をさせていただきます。

1点目の米軍基地汚染問題についてであります、先ほど防衛局への意見書ということで、オスプレイの再アセスの問題、土壌汚染、不発弾撤去の問題、それから立入調査、土地の使用履歴の件も含めてあったと思います。ただ、防衛局あるいは米軍は、従来から返還跡地から使用履歴を全く公表しなくて、次々とPCB、鉛、ヒ素、有害物質が露見されておりますので、これが問題となっていることについては、御承知のことだと思います。そういったことに対して、県側から指摘されても、記録がないとか、あるいは有害物質を埋めたことはないとかということがずっとこの間あらわれてきているんです。そういった跡地にそういったことを繰り返し防衛局も米軍も言っているんですが、今皆さんが意見を出したところについて、そういったことがまた懸念されないかということについてどうするのかということを知りたいんですが、これよろしくをお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君） 現在、知事意見として土地の使用履歴、区画形質の改変状況等の情報収集、それから米軍及び元軍雇用等関係者への聞き取り等を実施する資料、調査を速やかに提出するよう求めているところであります。また、その対応策として、県においては駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法、これに基づいて当該全域の全部について駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者

等に土地を引き渡す前に土壌汚染とか不発弾の除去等について支障除去措置を徹底して講ずることを求めることになっておりますので、それをもとに徹底していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、使用履歴についてはしっかり公表することを強く求めてもらいたいと思います。

それから、北部訓練場ですが、特にヘリの墜落地点だけではなくて、全体が枯れ葉剤の問題とか、あるいは福地ダムの問題とかがあったので、そういった区域全体、全域が私は対象区域だと思います。これ御承知のように2012年ですか、跡地利用促進特措法ができて、返還される場合は全てのところについて汚染の調査、除去をすることになっていると思いますが、これは今回の場合全てをしっかりとさせるということについて、県はそういう立場なのか、よろしくをお願いします。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 先ほども答弁したところですが、この措置については、当該区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、引き渡す前には支障除去措置を徹底して講ずることということです、それを強く申し入れていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 法に基づいてしっかりそういったことをさせてもらいたいと思います。

それから、福島の問題なんですが、政府は災害救助法が切れたということで、来年の3月末に福島から避難されている方々の家賃支援を打ち切るということでもあります。原発から5年たっておりますが、放射能物質で汚染され、まだ住民が帰還されていない地域もあるようであります。また、最難関の熔融燃料の取り出しや処分もまだ決まってないとか、あるいは公営住宅の復興もまだ20%であります、こういった中で自主避難者に対して他県に行っている方々についての支援を打ち切るということの理由は何なのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

災害救助法は、原則としましては発災後、応急的な救助ということで原則2年でしたけれども、この間、東日本大震災の状況を踏まえまして、これまで延長されてきているところでございます。

今回の措置でございますけれども、あくまで避難指

示区域外ということではございますが、その区域外からの避難者については、被災地の復興状況を踏まえ、国と福島県の協議により終了が決定したというふうに伺っております。

○**崎山 嗣幸君** 議長、ちょっと休憩をお願いします。

○**議長（新里米吉君）** 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時50分再開

○**議長（新里米吉君）** 再開いたします。

崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 何で確認したかといったら、今、福島が独自支援するというので、沖縄県ではやりませんよということですが、そういう方々が区域内の皆さん方については従来どおり補助されていくんだけれども、自主的に避難されている方々は、私が聞いた話だと135世帯、これは4月以降については、沖縄県を通すのではなくて福島の基準に基づいて助成を受けるんですよということになっていると思います。この135世帯が、聞いたところによると、福島の基準の中において、所得制限がかかったり、基準があって135世帯全部が新年度から今いる住居に住めない状態が起こる、あるいは出ていかざるを得ない状況がある、そういったことが来年4月から起こるのではないかとっているんですが、そのときに福島県の助成から漏れた方々は沖縄県の住民であるが、そのまま放置するんですかということを知りたいんですよ。

○**議長（新里米吉君）** 子ども生活福祉部長。

○**子ども生活福祉部長（金城弘昌君）** お答えいたします。

区域外、区域以外からの世帯は135世帯というふうになっております。福島県は、来年29年1月からその助成制度を実施しますが、県においても、福島の制度が1月から3月までは2分の1になるものですから、県としていわゆる単独事業でさらに2分の1を合わせてその1月から3月までは全てを支援するというふうな予算を確保しております。その中で、まだあわせて今現在ちょうどその皆さんの聞き取り調査等をしておりますので、それをしっかり取り組んでいって、まず福島の制度につなげていきたいなと思っています。

福島の制度につきましては、先般福島県の方が県に見えまして、皆さんに対して御説明をしたところでございまして、あわせて県のほうもその場に同席しまして、説明について確認をしたところでございます。

○**議長（新里米吉君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 3月末までに転居するときに県が2

分の1助成するということを聞いているんですが、うではない新年度からこの方々が仮に3万円という上限をされているようでありますが、6万円に住んでおるところが3万円カットされると、これ3万円で住めなくなるので安いところに移るのか、あるいは自己負担になるのかということが起こるので、全部135世帯が福島県の基準に満たない場合について、全部が救われるのか、救われない人も出てくるのかについての状況把握をしていますかということで聞きたいんですが。

○**議長（新里米吉君）** 子ども生活福祉部長。

○**子ども生活福祉部長（金城弘昌君）** まだ福島のほうの制度、先般説明されたばかりで、その状況がどのような状況になっているかというのは、まだ福島のほうから情報をいただいておりますので、しっかりあと福島県と連携をとってその辺状況把握に努めたいと思います。

○**議長（新里米吉君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** ではよろしくをお願いします。

次、離島振興についてであります。先ほど知事のほうから離島振興のブロードバンドの整備が各離島で実施されて、また多良間村でも来年度ということで聞かせていただきました。知事の公約の中にもあります離島振興は、21世紀ビジョンにも重要視されておりますので、今回知事が28年度の行政視察で多良間村を訪問し、離島の定住条件の課題とかたくさん課題と問題点を受けたと思いますが、ぜひ年次的にしっかり解決をしていただきたいというふうに思います。

知事の訪問の熱意に、何十年ぶりかの知事の訪問だったらしく、村民挙げての歓迎であり、私は高く評価したいというふうに思いますので、ぜひしっかりと離島振興について前進させてもらいたいということで要望をしておきたいと思います。

それから、漁業協定についてであります。白紙撤回を求めるよりも操業ルールの確立を求めていくという答弁を受けましたが、日台漁業委員会では、船間—船の距離、4海里、操業や水域拡大も難航しておりますが、この手法で日本の海洋権益、あるいは沖縄の漁業権益は回復できないのではないかと私は思っているんです。こういった排他的経済水域について、これを台湾、中国に譲っておいて、この権益はどう回復するんですかということを知っているんですが、回答をお願いします。

○**議長（新里米吉君）** 農林水産部長。

○**農林水産部長（島尻勝広君）** お答えいたします。
県としましては、漁業者の意向を踏まえつつ、操業

ルールの見直し等について本県漁業者の安全操業が確保され、漁業権益が回復するよう、漁業関係団体と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 かみ合わないのは、漁業者の生活の糧については操業ルールにして構わない。私が言っているのは、日本の国連海洋法で認められております日本の排他的経済水域は、これでは回復できないのではないかと言っているのです、それで県議会も日台、日中の見直しと、それから日台の破棄を県議会で決議しているんです。このことについての追及は、政府に対してどういうふうに求めていくんですかということを聞いているんですが。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 先ほども答弁しましたように、漁業者等の意向も踏まえて、今現在操業ルールの見直し等について政府に国のほうに要請しておりますので、その辺を回復するように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 漁業者の問題ではなくて、行政的な問題点として、日本が引いている地理的中間線、そこに台湾は勝手に入り込んできているわけですよ。こういうことについて、私はどうするのかと聞いているのであって、これは、操業ルールの策定では解決できない。だから、ここはしっかり海洋権益、それから漁業権益について、回復させることについて、政府に強く働きかけてもらいたいというふうに思います。

では、これはちょっと置いておきましょう。

日台漁業取り決めの中での、適用水域での沖縄の操業実績を教えてもらいたいと思います。操業協定取り組みからの、25年から28年までの漁船の隻数、水揚げトン数、それから水揚げ高、それから過去の最高水準の水揚げ高を示してもらいたいと思います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

適用水域内におけるクロマグロ漁業最盛期の4月から7月までの操業実績ですけれども、平成25年度につきましては、本県の漁船の多くが操業自粛しておりまして、水揚げの実績がほとんどなかったということでありまして。平成26年度につきましては、52隻が操業し、約75トンの水揚げ、生産額にいたしまして約4200万円、平成27年度につきましては、180隻が操業し、約116トンの水揚げ、生産額にいたしまして約6200万円、平成28年度につきましては、264隻が

操業いたしまして、約122トンの水揚げ、生産額にしまして約6760万円となっております。過去の実績につきましては、日台漁業取り決め以前の取り決め適用水域に限定した操業実績、過去の操業実績等の推移については、そういう関係でちょっと把握しておりません、過去の部分についてはですね。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、この漁業者の操業ルールの確立と、それから海洋権益、それから漁業権益、沖縄のまた近海も米軍の提供施設で射爆場とか極めて危険性があり、さらに台湾とか中国に海は譲って、沖縄県民の海洋権益も奪われているということが私の見方があります。これ以上沖縄の空も海も含めて、やっぱり奪われていることについては納得できないということでありますので、政治的にぜひ知事も含めて政府に強く働きかけてもらいたいと思います。

最後に、中国のサンゴ船の問題であります。先ほど答弁では、平成27年度はサンゴ船の操業はないということでありました。従来このサンゴについては深海のサンゴでとても貴重な宝石サンゴと言われていることで、中国船は50隻とか100隻とも言われる船団で、沖縄近海まで南下をしていったということを含めて——これは中国も日本もサンゴの操業は禁止されているということで、お互い規制するということを確認されているようであります。では、そういったことのサンゴ船への制限はしたということでありまして、それ以外の魚種、例えばサンゴ船以外のマチとかイカとか——中国船は先ほど言いましたように、北緯27度線以南も入っていいですよということが小淵書簡なんです。これからそういった操業が来ることが予測されます。そういったことの操業については規制できるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

日中漁業協定におきましては、北緯27度以南の本県周辺西側水域において、中国漁船に対して我が国の漁業関係法令で取り締まりすることができません。このために、県といたしましては、漁業関係団体と連携して、協定の見直し、ないしは外務大臣書簡の破棄等について、引き続き国に対し強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 日台漁業協定、日中漁業協定が先に結んでいたの、これが大きく影響して、中国も台湾も沖縄近海に入ってきているわけです。それで、今説明をされた、何でそういった沖縄近海北緯27度線ま

で中国船が入ってくるようになったのが小渕書簡ですが、この小渕書簡の背景と問題点について、部長のほうから説明をもう一回お願いします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

日中漁業協定に附帯する外務大臣書簡につきましては、日中間で協定が署名されました平成9年11月11日に当時の小渕恵三外務大臣と中国の徐特命全權大使の相互で交わされたものであります。書簡は両国が日中漁業協定第6条(b)のほうに規定されている北緯27度以南の本県周辺西側水域において海洋生物の維持が過度の開発によって脅かされないことを前提として、相手国民に対し、漁業に関する自国法令を適用しない意向を有しているというような内容になっております。

政府は、その同水域が協定において管理措置の例外となった背景について、漁業実態が複雑であり、かつ入り組んでいることから、既存の漁業秩序を基本に維持することとし、協定第2条から第5条までの規定を適用しないこととしております。また、書簡につきましては、協定上の取り扱いのほか、当該水域における資源維持について日中両国が協力関係にあることを前提といたしまして、中国国民に対して我が国の漁業関連法令を適用しないこととして、その旨表明するために発出されております。としておりますが、書簡発出の背景の詳細については明らかにされておられません。

以上です。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 尖閣含めて近海が好漁場であるということを含めて、これは台湾がみずからの暫定執法線をつくって、日本の中間線まで入り込んでいることについての原因が、日中の協定を先に結んだがために、そして日中の協定そのものは、何で小渕書簡が沖縄近海まで操業を認めたかについては、領海が絡んでいるからですよ。領海を譲ったがために、経済的水域を日本は譲ったんですよ。そのことによって、台湾と中国が仲よくならないためにそういったことで台湾にも譲らざるを得ないというのが政府の状況だったんです。でもこれは、沖縄が犠牲になっているわけです。私は、さきの議会でも、まさに基地問題と同根であり、沖縄県民がこれ以上犠牲になってはいけないと思いますので、ぜひ小渕書簡の撤回を強く働きかけてもらいたいということで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

上原正次君。

○上原 正次君 皆さん、こんにちは。

午後一番のスタートであります。

会派おきなわの上原であります。

通告前に所見を述べさせていただきます。

昨日の辺野古訴訟敗訴へという報道がありました。知事のコメントで、辺野古新基地はつくらせないと公約に掲げ、これからもその信念をしっかりと持ち続けて、思いを届けていきたいと決意を新たにしております。

我が会派おきなわも、そして私、県民の一人としてしっかりと知事のサポートをしていきたいと思っております。

通告に従いまして、一般質問を行います。

知事の政治姿勢について、トップセールスについてお伺いをします。

知事は、韓国、台湾を初めさまざまなトップセールスで、知事のセールスの状況を私たちは昨日の平良昭一議員、そしてきょうの新垣清涼議員からもお話がありましたように、いろいろなところで成果が出ております。今回、この答弁は知事からもいただいていますから、私は知事の政治姿勢について、知事の意見ですか、知事はこれまで約30年近くの政治経験があります。これまで、政界を初め財界、いろいろさまざまな方々と知事は交流を行っております。東京要請とか、国のほうにいろいろな要請で行くときもあると思いますが、知事がこれまでの政治経験を生かして、いろいろな政界初め財界の方々と会う機会、意見交換を行って、トップセールスを行っていると思っています。知事の考え方、これからこういった政界、経済界にどのような形でトップセールスをしていくのか、もしよろければ知事の考え方をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 上原正次議員の御質問にお答えをします。

私も約31年ですか、政治活動がございます。ありがたいことに、市議会、県議会という形で勉強させてもらいまして、那覇市長も14年させてもらいました。そういう中から、やはり時代の流れも含めて、沖縄が日本の外れからアジアの中心地に変わってきたというようなことと、琉球の歴史の万国津梁の精神、こういったようなものの中で、沖縄の位置づけができるようになるだろうということでもあります。

1つは、基地の問題から言いましても、沖縄に基地を置いてそれを抑止力とかということよりも、平和の緩衝地帯ということで、できれば国連関係とか、国際会議なんかも沖縄から全てのアジアの周辺の方々から発信をしていくようなものがあればいいだろうというのが一つです。

それからもう一つは、やはり台湾も中国も、いろいろ、シンガポール、香港、こういうところに行って向こうの経済界の人たちは、本当にその意味ではまとまっていますので、沖縄のそういった今の状況をよく御理解いただいて、観光にも物流にも情報通信産業にも、それから離島の観光につきましても大変関心を持ってしまして、これからすごい形で沖縄への投資も行われるのではないかなと。そのためにはやっぱりトップが行って、いろんな形でお会いをして御理解いただくというのが万全の体制だろうというようなことも含めて、できる限り一泊でもいいからどこそこの国に行き行って帰ってくるぐらいでもいいから、交流をしながら、いわゆる21世紀の沖縄のあるべき姿をつくり上げていきたいと、そのような気持ちで台湾行ったり、韓国行ったりしているところであります。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 知事、ありがとうございます。

やはり知事のもう残り2年ですか、任期。そういった中で、さまざまなトップセールスを行ってきております。今回、知事が新たに、今、答弁がありましたように、今後2年間、いろいろな形で知事のトップセールスを私たちも期待しております。基地問題も絡みまして、沖縄県の予算がちょっと心配、概算要求が削減という報道もありますし、そういった流れ、税収を上げていくということが大きな課題になります。これも知事のいろいろな施策を展開しながら、ぜひ頑張っていってほしいと思っております。

続きまして、通告では、我が会派の代表質問に関連して質問させていただきます。

山内末子議員のエネルギー政策について伺います。県経済の発展、生活福祉の向上のために電力自由化を機に、電力の安定供給、電気料金の低額化に向けた県の取り組みとしては重要です。全国では、その取り組みが広がっており、私たち会派おきなわも福岡県みやま市の地産地消のエネルギー政策を打ち出している状況を視察してまいりました。

みやま市と企業、市民が連携して取り組んでいます。すぐに結果が出る事業ではありませんが、一歩一歩前に進める姿勢が大事だと思って、以下の質問をいたします。

沖縄版卸電力取引所開設について、国は、沖縄地域について新規参入の促進と需要家の選択肢拡大に向けた取り組みを検討しているとしていますが、県はどのようなことを働きかけていき、どのような協議をしているのか、お伺いをいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 卸売電力取引所の話でございますけれども、これは平成15年からできてはいるわけですが、平成28年の電力自由化に伴いまして、電力取引の拡大を図るということで、経済産業省からそういう取引所として、電気事業法に基づく指定を受けているということで、これは本土におきまして、大手電源が融通できるというようなことがございますので、取引所が成立するというところでございます。

本県におきましては、他都道府県と電力の融通ができないということで、なかなか取引所という形ではできにくいというような状況でございます。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 部長、これを機に協議に際して実効性のある取り組みをしてもらいたいと思っております。

続きまして、固定価格買い取りのバイオマスの価格引き上げについて伺います。

電力自由化が進まない理由として、本土と電力系統が繋がっていない等のほかに、バイオマス、中小水力発電などが少ないという事情もありまして、その中で、県内バイオマス発電の動きが少しよくなってきておりますが、県内においてバイオマス能力等合計の発電能力、また拡充に向けた課題についてお伺いをします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 県内のバイオマス発電状況ということでございますけれども、国の公表資料によりますと、県内のバイオマス発電の導入件数は5件で、導入容量は約8400キロワットとなっております。バイオマス発電につきましても、全国的には燃料の安定確保とか、収集、運搬、管理にコストがか

かること、また、小規模分散型の設備となりがちなことがございまして、小規模な段階にとどまっている状況でございます。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 沖縄県は中小のバイオマス発電事業所は課題が多い中で、試行錯誤しながら頑張っておりますが、どうしても支援の充実に取り組んでいてもらいたいということで、部長の見解をもう一度改めてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時32分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 先ほども言いましたように、バイオマス関係につきましては、小規模で分散しているということで、コストがかかる面もございますが、県外のバイオマス関係の大手が県内に立地するような情報もございます。そこら辺と話が合うんでしたら、調整を進めて、県内立地に何とか結びつけられたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 部長、ありがとうございます。

続きまして、水産行政について伺いをします。

糸満、泊という形でさまざまな意見がありますけれども、糸満漁港は県内唯一の第3種漁港として整備されております。南方漁場への前進中継基地及び水産物流拠点漁港として整備されてきたものと理解していますが、県はこの基本的な理念に関しては、どのような考えかお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

県におきましては、糸満漁港につきましては、第1次沖縄振興開発計画から糸満漁港を水産業発展の先導的基地として位置づけておりまして、現行の沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県アジア経済戦略構想推進計画におきましても、糸満漁港に高度衛生管理型荷さばき施設の整備を位置づけております。

一方、泊漁港につきましては、都市地区の立地条件を生かしました、泊いゆまちを中心とした市民や観光客などの消費者ニーズに対応した消費地市場としての再整備を検討しており、両漁港について共存共栄が図

られるよう新市場整備計画を推進することとしております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 部長、ありがとうございます。

第3種漁港として整備した糸満漁港であります。漁港に関して第1種から第4種まであります。第3種漁港の糸満であります。特定第3種漁港というのがありまして、さまざまな漁港整備が行われて糸満市が将来この特定第3種漁港ですか、これは全国に13カ所しかないと聞いておりますが、この特定第3種漁港として格上げになる可能性があるのか、また、この特定第3種漁港というものはこういった漁港なのかお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

まず、特定第3種漁港につきましては、第3種漁港のうち、水産業の振興上、特に重要な漁港を政令で定めるものというふうになっております。その特定第3種漁港に指定されるには、国との協議が必要になっております。そのときの協議事項というかポイントですけれども、水産業の振興上、特に重要な漁港として、陸揚げ金額や陸揚げ量、あるいは取扱量、取扱金額、それと当該漁港が全国の水産物流通への寄与度について整理する必要があるというふうになっております。

いずれにしても、国のほうとの確認が必要ですが、ちなみに、先ほど議員のほうからおっしゃったように、全国では特定第3種漁港は13漁港あります。こちらのほうの実績内容等を見ますと、かなり生産量が漁獲とか取扱量が多いので、今後、国と協議する中ではその辺も少し検討する必要があるかなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 ありがとうございます。

そろそろ本題に入っていきますけれども、沖縄県漁連が6月に総会を開きました。その時点で、県漁連初め各種団体から、6月30日に沖縄県漁連としては、糸満に移転というお話がありまして、私も知事から一般質問の中でも同様にいただいております。今の状況をちょっと顧みますと、なかなか納得できない部分がありますが、6月30日に県漁連、流通団体を初め知事に要請を行って、生産団体もその他の生産団体も組合長会が連名で6月30日に知事に要請を行っております。これまで再三にわたり県漁連に対して、市場早期移転の要請がある中で、こういった12月の現時点で各種団体からさまざまな意見が出ている状況であります。県はさまざまな要請を受けている、県漁連の

糸満市移転の時期、6月ですかその状況、これまでの状況の中で、県としてどのような計画、基本計画を行っていたのか、お聞かせください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

県としましては、糸満漁港は本県唯一の第3種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけておりますし、高度衛生管理型荷さばき施設の整備や市場関連施設の支援を進めて計画しております。一方では、泊漁港につきましては、那覇市を中心とする消費地市場としての機能を有していることから、市民や観光客などの消費者ニーズに対応した施設を進める計画としております。

先ほど議員のほうからおっしゃったように、県のほうに6月30日、県漁連等の4団体から糸満新市場整備について、あるいは泊漁港の再整備について要請を受けたと、こういうことで県のほうは考えております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 部長から今、那覇市についてお話がありましたけれども、那覇市は平成27年度作成された第3次那覇市水産業振興基本計画において、県の計画と連携すると記載されておりますが、それを確認したいですが、よろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

那覇市のほうと沖縄県のほうも、その辺の計画については、連携をとってこれまで情報共有しているというふうな認識は持っております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 那覇市と連携をとるということを確認させていただきました。

県、国も、再編統合というのが適用条件だとお話を聞いていますが、今回、移転を反対する那覇地区漁協ほか6団体から泊漁港内での再開発の整備のお話が出ています。本当に産地市場として高度衛生荷さばき管理型施設を含めた再整備——消費市場としての整備は可能かもしれませんが、生産市場として本当に、今現在のこの敷地内で整備が可能なのか、問題点もあると思っています。その部分についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 既存の泊漁港につきましては、耐震性だとか衛生面だとか、その辺を含めて再整備する必要があるということで、関係機関のほうでは話し合いされているのかなというふうに思っております。

ただ、市場機能の競りの問題だとか、泊消費地市場としての機能とか、いろんな面で那覇市の特徴、あるいは糸満の面積のよさとかメリットとかそういうところもありますので、その辺を現状の中で、基本的な原点に戻り意見交換しながら、お互い将来的にどういう形ができるのかどうか、その辺については関係機関と一緒に話し合いながら、その方向性の中で検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 部長、施設内で別の工事ですか、さまざまな道路工事とか高架橋の工事とかが行われているんです。これは予定があると聞いていますが、それについてお答え願えますか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

その辺についても、今、計画ということで承知はしておりますけれども、その辺についても関係機関のほうに現状をしっかりと把握してもらって、そこのほうで何ができるのか、あるいは将来的にどういう形がお互いにいいのかどうかを含めて、しっかり意見交換、あるいは丁寧に説明しながら、その方向性で検討していきたいなというふうに思っております。

今、議員がおっしゃったようなことについても、関係機関のほうには情報を提供しておりますので、その辺踏まえながら、意見交換していきたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 部長から丁寧に説明していくというお話がありましたが、最悪でも5年という新聞報道もありまして、糸満市民の皆様方も不安を持っております。もしかして糸満に来ないのかというお話もあります。

今、糸満—那覇間については、以前に比べまして交通環境が大分よくなっております。今、県も沖縄県アジア経済戦略構想の中で、沖縄の強みとしてアジアをつなぐ国際競争力の物流拠点の形成として国際ハブの政策展開を行っている中で、余り先延ばししてはいけないのではないかと思っております。那覇第2滑走路工事も始まっております。さまざまな面で、アジアに展開していく食品の安心・安全な、こういった施設整備を早目に行っていただきたい。これはその関係団体の意見、いろいろさまざまな意見、コスト面初めいろいろな関係団体の意見もありますが、県として、今回、5年先ではなくて本当にもっとスピード感を持ってやっていくという意思があるのか、部長にその点をお伺いします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

県としましては、従来の、今までの方針については変わりはないというふうに認識しておりますし、ただ、現時点では泊地区の漁協生産7団体に対して、引き続き丁寧な説明を行っていききたいというふうに思っております。そのために、合意形成というか、その辺のところを考慮しまして、今回、平成29年度の予算は取り下げておりますけれども、できるだけ早目というかそういうことで30年度に改めて国に予算要求ができるよう、関係機関のほうとの調整を丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 今、部長から30年の予算要求というお話がありました。ぜひ、スピード感を持って整備を、第3種漁港を整備した理念に基づいて進めていてもらいたいと思っております。

続きまして、特別支援教育についてお伺いをします。

9月議会でも情短施設については、子ども生活福祉部長から答弁をいただいております。糸満市において、やっぱりこういった県下を含めた子供たちの学校、分校ができるということで——いろんな面で、県は子ども生活福祉部と教育委員会は連携をしていると聞いておりますが、県の教育委員会としてどのような形で糸満市の教育委員会を支援——糸満市の教育委員会としても不安を抱えている中で、住民説明会が20日にあります。全世帯にパンフレット、チラシが配られていまして、20日に行う予定であります。市議会でも16日ですか、説明会ををするとしております。やはりしっかりと糸満市に負担がかからないという形で、教育委員会がどのような形でかかわっていくのがとても重要だと思っていますので、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 当該施設につきましては、併設される形での小中学校が設けられるわけですが、それについて子ども生活福祉部が設置いたします教育のあり方検討委員会というもののなかにおいて協議がなされることになっております。

県教育委員会としましては、市町村立の学校について教職員を適切に配置すると、県費負担、国庫負担も入りますけれども、教職員を配置するというのが役割でございますので、児童生徒の実態に応じて学校の教育が円滑に展開できるように、糸満市の教育委員会とよく連携をしまいたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 教育長、ありがとうございます。

県が平成27年度に正式に青少年・子ども家庭課から出した、情緒障害児短期治療施設の運営管理法人公募についての視察した課題というのがありまして、この中で、沖縄県が進める同規模の県を比較した視察結果がありますけれども、この11項目の中で課題を見ても本当にさまざまな問題点を県も出しているんですね。こういった形で、教育委員会と子ども生活福祉部がしっかり連携をとってやってもらわないと、糸満市としても住民も含め教育委員会も相当の不安を持っております。

まず、先ほど教育長からお話がありましたように、教職員の配置、さまざまな配置についていろんな要望等も教育委員会からお話がありました。人事面の配慮とか、特別支援分校整備のかかわりとか、教育課程の特別支援教育の専門的な立場のかかわりとか、県教育委員会の窓口の設置とかそのような要望は糸満市の教育委員会からもお話がありました。

施設の維持管理についても9月の議会で答弁をいただいております。維持管理についても地方交付税で光熱、水道費等は賄えると福祉部長の答弁をいただいておりますが、さまざまなこういった課題はあります。それ以外に、やはり施設を運営するに当たっていろいろな用務員、市費事務とか、図書館司書の配置とか、学習支援センターなどの配置の件費とか、また、糸満市サーバーからのイントラネットの整備、学習支援ソフト整備、教育教材・教具、管理備品、図書費等、さまざまな意見が出ております。開校後、また大幅な改修工事を行った場合は、学校側が行うか、それとも施設側が行うのか、この部分についてだけ教育長、お話できますか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

施設の整備については、現在、学校施設も含めて子ども生活福祉部のほうで、法人のほうに補助をする形で整備する予定にしております。あわせて、開校当初の学校の設備の備品等も県のほうで助成対象とするということで、今検討しているところでございます。

今、議員の御質問にありました大規模な修繕があった場合ということですが、この辺については今後、教育のあり方、それと糸満市との調整もございしますので、そういうものが出てきたときにどういうふうな対応が可能かも含めて、しっかり連携をとって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 部長、ありがとうございます。

あり方検討委員会が設置されていると聞いていますので、ぜひ、そういった部分をしっかり協議してもらいたいと思っています。

議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

上原正次君。

○上原 正次君 続きまして、幼児教育の充実について伺います。

幼児教育は、とても重要だと思っております、これも、子育て新制度が平成28年4月に成立し、質の高い幼児教育、保育の統合的な提供をすることが求められております。県教育委員会としては、認定こども園、幼稚園及び保育所との連携のための取り組みの推進、また、保育教諭、幼稚園教諭、保育士に対する研修の充実、資質の向上に向けた取り組みについて、県の考えをお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） お答えします。

幼児教育の重要性ということで御質問いただきました。

幼児期における教育といいますのは、生涯にわたる人格形成の基礎を培うということで重要なものであると考えております。

県教育委員会としましては、黄金っ子応援プランの中に、沖縄県の児童教育アクションプログラムの検証の内容を盛り込みまして、沖縄型幼児教育の推進でありますとか、また幼稚園教諭の研修の充実を図ってまいりたいと。3年保育の推進についても明記しておりまして、研修会等を通して、幼児教育の質の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 教育長、ありがとうございます。

各市町村教育委員会からも、研修に関して十分に行える状況ではないと聞いております。先進地の事例として、秋田県、福井県など学力の高い地域がありますが、その地域に関して、県教育委員会の支援体制はどのような状況で行われているのか把握していますか、お伺いします。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 秋田県でありますとか、福井県の例かと思えます。秋田県の場合は、教育庁の中

に幼保推進課と、幼児と保育の推進課を設置しまして、充実した教育、保育の提供に取り組んでいると伺っております。また、福井県のほうは、幼児教育支援グループというのと幼児教育支援センターというのを設置しておりまして、教諭等の指導力向上に取り組んでいるというふうに伺っております。

○議長（新里米吉君） 上原正次君。

○上原 正次君 教育長、先進地の事例を参考にして沖縄県も頑張ってもらいたいと思っております。3年間を見据えた質の高い幼児教育や保護者支援を行うことは、確かな学力向上になると思っております。よろしくをお願いします。

防災公園につきましては、次回、機会を改めてまた質問させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 皆さん、こんにちは。

私見を交えながら、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

知事は、先月の末から1泊で、多良間島、多良間村を行政視察されました。翌日の新聞に、このように1面に知事の行政視察の様子が掲載されています。（資料を掲示） その中にも意見交換やあるいは要望を受け取ったということなどが書かれておりますけれども、私は、知事が島々を抱える沖縄県の知事として、全部の島々をももちろん行政視察をされるおつもりであるわけですが、特段、先月行政視察をされた多良間村に、その島々の個性というか、可能性をどう感じられたのかに加えて、取り組むべき課題は何であったというふうにお感じになったのかを、ひとまずお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 亀濱玲子議員の御質問にお答えいたします。

11月30日に多良間村を視察したわけですが、私にとりましては、二十二、三年前に隣の小さな水納島、そこに2泊3日で家族5名で、あそこで2泊した人は僕らだけじゃないかという、周囲7キロメートルの人口7名ぐらいの牛100頭でヤギが50頭という、そこ以来の視察になりました。

それで、多良間村に行きましたら、村長さんがずっとつきっきりでいろんな施設等々の説明をしていただきまして、また役所で課題を——うちも統括監を中心にして説明に上がったわけですが、そのやりとりの中

で、いろいろ石垣島への航空路線の問題やら水道の広域化あるいは農業用水、そういったこと等の大きく6つぐらい御質問がありまして、それに私どもとすれば丁寧に答えたつもりであります。一番のクライマックスは、向こうのコミュニケーションセンターで200名ほど集まっていたいただいて、そして舞台で八月踊りとかいろんな多良間村の文化を見せていただきました。昔から琉球王朝に近かったせいもあって、大変その文化を色濃く持っておられまして、そういう中から大変格調高いまちづくり、島づくりをやっておられますので、大変私たちも感動して、そういった一つ一つの施策としてのものをしっかりやっていきたいと。情報通信産業もそうですけれども、そういったこともやりながら、沖縄のそういった島々がダイヤモンドのように一つ一つが輝くという、まさしくその中心に多良間村もあるんだなということを感じて帰ってきております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。

知事が島々を宝石に例えていつも大事にされているというのは、本当にうれしいと思います。各部の担当の方も一緒に行かれたと思いますが、水道の広域化の要望が出ているといいますけれども、宮古島も地下水に命の水を頼っています。多良間村もそうなんです。多良間村はずっと課題が、硝酸性窒素がすごく高くなる島なんです。広域化とあわせて水質の問題が恐らくこれから取り組まなきゃいけない課題だと思いますけれども、これについて当局のほうは何か要望等を受けたかということをお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 多良間の水道広域化に向けて、平成28年度において実証事業を今実施しております。一つの大きな目玉は、原水が地下水ということで、水の硬度が高いわけですね。それで今向こうはペレット処理と浸透膜による水処理を行っているわけですが、このペレット処理をするときに使う薬品が職員にとって有害であるということと、あとコストも相当かかるものですから、このペレット処理をしないで浸透膜だけでこの水の硬度を下げる。そういうことが有益じゃないかということで、そういう今実証事業に取り組んでいるというところでございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ぜひ、水の硝酸性窒素の低減をしていく。10ppmを超えると人の飲み水として適さないというこのぎりぎりの線を多良間は抱えていると

いうこともありますので、これからもぜひ丁寧な対応というか、注視をしていただきたいと思います。

続いて、宮古島への自衛隊配備、陸自基地建設について伺いをいたします。

防衛省は、宮古島への自衛隊基地建設・配備計画について、配備予定地とされる周辺集落住民への説明がないままです。9月末に千代田地区、10月2日に野原地区というところで住民説明会をいたしました。しかしながら、もう既に9月23日に沖縄防衛局は入札公告を出しているんです。これまでの私の質問に知事公室長は、政府が丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分に配慮するようにという見解を示しましたけれども、実際はそうになっていないんです。県として、しっかりと防衛局に物申していくという姿勢が求められると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先般、安慶田副知事のもとに宮古島の方々が自衛隊配備の件でいろいろ要請に参りました。その際にも安慶田副知事から、地元のそういった地域住民の声にしっかり耳を傾ける必要があるんだというような御説明もさせていただいたところだと認識しております。

県としましても、そういった声をしっかり防衛省等にお伝えしたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 実は12月議会に総務財政常任委員会、宮古島市の千代田への陸自配備の反対の陳情というのが可決されております。御存じだと思いますけれども、これについて、住民は今ある航空自衛隊のヘリのいわゆるうるさいということについては訴えている、騒音について訴え、さらに、すぐ隣に千代田の陸自が来る。この挟まれる状態でもう我慢ならないということで、これを議会でもとめてほしいというのが陳情の趣旨です。2件採択されているわけですが、これも、これについて、具体的に県当局が防衛局に、この住民の説明のちゃんとできていないものについて、進めるのはとめるべきだという具体的な申し入れをしていただきたいというふうに思いますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） やはりそういった自衛隊の配備につきましても、地元との合意形成といいたいでしょうか、きちんとした地元の理解と協力が得られるということが絶対必要だというふうに考えております。そういったこともございまして、県としては、こ

れまで政府は丁寧に説明を行うようにというような答弁をさせていただいておりますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、地域住民の声にしっかり耳を傾け、そういった決議もなされているわけですから、それをしっかりと受けとめていただきたいということ、私のほうからも沖縄防衛局等に対して申し伝えたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ぜひ、そのように申し入れていただきたいというふうに思います。

続いて、この2枚の資料を見ていただきたいんですが、（資料を掲示） 何ページかあるんですが、右のほうが宮古島市議会に出された防衛省からの配備がされる予定、ミサイル部隊あるいは地対艦、地対空のミサイル部隊が書いています。11月30日に市議会に出された予定図です。この中にはそういうのが一切入っていないんですよ。ただし、説明の中にそれらは検討すると書いてあって、さらに港湾、空港、全てこれも視野に入れて、多分これは使用するというような方向がうたわれています。こういった中で、あの地域がどういう地域かということとをぜひ考えていただきたいと思うんですが、宮古島の平成24年、25年で、実は水源流域のボーリング調査をこれ一括交付金でしたんです。その中で、空洞の存在が指摘されました。そして、管理すべき流域が500メートル広がったんです。そうやって丁寧に調べることで、目に見えない地下の様子がわかっていくわけなんです。私がぜひ一括交付金を充てても県にもしていただきたいのが、千代田地区まで丁寧に地下水の調査がなされていないんです。地下の様子がわからないわけですね。

ついては、宮古島地下水に係る調査を十分になされていない状況に鑑みまして、地下水に係る調査あるいは地形、空洞の存在や活断層の調査について、県の予算を入れてしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

県におきましては、水質汚濁防止法15条に基づきまして、宮古島を含めて全県的な地下水の水質モニタリングの定期調査を実施しております。現在のところ、宮古島の地下水の水質につきましては、環境基準をクリアしているという状況が続いております。県としましては、引き続きモニタリング調査を通して、宮古島の地下水の環境保全について注視してまいりたいというふうに考えております。

議員おっしゃる地形、それから環境調査等ということでございますので、このような地下水の調査結果、モニタリング調査結果も踏まえて、さまざまな視点から必要性も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん この1枚の図を見ていただきたいんですが、（資料を掲示） これが宮古島です。活断層の存在なんです。断層だらけの島なんです。一たび何かあったら地下水への影響がはかり知れないというところにあります。千代田地区でいうならば、水道水源流域の縁に当たることと、井戸水をくみ上げて製糖工場が使っているという環境、そして近くには与那覇湾というラムサール条約で指定された場所があります。自然環境的に考えても地下の様子をしっかりと把握するというのが地下水の保護につながると思いますので、今おっしゃっているモニタリング調査の向こうに、県の意識として地下の調査というものを視野に入れていただきたいと思いますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） お答えします。

宮古島市の地下水の状況につきましては、各方面で地下水の調査がされています。特に地下ダムがある関係上、地下水盆の調査も十分されているということもございます。

先生おっしゃるとおり、縦に断層があって、その中で地下の流域があるという状況もわかっておりますので、そのようなことも十分踏まえながら、地下水のモニタリング調査結果を踏まえて、取水も検討していきたいということで現在県のほうとしては考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 宮古島市が平成24年、25年に一括交付金を使って地下構造の調査をやっている。それについては、やっぱり目に見えない地下ですから、どういう状態なのか、地下ダムの調査も随分前の調査なんです。なので、新たな調査が必要ということをおっしゃっているの、一括交付金を使ってやる可能性についてはいかがですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（大浜浩志君） 宮古島市のほうでもされ

ていますし、企業団のほうでもされているということもございますので、議員おっしゃいました亜硝酸性窒素が宮古島ではちょっと高目なところもございますけれども、現在のところは環境基準をクリアしております。やはりその辺のところも注視しながら、我々は地下水の状況等の調査を今後も進めていきますけれども、地下のような状況というのはやはり詳細な調査は今後も必要だと思っておりますので、今後、このような地下水のモニタリング調査を継続していくという中で、地下水の状況等の調査も検討していきたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。

恐らくモニタリング調査は、本当に宮古島市は地下水の保護条例もありますから丁寧にされています。私が今申し上げたのは、地下の構造についての調査ということでしたので、ぜひ、検討していただきたいと思っています。

続きまして、下地島空港及び周辺用地の利活用の促進についてお伺いいたします。

さきに座喜味県議も質問をされたところではありますが、重ねてですけれども、下地島空港の利活用、県の21世紀ビジョン、あるいはアジア経済戦略構想と合わせると、翁長県政の目玉ともなるべく、魅力ある経済や観光の発展につながる大きな事業になるというふうに思っています。これを宮古の圏域の夢と希望につながるような事業にしていきたいと思いますと思うんですけれども、空港の利活用についての事業内容と具体的な進捗状況または見通しについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

下地島空港及び周辺用地の利活用候補事業については、4つの提案があります。明確に空港と周辺用地というふうに分けることはなかなかできない、関係してくるものですから、なかなか分けることはできないんですけれども、主に空港を利活用する事業として、まず、航空パイロットの養成、そして国際線等旅客施設の整備・運営という事業がございます。現在、各提案者と事業実施条件等を詰めながら協議に取り組んでいるところでございまして、県としては、提案者の経営戦略や地元の要望を考慮して、可能な限り早期に決定していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 周辺用地を活用した事業もそうですけれども、既に宮古島市も農業の関係については積極的に動いています。芽出し、今詰めている作業とい

うふうにおっしゃっていますけれども、いつごろになったら具体的に事業が見えてきますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

現在、提案者と協議調整を進めているところで、確定的にいつだということはなかなかお話することは難しいんですけれども、できる限り早期にということで御理解いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 先月は促進してほしいという住民大会も開かれたところです。この空港は、建設に当たって本当に島が二分するぐらい、1人の死者が出るぐらい争ってできた空港です。そのときの反対の皆さんは、これがいずれ使われなくなったときに軍事利用されるのではないかと懸念が大きかったというふうに関係資料を見るとわかります。ですから、県のこの平和利用についての、あるいはアジアの中核となるような、本当に宮古の将来についても夢が語れるような事業をぜひ早目に展開していただきたいというふうに思います。期待しています。

続いて、福祉行政についてお伺いいたします。

沖縄県の障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例について、制定から3年ですけれども、先日も照屋大河議員が質問されましたけれども、成果については先日お答えいただきました。課題についてお答えいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例は3年目を迎えております。当然ながら条例施行に伴って我々はしっかり条例の普及に努めてきたところでございます。また、あわせて市町村にも差別事例相談員等の配置をお願いしたり、県の方面にも広域の相談員を配置しております。その中で、一方で、障害者等から県とか市町村に相談が平成27年度でもまだ208件寄せられているということで、県としましては、障害者に対する理解が一層深まるような啓発活動に取り組まないといけないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。

調整委員会についてですけれども、差別の解消が困難である場合、あっせんや助言が必要な場合に開かれるというふうになっておりますけれども、これについてはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 現在、市町村の差別事例相談員であったりとか、県の広域相談専門員で障害当事者等からの差別ではないかというふうな訴えに対しては、そういった相談員もしくは専門員を使って解決しているところがございます。その中で一定程度解決が図られているところがございますので、まだその調整委員会を開くというまでには至っていないところがございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ぜひ、丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

このポイントは、障害当事者への合理的配慮という物差しだというふうに思っています。この議場をごらんになっていただきたいと思いますが、障害を持っている方の傍聴席というのがあります。そこにイヤホンが1つしかない。そこに入るようにと案内されて、実は全く聞こえない状態で車椅子の皆さんが前の議会で聞いたということがあります。そういったこと一つとっても、合理的に十分配慮がされていないということが県の庁舎を見てもわかるわけです。

提案させていただきたいんですけれども、ぜひ、調査をしていただきたいんですが、県の庁舎あるいは市町村の庁舎において、障害当事者への合理的配慮——建物がですね——はどこまで実現されているかという調査を入れていただきたいというのが1点。もう一点は、県の各部の事業について、この条例が物差しをしっかりと当てた事業となっているかということを調査を入れていただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 障害者の合理的配慮、それと差別の解消に当たっては、これまで障害者基本法であったりとか、総合支援法であったり、または今般制定されました障害者差別解消法等々で差別を解消するというふうな取り組みは進んでいると認識しております。

参考までに、県庁舎、議会庁舎ではなくて、県庁舎でございますけれども、例えば身障者専用の駐車場を設けたりとか、誘導設備——点字ブロック等での誘導を設けたりとか、エレベーターで車椅子専用にしたりと、あわせてオストメイトを設置したりとか、あとは盲導犬用のトイレ等も整備しておるところでございます。あわせて、差別解消のほうでは、職員対応要領を定めることとしておりますので、それを通じてしっかり職員にも障害者の差別に対して合理的配慮がなさ

れるように取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ぜひ、各事業の——さっき私が言いました、答えていただけてないんですけれども——条例を物差しとして当ててみる。例えば、就労支援はできていますよ、これはできていますよ。この事業、例えば市営住宅についてはこれはできていますよ、いろいろこの物差しを当ててみると、合理的配慮がどこまで実現できているかというのがわかると思うんです。この実態調査を入れていただきたい。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 調査ということでこういった形でできるか関係部局ともちょっと検討させていただきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。

ぜひ、検討していただきたいと思います。

続いて、障害者等意思疎通支援事業についてお伺いいたします。

この地域生活支援事業について、手話通訳の派遣事業の実施状況と課題についてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

まず、障害者総合支援法におきまして、市町村はいわゆる手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を、聴覚障害者への地域生活支援事業の必須事業ということで実施することとされております。また、同法に基づきまして、県においては、市町村相互間の連絡調整であったりとか、専門性の高い手話通訳者等の派遣を実施しているところでございます。

課題としましては、県内における手話通訳者が不足しているというふうな状況がございますので、引き続き手話通訳者の養成と確保に努めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 離島で生活している方々の派遣依頼の対応はどうですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 基本的には離島も含めての市町村の事業でやっていただくんですが、ただ、やっぱり離島を含む市町村で対応が困難である場合には、派遣要請に基づきまして、手話通訳者を派遣しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん これについてまた深く聞くと時間がないので、では、緊急で要請を行う際、これは十分に対応できているかということは把握されていますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

手話通訳者の派遣につきましては、希望する期日に対応できるように手話通訳者のその方の予定等もございますので、その辺しっかり調整させていただきながら、現時点で1週間前までの予約というふうなことで求めているところでございます。ただ、緊急の派遣要請につきましては、市町村での対応が困難な場合、市町村と連携をとりながら柔軟にできるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 例えば、市町村で対応できないときには、県のセンターのほうから派遣をするということは可能ですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 手話通訳については、個人で派遣を求めるとどうしても費用の負担が出てきますので、ぜひ、手話通訳者の派遣に当たっては、市町村を通して申し込みをお願いしたいなと思っています。そうしますと費用が発生しませんので、その辺についてはしっかり市町村に伝えていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。

続いて、教育行政についてお伺いいたします。

医療ケアが必要な子供たちの就学支援について、医療ケアを受けながら保育園に通っていた子供が就学期を迎えると、なかなか親御さんが一緒じゃないと登校できないと、受け入れられないということがありますが、看護師の確保等、教育環境を整えていただきたい。対応をお伺いいたします。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 医療ケアが必要な子供たちの特別支援学校への就学支援、相談等につきましては、市町村教育委員会と就学前から事前の情報交換等も行いながら、子供さんの実態に応じて進めているところであります。それと看護師の配置とか、学校の学習環境の整備等につきましては、一人一人の教育的ニーズに合った対応に努めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん 今、一人一人のニーズに合った対応というふうにお答えいただいたので、普通学級、特別支援学級ではなくて、普通学級に通いたいという場合はどういう対応をされていますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） どのような学級に行くかというのは、まずは5月から10月ごろに、市町村の教育委員会のほうが保護者と面談して子供さんの実態把握をいたします。そして、12月ごろまでに県の教育委員会へその子供さんの状態を通知いたしまして、県の就学支援委員会という中で審議して答申をするわけなんです。それで県の教育委員会はどこの学校に行っていたかと、普通の学級であったり、特別支援学校、あとは特別支援学級とか、その状況に応じてやります。そのときに看護師の配置とかその辺のケアが必要かどうかというのも判断されて、その中で配置等も考慮されていくものと考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん これが今教育長がおっしゃった就学の流れなんですけれども、前の年にそれを決めます。ただし、最後に就学先は決定後も柔軟に就学先を見直していくというふうに書いてあります。ぜひ、看護師をつけて普通学校に登校したい、あるいは特別支援学校に登校したい。それには要綱を変える必要があるかどうかというふうに思うんですが、それについてはいかがですか。

○教育長（平敷昭人君） 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君） 医療的なケアが必要な児童生徒の体制整備に係る実施要綱のことをおっしゃっているのかと思います。

要綱の見直しにつきましては、医療的ケア運営委員会というものがございまして、その中で子供さんの安全・安心の確保という観点も中心に置きながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ぜひ検討して、子供たちが望むところに、学校で学ぶ権利が保障できるように、ぜひ対

応していただきたいと思います。

続いて、農業行政についてお伺いいたします。

さとうきび農業機械等リース支援事業についてですが、ハーベスタ利用料金が各自治体によって違います、各地域によってですね。それについて、実態調査を入れていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

県では、毎年サトウキビハーベスタ等の実態調査を市町村の協力のもと、製糖期終了後に行っております。内容につきましては、収穫量、収穫面積、稼働実績、あるいは利用料金、修繕費、オペレータの確保状況等について、把握に努めているところであります。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん この料金が地域によって違うということは、料金の適正価格ということについては、県当局はどのように認識されていますか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

県では、生産農家の高齢化あるいは労働力不足に対応するため、国の事業でありますさとうきび農業機械等リース支援事業を活用してハーベスタの導入を支援しております。そのときに、ハーベスタの導入に際しましては、基本的には受益地域というのがありますけれども、その中で農家の方々に、どれぐらいハーベスタで収穫しますか、あるいは利用料金どうしますかという基本的なアンケートを実施します。その計画のときに、ハーベスタの機種なり、利用料金の設定を事業計画の中に導入させてもらっております。ですから、それぞれの機種によって能力が違いますので、利用料金についてはそれぞれの地域によってちょっと異なることもあるというようなことになっております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん これから高齢化が進んで、どうしても機械に頼らなきゃいけない。北部については77%、中部についても62%ですか、南部が62%、宮古島市は68%。年々サトウキビの基幹産業としては宮古は大きな位置を占めています。これについては、農家はハーベスタ利用料金は高い、安くしてほしいというのが長年の希望なんですね。それについて、県のほうはどういうふうにお考えかをお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

ここ数年、宮古地域についてもハーベスタ等の導入が非常に加速的に入っております。というのは、高齢

化の部分、あるいは重労働の解放ということで、ある程度機械化が進んでいる中でかなり進んでいるというふうに思っております。今期のサトウキビ収穫についても80%近い申し込みがあるというふうに聞いておりますし、加速的にふえるのかなという中では、どうしてもハーベスタは避けて通れないというふうに認識しております。ただ、ハーベスタの製造が国内では3カ所程度しかありませんので、いわゆる汎用性じゃなくて高性能機械ということで、導入自体の価格が非常に高いというような状態があります。

ですから、個別で導入することが困難ということの中で、国のほうの支援を受けながら大型ハーベスタ、中型ハーベスタ、小型ハーベスタということで、それぞれの地域に応じたハーベスタを入れていると思うんですけども、生産農家側にとっては5500円なり4500円というのは、トン当たりにしてもちょっと大きいかなという気はしますので、その辺については、稼働率の向上なり、あるいは適正な機種なり、オペレータの確保なり、そういうトータルの中で地域の協議会を含めて県のほうも一緒に検討させていきたいなというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。

ぜひ、農家の負担軽減につながるように県もかわっていただきたい。

この事業の導入に対して、耐用年数の積算が7年なんです。でも実際はもっと使っています。八重山地区はトン当たり4000円になっているということは、これは検討する余地があるというふうに思うので、ぜひ安くする方向で県もかわっていただきたいと思いますので、努力を求めたいと思います。

それで5のアは割愛して、次回に回したいと思しますので取り下げます。

次に、我が会派の代表質問に関連してお伺いいたします。

狩俣信子議員の質問に、母子家庭への自立支援についてお伺いいたしますけれども、沖縄県母子家庭生活支援のモデル事業、マザーズスクエアゆいはあとが実績を上げております。本部と北谷にも設置されました。私は町村に加えて市が、まだ未設置の市に、ぜひ県が積極的に設置できるように私はこれまで母子支援施設というふうに思って、ずっと求めてきたんですけども、これ実現されております。施設をつくるのは大変です。なので、サテライト型、今のゆいはあとの形が市でも実現できるというかなと思うので、県の対応、お考えをお示してください。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えします。

県のほうでは、これまで当然ながら母子生活支援施設の設置の促進を働きかけてきたところであります。ただ、議員がおっしゃるように、やはり施設の設置自体はなかなか難しいところがありますので、いわゆる県がやっているモデル事業を検討できないかということで、各市にこれまで呼びかけてきました。その結果というわけでもないと思うんですが、うるま市と宜野湾市が類似の事業を現在実施しております。そうしますと、なかなかほかのところでも実施ができないかということで、今年度実施をやっていない市に私が伺いまして、市長に直接お願いしたところでございます。引き続き事業ができるように取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん これはぜひ宮古圏域、多良間も含めた、あるいは石垣が八重山圏域という形で両方進めるという考え方でよろしいですか。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 事業の効果等を御説明しながら、なかなか関心を持って各市長のほうには話を聞いてもらったところでございます。石垣市、宮古島市についても、どういうふうな形かどうか含めて、調査等を含めて29年度以降考えたいというふうに聞いておりますので、その辺の状況をしっかり県としても把握していきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。希望が見えました。

続いて、児童虐待について、これも狩俣信子議員の代表質問に関連してお伺いしますけれども、県内の児童相談所の現状と課題について信子議員が質問されました。とりわけ宮古圏域の中央児童相談所の宮古分室、これはこうやって提言もされております。（資料を掲示） 宮古分室の設置は、ずっと喫緊の課題なんです。それについて、宮古島市が平成22年523件から平成27年に2027件の相談があり、また、虐待件数が36件にも上っているという厳しい状況です。ぜひ、宮古の児相の分室の設置を急いでいただきたい。これについてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

県におきましては、平成27年に発生した宮古島市での児童虐待死亡事件に係る検証報告書の提言を踏まえまして、この間、宮古分室の設置につきまして、宮古島市、それと児童家庭支援センターはりみず等関係機関と協議を行うとともに、県内部においても検討を進めてきたところでございます。その結果ということでございますが、平成29年4月1日に宮古分室の開所を予定しているところであります。

○議長（新里米吉君） 亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん もう1回答えていただいていいですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

亀濱玲子さん。

○亀濱 玲子さん ありがとうございます。

私は答えが曖昧ならば——この前訪ねてきたんです。それで、自家製の資料を出してやっぱり急がなきゃいけないんですよというのを言おうと思っていました。ありがとうございます。29年4月1日、新年度から分室が設置されるということで、役割分担なんですよね。はりみずは本当に駆け込み寺、地域の必要な身近な相談支援、そして分室は力を持った措置ができる場所ということで、ぜひ、この対応をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。これで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党の渡久地修です。

最初に、緊急質問を行います。

通告後に発生した重大な問題について、連絡してありますので、先例を踏まえて質問します。

最高裁は、辺野古裁判で20日に判決を言い渡すと決めました。弁論を開かずに判決期日を指定したことにより、国の言い分をそのまま採用した高裁判決を追認した不当判決が事実上確定する見通しであると報道されています。私たちは、沖縄県民の民意を踏みにじる不当判決にひるむことなく、あらゆる手段を講じて辺野古新基地建設を阻止するという、翁長県知事をしっかりと支えていきます。

知事の決意を改めて伺います。

次に、米軍北部訓練場でのオスプレイパッド建設について。

(1)、要らなくなった基地を返すかわりに新たな基地をつくってよこせというのは理不尽ではないか。

(2)、高江の住民に苦しみ押しつけるオスプレイパッドの建設、運用は容認できないのではないか。

次に、伊江島での米軍飛行場建設について。

(1)、MV22オスプレイに加え、CV22オスプレイ、F35垂直離着陸機ステルス戦闘機が使用できるように、大規模改修工事が強行されていますが、基地機能の強化と負担の増大ではないか。

(2)、辺野古新基地、高江オスプレイパッド、さらに嘉手納基地と一体となった戦略出撃拠点になるものです。県として反対すべきではないか。

次に、オスプレイについて。

(1)、これまでのオスプレイの事故とオスプレイの欠陥と危険性について明らかにしてください。

(2)、ハワイでの墜落事故調査委員会は、フィルターに欠陥があるとして改修の勧告を出しています。沖縄上空を飛び交っているオスプレイは、欠陥を抱えたまま訓練を行っていることになるのではありませんか。

(3)、オスプレイの配備撤回、飛行禁止を国と米国に求めるべきです。

次に、海兵隊の撤退と嘉手納基地の撤去を求めることについて見解を伺います。

次に、消防防災ヘリの導入について、知事の決断について伺います。

(1)、消防防災ヘリについて、佐賀県知事がことし2月に導入を表明し、未配備は沖縄県だけとなります。県民の命を守り、災害に備えるためにも県知事として導入を決断すべきです。

(2)、直営方式、リース方式、運航委託方式など、さまざまな形態があるようですが、直ちに検討会議を設置すべきです。

次に、首里城の県への移管について。

(1)、首里城の管理を県へ移管することの意義と県の決意を伺います。

(2)、そのための準備室を次年度早々に設置し推進すべきです。

次に、泡瀬干潟の自然環境保護について。

(1)、サンゴ再生事業をさらに強化推進すること。

(2)、鳥獣保護区の設定、ラムサール条約登録を推進することについて伺います。

次に、モノレール、バスなど公共交通の高齢者お出かけ支援制度の創設について伺います。

次に、不発弾問題について。

(1)、不発弾処理は戦争を起こした国の責任で行う

べきであることを常に明確にすることが重要だと思いますが見解を伺います。

(2)、処理にあつて70年、80年もかかると言われています。不発弾問題を風化させないためにも不発弾対策県条例が必要だと思つて見解を伺います。

次に、浦添・具志川職業訓練校の自動車科の存続について。

(1)、職業訓練校の役割とこれまで果たしてきた成果について伺います。

(2)、職業訓練校の自動車科で学びたいという生徒が多いもつで、しっかりと存続させるべきです。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 渡久地修議員の御質問にお答えをいたします。

泡瀬干潟の自然環境保護についてに関する御質問の中の、サンゴ再生事業についてお答えをいたします。

泡瀬干潟の周辺海域では、海水温の上昇や寒波等の自然的要因により、サンゴが白化し、減少傾向にあります。

沖縄県では、平成27年度以降、サンゴの現況調査を行い、対策を検討してきたところであり、次年度からは、サンゴの再生にしっかりと取り組んでまいります。

次に、追加質問についてに関する御質問の中の、新基地建設阻止の決意についてお答えをいたします。

昨日、最高裁判所第二小法廷から沖縄県の訴訟代理人に対し、上告を棄却し、上告受理の申し立てを一部受理するとの通知を発送したこと、受理した上告受理の申し立てについては、口頭弁論を開かず判決を言い渡すこと、判決言い渡し期日は12月20日とすることとの連絡がありました。県の敗訴判決が確定する見通しとの報道がありますが、判決の言い渡しを待つて私の見解を明らかにしたいと考えております。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け、取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 米軍北部訓練場でのオスプレイパッド建設についての御質問の中の、北部訓練場の過半の返還とヘリコプター着陸帯の運用につ

いてお答えいたします。1の(1)と1の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

知事は、SACO合意の着実な実施において、北部訓練場の約4000ヘクタールの返還について異議を唱えることはなかなか難しいということ、一方で、SACO合意には含まれていなかったオスプレイが環境影響評価を行うこともなく飛び交っていること、さらには、ヘリコプター着陸帯工事を強行に推し進める政府の姿勢が容認できないことなどのほざまで県政を担う状況を苦渋の選択と申し上げたところであります。

知事は、2年前の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないこと、オスプレイ配備に反対することを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。今後も、辺野古に新基地をつくらせないことを県政運営の柱とし、県の有するあらゆる手法を用いて取り組むとともに、普天間飛行場の5年以内運用停止等の実現、また、オスプレイの県外配備の実現に向けて取り組んでまいります。それによって東村高江周辺のヘリコプター着陸帯の存在価値は失われ、この問題は収れんされていくものと考えております。

次に、伊江島での米軍飛行場建設についての御質問の中の、伊江島補助飛行場における工事並びにCV22及びF35の運用についてお答えいたします。2の(1)と2の(2)は関連しますので一括してお答えします。

沖縄防衛局によると、米側から、平成27年12月、伊江島補助飛行場で着陸訓練機能の改修を行うとの連絡があったとのことであります。計画の内容は、模擬強襲揚陸甲板LHDデッキを拡充するとともに、素材をより耐久性のあるコンクリート製に変更する等としております。また、CV22及びF35Bについては、平成29年に配備されるが、沖縄における具体的な運用について米側から説明を受けているわけではないとのことであります。

県としては、地元の負担増になることがあってはならず、政府の責任において、速やかに適切な情報を提供することが重要であると考えており、伊江村等と連携して、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、オスプレイについての御質問の中の、オスプレイの事故等、配備撤回及び飛行禁止についてお答えします。3の(1)と3の(3)は関連しますので一括してお答えします。

平成24年10月にオスプレイが普天間飛行場に配備されて以降、県が把握している事故は部品落下等の5件であります。県外では、昨年5月にハワイ州で2名

が死亡する事故が発生したほか、試作や生産初期の段階において、墜落事故により30人以上が死亡しております。政府は、オスプレイの安全性は確認されているとの見解を出しておりますが、県としては、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭されていないと考えております。

県としては、建白書に基づき、オスプレイの配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、オスプレイのエンジン・フィルター・システムの改良が提言されたことについてお答えいたします。

米太平洋海兵隊のプレスリリースによると、事故調査は、昨年5月ハワイ州での事故に関して、オスプレイのエンジン・フィルター・システムの改良を提言したとのことであります。日米両政府においては、事故後の対応について、丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、海兵隊の撤退と嘉手納基地の撤去を求めることについての御質問の中の、海兵隊の撤退と嘉手納飛行場の撤去についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進める」こととしております。その実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

嘉手納飛行場については、引き続き関係市町村や軍転協等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、消防防災ヘリ導入への知事の決断についての御質問の中の、消防防災ヘリ導入の検討についてお答えいたします。5の(1)と5の(2)は関連しますので一括してお答えします。

大規模な地震等が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等の迅速な対応に消防防災ヘリコプターが果たす役割は大きいと考えております。消防防災ヘリの整備については、他県の事例においては、機体購入費及び維持管理費は県の負担、航空隊員の人件費は市町村の負担となるため、財政負担が大きな課題となります。現在、各消防本部及び市町村を対象とした消防防災ヘリ

導入の可否や運用事例等に関するアンケート調査を実施しているところです。

今後、調査結果を踏まえ、消防防災ヘリ導入に向け、関係機関で構成する検討会を設置し、各市町村の意向を踏まえた上で消防防災ヘリの発注形態も含めた検討を行ってまいります。

次に、不発弾問題についての御質問の中の、不発弾処理の国の責任と不発弾対策条例についてお答えします。9の(1)と9の(2)は関連しますので一括してお答えします。

不発弾処理に関しては、戦後処理の一環として、基本的には、国の責任で処理すべきものであります。

県としましては、機会あるごとに関係大臣に対し、国直轄の事業化等の要請を行っているところであり、引き続き国の責任において早期処理を図るよう求めてまいります。

不発弾に関する条例については、過去に議論されたと聞いており、議員提案がなされた場合には、執行部としても条例の趣旨や関係法令等との整合性等を検討しながら協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 首里城の県への管理移転についての御質問の中の、首里城を県に管理移管する意義と県の決意についての御質問にお答えいたします。

沖縄文化の象徴である首里城は、県民の誇りであり、その管理が県に移管されることは、当該施設を活用した観光・文化施策を主体的に進めることができることから、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。

県は、現在、国等と移管に向けて調整を行っているところであり、平成30年度末の円滑な管理移管に向けて鋭意取り組んでまいります。

同じく管理移管を推進する体制強化についての御質問にお答えいたします。

首里城の管理移管に際しては、範囲、権限、管理体制、運営のあり方など、検討、調整、整理すべき内容が多くあります。また、沖縄美ら海水族館等の管理移管についても、同様に、望ましい管理体制などを国等と調整しているところであり、数多くの課題を整理し、県の要望を実現するためにも、専従職員の配置が必要であります。

土木建築部としては、体制を強化して、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 泡瀬干潟の自然環境保護についての質問の中の、鳥獣保護区の指定、ラムサール条約への登録推進についてお答えします。

ラムサール条約の登録には、鳥獣保護区の指定に加え、湿地の重要性の国際基準を満たすこと、地元住民などから登録への賛意が得られることという3つの条件が必要であります。

県としましては、今年度策定する第12次鳥獣保護管理事業計画に泡瀬干潟の鳥獣保護区への指定を位置づけることとしており、沖縄市など地元自治体へ働きかけを行っているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） モノレール、バスなど公共交通の高齢者お出かけ支援制度の創設についてお答えいたします。

県では、人に優しい交通手段を確保するため、公共交通機関の整備及び利用促進に取り組むとともに、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るほか、ノンステップバスの導入等、全ての利用者に配慮した移動手段の確保に取り組んでおります。また、バス事業者においても、高齢者等運転免許返納者に対する割引を実施しております。

県としましては、高齢者等の公共交通利用促進に向け、関係機関等と協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 浦添・具志川職業訓練校の自動車科の存続についての、職業訓練校の役割とこれまで果たしてきた成果についてにお答えいたします。

職業能力開発校の役割は、地域産業を支える若年技能者の育成、離転職者に対する雇用のセーフティネット機能としての職業訓練、県内産業の振興に必要とされる在職者の能力向上を図る職業訓練、障害者に対する職業訓練の実施等により、職業に必要な知識・技能を習得させ、職業の安定と地位の向上を図ることです。職業能力開発校が現在地に開校して以降、平成27年度末までに施設内訓練修了生計2万1488名、平成18年度から平成27年度までに委託訓練修了生計

1万669名を社会に送り出しております。

次に、職業能力開発校における自動車整備科の存続についてにお答えいたします。

具志川・浦添両校に設置されている自動車整備科につきましては、具志川校へ統合し、浦添校の自動車整備科は、訓練生の募集を平成29年度をもって終了することとしております。これに伴い、職業訓練指導員や訓練機材等の集約・再配置及び民間専修学校との重複緩和を図るなどの観点から、現在の定員を45名から20名にすることとしております。しかしながら、直近3年間における自動車整備科の応募倍率が2.3倍から2.9倍、就職率が91.2%から100%と高いこと、業界団体等からの要望もあることから、自動車整備科の定員の見直し等について、今後、業界団体等と意見交換を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それでは、後半部分から再質問させていただきます。

まず、職業訓練校の自動車科の問題で、ぜひこれは担当副知事にお伺いしたいんですけれども、今の答弁で募集を終了するというのがあったり、あるいは今後検討するというのがあるんだけれども、ここは先ほど答弁があったように、競争率2倍、就職率100%、こんなにすごいところを廃止するということは、私は、翁長県政の貧困対策、雇用対策、経済対策と相入れないものだと思います。しっかりとこの自動車科は存続させて定員45名、これは維持すべきだと思いますが、先ほどの答弁はそういうことで理解していいんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） お答えいたします。

職業能力開発というのは、大変大事なことでございまして、その開発によって地域や経済の産業発展につながることで、これは大変大事なことであります。そういう中で、今お話のありました職業能力開発校の自動車整備科を再来年、平成30年からというふうな計画ではございますけれども、おっしゃるように整備科の応募倍率が2.3倍から2.9倍、就職率が91.2%から100%ということは、とても大変な数字だと思います。

せんだって、知事会で東京で聞いたんですけれども、東京一極集中から地域のそういう理工系とか技術とか、そういうのは地域で頑張ってもらおうと、教育を受けてもらおうという決議がされました。そういう意味では、こういう今おっしゃるような部分は大変

大事なことでありますので、29年度はこのとおりでやっていきますけれども、次の年度も関係者と相談しながら議員のおっしゃる存続をさせていく、その方向で検討できるようにしたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ、これ私は29年度も引き続き募集をやっていただきたいと、そして存続させてください。

次に、不発弾について、これ知事にお尋ねしますけれども、不発弾、私たち内閣府へこの前、交渉に行ったんです。びっくりしました。内閣府の担当参事官が、沖縄は恵まれているんですよ、10分の9の補助があるんですよと言ったんです。僕はこれを聞いて、本当にとんでもない発言だと。沖縄の戦争の歴史を話して、これは戦争を起こした国の責任で当然やるべきだと、100%国がやるのが当たり前だというふうに私は反論してきました。知事もことしの議会で、いつまで不発弾の話をするんだと、戦争の話をするんだということを言われたことがあるということを答弁して、歴史が風化してしまうというようなことを言っていますけれども、あと70年、80年かかるわけですから、風化させないためにも、やっぱり時限立法じゃなくて恒久法を国に求めていくと、そして県でもしっかり条例つくるということが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

今、不発弾処理事業、これの根拠法令ですが、沖縄振興特別措置法の附則の5条の2で行っております。

議員御案内のように、当該沖縄振興特別措置法は、時限立法でございます。そういったことから、不発弾問題を風化させないということ、それから不発弾の対策というのは、本来国の責任においてやるべきものということです。今後、国に対しましては、不発弾に関する恒久法の制定を求めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、消防防災ヘリについて、先ほど市町村と協議しているということを言っています。私、市町村いろいろ聞きましたけれども、県にはぜひ先頭になってやってほしいという、みんな前向きなんです。私、議員に当選して最初の議会で提案しているこの防災ヘリだったんで、あれから8年たちました。あのときも佐賀県やっていませんでしたけれども、ことし佐賀県知事が決断をして佐賀は動き出して、もう残されるのは沖縄だけになるんです。市町村がやって

ほしいと思っている、陳情も出されている。そういう意味では、知事、これは大きな財政もかかるんで、知事の決断が必要だと思うので、ぜひ消防防災ヘリを県としては導入に全面的に頑張っていくということで、ぜひお願いします。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

確かに、災害、最近はこの災害についてあちらこちらで今真剣に取り組まれているところでありますので、防災ヘリにつきましては、全国でまだ沖縄県だけが取り入れてないということも事実でありますから、そういうことを踏まえまして、取り入れる、購入に向けて検討してまいりたいと——失礼、購入するカリースするかは、その採用に向けて取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、北部訓練場のオスプレイパッド建設について、これは本当に県民の負担軽減になるのかという点で私は機能強化になると。これはぜひ今非常にこれ明らかにすることが、とても県政上大事だと思いますのでお尋ねしますけれども、まず、公室長、日米地位協定第2条第3項、これについて何と規定されていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

日米地位協定第2条第3項ですが、読み上げます。

「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する」と規定しております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 地位協定には、要らなくなった基地は返さなければならないということを明確に規定されています。そして、この海兵隊、戦略展望2025にはこの北部訓練場の51%について何と書いてありますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基地対策課の仮訳によりますけれども、その25ページには、日本政府へのさらなる土地返還は、今後10年間に実施される予定である。使用に適さない北部訓練場のうち、約51%は日本政府に返還される一方、追加的に訓練に使用可能な土地を可能な場所で開発し、海兵隊太平洋基地の限られた土地を有効活用する、と記載されてございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この皆さんの仮訳ですけれども、使用に適さないという、あるいは使用不可能な土地を返すということ書いてあるんです。公室長、まさにこれは日米地位協定という必要でなくなったときはいつでも返さなければならないという日米地位協定に当たるということをも米軍が認めているということなんです。不可能なもの。ですから、これは、地位協定に反するんじゃないですか、かわりの基地をよこせというのは。どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） この件につきまして、平成28年11月18日、政府答弁書がございまして、それによりますと、北部訓練場は返還される部分も含め、実際に在日米軍によって使用されてきており、返還される部分が在日米軍の訓練にとって使用不可能な施設であるとは認識していないというような答弁がなされております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 とにかく使用不可能なものを返すかわりに新たな基地をつくれというのは、本当に理不尽だということを私たちは知らなければならないと思います。

そして、その6カ所の着陸帯、これ日本政府の税金で建設していると思いますが、幾らかかっているんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ただいまの御質問の費用につきまして、現在沖縄防衛局へ照会しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この金額も明らかになっていないという、本当に大変な実態があります。

それで、知事、知事は安保条約は必要だという立場だと常に言っていますが、この安保条約には、日本と極東の安全を守るためにということが書かれていると思うんですが、公室長いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 議員の今の御質問は、安全保障条約第6条の部分だと思います。読み上げます。

「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」と規定されております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この日本と極東の安全を守るということなんだけれども、実際沖縄から海兵隊がイラクやアフガニスタンに出撃しています。このイラク、アフガニスタンというのは、極東ですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） これも政府の見解ですが、極東につきましては、地理学上、正確に確定されたものではないとしながらも、大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって——これは極東のことですが、韓国及び台湾地域もこれに含まれているとしております。これによりますと、イラクは極東には含まれていないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 中東ですよ、そこに安保条約を逸脱して出撃していつていると。

そして、北部訓練場で最近、東村の村議団が調査に入ったときに、この米軍の中尉が米本国への麻薬密輸対策の訓練を実施しているということを明らかにしています。私は、直接その村議から聞きました。アメリカ本国も極東の範囲ですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほど申し上げましたように、6条でいう極東といいますは、フィリピン以北並びに日本及びその周辺地域ということですので、いわゆるアメリカ本土は含まれていないというふうに考えます。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このように、どんどんどんどん世界中に広がっていつているわけですよ。

そして、この米軍のジャングル訓練、沖縄の北部訓練場のかつてはパナマにジャングル訓練場があったそうです。今はパナマは廃止されて、米軍は唯一この沖縄の北部訓練場がジャングル訓練場だと言っていますけれども、県は承知していますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 在日米海兵隊のホームページによりますと、北部訓練場は、沖縄本島最北端の国頭村と東村にまたがる米国海兵隊施設で森林地帯で形成されるアメリカ国防総省唯一のジャングル訓練施設ですと記載されてございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 パナマが廃止されてこの沖縄だけになっているんです。だから、全部世界中から沖縄にやってくるというこういう構図になっています。98

年に米軍内部では、この北部訓練場の名前を呼ぶのをやめて、かわりにジャングル戦闘訓練センターということに名称を変えたと言われています。ノーザン トレーニング エリアから、ジャングル ウォーフェア トレーニング センターに変わっているといひます。

そこでは98年から東南アジアと中南米での襲撃訓練、麻薬製造施設襲撃訓練、この訓練が行われているというんです。ここに、99年1月から2000年3月まで放送されたNHKの「隣人」の素顔」というのがあります。（資料を掲示） 「フェンスの内側から見た米軍基地」という本があります。これは、NHKのカメラが中に入って取材して、そこの責任者を取材して構成したもので、非常にリアルなものです。ここでは、このジャングル戦闘訓練について、こう書かれています。鬱蒼としたジャングルの中に第3世界という村をつくって——5カ所つくってあるそうです、5カ所、そしてそこで案内したジョン・ケリーという大尉が、東南アジアや中南米の村をモデルに98年の暮れに完成した訓練施設だ。第3世界の村と呼ばれている。ジャングル戦闘訓練センターに同じような施設が5カ所設けられているが、この村が一番大きい。小隊の襲撃訓練には最高の場所だ。武器や麻薬の製造施設という想定で、村を襲撃し、武器や麻薬の隠し場所を探す訓練も行えると、まさに中南米での訓練まで行われていると。そういったことは、承知していますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今の件につきましては、議員から御説明を受けまして初めて知りました。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、この沖縄の海兵隊の基地がこのように極東の安全を守るどころか、全世界を相手にした出撃基地になっています。オスプレイのつり下げ訓練やりたい放題です。こういうのは見過ごせないと思います。

平成17年3月30日に当時の稲嶺恵一知事が、イラクに出撃していった海兵隊が戻ってくるときに、沖縄に戻ってくると。イラクに派遣された部隊が沖縄に帰還しないよう、改めて強く求めているという、米軍と政府に抗議声明を出したんです。そして、稲嶺知事は、都市型戦闘訓練、キャンプ・ハンセンでの都市型戦闘施設にもきっぱりと反対して、子供たちの命を守るために全力を尽くすんだということをあの稲嶺知事も抗議の声明を出している。そういう意味では、このような世界を股にかけた出撃基地は、やっぱり知事としては容認できないんじゃないですか。どうですか、

知事。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

標的の村ですか、あの映像の中にもベトナム等を想定して、あそこの近くに住む人たちに日給を上げて、将校が山の上から椅子に座ってその訓練を見ている様子がありました。私は、中谷防衛大臣とフリーに三、四回議論しておりますけれども、そのうちの2回に中谷防衛大臣が南シナ海と中東も視野に入ると、直接お話をしておりました。ですから、日米安保体制含め、そういったものがいわゆる法律的な、あるいはまたいろんな規定の中で、しっかりと変えていくわけではなくて、ただ言葉の中にそういったものも含めて抑止力になるんだというような話をされますと、これはいかなものかという反論もしてあります。2回ともですね。そんなもので沖縄にいろんなものを持ってこられても困るという話はしておりますので、これからもうこういう事実上の話があったこと等をもとにして、また私なりに行動していきたいなと思っております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、伊江島での基地の拡張工事、これもすごいものです。

公室長、この強襲揚陸艦の甲板と同じようなものをつくっていますけれども、どれぐらいの拡張の規模になっていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

沖縄防衛局によりますと、今回の伊江島補助飛行場における改修工事では、既存の模擬強襲揚陸艦甲板LHDデッキについて、面積を約5万4000平方メートルから約10万7000平方メートルに拡充するとのこととあります。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それと、先ほど示したこの海兵隊の戦略展望2025にMV22の訓練場拡張についての記述がありますが、何て書いてありますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時14分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

これも基地対策課の仮訳になりますけれども、米海兵隊太平洋基地は、MV22訓練のさらなる実施を目的に沖縄の着陸帯訓練地域を拡大する予定であると記

載されております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、沖縄のMV22の着陸帯を拡大すると書いてあるんですよ。

そして、公室長、CV22はどこに配備されますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） この配備先につきまして、照会しているところでございますけれども、沖縄防衛局によりますと、29年に我が国に配備されることが公表されているが、沖縄における具体的な運用について米側から説明を受けているわけではないとのことでございます。

○渡久地 修君 いや、だからどこの基地ね。横田でしょう。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 横田——ちょっと済みません、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 失礼しました。

ちょっと先ほどの答弁、撤回させていただきますし、平成27年5月12日に沖縄防衛局から横田基地にCV22オスプレイを2021年までに10機配備するとの連絡を受けてございます。

失礼しました。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 F35戦闘機は、どこに配備されますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 確認いたしましたところ、岩国に配備されるとのことでございます。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この横田に配備されたCV22、そして岩国のF35も沖縄で訓練するということが明らかになっていると思いますが、知っていますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） この件につきまして、まだ具体的に説明を受けてございません。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ここに米軍沖縄伊江島LHD訓練場工事概要という米軍の内部資料があります、米軍の内部資料。ここにMV22に加えてCV22、F35が使用する飛行場をつくるということが書かれているんですよ。これもう明らかです。

そして、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時18分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○渡久地 修君 これは、今まで質問したものを図にしたものです。（資料を掲示） 岩国にF35が配備される、横田にCV22、沖縄にはMV22が配備されています。これは嘉手納基地に来ます。嘉手納基地から高江、辺野古に行きます。それからF35は嘉手納に来て、そこから伊江島に行ったりします。そして、MV22は伊江島、辺野古、高江、ここで訓練を繰り返します。そういうふうに、まさに、負担軽減どころか基地の機能強化なんです。これは、前の議会で明らかにしましたけれども、これに自衛隊が加わるんですよ。これはもう基地の大幅な増強じゃないですか。どうですか知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今、議員から配られた図といいたいでしょうか、岩国からF35が嘉手納に来て、そこでの訓練が伊江島等で行われると、CV22も横田からまた嘉手納のほうに来て、また訓練が高江等で行われるということ、そしてまた自衛隊のオスプレイの訓練ということまでになると、これはやっぱり基地負担の増加になるというふうに言えるのかと考えております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 これは、負担軽減というのは、まやかしですよ。負担の増強、基地の永久固定化になります。だからそこは、しっかりつかまないといけないと思います。

それで、このオスプレイですけども、先ほど答弁ありましたハワイでの墜落、それについて調査委員会ではフィルターに欠陥がある、詰まるということで変えなさいという勧告を出しているんですけども、今、沖縄で飛んでいるオスプレイはこれ改良されていますか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今の時点で県のほうに、改良されているとか、また安全性についての政府の説明は、十分納得いくような説明はまだ受けてはございません。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 オスプレイの欠陥については、公室長、一番大きな欠陥がオートローテーション機能の欠如、それからボルテックス・リング・ステート状態に陥ってしまうというようなことがありますけれども、これはそうですね。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 私のほうの手元にある資料、MV22オスプレイのオートローテーションについて防衛省の説明ですが、機能自体は保持されているし、降下率は他の回転翼機よりも高いというような説明がございます。ただ、いろいろな事故、先ほど答弁いたしましたけれども、事故等があるということで、この点につきましては、県民の不安は払拭されていないということでございます。その点について、県は政府に対して説明を求めているところです。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 オートローテーション機能というのは、万が一エンジンがとまったら、この落下する揚力で回転して、機体を支えて、軟着陸する装置なんです。これがオスプレイにはないよということを私たちは指摘してきました。このハワイでの事故は、本当にエンジンがとまってばんと落ちたんですよね。これはオートローテーション機能がないということの証明じゃないですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今のおっしゃったような議論は、私も何度か議論してございます。やはりこのオートローテーション機能の政府の説明によると、求められる場面はほとんど想定されずというようなことなんです、やはりここがそういったものがないということで、やはり一気に事故につながっているという事態はあるのだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この図を見てわかるとおり、オスプレイ、現実に配備されました。激しい訓練が行われています。この宜野座村の城原地区、物資をつり下げて飛んでいます。（資料を掲示） 本当に危険、読谷村での棚原隆子ちゃん事件のことが思い出されるよう

な、本当に危険な状況がやられています。高江でも大変な状況が続いています。伊江島でも続いています。私たち県議団、全部これ調査してきました。そういう意味で、さらにC V22、F35が来ると、基地の永久固定化になると、これはもう断じて許さないと、知事、その決意でやっていただきたいんです。このオスプレイの——知事はオスプレイ配備撤回を求めていると、これで収れんされていくと言っていましたけれども、この宜野座村の城原地区、本当にあそこの隣の人、大変苦しんでいますよ。高江の住民も大変です。伊江島も大変です。この3カ所、オスプレイの訓練の実態、それから騒音の実態、こういうひどい実態を直接、区長さんなり住民の皆さんなりから聞いて、本当に県として、しっかりとした対応を行うと、知事としての決意をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私は、オスプレイ配備撤回ということで、しっかり今動いているわけですが、その理由の中に、やはり一つオートローテーション機能ですね、どの本を読みましても、実地訓練をしたことがないと、機能はあるけれどもシミュレーションでしかできないと。要するにまだ危ないというわけですね。ですから本当に機能があるかどうかわからない上に、あったとしても直接の実地訓練をやったことがないという資料を読んだことがあります。

それから、新辺野古基地をつくらせないという場合でも、森本防衛大臣のときに、そのオスプレイを沖縄に配備するかしないかわからないというときに、新辺野古基地は100機ほどオスプレイだけの基地になるということで、もう20年ぐらい前から計画をされていると。ですから、普天間が世界一危険だから移すのではなくて、向こうには100機のオスプレイが入らない上に、あの高圧が大変なものであるんで耐えられない。だから新しい基地でないとそのオスプレイの機能は発揮できないというようなもの等も本のほうに書いてありまして、これはオスプレイが沖縄に配備される1年ぐらい前にしっかり書かれているわけです。その防衛の専門家がそこまで書いた後に、オスプレイが来ない来ないと言っていた、防衛省が来ない来ないと言っていたときに、いや、12年に10機、13年に12機が配備されますよというのも、この本に書いてあるんです。ですから、そういうことを考えましても、今のオスプレイの問題に関しましては、大変なものがあろうかと思います。これは全てにかかわってきますので、それぞれ今この図でもそうありますが、やはりあのオスプレイがこの沖縄を拠点にして、それを100

機以上来るということもはっきりしているようでありますから、こればかりはやっぱりやめてもらいたいというふうにも思っているわけです。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、ぜひこれは基地の固定化、固定化につながりますから、ぜひその立場で、知事、全力で頑張ってくださいと、よろしく、頑張ってください。私たちもしっかり支えていきます。

終わります。

○議長（新里米吉君） 15分間休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時40分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた選挙管理委員会委員長当山尚幸君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として選挙管理委員会委員嘉陽安昭君の出席を求めました。

○議長（新里米吉君） 休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 一般質問を行います。

1 番、知事の政治姿勢について。

(1)、S A C O 最終報告で、北部訓練場の部分返還とヘリパッド移設を合意した際には、米海兵隊の輸送機MV22オスプレイの運用計画が伏せられていたことについて知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

平成18年衆議院安全保障委員会の政府参考人答弁によりますと、オスプレイの問題について、S A C O 時点でも米側として日本にオスプレイを配備する計画はないということで確認しているということでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今議会でも、こういうS A C O の着実な推進というのが負担軽減という答弁をされていますが、そもそも知事もオスプレイを反対している中で、こういう計画が伏せられていたということは、私たちからすると、県民に対する裏切りだと思いますけれども、県の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 現実問題として、当初S A C O の時点が入ってなかったオスプレイが、環境影響評価を受けることもなく上空を飛び交っている

わけでございます。そういったことからしても、沖縄県としては、オスプレイ反対、配備撤回を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私が聞いているのは、これは裏切り行為だと私は認識していますけれども、県の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたけれども、その政府参考人意見では、配備に対する計画はないということで確認しているということですが、現実問題として、そういった飛び交っているということ。これをもって、県民に対する裏切りというふうに表現するかどうかということですが、基本的には、そういった現実があるわけですから、我々としては、どうしてそういったことになったのか、それはやはり政府に対しては、いつも疑問を呈しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今の答弁の、どうしてそうなったのかということを確認しているということについて、政府は何ておっしゃっていますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ただいま私が答弁したような形を繰り返すのみでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうすると、このオスプレイの運用計画が伏せられていたということは、日本政府に問題があるのか、米政府に問題があるのか、両方に問題があるのか、どうお考えですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 我々さまざまなところでいろいろ意見交換もするわけですが、現実問題として、当初ＳＡＣＯ合意事案にはなかったものについて、一方は、米側からは計画はないという説明をし、実際問題として飛んでいる。

今、議員から御指摘のように、じゃどこに問題があったかということですが、やはり私どもからすると、実際問題として、これはあくまでも私の個人的な推測ですが、米側は説明していたのではないかなというようなことを感じているわけでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうすると、そもそも県として、これＳＡＣＯ合意は、今県政としてこれは合意を認めているわけですね。その中で、このオスプレイの問題は、問題として出ているわけですよ。このオスプレイ

は伏せられていたと。今議会でも、実はあれは約束にはなかったよと、それを確認するべきじゃないかと僕は聞いているわけです。今、臆測の話を聞いているんじゃない。明確に、これ臆測の話をされると混乱します。だから、どこが問題かと、日本政府なのか、米政府なのか、両方でそれを伏せたのかということを明確に聞いていかないと、私は県民は納得いかないと思います。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

今、県議から御指摘のように、どこに問題があるかということは、県としてもはっきりわからないわけですから、今後防衛局関係にこの質問をやっていきいたいと思っております。そして、どこがどういう形になったかということをつかえた時点で、また報告したいと思っております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひこういう県民の生活にかかわる問題ですから、聞くことを何か遠慮する必要はないと僕は思います。それは伏せられていたということだから、明確になぜ伏せられているのかということも、これ今後も予想されるわけです。さきの知事の答弁で、将来オスプレイが100機になるかもしれないとか、そういう計画があるんだったら、それも明確に聞いたほうがいいと思います。今後、北部に100機ぐらい飛ぶ予定は皆さんあるんですかと、ストレートに聞いたらどうですか、どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県は、オスプレイの配備撤回、反対を求めているわけでございますけれども、オスプレイの今後の運用等については、やはり住民生活等にも関係してございますので、そういったさまざまな観点から、県としては、沖縄防衛局とは意見交換をしまいたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ですから、私はきょう最後なので、この何日間かの議論を聞いた上で聞いているんです。こういうオスプレイが当初計画に伏せられていたというのは、大きな問題だと私は思っていて、ここに来て、つり下げで訓練しているということで、言うことも聞かない。もうやりたい放題なんです。やりたい放題のこの運用について、抗議はしているけれども飛んではいるわけです。訓練しているんです。だから、そもそもオスプレイというのは、今後県民、これは与野党問わず、みんな反対だと思いますよ。だから、そこは堂々と、今のつり下げ訓練も含めて、将来にわたっ

て私たち県サイドでは、将来100機も飛ぶんじゃないかと懸念していますけれども、そういうことあるんですかということを聞いたほうがいいんじゃないですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） オスプレイ、現在24機が普天間飛行場に配備されているわけですが、私の今知っている時点で、オスプレイの機数をさらにふやすというようなことは、まだ聞いたことはありません。ただ、やはり先ほども答弁いたしましたように、訓練等によって高江ですとか、宜野座の城原区とかいろんな抗議の声といいたしましょうか、上がっているのも事実でございます。そういった観点から、オスプレイの運用等含めて、今議員がおっしゃった機数についても、その際に確認をしてみたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひそういうことも堂々と聞いてもらって、政府が、いや、そんな計画ありませんよというんだったらないで、あるんだったらあるで、それはまた県民が、こんな100機なんか来たときにどうなるかという議論をやっぱりやらないといけないと思います。結果、今オスプレイ来ないと言って、来ているわけです。飛んでいる。物もつり下げて飛んでいる。もうやりたい放題。だから、遠慮しないで、そういう情報が来たらすぐ確認をするという体制を僕は持ったほうがいいと思いますけれども、安慶田副知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

オスプレイにつきましては、建白書でも全部で、要するに反対ということで決議しております。そういう意味からして、翁長県政もオスプレイの配備反対でございますから、SACO合意になかったオスプレイが現に今配置されて、しかもこれは、高江で飛んでいるということになりますと、宜野座でも飛んでいるとなりますと、今後どういうことになるかという意味では、反対という立場から、今後どうなるかということをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひお願いします。

それに、そうであるならば、(2)番の質問になりますけれども、SACO合意そのものを再検証するべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

やはり今議員からありました、そして安慶田副知事からもありましたけれども、北部訓練場については、SACO合意には含まれていなかったオスプレイが環境影響評価を行うこともなく飛び交っているわけでございます。一方でまた、この北部訓練場以外のまだ返還されていない施設につきましては、米軍再編事案として返還されることとなっておりますけれども、返還時期は明確ではありません。こういったことから、県は、先月行われました第4回和解条項に基づく協議に関する作業部会におきまして、返還スケジュールの米側の協議状況について、国に説明を求めたところでございます。こういったことを一つ一つ丁寧にやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 余りよくわからないんですよ。SACO合意を再検証したほうがいいと思いますよ。それについては、するかしらないか、どうなんですか。求めるか求めないか。私は求めるべきだと思う。どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） まず県は、今のスタンスは、SACO合意事案を着実に実施する必要があるというスタンスを持っております。ただ一方で、SACO合意には含まれていなかったオスプレイが飛ぶ。また、返還時期が明確になっていない、そういったことを含めて、政府に対してはしっかりと説明を求めていく必要があるというふうにお答えしているわけでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今の答弁は、SACO合意事案を着実に進めていくと。SACO合意の中に、今もう実質的にオスプレイ飛んでいるんです。ということは、これはオスプレイを認めるという捉え方になるんですよ。だから、SACOの再検証を求めることがそんなにハードル高いかと僕は聞いているんです。これは明確に求めたほうがいいんじゃないですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） SACOを今現時点で沖縄の基地負担の整理縮小をするということの中では、SACOの合意事案というのを着実に実施するというのは、一つの定められたもの、これしか今ございませんので、これを着実にやるというのは県の姿勢のスタンスとして持っております。ただ、やはりそのSACOの合意事案にも、今のオスプレイの話、先ほど来議論がありましたものとか、それからスケジュールについても明確でないとか、そういったこと

については、しっかりと政府に説明を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私は、本来であつたら、もうSACOの見直しも求めたほうがいいんじゃないかと思っている、個人的に、自分の見解もありますよ。ただ、このSACO合意が結果、オスプレイも含まれている中において、今先ほどオスプレイについては国にしっかりと副知事からも将来どうなるかと確認をするということをおっしゃっていることであれば、SACO合意そのものの再検証をお互いしませんかということは、矛盾しないと思いますよ。SACO合意をもう一回検証しましょうと、再検証していく中で、その中でそれが着実に沖縄の基地負担軽減になるというのであれば、それはそれとして、県民がまたそれを判断するわけです。ただ、今オスプレイがああいうふうに飛んでいる状況の中で、再検証すら求めないということは、私は問題だと思いますけれども、これは部長じゃなくて副知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 再検証ということと、物事は全て検証するというのは大事だと思います、私も。ただ、それと見直しということが同意義に使われているのかいないのか、この辺のところ、私自身も判然としないものですから、先ほど来答弁しているわけですが、やはり当初含まれていなかったオスプレイがなぜこうして飛んでいるのかというようなことは、先ほど来安慶田副知事もありましたけれども、確認する必要があるだろうと。それから、スケジュールについても、しっかり確認する必要があるだろうというようなことは、検証の一環としてでも、こういった意味での検証という意味では、県も求めてまいりたいというふうに答弁しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 わかりました。

そうしたら、別に見直しのことは、これは個人的な意見と言っています。皆さんにそれを求めてはいないんですけれども、再検証ということで、このオスプレイに基づいて、それを再検証するということは、どういう場で皆さんは想定していますか、再検証。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 防衛省等とは、いろんな面で意見交換する場合がございますので、先ほど平成18年の政府参考人答弁等がございますけれども、それと今実際飛んでいる、これをどうしてこのよ

うな状態になっているのかというようなことを一つ一つ確認していく、そういったことからスタートしたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 再検証を求めていくということをおっしゃっているのです、それもしかりと、20年たっているわけですから、いろんな意見もあると思うんですけれども、この契約内容が事実上かわっているということなんですよ、要するに。契約は違っているよと、この契約どうなっているかということを改めてもう一回確認したほうがいいと思います。

続いて(3)番、高江ヘリパッドのオスプレイ運用阻止に向けた県の取り組みをお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

知事は、2年前の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないこと、オスプレイ配備に反対することを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。今後も、辺野古に新基地をつくらせないことを県政の柱とし、県の有するあらゆる手法を用いて取り組むとともに、普天間飛行場の5年以内の運用停止等の実現、また、オスプレイの県外配備の実現に向けて取り組んでまいります。それによりまして、東村高江周辺のヘリコプター着陸帯の存在価値は失われ、この問題は収められていくものと考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今回の高江のヘリパッドで、この北部訓練場の返還、知事もなかなかこれについては反対しにくいと、それも理解できます。ただ、現にオスプレイが飛んでいます。今後、ヘリパッドができると、もっと飛ぶということも予想される中において、容認できないという答弁ではあるんですけれども、結果、さっき言ったオスプレイ何機になるかということも含めて、オスプレイが今のルールも守らない、つり下げで飛ぶ事態が続いている。そういうことが、県民生活にもう既に影響が出て、もっと影響が出てきたときに、この容認できないという姿勢では、私は、もうここはいよいよ、このSACOの問題も含めて、県民が本当に苦しい状況に追い込まれていったときに、皆さんはどうしても立場があってバランスもとらないといけないということは重々理解できるけれども、結局向こう側が約束を守ってこない中において、高江については、やはり県サイドは県民の生活、命も守っていかないといけないという立場からすると、これは県民にわかりやすく対応していくべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） やはり全て整合性を持って横一線に反対というようなことがなかなか言いづらい部分もございますけれども、やはり県としては、容認できないという言葉でこの問題を、今の県政としては判断しているわけでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 さっき言ったＳＡＣＯの話も絡んできますけれども、結局このＳＡＣＯの着実な推進の答弁もされています。それは、負担軽減になるという判断も、私はそれはいいと思っています。ただ現にオスプレイが飛んでいます。影響が出ています。その中において、じゃ反対とはなかなか言えない、容認できないという言葉にしている。でも、反対という言葉を使ったときに、北部訓練場は返されないということを皆さん想定しているんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 北部訓練場4000ヘクタールの返還に異議を唱えにくいという実態はございます。ただやはり、ここでオスプレイが環境影響評価もなく飛び交っている、それからその建設の過程の段階で、県民にしっかり説明をするという中で、ある意味強行に工事がなされてきた。こういったことをいろいろ考えた場合には、容認できない状態が続いたと、政府のそういった姿勢がですね。そういったことで、県としては、北部訓練場のこういうやり方については容認できないということでいつも説明をしているところでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 要は、北部訓練場の返還も理解できます。それは、負担軽減になるでしょう。しかし、オスプレイは想定外ですねと。でもオスプレイは飛んでいますよねと。これからもっと飛んでいったときに、いよいよ知事、三役も含め、皆さんは、じゃ容認できないというトーンでいいのかという話になるんですよ。もともとルールが違うよと、オスプレイ飛んでいるじゃないかと。なので、ヘリパッドについては反対させてもらいますと。そのときに、果たして北部訓練場は、じゃそれだったら、北部訓練場はもう返しませんということを政府が言うかどうかを確認したらいけないじゃないですか。どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 北部訓練場は、もう返還が22日に決まっているわけでございます。県は、これまで反対とは言っていない、ただ、やり方が強引だと。また、オスプレイが予想されているという

ことで、容認できないという発言をしている。知事は、辺野古新基地反対。そこでの駐留が予定されている、駐機が予定されているオスプレイが、辺野古新基地ができなければ、そこに駐機できなくなる。そういった中で、高江のほうにオスプレイが飛ばなくなって、オスプレイ反対としていた高江の北部訓練場も、機能が、価値が失われていく。そういったことで、収れんされていくということをこれまでも説明しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 私は、これは聞いていますよ。理解はできます。ただ、私は、それでもオスプレイは飛び続ける。今の日米両政府が、ああそうですか、それは飛ばしませんよということを到底言うわけがないと思っているんですよ。それでも飛び続けたときに、皆さんはそういうことを私は容認できない、明確に反対していない。しかし、オスプレイは飛んでいますよねと。飛んでいたときに、いよいよ、じゃ、もう容認できないという態度から、もう反対しますということが、結局相手がいることですから、反対したときに、じゃ政府が、皆さん、今までＳＡＣＯ合意は容認してきたのに、今さら反対、高江反対するんだったら、もう北部は飛ばしませんよと向こうが言うんだったら、ぜひ言わせたらいいじゃないですか。堂々と。どうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県は、従来オスプレイの配備反対ということも一貫して主張しているわけでございます。そういった中で、また一方で、辺野古に新基地はつくらせないということです。そういった形でやると、東村高江周辺のヘリコプター着陸帯の存在価値は失われていくと。この問題は収れんされるということでございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これとても大事な部分だと思いますよ。オスプレイがそれでも飛び続けていくというときには、結局政府はルールを守らない。こちら県サイドは、ＳＡＣＯの合意は、それは理解しますと。着実にそれは負担軽減だということはわかりますよ。しかし、それでもオスプレイが飛び続けていって、県民がいよいよ厳しくなったときには、容認できないという、そんなよくわからない状況では厳しいと思います。副知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

先ほどから答えているように、オスプレイのもの

と、それから北部訓練場の訓練場と、ちょっと容認と反対と、はっきりオスプレイについては反対だと、そして配備反対だと言っていますから、それを御理解いただきたいと思います。

私たちは、オスプレイについて容認と言っているわけではありませんし、SACO合意によって、北部の過半の返還が来るので、これが整理縮小になるので、それは反対できないと知事は言っています。それで、それに異議を唱えることは難しいという話をしている、だからといって、今現在、SACO合意のときにはなかったオスプレイが、環境レビュー調査もしないで飛んでいるというこの行為については許されないと。だから反対だと、オスプレイは配備反対だとはっきり言っているわけですから、オスプレイがこれ以上飛んでいるということは、我々は、知事は公約として、あるいはまた、沖縄県民は建白書でオスプレイ反対を全部言っているわけですから、それについてははっきり反対だということです。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これは、全くそのとおりだと思います。だから、なおさら、これを、このオスプレイを反対、明確に反対、建白書に示されている。しかし、そのオスプレイに反対と言いながら、これをヘリパッドがオスプレイ、実質的に専用になったときには、私は明確に県の姿勢を示していく時期は必ず来ると思っておりますので、そのあたりはしっかりとさせていただきたいと思っています。

続いて、海兵隊の必要性について、知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

在沖海兵隊につきまして、県は、防衛省より示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について2度の質問を行い、回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分でなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。このため、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転は、確実に実施されなければならないと考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ことしの4月28日午後8時ごろ、うるま市の二十の女性が、ウォーキングに出発して、

午後10時ごろ、自宅から4キロほど離れた工場地帯で、米海兵隊軍属の男に棒で殴られ、首を絞められ、刃物で刺され等の暴行を受け、殺害されました。この許されない痛ましい事件は、ことし起きたことなんです。

今、年末、この時期になっている中で、私たちは、時間が経過していくと、もしかするとそれがまた風化されていくということはあってはならないと考えております。多くの県民が、米海兵隊の撤退も含め、県議会も全会一致で撤退を求めているわけでございます。日米同盟、日米安保を認める翁長知事には、私は理解を示すが、この海兵隊のあり方について、さっき2回ほど照会をしたと、公室長はおっしゃっておりますが、本気でこの米海兵隊が必要かどうかという検証は、私はやるべきだと思います。こういう事件・事故が全然減らない。私たち沖縄県民の子供や女性が何度も被害に遭っております。米海兵隊が沖縄にいないといけないということを、沖縄県として容認、それはもう仕方がないという判断なのか。いやいや違うと、米海兵隊は沖縄になくてもいいんじゃないかということ県サイドから検証して訴えていく時期に来ていると私は思います。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたように、米海兵隊の存在意義については、県も2度にわたって説明を求めていますけれども、抑止力とかそういった形の説明に終始していて、沖縄県としては、それについて到底納得できないという形でございます。我々、この海兵隊の、9000人のグアムを含む国外移転というものを、これをまず確実に実施していただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 公室長はこの答弁が精いっぱいだと思います。なかなか県政、いろいろ厳しい、与党からも野党からもいっぱい言われて大変かもしれないんですけれども、私は、海兵隊が本当に必要かどうかということの本気で検証したほうがいいと思います。検証して、そうじゃないと、2回照会したから、向こうの言った分でそれでいいのかという話じゃなくて、今結局私たち県民が一番苦しんでいるのは、米海兵隊の事件・事故なんです。現に、このオスプレイの問題もそこに収れんされていると私は思います。ですから、翁長県政の折り返しに入ったこの時期に、これから後半に入っていくに当たって、SACOの再検証と海兵隊の必要性があるかどうかの検証を県政の課題として取り組んだほうがいいと思いますけれども、副知事いか

がですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほど議員から4月の例の痛ましい事件の話がありました。そういったのも受けて、6月19日の県民大会ではこの海兵隊の撤退を求めるような決議文も出ております。こういったことからしても、海兵隊の撤退というのが、やはり県民の思いとして出てくるというのは、私どももよく承知してございます。我々としては、そういったことも十分承知しながら、今現時点においては、この在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施する、それを重要と考えておりまして、今後とも軍転協とも連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうしたら、部長の答弁は大体もうわかりますので、さっき言いましたことしうるま市の事件、20年前、21年前に少女の暴行事件、いろんなことがそれも全部SACO合意の中で来ている中で、結果、今回私が言っているのは、このSACOの再検証とこの海兵隊については、皆さんは辺野古は反対、それからオスプレイも反対。しかし、この海兵隊そのものが本当に沖縄でなければならないということをいろんな方々がいろんな理論を出しています。県として、それが本当に必要かどうかというこのことも含めて、海兵隊反対しなさいと今すぐ言っているんじゃないですよ。本当に沖縄じゃないと運用はできないのかということ、それをやっぱり検証するべきだと思いますけれども、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

今、海兵隊について、沖縄県で必要かどうかというのは、何度も海兵隊について、海兵隊の役割については、これまでも政府に対して、なぜ必要かということ、を申し上げているんですけども、明快なる回答が出ておりませんでしたし、また、この間殺人事件に関しまして、そのときに議会の決議も海兵隊の撤退を求めているとありますので、そういう意味からすると、県の姿勢としては、これから海兵隊について、今後、御指摘があるように、海兵隊の役割、これから海兵隊が沖縄にどうして必要かというのは、防衛局並びに関係当局に検証して、あるいは問い合わせしていきたいとそう考えています。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 次、知事訪米時期、目的、要請先、要請内容についてお聞かせください。（発言する者多

し）

○議長（新里米吉君） 静かにしてください。

聞こえませんか。（発言する者あり） 質問者の質問も聞き取りにくいです。静かにしてください。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

知事訪米の時期、目的等ですが、県は、さきの米大統領選挙の結果を受け、トランプ次期大統領宛てに、選挙の勝利にお祝い申し上げるとともに、大統領就任後は、米国と沖縄の関係について話し合う機会をいただきたい旨をお伝えしたところでございます。また、ワシントン事務所を活用し、次期政権の政策や人事などに関する情報収集を行っているところです。

今回の訪米につきましては、米国の状況や普天間飛行場移設問題をめぐるさまざまな状況等を勘案し、時期や活動内容等について検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 (6)、(7)、(8)、(9)、(10)は取り下げます。

2番、土木建築行政について。

国、県発注工事における地元企業の受注状況をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

土木建築部発注工事においては、平成27年度は、発注件数721件、約625億3000万円のうち、県内業者は688件、約532億7000万円を受注しており、県内業者の受注率は件数で95.4%、金額で85.2%となっております。沖縄総合事務局においては、平成27年度は、発注件数254件、約494億1000万円のうち、県内業者は202件、約229億円を受注しており、県内業者の受注率は件数で79.5%、金額で46.3%となっております。沖縄防衛局においては、平成27年度は、発注件数107件、約448億1000万円のうち、県内業者は89件、約265億7000万円を受注しており、県内業者の受注率は件数で83.2%、金額で59.3%となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 部長、件数は今答弁しているように、県内企業が95.4%で、県外が4.6%なんですよ。ただ金額ベースだとぐっと落ちて、県内企業が85.2、県外が14.8。ちなみに、金額ベースだと、平成25年が県内企業が95.2、さらに次、26年度が90.7、その次が85.2と5%ずつ落ちているので、そ

の対策をどう考えますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 土木建築部においては、可能な限り分離・分割発注を行って、地元企業で施工が困難な工事についても、共同企業体方式等を採用して、県内企業の受注機会の確保に努めてきております。しかしながら、今議員御指摘の平成26年度、27年度については、下水道のプラント工事、あるいは都市モノレール建設工事、またWTO案件等大型で技術的に県内企業だけの履行が困難な工事というのが集中しております。そのために、県内企業の受注率が下がってきたというふうに考えております。

WTO案件等については、分離・分割発注を行うとともに、県内企業の受注機会の拡大、これには引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 最後に、我が会派との関連質問で、山内末子県議の代表質問との関連で、自民党が酒税軽減の関係で、いわゆる職域支部の設置を求めているということで、これは私は影響が出るとは思いますけれども、県の見解をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 沖縄県酒類製造業連絡協議会における職域支部設置の影響についてということでございますが、同協議会による職域支部設置につきましては、現在報道のみでしか承知していないことでございます。また、県が意見を申し述べる立場にはないことから、コメントは控えさせていただきたいと思っております。しかしながら、県産酒類は歴史的、文化的な価値を持つとともに、県内イベントや地域行事等に利用され、沖縄を代表する県産品として県民に愛され続けています。

酒類業界におきましては、こうした県民の期待をしっかりと受けとめながら、県民生活の安定と本県経済に貢献できるよう取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 オリオンビールも泡盛も、県民はイデオロギー関係なく愛飲しているわけで、そういうことが起きると、私は影響が出るとは思っています。

ちなみに、大きな一政党、権力ある政党がそういうことを求めるということは、公職選挙法に抵触しないかどうかをお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 選挙管理委員会委員。

○選挙管理委員会委員（嘉陽安昭君） こんにちは。
選挙管理委員会委員の嘉陽でございます。

本日は、委員長が別用務のため本会議に出席できませんことから、私のほうから答弁させていただきたいと存じます。

それでは、ただいまの赤嶺議員からの職域支部の設置と公職選挙法についてでございますけれども、公職選挙法は、選挙に関する基本的事項、諸手続、競争のルールなどを定めたものとなっており、選挙の公正を確保するために、選挙運動の主体、時期、方法等について、一定の制限が設けられております。

御質問の件が同法の規定に抵触するかどうかにつきましては、当委員会にはその実態の調査等の権限がなく、個別具体の事案についての違法性の有無等を判断する立場にもございませんが、同法の罰則規定の構成要件に該当するかどうかにより判断されるものと思われます。いずれにしましても、選挙は民主政治の基盤をなすものであり、同法に基づいて、公明かつ適正に、そして明るくきれいに行われるべきものであると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 オリオンビールも泡盛も、沖縄県民がみんな愛飲して育ててきたブランドだと思っております。これが政治利用されないということを望みます。

以上で終わります。

○議長（新里米吉君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案から甲第6号議案まで及び乙第1号議案から乙第24号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

日程第3 陳情第161号、第163号、第167号、第168号、第173号、第175号及び第178号から第183号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情12件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上審査することにいたしたいと思

ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（新里米吉君） 日程第4 陳情第116号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第116号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。



○議長（新里米吉君） 日程第5 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（新里米吉君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月14日から21日までの8日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月14日から21日までの8日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 新 垣 光 栄

会議録署名議員 新 垣 新

平成28年12月22日

平成28年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成 28 年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成 28 年 12 月 22 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成28年12月22日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案から乙第 4 号議案まで及び乙第 7 号議案から乙第 9 号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 6 号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 乙第 5 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 4 乙第 17 号議案、乙第 21 号議案及び乙第 24 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 5 乙第 18 号議案及び乙第 22 号議案（経済労働委員長報告）
- 第 6 乙第 10 号議案から乙第 16 号議案まで、乙第 19 号議案、乙第 20 号議案及び乙第 23 号議案（土木環境委員長報告）
- 第 7 甲第 1 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 8 甲第 2 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 9 甲第 3 号議案から甲第 6 号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第 10 沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援を求める意見書
- | | | | |
|---|---------|---------|----------------|
| { | 狩俣 信子さん | 新垣 新君 | 提出 議員提出議案第 6 号 |
| | 末松 文信君 | 照屋 守之君 | |
| | 次呂久成崇君 | 亀濱 玲子さん | |
| | 比嘉 京子さん | 平良 昭一君 | |
| | 瑞慶覧 功君 | 西銘 純恵さん | |
| | 金城 泰邦君 | 當間 盛夫君 | |
- 第 11 沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善に関する意見書
- | | | | |
|---|---------|---------|----------------|
| { | 狩俣 信子さん | 新垣 新君 | 提出 議員提出議案第 7 号 |
| | 末松 文信君 | 照屋 守之君 | |
| | 次呂久成崇君 | 亀濱 玲子さん | |
| | 比嘉 京子さん | 平良 昭一君 | |
| | 瑞慶覧 功君 | 西銘 純恵さん | |
| | 金城 泰邦君 | 當間 盛夫君 | |
- 第 12 受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書
- | | | | |
|---|---------|--------|----------------|
| { | 座喜味一幸君 | 西銘啓史郎君 | 提出 議員提出議案第 1 号 |
| | 新垣 新君 | 座波 一君 | |
| | 山川 典二君 | 花城 大輔君 | |
| | 又吉 清義君 | 末松 文信君 | |
| | 砂川 利勝君 | 具志堅 透君 | |
| | 島袋 大君 | 中川 京貴君 | |
| | 照屋 守之君 | 仲田 弘毅君 | |
| | 翁長 政俊君 | 次呂久成崇君 | |
| | 亀濱 玲子さん | 照屋 大河君 | |
| | 平良 昭一君 | 金城 泰邦君 | |
| | 上原 章君 | 金城 勉君 | |

- | | | | |
|--|--------|--------|--|
| | 糸洲 朝則君 | 大城 憲幸君 | |
| | 當間 盛夫君 | | |
- 第13 米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書
- | | | | |
|--|--------|--------|--------------|
| | 末松 文信君 | 西銘啓史郎君 | |
| | 新垣 新君 | 座波 一君 | |
| | 山川 典二君 | 花城 大輔君 | |
| | 又吉 清義君 | 砂川 利勝君 | |
| | 具志堅 透君 | 島袋 大君 | 提出 議員提出議案第2号 |
| | 中川 京貴君 | 座喜味一幸君 | |
| | 照屋 守之君 | 仲田 弘毅君 | |
| | 翁長 政俊君 | | |
- 第14 米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議
- | | | | |
|--|--------|--------|--------------|
| | 末松 文信君 | 西銘啓史郎君 | |
| | 新垣 新君 | 座波 一君 | |
| | 山川 典二君 | 花城 大輔君 | |
| | 又吉 清義君 | 砂川 利勝君 | |
| | 具志堅 透君 | 島袋 大君 | 提出 議員提出議案第3号 |
| | 中川 京貴君 | 座喜味一幸君 | |
| | 照屋 守之君 | 仲田 弘毅君 | |
| | 翁長 政俊君 | | |
- 第15 欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書
- | | | | |
|--|---------|---------|--------------|
| | 親川 敬君 | 次呂久成崇君 | |
| | 宮城 一郎君 | 当山 勝利君 | |
| | 亀濱 玲子さん | 仲村 未央さん | |
| | 照屋 大河君 | 仲宗根 悟君 | |
| | 崎山 嗣幸君 | 狩俣 信子さん | |
| | 比嘉 京子さん | 大城 一馬君 | |
| | 新垣 光栄君 | 平良 昭一君 | 提出 議員提出議案第4号 |
| | 上原 正次君 | 玉城 満君 | |
| | 山内 末子さん | 新垣 清涼君 | |
| | 瑞慶覧 功君 | 赤嶺 昇君 | |
| | 瀬長美佐雄君 | 玉城 武光君 | |
| | 比嘉 瑞己君 | 西銘 純恵さん | |
| | 渡久地 修君 | 嘉陽 宗儀君 | |
- 第16 欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議
- | | | | |
|--|---------|---------|--------------|
| | 親川 敬君 | 次呂久成崇君 | |
| | 宮城 一郎君 | 当山 勝利君 | |
| | 亀濱 玲子さん | 仲村 未央さん | |
| | 照屋 大河君 | 仲宗根 悟君 | |
| | 崎山 嗣幸君 | 狩俣 信子さん | |
| | 比嘉 京子さん | 大城 一馬君 | |
| | 新垣 光栄君 | 平良 昭一君 | 提出 議員提出議案第5号 |
| | 上原 正次君 | 玉城 満君 | |
| | 山内 末子さん | 新垣 清涼君 | |
| | 瑞慶覧 功君 | 赤嶺 昇君 | |
| | 瀬長美佐雄君 | 玉城 武光君 | |

比嘉 瑞己君 西銘 純恵さん
渡久地 修君 嘉陽 宗儀君

第17 請願第8号及び陳情第130号（経済労働委員長報告）

第18 陳情第110号、第112号、第122号、第123号、第136号、第137号、第144号、第149号から第151号まで及び第165号の2（文教厚生委員長報告）

第19 請願第9号（子どもの未来応援特別委員長報告）

第20 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第7号議案から乙第9号議案まで

乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第6号議案

乙第6号議案 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第5号議案

乙第5号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

日程第4 乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案

乙第17号議案 訴えの提起について

乙第21号議案 当せん金付証票の発売について

乙第24号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第5 乙第18号議案及び乙第22号議案

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程第6 乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約について

乙第12号議案 工事請負契約について

乙第13号議案 工事請負契約について

乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 県道の路線の廃止について

日程第7 甲第1号議案

甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）

日程第8 甲第2号議案

甲第2号議案 平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

- 日程第9 甲第3号議案から甲第6号議案まで
- 甲第3号議案 平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第4号議案 平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第5号議案 平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）
- 甲第6号議案 平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援を求める意見書
- 日程第11 沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善に関する意見書
- 日程第12 受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書
- 日程第13 米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書
- 日程第14 米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議
- 日程第15 欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書
- 日程第16 欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議
- 日程第17 請願第8号及び陳情第130号
- 請願第8号 観光客がトイレを探しやすくすることに関する請願
- 陳情第130号 再生可能エネルギー発電設備設置と住環境の調和に関する陳情
- 日程第18 陳情第110号、第112号、第122号、第123号、第136号、第137号、第144号、第149号から第151号まで及び第165号の2
- 陳情第110号 「平和の礎」への朝鮮人犠牲者刻銘に関する陳情
- 陳情第112号 ひきこもり問題に関する陳情
- 陳情第122号 戦没者遺骨のDNA鑑定方法の改善に関する陳情
- 陳情第123号 沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法の改善に関する陳情
- 陳情第136号 子供の医療費窓口無料化（現物給付）の実施を求める陳情
- 陳情第137号 県立沖縄水産高等学校の海洋技術科と専攻科の定員拡大に関する陳情
- 陳情第144号 沖縄県中部医療圏救急病院増床に関する陳情
- 陳情第149号 沖縄県における聴覚障害児の早期教育環境に関する陳情
- 陳情第150号 子供たちの未来を守るための施策を求める陳情
- 陳情第151号 貧困の連鎖を断ち切るための社会保障の充実を求める陳情
- 陳情第165号の2 軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情
- 日程第19 請願第9号
- 請願第9号 「子ども食堂の有償ボランティア雇用への資金援助」に関する請願
- 日程第20 閉会中の継続審査の件

出席議員(48名)									
議長	新里米吉君	11番	座波一君						
副議長	赤嶺昇君	12番	比嘉瑞己君						
1番	瀬長美佐雄君	13番	西銘純恵さん						
2番	玉城武光君	14番	平良昭一君						
3番	親川敬君	15番	上原正次君						
4番	新垣光荣君	16番	当山勝利君						
5番	次呂久成崇君	17番	亀濱玲子さん						
6番	宮城一郎君	18番	當間盛夫君						
7番	大城憲幸君	19番	上原章君						
8番	金城泰邦君	20番	山川典二君						
9番	西銘啓史郎君	21番	花城大輔君						
10番	新垣新君	22番	又吉清義君						

23 番 末 松 文 信 君
 24 番 渡久地 修 君
 25 番 玉 城 満 君
 26 番 山 内 末 子 さん
 27 番 仲 村 未 央 さん
 28 番 照 屋 大 河 君
 29 番 仲宗根 悟 君
 30 番 崎 山 嗣 幸 君
 31 番 金 城 勉 君
 32 番 砂 川 利 勝 君
 33 番 具志堅 透 君
 34 番 島 袋 大 君

35 番 中 川 京 貴 君
 36 番 座喜味 一 幸 君
 37 番 嘉 陽 宗 儀 君
 38 番 新 垣 清 涼 君
 39 番 瑞慶覧 功 君
 41 番 狩 俣 信 子 さん
 42 番 比 嘉 京 子 さん
 43 番 大 城 一 馬 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君
 46 番 照 屋 守 之 君
 47 番 仲 田 弘 毅 君
 48 番 翁 長 政 俊 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 知 念 正 治 君
 次 長 平 田 善 則 君
 議 事 課 長 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐 平 良 潤 君
 主 幹 中 村 守 君
 主 査 川 端 七 生 君

主 事 村 吉 政 則 君
 政 務 調 査 課 長 宮 城 弘 君
 副 参 事 前 田 敦 君
 主 幹 天 久 庸 隆 君
 主 幹 城 間 兼 君
 主 幹 上 原 毅 君

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

12月20日、座喜味一幸君外24人から、議員提出議案第1号「受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書」、末松文信君外14人から、議員提出議案第2号「米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書」及び議員提出議案第3号「米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議」、親川敬君外25人から、議員提出議案第4号「欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第5号「欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議」の提出がありました。

また、昨日、狩俣信子さん外11人から、議員提出議案第6号「沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援を求める意見書」及び議員提出議案第7号「沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善に関する意見書」の提出がありました。

○議長（新里米吉君） 日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第7号議案から乙第9号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地 修君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 渡久地 修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地 修君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第7号議案から乙第9号議案までの条例議案7件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長、同生活安全部長及び同交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当に係る規定を改める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、1点目に、65歳以上の者への雇用保険の適用が拡大されることに伴い、関連する規定を整理すること、2点目に、広域求職活動費の内容を拡充し、名称を求職活動支援費に改めることである。なお、施行期日を平成29年1月1日とするとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県職員の給与の状況等を考慮し、県の職員等の給与を改める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、1点目に、給料表について、若年層に重点を置いて引き上げること、2点目に、期末・勤勉手当について、年間支給月数を0.10月分引き上げること、3点目に、医師・歯科医師に対する初任給調整手当の支給限度額を引き上げること等の説明がありました。

本案に関し、獣医師の給与水準は所属する部局により差があるのか、また、農林水産行政に携わる獣医師不足を改善するために給与の是正等はしないのかとの質疑がありました。

これに対し、獣医師の給与水準は同じだが、所属する事業所の給料の調整数に違いがあり、その分が給与差になっている、また、今回の給与条例の改正は、獣医師の給与水準を九州各県並みまで引き上げる内容になっているとの答弁がありました。

そのほか、医師・歯科医師の知事部における人数、獣医師の部局ごとの人数及び獣医師会からの処遇改善要請の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、児童自立支援施設（若夏学園）に勤務し、入所児の心理的判定の業務に従事する職員の業務内容の特殊性等を勘案し、社会福祉手当の支給要件を改める必要があるため条例を改正するものである。施行期日を平成29年4月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、児童自立支援施設（若夏学園）の支給対象職員は何人か、また、入所児等は何人かとの質疑がありました。

これに対し、若夏学園で心理判定業務に当たる職員は1人である。また、入所児等の定員が現在36人であるとの答弁がありました。

そのほか、特殊勤務手当の種類及び支給実績、社会福祉手当の支給件数及び実績、心理判定に必要な資格及び日額の根拠などについて質疑がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、法人の県民税法人税割の税率を引き下げ、地方消費税率引き上げ実施時期を変更する等の必要が

あるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、1点目に、法人事業税の課税対象に貿易保険業を加えること、2点目に、自動車税のグリーン化特例措置の適用基準を見直し、延長すること、3点目に、住宅ローン控除措置を延長すること等であるとの説明がありました。

本案に関し、住宅ローン控除の内容はどうなっているか、また、確定申告の時期などにわかりやすい広報を行う必要があるのではないかと質疑がありました。

これに対し、住宅ローン控除は、ローン残高の1%、上限を40万円として、まず初めは所得税から控除され、残りを県民税及び市町村民税から控除することになっている。また、広報については「県税のしおり」や県や市町村のホームページでもそれぞれ行っているとの答弁がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、本年4月、うるま市において発生した米軍関係者による事件を受け、事件・事故への初動対応及びパトロールなどの地域警察活動のための警察力の充実及び強化を図り、県民の安全及び安心を確保するため、警察官の増員が決定され定員を改める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、警察官の定員を2666人から2766人に改める。なお、施行期日を平成29年1月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、増員する警察官100人の配置の考え方はどうなっているのか、また、どのように配置する計画なのかとの質疑がありました。

これに対し、増員する警察官は、パトロールなどの地域警察活動に従事すると明確にされており、辺野古や高江の警備など他部門への転用は行わないことは警察本部長が本会議で明言し県民に約束している。また、増員分の配置は、警察本部地域課自動車警ら隊に30人、米軍基地の多い沖縄署及び那覇署地域課自動車警ら係に30人、並びに周辺各警察署の同係に40人の配置を予定しており、本部及び各警察署の警ら隊・係の個別の配置人数は開示できないが、地域部門全体では810人から910人へ増員されることになるとの答弁がありました。

次に、定員に関する条例の改正後は、警察官100人をどのように充足し、体制を整えていくのかとの質疑がありました。

これに対し、通常は条例可決後、4月以降に新規採用をふやしていくが、今回はうるま市の事件を受け、

一刻も早く定員を充足しパトロール等の体制を整える必要があることから、早ければ来る1月中にも各都道府県警察から特別出向で来てもらい対応することになっている。今後、二、三年かけて特別出向を減らし新規採用をふやして、沖縄県警察官100人を純増させ対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、警察官1人当たりの負担人口はどうなっているのか、また、人口増や入域観光客数の伸び、離島及び尖閣諸島への対応、米軍人・軍属による事件・事故への対応といった特殊事情を考慮して、県警察のさらなる充実が必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、本県警察官1人当たりの負担人口は、現行定員では548人、100人増員後では528人となり、全国平均の495人、米軍基地がある長崎県の458人、山口県の453人と比較して負担人口は多くなっている。また、本県警察官の負担人口を全国平均並みにするためには、改正後も143人増員し2909人の定員にする必要があり、本県の特殊事情を考慮するとさらなる増員が必要であると考えているとの答弁がありました。

そのほか、増員する警察官の具体的な業務内容、増員後の米軍基地警備及び他業務等への転用の可否、政府の沖縄県における犯罪防止対策チームの構成メンバー、警察法施行令改正手続及び警察官定員決定の流れ、議案が否決された場合の対応、警察署ごとの米軍人等犯罪件数、内閣府等職員が行うパトロールへの警務部長の所感、地域自主防犯体制の強化及び予算措置の必要性、安全・安心な環境整備の内容、自動車警ら隊・係の業務内容及び体制、事件後の新たな組織設置の検討及び組織見直しの有無、増員分給与への特別交付税充当の確認などについて質疑がありました。

次に、乙第8号議案「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例」は、透視機能を有した写真機による盗撮等を規制し罰則を定めるとともに、内容に合わせて題名を改める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、1点目に、題名を沖縄県迷惑行為防止条例に改めること、2点目に、透視機能を有した写真機による下着等の盗撮等を禁止すること、3点目に、盗撮行為の罰則を1年以下の懲役または100万円以下の罰金に引き上げること等である。なお、施行期日を平成29年3月1日とするとの説明がありました。

本案に関し、県内での盗撮検挙件数は何件か、また、今回の条例改正の目的は罰則を強化することかとの質疑がありました。

これに対し、県内の盗撮検挙件数は、本年10月末現在で12件である。また、今回の条例改正の目的は罰則強化がメインではなく、現行条例では適用できなかった透視機能つきカメラでの盗撮、他人の住居内、事務室や教室などでの盗撮を規制の対象に加えることであるとの答弁がありました。

そのほか、公共の場所以外の対象範囲、特定多数の者が利用する場所を対象とした理由及びインターネットで拡散する行為への適用の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法及び同法施行令の一部改正に伴い、運転免許試験等の手数料の額を改めるとともに、準中型自動車免許及び臨時認知機能検査に係る講習手数料の徴収根拠を定める必要があるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、1点目に、運転免許試験等に係る手数料の額を改めること、2点目に、準中型自動車免許、臨時認知機能検査結果に基づいて行う講習等に係る手数料等の徴収根拠を定めることである。なお、施行期日は、平成29年3月12日とするとの説明がありました。

本案に関し、県内の75歳以上の高齢運転免許保有者数及び割合はどうなっているか、また、高齢運転者の違反行為による認知機能検査を実施した後の対応はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、県内の高齢運転免許保有者数は4万5747人で全体の4.9%である。また、認知機能検査実施後は検査結果を3分類し、そのうち認知症が疑われる場合には改めて医師の検査を受診してもらい、認知症と診断された場合には免許取消の対象になるとの答弁がありました。

そのほか、条例改正による手数料の状況及び高齢者事故防止装置装着のルール化などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第7号議案から乙第9号議案までの条例議案7件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第7号議案については、社民・社大・結連合、おきなわ及び日本共産党の所属委員から、「うるま市での米軍関係者による女性殺害事件を受けての政令による警察官増員であることに鑑み、増員された警察官は、警察本部生活安全部地域課自動車警ら隊及び警察署地域課自動車警ら係に配置し、主に米軍関係者

の犯罪の未然防止のための活動に従事させること。」及び「高江や辺野古等の基地建設のための警備活動に直接、玉突きを問わず配置しないこと。」を求める附帯決議が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第7号議案から乙第9号議案までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第7号議案から乙第9号議案までは、原案のとおり可決されました。



○議長（新里米吉君） 日程第2 乙第6号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 山内末子さん登壇〕

○経済労働委員長（山内末子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第6号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第6号議案「沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例」は、土地改良法施行令の一部改正に伴い、国営土地改良事業に係る負担

金のうち、県が受益者から徴収し、または市町村に負担させる負担金の利率を変更するものである。

改正の主な内容は、負担金の償還利率を年5%から土地改良法施行令第53条第2項の農林水産大臣の定める率に改めるとともに、施行期日を公布の日とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、どの地域の事業となるのか、また、年5%とされていた利率が農林水産大臣が定める率に変わるということだが、その概要について聞きたいとの質疑がありました。

これに対して、国営事業地区は9地区あり、石垣島の宮良川地区、名蔵川地区、宮古島の宮古地区、沖縄本島の沖縄本島南部地区、羽地大川地区、離島の伊是名地区の6地区で現在までに事業を完了しており、伊江地区、宮古伊良部地区、石垣島地区の3地区で継続中となっている。なお、条例改正が適用されるのは事業継続中の3地区である。

また、負担金の支払いについては事業が完了した時点の地元負担金の総額を元金として、年賦償還の方法で2カ年を据え置いた後15カ年で支払っていく方法をとっており、これは土地改良法と同施行令で定められている。元金の償還表を作成するときの利率については従来年5%と定められていたものが、平成28年4月1日の同法及び施行令の改正により農林水産大臣が定める率に改められ、同率は0.6%と告示されているとの答弁がありました。

次に、改正により地元負担金は減るのか、あるいはふえるのか、また、受益農家はどれくらいいるのかとの質疑がありました。

これに対し、年5%の場合は、賦金率は元金に対して約1.55倍の支払いとなるが、0.6%の場合は1.06倍程度にとどまる。

地元負担金は市町村負担金と農家負担金を足したものであるが、沖縄県において実施された国営事業に関しては関係する市町村の理解が高く農家への負担は課していないとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第6号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 日程第3 乙第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第5号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第5号議案「特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について」は、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、認定特定非営利活動法人の書類提出及び特例認定に関する事項を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、1点目が、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更する、2点目は、認定特定非営利活動法人の海外送金等に関する書類の提出について、事前提出を不要とするとの説明がありました。

本案に関し、海外への送金の具体的な事例と金額についての質疑がありました。

これに対し、県内に認定NPO法人が現在5法人あるが、そのうち、海外に送金を行っているのが認定NPO法人アジアチャイルドサポートである。そこは、ネパール連邦民主共和国、ミャンマー連邦共和国、スリランカ民主社会主義共和国等に対して、地震や洪水

の被災地支援、小学校や井戸の建設等を行っている。また、金額については、平成26年度の数値で、同法人が海外に対して1968万1000円余りを送金しているとの答弁がありました。

次に、従来は送金については年1回の報告ではなく、毎回必要だったのか、また、災害援助等で緊急に利用する場合など、事前提出が困難な場合は事後報告でよかったのかについて質疑がありました。

これに対し、これまでの法の枠内では200万円以上の場合、その都度、事前の届け出が義務となっていたが、過去に災害を理由として200万円以上の送金の事前提出が免除された事例があったとの説明がありました。

次に、法改正の意図について、もう少し具体的な説明を求めたいとの質疑がありました。

これに対し、従来は、200万円を超える海外送金については、事前の届け出が原則となっていたが、これでは、災害などの緊急時に対応することが困難であること、また、日本が参加する国際的な枠組みの中で事後の届け出を義務づける内容の勧告を受けたことから、事後の届け出を行う仕組みに法改正されたとの答弁がありました。

そのほか、認定NPO法人アジアチャイルドサポート以外の法人の名称及び活動内容、県内の法人から運用上の不都合を理由とした法改正を求める声の有無などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第5号議案の条例議案1件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は、原案のとおり可決されま

した。



○議長（新里米吉君） 日程第4 乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地 修君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 渡久地 修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地 修君） ただいま議題となりました乙第17号議案及び乙第21号議案の議決議案2件、乙第24号議案の同意議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第17号議案「訴えの提起について」は、県職員の期間中における公金着服等を理由に、再任用職員を免職処分とされた元職員に対し、退職手当の返納を命じたところ応じないことから、訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、退職手当返金及び延滞金を支払うこと、訴訟費用は被告の負担とすること、必要がある場合は上訴するものとするとの説明がありました。

次に、乙第21号議案「当せん金付証票の発売について」は、平成29年度において本県で発売する当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

発売限度額は143億円としているとの説明がありました。

本案に関し、宝くじ収益金55億円の主な用途はどうなっているのか、また、全て県分なのかとの質疑がありました。

これに対し、宝くじ収益金は、一般財源として主に公共事業、文化関係及び国際交流関係などの事業に充当されている。また、宝くじのうちサマージャンボやオータムジャンボは市町村振興くじとして発売されており、収益金の約7.6億円が市町村分として交付されているとの答弁がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員5人のうち1人が平

成28年12月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第17号議案及び乙第21号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第24号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより乙第17号議案、乙第21号議案及び乙第24号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第17号議案及び乙第21号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案及び乙第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 次に、乙第24号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は、これに同意することに決定いたしました。



○議長（新里米吉君） 日程第5 乙第18号議案及

び乙第22号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 山内末子さん登壇〕

○経済労働委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第18号議案及び乙第22号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

主な内容は、指定管理者となる団体はバイオ産業振興センター運営共同体を予定しており、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第22号議案「地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、地域水産物供給基盤整備事業に係る村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

主な内容は、関係村が伊是名村、実施地区が伊是名地区で、負担金の総額が564万円であるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第18号議案及び乙第22号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案及び乙第22号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（新里米吉君） 日程第6 乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案の議決議案10件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「工事請負契約について」は、宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、宜野湾北中城線トンネル本体工事（その2）であり、契約金額は12億6867万6000円、契約の相手方は、株式会社大城組、株式会社豊神建設、テックサービス株式会社の3者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、当該工事の落札率と最近の落札率の傾向はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、当該工事の落札率は92.86%となっている。また、平成28年度土木建築部発注工事の上半期における落札率は、93.7%となっているとの答弁がありました。

次に、トンネルが完成すると、バイパス機能を持った高規格な道路となるのかとの質疑がありました。

これに対し、当該道路は、中部地域の東海岸と西海岸を結ぶはしご道路として、非常に重要な幹線道路

である。計画交通量は推計で5万7700台となっており、4車線の基幹的な道路となるとの答弁がありました。

そのほか、当該道路を整備することによる効果等について質疑がありました。

次に、乙第11号議案「工事請負契約について」は、市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、市道石嶺線都市モノレール石嶺駅建設工事（建築）であり、契約金額は9億720万円、契約の相手方は、先嶋建設株式会社、有限会社大地建設の2者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、当該工事の総合評価落札方式に関する評価調書において、追加資料提出辞退という記載があるがその内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、低入札調査基準価格を下回って入札をした業者については、追加資料の提出を要求することとなるが、その資料を提出せずに辞退したということであるとの答弁がありました。

そのほか、低入札価格調査制度等について質疑がありました。

次に、乙第12号議案「工事請負契約について」は、市道国際センター線都市モノレール経塚駅建設工事（建築）の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、市道国際センター線都市モノレール経塚駅建設工事（建築）であり、契約金額は8億7285万6000円、契約の相手方は、南洋土建株式会社、三善建設株式会社の2者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、総合評価落札方式における低入札調査基準価格及び失格基準価格とは何かとの質疑がありました。

これに対し、総合評価落札方式においては、低入札調査基準価格の下に失格基準価格がある。失格基準価格未満の入札は失格となるが、低入札調査基準価格と失格基準価格の間にある入札については、追加資料を提出してもらい、本当にできるかどうかを確認し、できるのであれば契約するという仕組みになっているとの答弁がありました。

そのほか、WTO対象工事の金額等について質疑がありました。

次に、乙第13号議案「工事請負契約について」

は、城間前田線都市モノレール浦添前田駅建設工事（建築）の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、城間前田線都市モノレール浦添前田駅建設工事（建築）であり、契約金額は8億522万6400円、契約の相手方は、大晋建設株式会社、株式会社太名嘉組の2者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、多くの業者に受注機会を与えるシステムとして、手持ち工事量を評価する自治体があるが、県もその評価はあるかとの質疑がありました。

これに対し、価格以外の評価として、手持ち工事量の項目がある。受注企業については、この部分の点数が低くなっていく形になるとの答弁がありました。

次に、総合評価落札方式においては、追加資料を提出すれば契約の可能性があるとのことである、追加資料の提出を辞退し入札無効となった業者があるがどのように理解したらよいかとの質疑がありました。

これに対し、低入札調査基準価格未満で受注する業者については品質の確保に不安があることから、追加資料の提出を求め、業者の信用度や技術者のレベルを確認する。追加資料は、膨大な量となるため辞退する業者が多い。また、低入札調査基準価格未満で落札した場合は、配置予定技術者を2人にするなどのハードルがあり、業者としては負担が大きくなる。発注者側としてはそれをもって品質の確保、ダンピング防止につながっているところであるとの答弁がありました。

そのほか、優良技術者表彰、入札者の取り分け方式等について質疑がありました。

次に、乙第14号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成27年第8回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、浦添西原線都市モノレール建設工事（地下構造物H27—N A T M）の契約金額16億725万6000円を1414万440円増額し、16億2139万6440円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増等であるとの説明がありました。

次に、乙第15号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第1回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、航空機整備基地新築工事（造成２期及び格納庫建築）の契約金額８４億２４００万円を７億８５７８万６４００円増額し、９２億９７８万６４００円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増等であるとの説明がありました。

本案に関し、供用開始までの工程はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、造成工事については、平成２９年６月末に完成する予定である。その後、格納庫の建築工事を進めることとしており、平成３０年１０月には完成する見通しとなっているとの答弁がありました。

次に、目標達成のための連携体制はどのようになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、格納庫の新設は土木建築部が執行している。関連クラスターの形成に向けた取り組み及び企業立地については、商工労働部において取り組んでいる。また、人材育成を含め、琉球大学等とも意見交換を始めており、既に沖縄工業高等専門学校においては航空関連の学科の設置も進んでいるとの答弁がありました。

そのほか、関連クラスターの具体的な業種、施設の維持管理、県と事業者の負担区分、供用開始時期、長い目で見た県のかかわり、ペイント作業の可能性等について質疑がありました。

次に、乙第１６号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成２８年第３回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、国道４４９号新本部大橋橋梁整備工事（上部工Ｐ３からＡ２）の契約金額１０億９５７５万７２００円を７４４１万３０８０円増額し、１１億７０１７万２８０円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増等であるとの説明がありました。

本案に関し、工事の完了予定年度及び供用開始時期はいつかとの質疑がありました。

これに対し、今回の工事は今年度で終了する。その後、中央径間部分を４月ごろ仮設し、平成２９年度内に新橋の舗装を含めた橋面工を行う。平成３０年度に旧橋を補修、補強して４車線が完成し、平成３０年度末に供用開始する予定であるとの答弁がありました。

そのほか、国道４４９号一般部における中央分離帯等の設置及び改良工事の供用開始予定、防錆ボルトの使用箇所等について質疑がありました。

次に、乙第１９号議案「指定管理者の指定につい

て」は、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、株式会社Ｔ・Ｋ企画で、指定の期間は平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までの５年間であるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理の期間がこれまで３年間だったものが５年間になった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針において、指定管理者の指定期間は５年以内を原則とすることとなっている。また、一般的に企業が設備投資や金融機関からの借り入れ等を行う場合、３年よりも５年のほうが計画が立てやすく、融資も受けやすくなるためであるとの答弁がありました。

次に、指定管理者選定に当たっての最低基準はあるか、最低基準がなければ、今回のように応募が１団体の場合、必ず選定されることになるのかとの質疑がありました。

これに対し、最低基準は設定していないが、指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等７名の外部の委員で構成される委員会では審査を行い、指定管理者の事業計画、職員の配置、事業年度における報告等をしっかりチェックしており、十分な点数が確保できている。県としても、しっかりとした基準等をつくって、妥当なラインを持った上で委員会の中で選定を進めていただきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者に対する県の監査の状況等について質疑がありました。

次に、乙第２０号議案「指定管理者の指定について」は、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般社団法人南城市観光協会、指定の期間は平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日までの５年間であるとの説明がありました。

本案に関し、中城湾港安座真海浜公園は、かなり老朽化が進んでおり、運営に支障が出ている現状がある。少額の予算で小規模の修理を繰り返しているようであるが、抜本的な修繕は考えていないのかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、年度計画を定め予算に応じてその都度、修繕をしている。平成２６年度から修

繕を行っており、照明灯やスピーカー、管理事務所の外装塗装、門扉などを修繕している。また、来年の海開きの前までには展望台の床の張りかえを終了したいと考えている。来年度はトイレとシャワーユニットを修繕し、指定管理者から要望のあった項目については、平成29年度で修繕を完了する計画であるとの答弁がありました。

そのほか、第2位の応募者の評価点数を表記しない理由等について質疑がありました。

次に、乙第23号議案「県道の路線の廃止について」は、県道の路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、鏡原増原線、川満山中線及び野原越七原線の宮古島市移管に伴い、当該路線を廃止するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案の議決議案10件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第16号議案まで、乙第19号議案、乙第20号議案及び乙第23号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 日程第7 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地 修君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 渡久地 修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地 修君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、経済対策関連事業のほか、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業などについて、所要額を計上するものである。

補正予算案の総額は、歳入及び歳出ともに、57億846万5000円で、補正後の改予算額は、7669億533万6000円となる。

歳入の主な内容は、地方交付税の未計上分、生活保護扶助費等の国庫負担金、ソフト交付金及び国の経済対策等に係る国庫補助金、糸満警察署移転用地費に係る県有施設整備基金繰入金、文化財調査及び畜産関係施設整備事業に係る諸収入、経済対策に伴う公共事業及び社会福祉施設整備事業等のため発行する県債である。

歳出の主な内容は、ソフト交付金を活用した市町村事業の推進に要する経費、児童福祉施設の防犯対策等に要する経費、増嵩している生活保護に要する経費、野菜・花卉等の栽培施設の整備に要する経費、収益性の高い農産物の生産及び販売に係る施設整備等に要する経費、南部東道路の改良及び橋梁工事に要する経費、県道20号線の仮栈橋等の整備に要する経費、沈没した外国船から流出した木材の撤去に要する経費、南北大東港の老朽化した移動式クレーンの更新整備に要する経費、南大東・宮古・与那国各空港の場周柵の改良工事に要する経費、電子黒板機能つきプロジェクターの整備に要する経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、通信対策事業費の超高速ブロードバンド環境整備助成事業の内容及び費用負担はどうなっているか、また、今回の補正での新たな内容や効果は何かとの質疑がありました。

これに対し、同事業の内容は、採算性の問題から整備の進まない離島や本島北部の過疎地域の情報通信基盤を平成28年度から平成32年度までの期間に、民間事業者1割、県・市町村が9割を負担して、総事業費

41億円をかけ民設民営方式で整備するものである。また、今回の補正予算では、本年度に整備を進めている国頭村と与那国町に加えて、次年度に整備を予定していた伊平屋村、伊是名村、座間味村及び竹富町を前倒しして行い、情報通信インフラの強化により過疎地・離島市町村の観光振興、医療福祉及び防災機能の充実に資することを期待しているとの答弁がありました。

次に、社会福祉施設整備費に係る障害者福祉施設は幾つあるのか、また、整備及び防犯対策等の関連経費で幾つの施設が整備できるのかとの質疑がありました。

これに対し、県指定の障害者福祉施設は平成27年度末現在で2258事業所ある。また、防犯カメラや110番直結非常用通報装置などの防犯対策関連経費の対象としては119カ所分を今回計上しているとの答弁がありました。

次に、老朽化した現在の家畜輸送用貨物船の代船は、いつまでに改造を完了させて配備する予定なのか、また、代船の耐用年数はどれぐらいあるのかとの質疑がありました。

これに対し、代船として予定している船舶の改造は補正予算成立後、来年3月までに完成させて、夏場の家畜の運搬に影響がないか調査・確認を行った後、10月の配備に向け調整している。また、船舶の耐用年数はおおよそ20年であり、代船予定船舶は就航後15年を経過しており、残年数は5年となっている。今後は、新造船の建造について関係者で協議していくことにしているとの答弁がありました。

次に、貿易対策費の航空機整備基地の整備費用を繰り越さずに補正減額するのはなぜか、また、当該事業の総事業費は幾らで、いつまでに完成する計画かとの質疑がありました。

これに対し、補正予算の理由は、平成28年度は那覇空港にある自衛隊基地内で造成工事を行う計画であったが、同基地への立ち入りが制限されたことから工期におくれが生じ、年度内執行ができなくなったことから本年度予算を減額し、債務負担行為の期間を平成30年度まで延長するものである。また、当該事業の総事業費は、債務負担行為分を含めて190億円を見込んでおり、完成時期は平成30年10月としているとの答弁がありました。

そのほか、旧那覇飛行場用地問題解決に係る事業の進捗状況及び他の地主会の調整状況、海洋ごみ調査・回収の対象地域及び対象物、保育士支援事業の内閣府との調整状況、県内高齢者の生活保護受給世帯数とそ

の割合及び全国との比較、就農希望者支援経費の減額理由と年間目標及び達成状況、無電柱化臨港道路の整備延長及び完了時期、泡瀬仮棧橋等整備に係る環境対策、大謝名団地建設経費減額の理由、神山・古集落文化財調査における役割分担、警察官の増員と職員費補正額との関連などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、日本共産党所属委員から、本議案に含まれる泡瀬干潟の埋立関連経費については反対であるが、補正予算全体は認める立場であるため賛成する旨の意見表明がありました。

採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

◆ ◆ ◆
○議長（新里米吉君） 日程第8 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の

概要等について申し上げます。

まず、甲第2号議案「平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算額に、歳入歳出それぞれ1267万7000円を追加し、総額をそれぞれ2億1023万4000円とする。

主な内容として、母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に基づき、母子に対する貸付金に要する経費を増額するものであるとの説明がありました。

本案に関し、母子世帯及び父子世帯について県内にどれくらいいるのか、また、母子世帯及び父子世帯の比率が高いということだが、全国と比べた割合、さらに、母子寡婦福祉資金の貸し付けの実績についての質疑がありました。

これに対し、県内の母子世帯数は2万9894世帯で、父子世帯は4912世帯となっている。母子世帯の出現率については沖縄県は5.46%に対して、全国の出現率が2.65%、父子世帯については、沖縄県は0.90%に対して、全国の出現率が0.48%である。また、母子寡婦福祉資金の貸付実績については、総件数で316件、金額で1億6080万7000円であるとの答弁がありました。

次に、修学資金の貸し付けについて何らかの条件緩和を行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、従来は、合格してから貸付申請の受け付けを行っていたが、制度の改善により、事前に受け付け、審査を行っている。また、保証人の所得要件についても、従来は生活保護基準額の1.4倍以上であったが、親のための資金については1.2倍以上、子のための資金については、1.1倍以上としてそれぞれ要件の緩和を図っているとの答弁がありました。

次に、申し込みがされて貸し付けができた件数と貸し付けができなかった件数はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成27年度の状況で、新規の申し込みが270件で、そのうち貸し付けを行ったのが200件である。また、他の資金融通での取り下げや資金交付が次年度に繰り越された等の理由で70件については承認に至らなかったとの答弁がありました。

そのほか、県独自の母子父子世帯の所得が上がるような施策の全庁体制での検討、増額補正の理由、生活保護基準であっても生活できない実態を掌握した上で、のさらなる貸し付けの条件緩和の検討、貸付制度の見直しの効果などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第2号議案は、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（新里米吉君） 日程第9 甲第3号議案から甲第6号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました甲第3号議案から甲第6号議案までの予算議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第3号議案「平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に3億5042万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億449万9000円とするものである。

主な内容としては、平成28年沖縄県人事委員会勧告に基づく給与改定等により、不足が見込まれる職員費について692万円、那覇浄化センター水処理施設の改築更新に伴う磁気探査業務及び地盤改良工事の経費として、3億4350万円の増額補正を行うものである。また、西原浄化センターの水処理に係る監視制御

システムの機能増設工事等に関して繰越明許費の追加を行うものである。さらに、増額補正に係る財源として4830万円の地方債の補正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、地盤改良工事をする理由とその内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、築造物をつくるときの基礎として、杭基礎とべた基礎がある。那覇浄化センターは杭基礎の深さがかなり深く、費用的に地盤改良のほうが安価となるため、地盤改良を選定した。地盤改良は、セメント等の改良材と地盤材を強制的に攪拌、混合して固化させることによって基礎とするとの答弁がありました。

次に、埋立地で磁気探査をする理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、磁気探査実施要領等に基づき、埋立地であっても不発弾等が埋没している可能性を否定できない地域については調査をすることとなっているとの答弁がありました。

次に、工事の設計及び積算に不測の日数を要したことから繰越明許費の追加を行うとのことだが、当初から予測はできなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、設計積算の内容等を精査している中で、関連同種の先行工事において、従来、同軸ケーブルでシステムをつないでいたものを光ケーブルに変えることとなり、今回発注する工事についても、光ケーブルに変えないといろいろな機能が使えなくなることから、全て見直しを行ったため、不測の日数を要したとの答弁がありました。

そのほか、中部流域下水道の範囲、工事全体の工程、完了予定年度、一系水処理施設跡地の利用計画、再生水の利用方法、汚泥処理方法、公共下水道の接続率及び普及率等について質疑がありました。

次に、甲第4号議案「平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）」は、宜野湾港マリーナ施設の機能向上を図るため、中型艇及び大型艇の上げおろしを行う固定式クレーン1基の整備に係るものであり、整備に係る契約手続、製作及び設置に要する期間を考慮し、所要の納期を確保するため、繰越明許費1億5930万円の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、現在の固定式クレーンの設置数及び今回の整備内容はどうかとの質疑がありました。

これに対し、現在、15トンぶりの固定式クレーン1基が整備されている。今回は、35トンぶりの固定

式クレーン1基を整備することとしているとの答弁がありました。

次に、クレーンの使用料と実績はどうかとなっているかとの質疑がありました。

これに対し、既存の15トンぶりクレーンの使用料は1回の上げおろしで1820円である。使用料収入の実績は、平成26年度が128万9000円、平成27年度が156万3000円となっているとの答弁がありました。

そのほか、今後の収支見込み、一般会計からの繰り入れの状況と今後の見込み、港湾関係特別会計全体の今後の方向性、繰り越し圧縮の指摘等について質疑がありました。

次に、甲第5号議案「平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）」は、与那原マリーナ施設の機能向上を図るための、中型艇及び大型艇の上げおろしを行う固定式クレーン2基の整備に係るものであり、整備に係る契約手続、製作及び設置に要する期間を考慮し、所要の納期を確保するため、繰越明許費5億2770万円の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、マリーナの収容可能隻数と現在の収容隻数はどうかとの質疑がありました。

これに対し、収容可能隻数は、海上係留が66隻、陸上保管が146隻、合計212隻である。11月末現在の収容隻数は、海上係留が11隻、陸上保管が3隻、合計14隻で、収容率は6%となっているとの答弁がありました。

次に、収容隻数を伸ばすためにどのような努力をしているかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者のホームページ等での募集呼びかけや、全国的な専門誌での募集掲載、業界の集まりにおいて宣伝コーナーの設置を行うなど努力を重ねているところである。県としては、クレーンを整備することにより収容率が向上し、特別会計の収支の改善につながるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、収支改善に向けた年次計画の必要性等について質疑がありました。

次に、甲第6号議案「平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、中城湾港泡瀬地区の土地造成において、軟弱地盤対策工の実施に当たり、隣接する国の埋立事業との調整及び施工方法の検討に不測の時間を要したことから、今年度予定している工事の所要工期が年度内に確保できなかったため、繰越明許費1億9420万円の追加を行うものであるとの説明がありま

した。

本案に関し、埋立事業の進捗状況及び事業終了年度はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、埋立事業の進捗状況については、県事業においては、事業費ベースで約35%となっている。国事業においては、埋立土量ベースで64%となっている。事業終了年度については、県事業が平成32年度であり、国事業が平成28年度と聞いているとの答弁がありました。

そのほか、埋立地の売却状況と今後の見通し、埋立地の水位上昇理由と築堤をする必要性等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、甲第3号議案から甲第6号議案までの予算議案4件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより甲第3号議案から甲第6号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第3号議案から甲第5号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案から甲第5号議案までは、原案のとおり可決されました。

○比嘉 瑞己君 議長。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

次に、甲第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第6号議案は、原案のとおり可決されました。



○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

この際、日程第10 議員提出議案第6号 沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援を求める意見書及び日程第11 議員提出議案第7号 沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善に関する意見書を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

狩俣信子さん。

〔議員提出議案第6号及び第7号 巻末に掲載〕

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん ただいま議題となりました議員提出議案第6号につきましては、12月14日に開催した文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

引き続き行きます。

ただいま議題となりました議員提出議案第7号につきましては、12月14日に開催した文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善について関係要路に要請するた

めであります。

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善に関する意見書〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号及び第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） これより議員提出議案第6号「沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援を求める意見書」及び議員提出議案第7号「沖縄戦戦没者遺族のDNA鑑定参加方法及び鑑定方法の改善に関する意見書」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号及び第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 日程第12 議員提出議案第1号 受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座喜味一幸君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号「受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書」について、提出者を代表いたしまして提案理由を説明いたします。

今回の意見書の提出理由は、受動喫煙防止対策措置について関係要路に要請するためであります。

次に、受動喫煙防止対策措置に関する意見書を朗読いたします。

〔受動喫煙防止対策措置に関する意見書朗読〕

どうぞ慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○西銘 純恵さん 議長。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

この際、日程第13 議員提出議案第2号 米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書、日程第14 議員提出議案第3号 米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議、日程第15 議員提出議案第4号 欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書及び日程第16 議員提出議案第5号 欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第2号及び第3号について提出者から提案理由の説明を求めます。

末松文信君。

〔議員提出議案第2号及び第3号 巻末に掲載〕

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 こんにちは。

沖縄・自民党会派の末松文信でございます。

名護市安部沿岸で起きた事故でありますので、私が今壇上に立っておりますけれども、二度とこのような事案でこの壇上に立つことがないようこいねがう次第であります。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号及び第3号の2件につきまして、提出者を代表いたします提案理由の説明申し上げます。

去る12月13日午後9時半ごろ、米軍MV22オスプレイが名護市東海岸安部沖合30キロメートルの上空でKC130空中給油機からの夜間給油訓練中に起きた重大な事故は、一步間違えば大惨事になりかねず、安部区民を初め市民・県民に大きな不安と強い衝撃を与えた。私も翌14日の早朝、現場に参りましたが、物々しい警備の中、警戒線の外から見たわけでありまして、事故機は沖合1キロメートルの海上に着水し、海岸近くに沈んでいるとの説明でありました。当時ちょうど満潮時で機体は見えませんでしたけれども、羽根が見えておりました。幸いに集落から離れていたこともあって、住民には被害がなくほっとしたところでもありますけれども、とはいえ、今回の事故は、あってはならない重大事故であります。

本議案は、今回の事故に厳重に抗議し、事故原因の徹底究明と再発防止を関係要路に求めるものであります。

なお、今回の議員提案につきましては、全会一致で提出することがより望ましいとのことから、米軍基地関係特別委員会において長時間にわたり協議を重ねてまいりましたが、意見の一致を見ることができず、まことに残念でありました。

それでは、議員提出議案第2号米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書について、読み上げて提案にかえさせていただきます。

〔米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第3号米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議について、文面は同じでありますので、宛先のみ読み上げて提案にかえさせていただきます。

〔米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上をもって説明を終わりますけれども、慎重なる御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、その趣旨を関係要路に要請するために議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げ、提案とさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時50分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第2号及び第3号に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書、抗議決議について質疑を行います。

米軍基地関係特別委員会でも全会一致を目指し議論を重ねたという、先ほどのお話がありました。これまで各市町村議会、そして、各種団体が墜落事故に対する抗議決議、配備撤回を求めている。その中で、意見の一致ができなかったことは非常に残念であります。

墜落事故を矮小化する米軍や防衛局、政府の発表に抗議し、以下のことについて質疑を行います。

まず1番目に、名護市安部集落の沖合に墜落した欠陥機オスプレイの重大な事故について、不時着との御認識のようだが、アメリカの専門家——これは新聞記事でありますけれども——レックス・リボロ氏は、不時着と墜落の違いについて、機体の破損度と述べ、傷が入っても機体が飛行可能な状態ならば不時着と言えるが、破損した場合は墜落となると指摘、今回の事故について空中空輸機のホースが接触後も飛行可能な状

態だったならば、基地に帰還する、あるいは機体に損害を与えることなく水面に着陸したはずであると述べています。これは、不時着でも緊急着陸でもない、墜落だと断定しておりますけれども、皆様方の不時着と墜落の違いは、どういうふうに認識されているか、胴体着陸についてもお答えをいただきたいと思います。

次に、「大破する事故」とのことだが、大破とはどのような状態を認識しておられるか、御説明をお願いします。

3番目に、「米軍基地へ効果的運用を保障する立場」とは、どのような立場か、御説明をお願いします。

4番目に、「不安や不信感が蔓延している。」との御認識のようだが、その原因は何かお示しいただきたいと思います。

次に、「米軍が一方的に訓練を再開した」と述べられておりますけれども、日本政府が認めたからではないでしょうか。それについてもお答えをお願いします。

それから、6番目に、「県民に誤解を与えかねない米軍関係者の発言」とあるが、県民にどのような誤解を与えたのか、そうでないのかを御説明願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいまの御指摘にお答えをさせていただきます。

今回、重大な事故ということで私どもは表現をさせていただきますけれども、今、質疑者が御指摘のように、墜落・不時着、さまざまな捉え方があると思っております。

私どもは、当初は不時着という表現にしようかというふうに思いましたけれども、この事故の定義がなかなか曖昧で、どちらとも受け取れるということもありまして、この重大な事故というふうな表現で、それは包含されるだろうということでこのような表現になっております。

「大破する事故」とは、どういうふうな状況かということでもありますけれども、まさに新聞報道、マスコミ報道等も含めて、あのような状況が大破という、そういうふうな認識であります。

日米の運用という、これは何行目ですか、意見書の。何行目ですか。効果的運用、「我が国の平和とア

ジアの安定に資する日米安保条約のもと、米軍基地へ効果的運用を保障する立場で県民に理解を求めている中、」という、この表現につきましては、私ども自民党会派は、現在の日米安保条約の体制を支持しております。これは、日本政府、そしてまたアメリカ政府も含めて我が沖縄県への駐留によって、この沖縄県を守り、あるいはまた近隣、世界全体の平和に貢献をしていくという、そういう趣旨で日米安全保障体制を認めている立場であります。

しかしながら、とは言っても、この沖縄の基地の現状も含めてやっぱりそこは県民の皆様へあるいはまた不安を与えるとかそういうふうなトラブルによって、この駐留の部分がやっぱり批判を受けるということは、当然あってはならないわけであります。ですから、私どもはそこを認める立場として、今の米軍基地から発生するさまざまな事件・事故、あるいはまた基地の整理縮小、そのことを進めていくという、そういうふうな立場ということであります。

「不安や不信感が蔓延している。」という表現は、まさにこれまで、私ども日米安全保障体制を認めながら、そのおかげで、戦後70年余り、我が地域は戦争が起こってないというふうな事実もありますけれども、ただ、このような形で事件・事故が頻発していく、ことしの初めにも凶悪犯罪がございました。そういうことも含めて、やっぱり現状は、県民に基地の事件や事故によって不安や不信感があるという、これはまさにそのとおりだろうというふうに思っております、このような表現にしたわけであります。

運用再開につきましては、米軍が一方的にという御指摘ですけれども、まさに御指摘のようにこれは、日本政府も容認をしたということですから、私どもはせんだって19日に改めて日本政府に対しても強く抗議をさせていただきました。防衛局長を呼んで、何でこれを許可したのかという、そういうことも含めて日本政府を追及していくという立場は変わりありません。

あとありますか。

県民に誤解を与えた部分という、これは米国関係者の発言を表現しておりますけれども……

議長、ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○照屋 守之君 これは、せんだって米軍基地関係特別委員会で執行部からそういう説明があって、あるいはまた報道等も含めてこのようなことで誤解を与えか

ねないということで表現をさせていただきましたけれども、実は、昨日、知事公室のほうに、このような断片的なやりとりではなかなか理解できないので、この四軍調整官と副知事とのやりとりをペーパーで少し下さいと、この一部分のそういうふうなやりとり、あるいはまたそれが報道を通して誤解を与えるということになるとまずいので、それを欲しいという形で言いました。この内容は、抗議文を四軍調整官に読み上げて、四軍調整官から政治的なパフォーマンスで来たのか、それとも実際に何が起こったのか確認及びオープンな率直な本音で話し合いに来たのかという、その四軍調整官の問いに、副知事が自由に解釈して進めてくださいと。そういう形で副知事が自由にどうぞ言ってくださいということでやりとりが行われて、案の定これが自由にそういうふうなことを、事故の原因も含めて、そういう発言になっているわけですね。これは、副知事がそういうふうな発言を求めて、自由な発言の中で、そういうことが出てきたということからすると、まさにこれは県民に誤解を与えたという、その部分も含めて改めてしっかり検証してみる必要があるんだろうなという、そういう視点からこれは書いてあります。

以上でいいですか。もし、漏れがあれば指摘してください。

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 不時着という表現なんですけれども、先ほども申し上げましたが、専門家の方がそういう指摘をされているんですよ。ですから、いろんな解釈があるというふうにおっしゃっているんですが、あえて、こういうふうにして矮小化といいますか——にとる解釈というのはいかがなものかなと思います。

レックス・リボロ氏は、機体が大破していることから、制御不能になった結果、墜落したことは間違いないと分析し断定して、陸地の上空を飛行していたら間違いなく陸地に墜落していた。オスプレイの構造上、この種の事故は予測されていたが、防止策がなかった。再発するおそれが高いとの報道があるんです。

ですから、あの現場の大破の状況がどういうことかということ、あの現場の状況は先ほど説明がありましたけれども、やはりこれは墜落との認識に変えるべきじゃないでしょうか。もう一度、御答弁をお願いします。

それから、こういう大破しても不時着というような表現、これは本当に、防衛局や米軍の言っていることを矮小化する表現だと思います。やはり、現場のあの

状況をごらんになっているのであれば、墜落というふうに、大破したことはもはや墜落という認識にすべきだと思います。いかがでしょうか。

それから、効果的運用や不安や不信感についてもいろいろおっしゃっているんですが、防衛局長も呼んで強く抗議したということをおっしゃっています。それでもいわゆるオスプレイの飛行を認めるような今の発言、要するに、県民に大きな負担、あるいは不安を与えている状況でも効果的運用を保障する。なぜとめない、撤回しないのか、県民の立場に立った発言ができないのか、そのことについても再度お願いをいたします。

このニ科尔ソン氏の発言なんですけれども、先ほど、副知事がどうのこうのとおっしゃっていたんですが、これはニ科尔ソン中将の発言を見ると、彼は住宅地のある普天間に戻ることを避けて、沿岸で着陸を行った。私たちからすると彼はヒーローだ、知事は彼に対して抗議文ではなく、メダルを上げるべきだ。この最悪の——最悪と言っているんですね。最悪の事態に対して、パイロットは最善の判断をした。沖縄の人、クルーを守った、称賛に値すると。これも、この発言などからしても、専門家のレックス・リボロ氏は、もうばかげていると一蹴して、そして選択肢があったなら、選択肢があったなら、なぜ機体が大破したのか、操縦士には墜落する以外に方法はなかった、こういうふうにおっしゃっているわけです。ですから、防衛局、米軍からいろいろ皆さんに注文があったかもしれませんが、あの状況、私たちは県民の声、やっぱりそれをしっかり受けてやるべきではないでしょうか。

それから、これはけさの新聞です。（資料を掲示）ごらんになっていると思うんですが、「19日基地内機体破損 P8哨戒機けん引装置に衝突」という記事が載っています。このことも、オスプレイが再飛行する前に起こっているにもかかわらず隠している。「沖縄防衛局によると、事故から1日半過ぎた20日午後5時ごろ、米軍から事故の一報があった。」と。「防衛局は、同日午後6時すぎ、県と嘉手納町、北谷町、沖縄市に「軽微な事案」が発生し、調査中であること」をメールで伝えておりますけれども、その報道を受けて「21日午後11時に「クラスA」の重大事故」と発表しているんですね。このクラスAというのは、もう本当に大きな……（「金額も載っているよ」と呼ぶ者あり）金額まで載っていますけれども、そこはまあいいとしてもやはりこういうことを県民に明らかにしていけない、こういう体質を、皆さんのこの意見書で

は擁護する、こういうことになりかねない。

よって、ぜひMV22オスプレイ重大事故ではなくて、欠陥機オスプレイ墜落事故に関する抗議決議に賛同していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 今、4点の再質問がございました。

不時着の定義でございますけれども、これは、各方面のいろんな知見があることは皆様御承知のとおりであります。この知見にのっとって私も発言をいたしますと、不時着というのは、パイロットが操縦可能で、自分の意思を持って、いわゆる機を操縦して所定の場所に着けることを不時着といいます。墜落は、制御が不能で、いわゆる機がコントロール不能になって落ちることを墜落というという認識であります。

そして、撤回を求める県民の立場、なぜオスプレイの撤回を求めないのかという質疑がございますけれども、先ほど照屋議員から発言がありましたように、私どもは日米安保を容認し、SACOの合意実施を早急に求める立場にあります。沖縄県の基地の過重負担は、何としても基地の整理縮小を行って、そしてSACOの合意による整理縮小、統合というものを実現していかない限り、現実的に沖縄の基地を整理縮小していくことは非常に厳しい現状下にある。それをしっかりと実施することが県民の負託に応えることになっていきますし、その実現を求めることが私どもの立場であります。

そういう中において、オスプレイが運用されておりますけれども、このオスプレイにつきましては事故がないように、そして夜間を含めて訓練の過重な部分については、分散移転を私どもも要求をいたしておりますし、その方向で米軍がオスプレイの運用を行っていくことを強く求めてまいりたいと考えております。

そして、ニコルソン四軍調整官の発言でございますけれども、彼は軍人的な発言をしたんであります。そこも知見の分かれるところです。ただ、人身事故という最悪な事態を避けたことだけは事実でございます。それは、軍人としての規範からすると称賛に値するものであろうというふうに、私は理解をいたします。しかしながら、事故そのものはやはりあってはならぬことでございますので、何としても事故を避ける方向で訓練の練度を上げて、そして、そこはしっかりと県民の理解のできるような説明が必要だと、このように強く思っております。

ですから、ニコルソン四軍調整官の発言を新聞報道

等でしか私どもは知ることができませんけれども、そういう報道のされ方をしてみると、発言内容には、やはり問題があるのではないかという認識もあわせて持っております。

それと、4番目の嘉手納のCAクラスの事故があったということでございますけれども、これはきょう報道されておりますが、これは本意見書と全く別次元の議題でございますので、答える必要性はないものと認識をいたしております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

次に、議員提出議案第4号及び第5号について提出者から提案理由の説明を求めます。

親川 敬君。

〔議員提出議案第4号及び第5号 巻末に掲載〕

〔親川 敬君登壇〕

○親川 敬君 ハイサイ グスーヨー チューウガ ナビラ。

それでは、ただいま議題となりました議員提出議案第4号及び第5号の2件について、提案者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

まずその前に、この今回の意見書、抗議決議の文案がこういう調整をする中で、最後まで残ったのが墜落という文言の表現、そしてオスプレイ配備撤回という考え方のすり合わせでした。そこが最後まで残ったものですから、今回はこういう形になりました。

私たちは、2012年9月、沖縄県議会、全市町村、そして市町村議会、全ての皆さんの連名でもってオスプレイ配備反対、撤回、あの東京行動が行われました。あのときには、やっぱり全市町村、全議長会がそういう形でオスプレイ配備反対だという意思表示をしました。そういう中であって、日米両政府は強行に配備をしました。そういう配備をされると、こういう事故が起きるということが懸念されている中で、やっぱり事故が起きてしまいました。そういう中で、今回は先ほどの新聞報道によりますと、辺野古地域、久志地域の13区の区長会で配備撤回が決議されました。この流れは、名護市全域に広がる様相を呈しています。

その中で高江区においては、20年来ヘリパッドの反対運動をしてきた中ですが、初めて行政区として防衛省に要請に行ったと、こういう流れが今県内で起きつつあります。私たちが願っているこういう事故を二度と起こさないためには、もはやオスプレイ配備撤回しかありません。そういう決意を込めて、提案をしてまいりたいと思います。

提案理由としては、欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故について、関係要路に要請するためということが理由であります。

それでは、最初に議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書朗読〕

以上が議案第4号であります。

次に、議案第5号につきましては、内容が意見書と同一でありますので、宛先だけを読み上げて提案理由といたします。

〔欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上であります。

議員の皆様には慎重な御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書及び抗議決議の宛先で、県内関係要路につきましては、その趣旨を要請するために議員派遣をする必要があることから、議長におかれましては、しかるべく取り計らいをいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第4号及び第5号に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 質疑の前に申し上げたいことがあります。

まず第1点、私は今回の事故について、自民党県連を代表して12月15日、防衛大臣、外務省、総理官邸、自民党本部に抗議を行ってきました。さらに、飛行再開についても、12月19日、沖縄防衛局長に対して強い抗議とともに、飛行中止を求めてきたわけであ

ります。本日、重ねて政府の対応に抗議し改善を求め、それが実現するよう、抗議・意見書を採択し、議決し要請をしたいと考えているわけであります。

次に、2点目。

本日の北部訓練場返還式典に沖縄県知事が参加しないことを大変残念に思います。復帰後最大、沖縄県政史上始まって以来の4000ヘクタールの大規模な米軍基地の返還であります。全国でもトップニュースでございます。歴史的な式典に沖縄県知事が参加しないところが、事故の抗議集会には沖縄県知事が参加する、沖縄県知事の立場でこのようなことでいいのか、私は率直に疑問を抱いております。県知事は個人的感情で対応すべきではないと考えております。私は、沖縄県知事として、返還式典にも参加する、抗議集会にも参加する、このことがとるべき行動だと考えているわけであります。さらに、本日、平成29年度国の沖縄関係予算が決定いたしました。概算要求3210億円から約60億円の減額で、3150億円が決定されております。私は、今回の予算の決定で大型MICE施設建設事業に大きな懸念を持っているわけであります。翁長知事の大型MICE事業を国に対して説明し納得させ、沖縄振興の一括交付金事業として財源確保の約束が取りつけられているのか疑問であります。

以上、申し上げて質疑を行います。

まず1点目、私は、このような重大事故については、県議会全会一致で議決すべきであると考えております。軍特委員会でもそれに向けて対応してきたわけであり、提出者は多数あるいは与党の立場で、なぜ全会一致を実現できなかったのか、まずそのことをお願いいたします。

2点目、今回の抗議・意見書を関係機関に提出する目的、そのことについて御説明をお願いします。

3点目、要求事項である「欠陥機オスプレイ」について、欠陥機であるこのことを具体的に、科学的に御説明をお願いします。

④、要求事項の「県内移設を断念すること。」とありますけれども、現実を無視した実現性のない単なる願望ですか、伺います。

⑤、12月20日の最高裁の判決は、翁長知事が求めた司法裁判所の結論であります。この判決によって、翁長知事が県内移設の道をつくったと言っても過言ではありません。その翁長知事を支える与党の提案者が、今、国に対して県内移設を断念せよと求めておりますけれども、県民は理解できません。県内移設断念は翁長知事に求めるべきではありませんか、説明を求めます。

⑥、要求事項「在沖海兵隊を撤退させること。」とありますけれども、沖縄県における海兵隊の部隊の数、兵力や基地従業員の数、軍用地主の数等を御説明ください。

⑦、「ニコルソン在日米軍沖縄地域調整官の更迭を求めること。」とあり、それを沖縄地域調整官本人に申し入れるとのことでもあります。沖縄県議会で米軍のリーダーの更迭を求める権限があるのでしょうか。その具体的な理由、事実、法的な根拠、そしてまたなぜ本人にそれを求めるのか伺います。

⑧、この決議・意見書は、事故を防止するとか、改善を求めるものではなくて、提案者の主義主張や反政府、反米感情でまとめられていると考えております。特に、米軍のリーダーの更迭を求めるなど、越権行為も甚だしいと考えているわけであります。県議会は、冷静に問題解決を図る立場であります。直ちに取り下げて、もう一つの案を可決し、抗議・意見書を提出すべきであると考えております。見解を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時39分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

親川 敬君。

〔親川 敬君登壇〕

○親川 敬君 1番と2番は私のほうで答えさせていただきます。

まず1番目、やっぱりこういう決議・意見書は、全体で採択すべきではないかということでした。

やっぱりそこは最後まで、ぎりぎりまで調整、照屋議員も一生懸命調整には臨んでいただいたと思っています。中でも、先ほど冒頭申し上げました、やっぱりそこは墜落という表現の考え方、そして配備撤回という考え方、そこがどうしても最後まで残ったものだと思います。先ほども冒頭で説明しました。墜落については、先ほどの意見書のところでも議論がありましたから、そこはやっぱりその考え方です。配備撤回については、やっぱりここは、もうここまで私たちが建白書の中であれだけ反対したのに、やっぱりこういう懸念された事故が起きてしまった。今後起こさないためには、もうオスプレイ配備撤回しかないんだろうということが私たちの考え方です。

提出目的。

ここはそれぞれの省庁だったり、機関だったりに提出するわけですが、やっぱり関係する皆さんにはもう一回沖縄県民の意思を伝えていく。そして、今

回新たに出てきました高江でも配備撤回だと。名護市の13区の中でもオスプレイ配備撤回だと出てきました。沖縄県議会としては、そういうことを背景にしながら配備撤回を伝えていく、そこがやっぱり役割だろうと認識しております。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 まず3番目、欠陥機オスプレイの、具体的に欠陥というものを述べてほしいということですが、オスプレイはこれまで欠陥機だということとずっと指摘されてきました。開発段階から事故が相次いで、これまで三十数名が命を落としています。

オスプレイにはヘリコプターに備わっている、エンジンが停止したときに落下する際に風を受けて、この回転翼が回転して落下の衝撃を和らげるというオートローテーション機能がないと、これが一番大きな欠陥だと言われています。これは実地検査も一切されておりません。この前のハワイでの墜落は、エンジンがほこりを吸って停止して、落下して死亡者も出しています。まさにオートローテーション機能が働かなかったんじゃないかという指摘も受けているわけであります。これが最大の欠陥です。それから飛行モードで飛んでいるときに、エンジンが停止したときに、普通の旅客機などはエンジンが停止したときもいわゆるグライダー的な飛行が可能ですが、オスプレイはこれがありません。だから、飛行モードのときにエンジンが停止したらすぐ落下につながる。あるいはそれについて、米軍はヘリモードに切りかえるということを言っていますが、ヘリモードに切りかえるために十数秒もかかってしまう。十数秒の間にはもうとくに落ちてしまうという、そういう欠陥を抱えています。

さらに、オスプレイは離着陸時にみずから引き起こすいわゆる下降気流、この下降気流にみずから巻き込まれて、上の下降気流に押されて落下するという、いわゆるボルテックス・リング・ステート状態に陥りやすいと言われています。また、回転翼がヘリモード、飛行モードに変化するたびにこれが不安定で墜落の危険があると。さらには、回転翼が2つあるために、そのどちらかの一方に突風やあるいは風を受けたときに、飛行が不安定になって墜落するそういう危険があるということが指摘されています。また、ジェットエンジンから振りおろす熱風が甲板を溶かすほどの高熱を発生するという意味で環境に大きな影響を与えるということが指摘されています。

今回の墜落事故では、アメリカの航空専門家、元主任分析官が、オスプレイはヘリモードで空中給油がで

きないということがわかったと。そういう意味で新たな欠陥だということが指摘されております。そういう意味で、やっぱりこれは私たちは欠陥だと、欠陥機だというふうに思っております。

次に6番目、海兵隊員の数、基地従業員、軍用地主の数についてありました。

海兵隊の数は1万5365人と言われています。海兵隊の基地従業員数は3042名ということに県の資料ではなっています。

済みません、ちょっと事前通告がなかったので、海兵隊基地の軍用地主の数については今手元に資料がありませんので、調べてまた後で回答したいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それではお答えをいたします。

私のほうが4番目の要求事項の県内移設を断念することとありますが、現実を無視した実現性のない単なる願望ですかということと、あと5番目、その次にありました裁判を受けて翁長知事が20日の結果ということで、この裁判によって翁長知事が県内移設の道をつくったと言っても過言ではないと。そして、県内移設断念は翁長知事に求めるべきではないのかというような質問ですので、これは4、5かかわりますので一括で答弁をさせていただきます。

やはりこの県内移設を断念することということは、私たちが建白書で、まず第1に記した県議会全会一致で示した建白書にも基づいています。そして建白書の中身は、やはり普天間飛行場を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること、そしてまたオスプレイを配備撤回、配備をしないこと、撤回することというのが大きな柱でありまして、この建白書の精神、そしてその間名護市長選挙から始まって、あらゆる選挙の中で県内移設断念を訴えた候補者がことごとく 당선してきたということになりますと、やはり沖縄県民の民意は県内移設を断念すること、そのことに尽きようかと思うところであります。それで、あえてまたこうして項目の中に入れて、また皆さんと一緒に県内移設断念を勝ち取っていききたいとそういう思いで決議書の中に組み入れた次第であります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 それでは、7番目のニコルソン在日米軍沖縄地域調整官への更迭の件と、なぜ事故防止改

善を求めないのかということについてお答えしたいと思います。

まず、このニコルソン在日米軍沖縄地域調整官については、新聞の報道にあるものからすると、パイロットはヒーローだとか言っています。先ほども私が紹介しましたが、住宅地のある普天間に戻ることを避けて沿岸で着陸したとか、彼はヒーローだと。知事は彼に対して抗議文ではなくメダルを上げるべきだとか、パイロットは最善の判断をした、沖縄の人、それからクルーを守ったというふうなことを発言しているわけです。こういう本当に、これクルーを守ったと言っているんですが、これもそのクルーに対してあなた方はすばらしいという言い方は、本当に米兵の命さえもこのニコルソンは大事に思っているのかなという気がいたします。あれだけの大破した機体の現場を見て、これは不時着だとか不時着水とかという日本政府の発言、これもまさに沖縄県民の命と財産を軽視しているのではないかと、こういう発言をする米軍の責任者としては、直ちに沖縄から出て行ってほしい、こういう意味で更迭という表現をさせていただきました。なぜ、本人にかということなんですけれども、本人にはもちろんですけれども、私たちの抗議決議の中には、米国大使あるいは在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官——これが本人です。在沖米国総領事、こういう方々に、沖縄でこういう発言をするニコルソン四軍調整官のような方は要らないと。そういう意味でこういう要請をしております。

改善とか、事故防止のために求めるということなんですけれども、私たちはもうオスプレイ配備だとかいう危険、欠陥機と言われているオスプレイを沖縄にこれ以上配備するのはもうけしからぬと、だから配備撤回しなさいと。その運用で訓練を外に出すぞと言っても、また戻ってくるようでは県民の危険の可能性というのは消せない。そういう意味で私たちは、オスプレイについては、欠陥機であるし墜落したことに間違いないので、皆さんの意見書よりもどうぞ私たちのほうに賛成を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 御答弁ありがとうございます。

1番、2番です。

先ほど親川議員からもありましたように、我々もとにかくこういう事故については、全会一致でやるべきだろうと。せんだっての高江の不適切な発言、あれも与党議員も含めて全会一致で対応しようということ

ああいう形でやりました。私は、逆にああいう意見書というのはそれぞれの主義主張で、例えばあの不穏当発言も含めて機動隊の撤退とか、あるいはオスプレイ配備反対とかということで決議すべきだったと思っています。

ところが、今回のものは、先ほど不時着とか墜落とか、そういうことを言うておりますけれども、この文言そのもの自体これは重大事故で包括はできて、問題はこの沖縄県議会が全会一致でそういう採択して決議をして、国に対して強く申し入れる、米国に対して申し入れるというのが我々沖縄県議会のあるべき姿だろうと思っているんです。墜落、この文言も重大事故でタイトルは書いていましたので、これはクリアできるわけです。配備撤回も、我々自民党は配備撤回に向けて訓練の移転をするという、そういう形で譲歩するわけです。譲歩したら、いや、そこもまかりならぬという形になって、結局それぞれが意見書を出すというふうな状況になっているわけです。何で与党、何で多数に聞かかと言ったら、やっぱりこういうのは与党議員であれ多数が少数に合わせて調整するのが、これは通常の常識だろうと思っているんですよ。我々小さいところが譲ろうとしているのに、多数派がそれぞれ墜落だの何だのという形で割れて、県民からはどうでもいいわけです、こんなのは。沖縄県議会がまとまってしっかりそういう抗議決議をして再発防止ができるということです。そこはやっぱり私が多数与党だったらそういうことは当然やりますよ。残念ながら少数ですから、そういうことができなかったというのを非常に今残念に思っているわけであります。

2点目の目的は何ですかと改めて聞いておりますけれども、やっぱり目的というのは、この事故に対して我々がどう対応するかですよ。やっぱりそこをしっかりと国に訴えて、米軍に訴えて改善するあるいは反省してもらうという、そういうふうな趣旨なんだけれども、この要求事項も含めて考えていくと、もうこれはそういう事故に乗じて、あれもくっつけとけ、これもくっつけとけというふうなことになるって、なかなか国に対しては説得力が弱いのかなと。それで別々の意見書を採択するということになればなおさらのことです。そういうことも含めて、非常にそこは残念ながらこの決議、意見書を出す目的そのもの自体が、やっぱり分かれているんだろうなというそういう気がするわけです。

3点目の欠陥機オスプレイです。

渡久地議員がいろいろ御説明申し上げておりましたけれども、やっぱり沖縄県議会でも専門家は誰もいま

せんよ。これいろんな情報収集でそういうふうに関心を持ってやるわけですが、そういう実態もわからない県議会が、欠陥機と決めつけるそのもの自体が非常にこれは不見識ですよ。やっぱり欠陥機と思われるとか、そういうふうに関心を変えようとかということでやっていかないと、誰も専門家はいないしわからないのに、いろんな情報収集でそういうことをやるというそのもの自体が非常に私は科学的に、具体的に説明できない、共通の認識を持てていないじゃないですか、皆さん方は。わからないでしょう。一つ一つ説明聞いたらわからないと思いますよ。ですから、そういうことも含めてこれはやっぱり問題だろうと思っているわけです。

4点目の県内移設を断念です。

これはまさにやっぱり県知事に言うべきことですよ。あれだけの最高裁の裁判が起こって、もう国のほうはその司法判断、裁判の判断に従うということになっております。ですから、我々は幾らあの建白書が云々と言っても、あれから相当の時間がたっています。裁判も起こっています、最高裁の司法判断も出ております。そういう中で、いよいよ県知事はその埋立承認取り消しをまた取り下げて、国はそういうふうな形で進んでいくというそういう中で、やっぱりこれは国ではなくて知事に対して強く申し入れる、改めて頑張るというそういう姿勢が必要だろうと思っていて、これが現実ですよ。現実を無視したそういうやり方というのが、果たして沖縄県議会で許されるのかという話ですよ。ただ言えばいいという話じゃないです。ですから、そこを改めて、④については見解を求めます。当然、県知事にも求めるということだったらいいですよ。そこも含めて回答をお願いしたいと思っております。

次に、6番目の在沖海兵隊の撤退、先ほど渡久地議員から説明がありましたけれども、私が調べた資料では、沖縄県に基地の数は10あります。日本人の従業員数は4623名おります。地主の数が1万9980人おります。兵隊の数が約1万9000名おります。我々は海兵隊の撤退を、この9000名グアムに移転するということを求めていますけれども、この海兵隊の撤退は、今御指摘のように1万9000名の兵隊を全部移動させる。2万人近くの地主も土地を全部返してもらう。従業員4600名、それも仕事なくなるというそういう事態を招きかねない状況であります。全駐労もそうですけれども、基地で働いている人たちが、本当に全面撤退を求めているかという話ですよ。これは現実ですよ、現実。自分の生活もある、これからの将来

もある、そういう形で働く方々、こういうことを無視して本当に全面撤退を県議会が無責任にそういうことができますか。（「無責任じゃない」と呼ぶ者あり）
できますか、これは本当に。私は、だからそういうことができないから順次そういうふうなものをやっていくということでありまして。ですから、その辺に対して、本当に基地従業員に対してどういう責任を負うのか、軍用地主に対してどういうふうな責任を負うのか、そういうことも含めてやっぱり明確に説明した上で、この撤退については見解を求めたいと思っております。

次に7番目、ニコルソン在日米軍調整官の更迭です。

先ほど御紹介しましたように、12月14日の1時半から2時まで、キャンプ・フォスターで安慶田副知事がニコルソン調整官に面談して抗議をしております。抗議文を読み上げた後に、調整官から政治的なパフォーマンスで来たのか、それとも実際に何が起こったのか確認及びオープンな率直な本音で話し合いに来たのかということをお慶田副知事に問うております。安慶田副知事は、自由に解釈して進めてくださいと言っております。こんな抗議がありますか。こんな抗議がありますか。何で事故が起こったかそういうふうなものの対応と、今後どうしていくかというそういうことに強く抗議して求めるのがあれで、どうぞ、あなたも自由に発言してくださいって言ったかどうかということになっていきますか。今回の事故は給油の事故であり、オスプレイそのものが原因ではないと言っています。オスプレイのシステムが原因ではない、空中給油機で給油中ホースを切ってしまってオスプレイのブレードに影響を与えたものであると考えている。その後住宅地どうのこうのいろんな発言をしております。安慶田副知事がそういう発言をして、こういう答弁をさせているわけですよ。ましてやこういうふうなものを公にこういう形でやって、これをもとに更迭を求めるとかという、これ県議会のやるべきことですか。おかしいでしょう、こんなのは。（「県議会こそやるべきよ」と呼ぶ者あり）
こういうふうなことが——だから発言した一つをつまみ取って、これがどういう背景であって、安慶田副知事がそういうことを言わなければ、抗議だけ徹底的にすればこういう発言は出てこないんですよ。それを取り上げて公に更迭をすとかって、これ国際問題ですよ、こんなことは。だから、こんなことが県議会でするのかという話なんです。事故は事故、そういうトラブルのことまでしっかり追及していく、問題提起をしていく、それがお互

いの仕事じゃないですか。そこをあえてこういう形で表に出して、そういうことをやるというそのもの自体、私は沖縄県議会の見識が問われているんじゃないかなと思いますよ。だから、そのことについて、改めて見解を伺います。

本当にこの権限があるか、我々が本当に求めてそういうことができるのかですよ。我々自体はそういうことに立ち会っていないんでしょう、誰も、発言したときに。マスコミ報道とかそういうものだけでしょう。事実として誰も立ち会っていないんじゃないですか。

（発言する者あり）
そういうものを捉えて更迭するとか、更迭ですよ、わかっていますか、わかっていますか、あなた、更迭。こんなことをできますか、沖縄県議会が。そこを言っているわけですよ。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛にお願いします。

○照屋 守之君 ですから、改めて、再度言いますが、この意見書にはさまざまな問題があります。ですから、今これが多数で可決されて、本当にこれが表になって抗議に行くんですよ。あなたやめなさいと言うわけでしょう。こんなことができますか。何の事情もわからない人たちがそのマスコミ報道をうのみにして、私がとったのは知事公室のほうからとったものですよ。ですからそういうことも含めて、やっぱり我々は、こういうふうなものは慎重にやるべきだということをおし上げているわけです。

ですから、改めて8番目に問うているこの意見書を取り下げて、我々が出したものに賛同してそれでやりましょうよ。そうしたら何も問題は起こりませんよ。県民もそのほうを望むと思っております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それでは、再質問にお答えいたしますけれども、やはり今回の意見書提出の目的そのものというのは、問題は事故が起こった、それに対して二度と繰り返してはいけない、この欠陥機オスプレイにどうかこの沖縄から出ていってもらいたいというのが沖縄県民の民意だというふうに思っています。その県民にやはり応えるべき、あるべき姿とおっしゃいましたけれども、そのあるべき姿そのものはやはり私たちのこの沖縄から、住宅上空からあるいは海や山から飛んでいるオスプレイをぜひとも持っていってもらいたいと、県外へ持っていってもらいたい、どうぞお国へ帰ってもらいたいというのが県民の今の民意だと思います。それに寄り添うべきお互いの県議会が果たす

べきあるべき姿だというふうに私は思っております。

そしてもう一つは、この４番目のむしろ県知事にと、現実に向けてどうなのというようなお話だったんですが、改めてお聞きしますということではありますけれども、質問者は、建白書はまずもう過去のものだというようなことで、いろいろこう変わってきているんだというようなお話なんです、建白書を実現した、これは沖縄県にとって歴史的な大偉業だと私は据えているんです。県民が一つになったあの瞬間という、あのこしらえた建白書の精神そのもの、私たちは本当に宝として大事にしないといけないものだというふうに思っています。決して過去のものだというように片づけられるものではないんだというふうに思います。その精神は非常に大事にしながら、私たち県民もやはりそのことを願っているはずなんです。やはりそのことに寄り添うのが私たち県議会の姿だというふうに思います。県民の声を、そして現実に向かって一生懸命に頑張っていこうと、これからも頑張っていこうと。先ほど選挙のお話もさせていただきましたけれども、県内移設断念、オスプレイ反対、そして辺野古への新基地はつくらせない、このことが一連の選挙でずっとずっと明かされてきて、県内移設断念の候補者がことごとく勝ってきたじゃないですか。そのことが県民のやはり民意だということになりますと、県民の一つ一つの心に寄り添うべきお互いの県議会のやはり姿だというふうに思います。今落ちているところは沖縄県内です。被害を受けているのは私たち県内ですよ。その加害者に向かってこんな矮小化するようなことを、そしてそれに加担するような日本政府にぜひとも抗議の声を、こちらからやはり被害者である私たち当事者から上げていかなくはいけない。その上げるべき役目が私たち県議会なんだというふうなことを私たちは自覚を持って声高々に上げていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 よろしいですか。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。

○渡久地 修君 オスプレイの欠陥について先ほども答弁しましたけれども、オートローテーション機能がないとか、いろんな欠陥がさんざん指摘されています。実際に開発段階から何度も事故を起こして三十数名亡くなっています。そして今回の事故もあります。そして、県が仲井眞県知事時代に、オスプレイのこの

安全性について政府・防衛省に何回かにわたって質問書を出しているんです。それについて回答が来ても、あの仲井眞県政時代でも到底納得のいく説明ではないと、安全が確認できるものではないということを行っているわけです。ですから、これは私たちは欠陥機だと、明らかに欠陥機だと言ってもこれは過言ではないと思います。アメリカの航空機の主任分析官も、オスプレイのこれは欠陥だということを今度も指摘しているわけであります。

それから、海兵隊の撤退、海兵隊が撤退したらどうなるのかということでした。

私が持っている県の資料による基地従業員数は、全体で8844名、海兵隊はやっぱり3042名ですけれども、照屋議員の指摘もあったので後できちんと調査してすり合わせをしたいと思います。

この米軍基地が返されたらどうなるかという点は、これまでも県議会で相当議論されてきました。全体的に言えば、復帰のときに直接米軍基地の関連収入が15%だったのが、今4.9%に落ちているというのがあります。そして、海兵隊が撤退したら経済効果はどうなるかということに対する今度の議会での県の答弁によると、県が27年1月に公表した駐留軍用地跡利用における経済効果で計算すると、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の5地区の合計の活動直接経済効果は、返還前が501億円に対して、返還後は8900億円、約18倍になると見込まれているということが県の試算で出されています。ですから、この海兵隊が撤退して、その跡利用をやったほうが経済は大きく発展する、雇用も伸びるということはそこで示されているわけです。それと同時に、照屋議員が指摘された、現在そこで働いている、現に今働いている3042名どうするのかと、地主の皆さんどうするのかというのが返還のときには当然出てきます。ですから、普天間飛行場とか大規模な軍用地の返還のときには、地主が不利益をこうむらないような制度を今国や県と一緒にやってつくっていますので、これも海兵隊基地の返還のときにもしっかりとこれはやってもらおうと。そして同時に、この雇用を広げるために、今県は東アジア経済構想とかそういう雇用を広げる努力もやっているわけです。そして、返還されたときのその人たちの転職の問題とかも今、国が雇用して、米軍が使用するというふうな関係になっていますので、やっぱり国の責任も明確にしながら県も一緒になって、雇用対策、転職対策などはしっかりと今後はやっていくということが非常に大事だと思います。

○議長（新里米吉君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 答弁します。

関連するので私のほうからも答弁させてもらいます。（「質問はしてないよ」と呼ぶ者あり） 流れは全体的に絡んでいますので、多分なぜこの決議書は全会一致しなかったかということの流れが一本だと思えます。

先ほど、県民はどうでもいいということを言っていました、タイトルの不時着とか墜落とか、あるいは県内移設断念、それと海兵隊それから重要な柱の中で見解の不一致があったわけです。ここは先ほどから言っているように、御承知のこのオスプレイが開発段階から墜落と事故を繰り返してきて、我々反対をずっとやってきたわけです。これが今回、墜落をしたことについて原因究明もされないまま、飛行再開をしていることに対して、県民はどうでもいいわけではないわけですよ。そういった意味では、墜落ということを含めて、それからもろもろ皆さんと違うところについては、しっかり打っていかないと、私は県民は納得しないというふうに思います。そういった意味で皆さんとの調整もとりましたが、そこでなかなか折り合いがつかなかったことが一番の根幹だと思います。

それから、海兵隊の件も言っていました、海兵隊もほとんど沖縄の7割が海兵隊で、そこも含めて、撤退すれば解決するのではないかというふうに思っています。

それから……（発言する者あり） 何ですか、何で……（「議長、同じ答えだよ、海兵隊は」と呼ぶ者あり） 漏れているから答えているわけよ。（発言する者多し）

それから、ニコルソンの発言しますか。（発言する者多し） いや、答弁させてくださいよ。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） もう簡潔にして終わってください。

海兵隊は答弁したんで。（発言する者多し）

○崎山 嗣幸君 ニコルソン四軍調整官の件であります、私はこれに対しては、やはり先ほどから言っているように、この発言そのものについて全体的な意見がありましたが、軍人であるから、もともとそういう体質だということがありました、沖縄は戦場ではないんですよ。海に落ちたからいいとか、市街地に落ちなかったらいいとかという発想そのものが重大なことだと私は思っていますので、まさにニコルソンの発言そのものを容認することはできないという意味では、

我々は更迭を求めることについての意見は、私は県民の世論の意思だと思っていますので、これに賛成をしておりますので御理解をお願いします。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 新垣清涼君。（発言する者多し）

恐らく私のチェックでは、最後の取り下げなさいというのが残っているんじゃないかと思っていますが。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 副知事の発言について答弁をしたいと思えます。

ニコルソン四軍調整官とのやりとりの中で、先ほどオープンな、本音で話し合いに来たのか、自由に解釈して進めてくださいと言ったことについて、そこだけしか今強調されていないんですが、その前に、安慶田副知事がこの墜落に対して抗議文を読み上げたその後で、ニコルソン中將からは、政治的なパフォーマンスで来たのか、それとも実際に何が起こったのか確認に来たのか、こういうふうに言っているんです。そのことを置いといては、このやりとりはこれはちゃんと文章が起こされております。これ照屋議員が求めた資料です。（発言する者多し） そういうことで（発言する者多し） そういうふうに抗議をしたことに対して……

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。

答弁が聞き取りにくいです。

○新垣 清涼君 パフォーマンスで来たのかということ自体が非常に失礼な発言だと思います。そういうことでは（発言する者多し） そういうことでは……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。

答弁していますから。

○新垣 清涼君 いいですか。（発言する者あり） もういいですか、じゃ。いいですか、終わります。

○議長（新里米吉君） 答弁ありますか。答弁ありますか、よろしいですか。

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時18分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号から第5号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いま

す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案4件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） これより討論に入ります。

議員提出議案第2号から第5号までに対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川 典二君 沖縄・自民党の山川典二でございます。

一連の軍特委のメンバーということで、この場に立たせていただいておりますが、いろんなこの議論を聞いていますと、何と申しますか、メディアリテラシー、それから心理学用語で集団同調性バイアスというのがあります。

メディアリテラシーというのは何かと申しますと、世の中に情報が混乱しています。情報メディア、きょうテレビもありますが、テレビ、ラジオ、それから新聞、インターネットなどさまざまな情報を受け手の一般県民がその情報を主体的にキャッチして、必要な情報を取り出して、そして真偽、うそもありますからそれちゃんと見きわめながら活用する能力という、それが非常に欠如しているというふうに感じます。

そして、集団同調性バイアス、バイアスというのは偏見とか、先入観ということなんですが、その集団同調性バイアスというのは何かと申しますと、例えば災害が起こったときに、災害が起こって自分がどうすればいいか判断ができない。そのときに、隣の人に同調して一緒に行動する。例えば、映画館で火事があった。そうしますと、自分で判断できないので隣のひとととにかく行動をともにして非常口に駆け込んで、将棋倒しで事故が起こる。こういうのを心理学用語では集団同調性バイアスと申します。

まさに、今回の一連の議論、そして今回与党から出されました意見書を見ますと、メディアリテラシーの欠如、そして集団同調性バイアスがかかった意見書がありますので、その意見書に対して反対討論を行います。

まず、意見書のタイトルに「オスプレイ墜落事故」とありますが、意見書を提出した与党の皆さんとは見解の相違はありますけれども、これは墜落ではなくて、明らかに不時着または不時着水と私は考えており

ます。

海兵隊は、最初にランディング イン シャローウオーター、浅瀬への着水とコメントをいたしました。そして、正式なアメリカ海軍安全センターの現段階の公式発表は、オスプレイは墜落ではなく不時着水とコメントしております。これが米軍の公式な現段階の見解でございます。これから、事故報告書は明らかになりますから、変更があるかもしれませんが——私はないと思いますが、英語でクラスA ミスハップ MV22 ディッチド オフ オキナワ デュアリング NVD トレーニング ミッション、これはクラスAの事故であって、MV22は夜間給油訓練上のディッチ——これ不時着という意味なんです。不時着水によるものであると断定をしております。今回のオスプレイの事故は、空中給油中のMC130特殊作戦機の給油ホースとオスプレイのプロペラが接触し、損傷し、飛行困難になったことが主な原因だと米軍も防衛省も正式見解を出しているわけでございます。ただし、米軍はこのオスプレイ機体本体の搭載システム、あるいは機械系統、機体構造を原因とするものではないと説明しております。つまり、あくまで運用に係る事故であり、オスプレイの機体そのものが原因ではないということが明らかになっております。

いずれにせよ、どういう状況で不時着水したのか、詳細な事故報告書を待たないと知るよしもありますが、私も実は議員になる20年前、直前に、アメリカの航空会社で働いておまして、その軍上がりのパイロット、あるいは民間の航空会社、国内の、そして自衛隊のパイロットの皆さんとも情報交換をすることがありまして、今回のこの件を聞きました。これは明らかに——皆さんの意見ですよ、これは不時着だという見解でございました。不時着水は、大変高度な技術が要求されるそうです。例えば、海上や地上に機体が突っ込むとき、突っ込む角度が深ければ、これは頭から、機体の頭から突入して粉々に大破します。一方、突っ込む角度が少し浅いと機体の後ろのほう、後部から接触をして胴体がばらばらになります。今回の事故におきましては、不時着水後、機体の機首や主翼部分は破損しておりましたが、機体全体はきれいに当初残っておりました。機体全体のこの特に胴体部分、（資料を掲示） 完全に保存されているのが、着水後、直後の映像や写真などで確認できるわけであります。これは、ある意味専門家に言わせると、この緊急着陸や着水時には、通常できるだけ安全飛行を保つために正しい進入角度があるそうです。黄金の進入角度、これ、ピッチ角11度というんですね。専門

家の皆さんこれはよく御存じ、そのピッチ角11度でずっと不時着水した可能性があると言っております。オスプレイのパイロットの沈着冷静な操縦技術により、着水したことが墜落ではない何よりのあかしでございます。

ここでもう一度整理しますと、一般的にパイロットが操縦不可能で、機体のコントロールが完全にできない状態が墜落だそうです。そして、パイロットのコントロールによって、パイロットの意思で落下を防いだらこれは不時着と、専門家、業界の皆さんの統一意見でございます。最後までパイロットが機体をコントロールして、ましてや乗員5人全員が、けが人が出たものの無事だったことからしても、これは墜落ではなく不時着水だと言えるのではないのでしょうか。

それから、自衛隊の方にも聞きました。

オスプレイの残骸が1カ所に固まっているのは、これは狙ったところに着水したという何よりの証拠だそうです。普通だったらばらばらになるそうです。そういう意味では、今回、この意見書のタイトルにありますが、墜落といたら、墜落しても、墜落しても乗員が全員生きているわけですよ。墜落して機体がばらばらになって乗員全員が生きているということが果たしてありますか。まあそれはいいですよ。いずれにせよ、今回の私どもの見解はこれは不時着であります。

次に、意見書では、オスプレイは欠陥機だと決めつけておりますが、これは余りにも一方的で、先ほどオートローテーションの話も出ていましたけれども、軍用機の知識に乏しいと言わざるを得ません。もちろん、100%これは完全に安全な航空機は、世界どこに行ってもありませんよ、これは。民間入れても。しかし、この航空機がたまたまこの世の中に登場して以来、人類の英知とそしてこの技術者、航空関係者の汗と涙と歴史の中で、今日の航空機時代を迎えて、それは軍用機の技術革新も全く同様でございます。米軍の軍用機は、主にアメリカのボーイング社を中心とする世界最高水準ですよ。最高水準の航空技術を駆使して製造されております。とりわけこのオスプレイにつきましては、固定翼機のようにスピードが出る。ヘリコプターのように固定翼機の両方の機能をあわせ持つ、いわば航空機の世界では夢のような航空機なんです。したがって、この開発から運用までは、相当試行錯誤、墜落もあったいろいろなことがありました。しかし、2005年以降の全てのオスプレイの技術的な信頼性、安全基準が達成されまして、量産体制に入りまして、現在、世界中でMV22だけでも約250機、世界で活動しております。そして、オスプレイそのもの

のは、例えば今普天間基地に配備されておりますCH46Eというのがあります。23機かな、配備されておりますが、このCH46はもう老朽化しております、既に自衛隊でもこれは使っておりません。この後継機としてオスプレイが来たんです。これは、速度が速く、輸送能力が高く、そして場所を選ばないんです。いわゆる緊急災害あるいは人道支援のときも十分に働く役割がありまして、特に最大速度が565キロですよ、皆さん。巡航速度が通常速度が446キロ、そして航続距離が3590キロ、これは通常のヘリコプターの3倍、4倍の機能を持っておりまして、10万時間の事故率は2点台です。そういう意味では、通常の軍用機の平均の事故率が5点から6点台ですから、その半分以下なんです。だからといって、大変すぐれたとは言いませんよ。だけど、通常の軍用機よりは少し性能がいいというような飛行機でもあるわけです。

それで、実はこの日米安全保障に基づきまして、日本の防衛、あるいはアジア・太平洋地域の人道的支援であるとか災害支援、そしてその他の同盟国との任務遂行というのが大きな目的としてあるわけでありますが、熊本震災の災害支援でも効果を発揮しました。普天間基地から岩国に行って、そして熊本県の南阿蘇村に20トンの水や食料や毛布を岩国から2往復をして、そして、多くの皆さんに喜んでもらった。それから、最近では2015年のネパール大地震のときも61トンの物資を輸送しております。それから、フィリピン・ダマヤン作戦と言いまして、これは1200人以上の人命救助を行ったんです。そのときもこの普天間基地のオスプレイが大活躍したわけでありまして、2011年の東北大地震のときに、CH46が3日間かかって行ったんですよ、3日間。ところがフィリピンまでは3時間で行くわけですよ。それぐらいの機動力のある飛行機でありまして、ましてやこのオスプレイがアメリカ大統領のスタッフ、随員職員、ホワイトハウスの職員であるとかSPを乗せるための特別な仕様のオスプレイが大統領機と一緒に今、飛んでいるんですよ。ましてや今回、今、大統領の輸送する、乗ってもらうマリーンワンVH3の後継機に、今回、このオスプレイが提案されている。アメリカ大統領がこれから乗ろうという、あるいはスタッフが既に使っているこのオスプレイが、なぜ欠陥機と言えるのでしょうか。そういう人たちが乗るものが、欠陥機と言えるのでしょうか。

それから、ニールソン在日沖縄地域調整官の更迭を求めるといことがあります。先ほどから議論になっておりますが、ニールソンは、副知事との会談の後に

記者の皆さんとの記者会見の中で正式に県民に謝罪しておりますよ。（「していない」と呼ぶ者あり） しているんですよ。英語で言いますけれども、記者から謝罪はないのかという話で、アイ ドゥ アポロジャイズと言っているんですよ。アイ ドゥ アポロジャイズ。普通は、アイ アポロジャイズです。済みません。ところが、ドゥというのは謝るということを強化するんですよ。アイ ドゥ アポロジャイズ。私は、英文科ですからそれぐらい知っておりますが、アイ アポロジャイズ トゥ ジ オキナワンピープル フー パーハックス ウィル ルーズ フェース エンド コンフィデンス イン ジ オスプレイ ベースド オン ジ アクシデント。 エンド アイ ホープ ザット ゼイ ウィル ナット。これは、この事故によってオスプレイに対する信用や信頼を失ってしまうかもしれない沖縄の人々に謝罪しますと、そして、そうならないことを願いますと、信頼をなくさないように願いますと、ちゃんと記者会見で述べています。

そういう意味では、先ほどのメディアリテラシーじゃありませんけれども、やはりちゃんとした裏づけをとりながら、確認をしながら、私は意見書というものをしっかりとつくっていくべきだと思います。それは見解の違いはあります。あるけれども、全会一致を目指して一生懸命頑張った中で、やはりせめてそれぐらいの裏づけをとらないで、いきなりニコルソン更迭というふうに出ますと、これはいかがなものかなというふうに思います。

いずれにせよ、今回のこの与党の出しました欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書に関しましては、反対討論を行いました。

以上です。

○議長（新里米吉君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 社民・社大・結連合、照屋大河です。

会派を代表して、議員提出議案第2号、同第3号に反対し、議員提出議案第4号欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書、同抗議決議案に賛成の立場から討論を行います。

まず初めに、本件事故は明らかに墜落事故であります。墜落事故直後の現場では、機体が横倒しになって大破し、胴体やプロペラが真っ二つに折れているのが確認できます。破損状況の無残さからして、乗員に死者が出なかったのは奇跡としか言いようがありません。今回の本件事故は、米海兵隊規定の事故分類で最も被害の大きなクラスAに認定された事案でありま

す。当事者というべき米軍準機関紙星条旗新聞、米海兵隊専門誌マリントゥタイムズなどを初め米大手のAP通信、保守系とされるFOXニュース、ロイター通信などの海外メディアもこぞって、クラッシュ、墜落と報じています。

議員提出議案第2号、第3号にある不時着の表現は明らかに不適切であり、墜落事故の矮小化を狙ったものと指摘せざるを得ません。事故機について、米側の説明をうのみにし、制御不能でなく、意図的な着水であったと中嶋沖縄防衛局長や若宮防衛副大臣がかたくなに言い張る姿、日本政府の卑屈な態度は県民の生命、安全を軽視するものであります。

先ほどの質疑の中で、不時着なのかあるいは墜落なのかという質疑が交わされました。軍事的、航空学的に不時着あるいは墜落であるか否かは、受け取る側がどう捉えたかに政治は重きを置くべきです。今回の事故を圧倒的多数の県民が肌感覚として、墜落と実感したことは疑いようがありません。

今回の事故現場、あの沖国大の事故現場と何ら変わりはありません。事故後の対応の仕方も、あの沖国大の墜落事故と全く変わりません。私の住むうるま市では、宮森小学校へのジェット機墜落事故、川崎での事故がありました。あの悲惨な歴史に傷を負いながら、今なお暮らしていく、生きている人たちが県民の中には多くいるわけです。先ほど、航空機の歴史が示されましたが、私たち沖縄にはこういう悲惨な事件・事故の被害者としての歴史もあるわけです。そういう意味で、県民の肌感覚で、今回の墜落を実感したことは疑いようがありません。

改めて申し上げます。それゆえに、自民党の皆さん、先ほどの提案のあった第2号、第3号には、改めて反対と申し上げます。

去る19日、県民の不安と怒りが渦巻く中、事故発生からわずか6日で普天間基地所属のオスプレイが飛行を再開いたしました。再開に当たって、県民が納得のいく説明は皆無です。墜落事故原因の究明や機体の安全性に対する政府の説明は、米軍、米側の言い分を追認したにすぎず、主権国家としての主体性は全く見られません。安倍首相がテレビ番組で、原因が究明されるまで運航をやめるよう米側に要請したと発言し、稲田防衛大臣が知事に対して、県民と国民が理解し、安全ということがない限り飛行はやめるよう申し入れたと明言したのは一体何だったのでしょうか。欠陥機の飛行再開に理解を示している県民は、一人としておりません。

今回の墜落事故は、北部訓練場やキャンプ・ハンセン

ンに隣接する民間地上空で、普天間基地所属のオスプレイやCH53大型輸送ヘリによる物資つり下げ訓練が、昼夜を問わず行われ、近隣住民の不安が募る中で起きました。県内を縦横無尽、好き勝手に飛び回る欠陥機オスプレイの運用状況からして、市街地や学校など民間地への墜落事故は避けられません。さらなる大惨事を起こさないためには、普天間基地所属のMV22オスプレイ24機全てを即時運用停止の上、撤去するしか手だてはありません。

ましてや、東村高江の米軍ヘリパッドを提供すれば、騒音被害、事故に巻き込まれる可能性はさらに高まります。断じて認めるべきではありません。本日予定の政府主催、北部訓練場返還式典開催に強く抗議をいたします。

ことし4月、私の地元うるま市で発生した元海兵隊軍属による女性強姦殺人事件は、沖縄中を震撼させ、多くの県民が憤り、深い悲しみに包まれました。沖縄県議会史上、初めて米海兵隊撤退を求める決議が採択されたことは、怒りに沸き立つ県民世論の大きさを反映したものであります。

今回の墜落事故直後、抗議に訪れた安慶田副知事に対し、ニコルソン四軍調整官は、住宅や県民に被害を与えなかったことは感謝されるべきだと述べました。また、おととい、琉球大学の高良鉄美教授の平和論の講義に招かれたニコルソン氏は、学生を前に、米軍属による女性殺害事件は恥だと思ったが、今回の件は遺憾だが恥だとは思っていないとまで言い切ったといいます。在沖米軍トップがこのような認識では、沖縄はいつまでたっても植民地扱いの米軍支配から脱し切れません。この国の行政も司法も、米軍の運用をコントロールできず、たった一人の女性の人権すら守れないのが今の日米安全保障体制のありようです。これ以上の犠牲者を出さず、県民の命と暮らしを守るためには、もはや在沖米軍の大部分を占める海兵隊の駐留そのものに異議を唱え、撤退要求を突きつけるしかありません。辺野古新基地建設などもってのほかであります。海兵隊に差し出す土地は、沖縄に一坪もありません。

普天間飛行場の閉鎖・返還、欠陥機オスプレイの沖縄配備撤回を強く要求して討論といたします。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城 大輔君 失礼いたします。

米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書並びに抗議決議に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

12月15日、自民党県連役員は上京し、自民党本部二階幹事長、稲田防衛大臣、萩生田官房副長官、そして小田原外務政務官に対しオスプレイの飛行停止を求める要請を行いました。その後、16日には沖縄・自民党役員が翁長知事との会談を済ませた後、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、在沖総領事に対し抗議をしてきております。加えて、飛行再開が決定した19日、防衛局中嶋局長に対し再度抗議を行いました。国政与党である我々の立場で国の出先機関の代表を呼びつけ、このような行為をするということは、極めてまれなことということではありますが、この光景はニュースでも放映されました。その際の照屋県連会長の激しい表現こそが、我々沖縄・自民党の共通した胸のうちをあらわしたものであります。

しかしながら、政治に身を置く者として冷静に物事に向き合い、今回の一連の出来事に関しましても問題の解決に向けた一歩へとつながなければなりません。

まず、現時点において米軍発表である不時着水を墜落と断定することはかなり乱暴であります。しかも、その文言を県議会の決議において使用することは、今後の県議会の決議の信頼を損ねるおそれがあります。オスプレイのマニュアルによれば、両エンジンの出力喪失時における処置として、降下時にとり得る飛行形態は滑空、またはオートローテーションの二通りであり、その時点での飛行形態により、いずれかを選択するとなっております。先ほどの質疑を聞くに当たり、オスプレイにはオートローテーションの機能を有しないと主張がありましたけれども、基礎知識のない中で作成された意見書には説得力がないものと考えます。

ちなみに、事故発生時には固定翼モードだった可能性が高いことから、海面に対して水平に近い状態で不時着水した後に、大破をしたとする説が信憑性があると思われます。5人中2人のけが人で済んだことの証明にもなろうかと思われます。これは、米軍やパイロットを擁護するものではなく、極めて冷静な物事の捉え方であると思っております。あわせて、県民に寄り添っていないわけでもありません。

さらには、わずか6日で飛行再開ということが多くの県民の怒りを増大しているという問題につきましては、これは、沖縄県とそしてこの沖縄県議会にも責任の一端があると考えております。

機体そのものに問題がないとされる場合には、これまでも飛行再開がなされています。平成24年7月に北海道沖で墜落したF16戦闘機は3日後には飛行再開、平成25年5月に沖縄県沖で墜落したF15戦闘機は2日後には飛行を再開しております。加えて、記憶

に新しい本年9月に起こったハリアーA V 8の墜落事故においても、15日後には飛行再開をしておりますが、そのことは沖縄県、また我々は、県民に説明できる行動や議論を深めてきたか疑問であります。このことをしっかりと議論することこそが、今後、事故を減らしていくことにつながっていくのではないかと考えております。

配備前から、欠陥機である、または未亡人製造器などのレッテルが張られ、いたずらに県民の不安をおおってきた機種だけに、今回の県民の怒りや不安というものが問題となっている今、最も大事なことは県民が安心できる環境を一日でも早く実現することであると考えます。

以上、賛成の立場から、皆様に御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、討論にかえます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党県議団を代表して、12月13日に発生したオスプレイの墜落事故に関する意見書、抗議決議について、与党会派提出の欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書と抗議決議に賛成し、野党会派提出の意見書と抗議決議に反対する立場から討論を行います。

まず、今回の意見書と抗議決議については、米軍基地関係特別委員会で提出することを全会一致で決め、委員長が示した委員長案をもとに全会一致を目指して協議を行ってきました。委員長案は、オスプレイの墜落事故に関する意見書、決議という表題で、1、事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること、2、欠陥機オスプレイの飛行を直ちに中止し、配備を撤回すること、3、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設を断念すること、4、在沖海兵隊を撤退させること、この4つの項目を要求したもので、これは欠陥機という表現を除けば、2010年からことしの6月までの議会ですべて全会一致で決議されてきた内容に沿ったものでした。これまでまとまってきたものであります。しかし、最終的には、野党会派との意見について、根本的な一致を見ることができませんでした。

意見の根本的な違いは何だったのか、委員長案をもとに私なりに振り返ってみると、1点目は、今回のオスプレイの重大事故を墜落と捉えるのか、それとも不時着と捉えるのかという点でした。2点目が、オスプレイは欠陥機であるのか、それとも安全性が確認された航空機であるかどうかでした。3点目が、オスプレ

イの配備撤回を求めるのか、それとも訓練の分散・移転を求めることなのかという相違点でした。4点目が、普天間基地の閉鎖・撤去、とりわけ県内移設断念を求めるのかどうか。5点目が、海兵隊の撤退を求めるのかどうかということでした。大きくいって、この5点の相違点が明らかになりました。与党会派、中立会派、野党会派が議論して、項目を絞り込んだりと修正しながら歩み寄りましたが、最終的には、墜落と明記するか、オスプレイの配備撤回を求めるかどうか、この根本的な認識で、先ほどの質疑や討論に見られるように一致することができませんでした。極めて残念です。

その点について、私たちの見解を述べます。

まず、今回の墜落事故について、私は現場に調査に行って確認してきました。また、各種報道や映像と写真を見ても、コックピット、胴体、羽根、尾翼など機体がばらばらに大破していました。また、海中から回収された無数の部品、残骸が砂浜に並べられていました。不時着であれば、その機体は引き続き修理して使えるかもしれませんが、形状をとどめてさえいません。不時着などとは到底言えないものであることは明らかです。

また、沖縄防衛局から県への第一報は、洋上に墜落したらしいとの報告だったとのことです。米軍は、最大規模のクラスAの事故とし、米軍の準機関紙もクラッシュ、墜落と報道しているとのことです。

それではなぜ、米軍は墜落と言わないのか。日本政府も米軍の言いなりで、不時着に言いかえてきたのでしょうか。その理由は、この事故の重大性を隠し、矮小化し、小さく見せ、欠陥を隠し、県民と国民の間に不安が広がるのを恐れているからではないでしょうか。

オスプレイは、これまで欠陥機だと指摘され続けてきました。開発段階から何度も事故を起こし、三十数人の死者を出しています。このオスプレイが今沖縄に配備され、普天間、宜野座、高江、伊江島を初め沖縄の上空を飛び回っています。日本政府は、安全だと言い続けてきましたが、これが墜落したとなると、これまで安全だと言い続けてきた日本政府の責任が問われ、今後このオスプレイの全国での飛行訓練や自衛隊のオスプレイの17機の導入にも影響を与えるからだと、墜落ではない、機体の欠陥ではない、不時着でありオスプレイは安全だと言い張っていると思います。まさにここには、沖縄県民の命と財産を守り、県民の不安に応えるという姿勢は全くなく、オスプレイを導入してきた米軍やこれから導入しようという自衛隊な

どの軍の論理が優先されています。本当に許せない態度であります。

次に、墜落に関連してオスプレイが欠陥機だということです。

先ほども述べましたが、開発段階から事故が相次ぎ、これまで三十数人が死亡しています。オスプレイには、ヘリコプターに備わっているエンジンが停止したときに落下する際に、風を受けて回転翼が回転して衝撃を和らげるオートローテーション機能がありません。これが最大の欠陥です。また、飛行モードでエンジンが停止した際に、飛行機などに備わっているグライダーのような滑空する機能もありません。さらには、オスプレイは離着陸時にみずから引き起こす下降気流にみずから巻き込まれて地面にたたきつけられるというボルテックス・リング・ステート状態に陥りやすく、墜落の危険があると言われています。また、回転翼がヘリモード、飛行モードと変化することによって、飛行の不安定さからの墜落の危険も伴います。さらには、回転翼が2つあることによって、一方に突風などを受けた場合に不安定になり、墜落の危険があることなども指摘され続けています。また、ジェットエンジンから吹きおろす熱風が甲板を溶かすほどの高熱を放ち、環境に重大な影響を与えることも指摘されています。今回の墜落事故で、アメリカの航空機の元主任分析官は、今回の墜落でオスプレイがヘリモードの際に空中給油ができないという新たな欠陥がわかったと述べているとのことですが、まさに欠陥だらけだと言わなければなりません。

次に、オスプレイの配備撤回を求めることについては、2012年の県議会で決議を行い、9月の超党派の県民大会でも確認し、2013年1月28日に41市町村長、議長、県議会全会派などで安倍首相に提出した建白書に明記されているものです。今回の事故で、県民はいつ落ちるかわからないから、オスプレイの配備撤回、撤去を求めているのです。この願いに正面から県議会は応えるべきであります。

次に、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念についても、県議会決議、県民大会、建白書と、これまで超党派で確認されてきたものです。安倍政権は辺野古移設が唯一の解決策だと、辺野古新基地建設を強行していますが、今回の墜落事故によって、辺野古に移設しても危険性はなくなることがはっきりしました。県民の総意に基づき、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念の建白書の精神を堅持し、その実現へ全力を尽くす県議会の意思もきっぱりと示すべきではないでしょうか。

次に、海兵隊の撤退を求めることについてですが、沖縄の米軍基地の圧倒的な軍隊は海兵隊です。米国法では、海兵隊の第一義的任務は、海外への上陸作戦、海上基地の奪取となっており、国防報告でも、相手国の軍隊が支配する領域に海上から強行突入して、戦闘行為を行いながら、後続の重装備部隊が入ってくるための拠点、いわゆる橋頭堡を築くこと、これが主な任務とされています。まさに他国への侵略の軍隊です。現に、沖縄からイラクやアフガニスタンなどにも出撃してきました。ワインバーガー元米国防長官は、沖縄に駐留する米海兵隊は、日本防衛の任務を割り当てられていない、アメリカは日本防衛だけに専念するいかなる部隊も日本には維持していないと、アメリカの議会で証言し、ジョンソン元国務次官補は、我々は通常兵力による日本の防衛に直接関係する兵力は陸軍にしろ海軍にしろ日本には持っていないと証言し、マッキー元在日米軍司令官は、日本に駐留する米国軍隊は、第一義的に日本本土の直接的防衛のためにそこにいるのではないと述べています。また、沖縄で起こる米兵犯罪も海兵隊関係者が多数を占めてきました。1995年の海兵隊員3人による少女暴行事件、海兵隊関係者によることし4月のうるま市での女性殺害事件など、残忍な事件も絶対に忘れてはなりません。

このような海兵隊は、沖縄から即刻撤退してもらおうではありませんか。海兵隊が撤退すれば、沖縄の米軍基地の割合は、74%から41%に大幅に縮小されます。

ことしの6月議会では、県議会は海兵隊の撤退決議を、自民党が退席したもとではありましたが全会一致で決議しました。

今度のMV22オスプレイも海兵隊であり、住宅、学校、病院上空での無法な訓練、無法な夜間訓練、民間上空での危険なつり下げ訓練、全て海兵隊です。県民の命と財産を守るために、海兵隊の撤退は急務と言わなければなりません。

最後に、4月の女性殺害事件に続く今回のオスプレイの墜落事故、さらに県民の声を無視したオスプレイの飛行の全面再開に県民の怒りは頂点に達しています。

皆さん、このような沖縄の植民地的な状況をいつまでも続けさせてはなりません。抗議に行った安慶田副知事に対して、米軍のニコルソン四軍調整官は、知事は彼に対し、抗議文ではなく勲章を上げるべきだ、沖縄の人、クルーを守った、称賛に値すると述べています。いつも墜落の危険におびえている県民の不安など全くお構いなしです。いまだにこの沖縄を自分たちの

植民地だとでも思っているのでしょうか。

さらに、同じ13日には、普天間基地で別のMV22オスプレイが胴体着陸の事故を起こしていることも重大です。

12月19日、辺野古や北部訓練場、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブなどを抱える北部市町村会は、MV22オスプレイの即時飛行停止と配備撤回を求めるとの決議を全会一致で上げています。また、北部市町村議長会は、MV22オスプレイの飛行を完全に停止し配備を撤回すること、普天間飛行場の辺野古移設を撤回することを全会一致で決議しています。さらに、辺野古、豊原などの久辺3区を含む久志13区が区長会で、オスプレイの配備撤回を求める決議を、昨日、全会一致で可決したと、けさの新聞で報道されました。

今こそ、私たち県議会は、県民の命と財産を守る立場から、県民の意思を明確に示すために、事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにするとともに、欠陥機オスプレイの飛行を直ちに中止し、配備を撤回すること、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設を断念すること、在沖海兵隊を撤退させること、ニコルソン四軍調整官の発言に抗議することが重要だと思います。

以上で討論を終わりますが、与党案に賛成し、野党案に反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

採決に入る前に申し上げます。

末松文信君外14人から提出の議員提出議案第2号及び第3号と、親川敬君外25人から提出の議員提出議案第4号及び第5号については、共通する部分がありますが、表決の便宜上、別個のものとみなし、それぞれについて採決いたします。

休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時4分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより議員提出議案第2号「米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書」、議員提出議案第3号「米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議」、議員提出議案第4号「欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第5号「欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議」の採決に入ります。

○金城 勉君 議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時8分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

議題のうち、まず議員提出議案第2号「米軍MV22オスプレイ重大事故に関する意見書」及び議員提出議案第3号「米軍MV22オスプレイ重大事故に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第2号及び第3号は、否決されました。

○議長（新里米吉君） 次に、議員提出議案第4号「欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第5号「欠陥機米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第4号及び第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） ただいま可決されました議員提出議案第4号及び第5号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号及び第5号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

日程第17 請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願及び陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長山内末子さん。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 山内末子さん登壇〕

○経済労働委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました請願1件及び陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件及び陳情1件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件及び陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 日程第18 陳情11件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん） ただいま議題となりました陳情11件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告

を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情11件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（新里米吉君） 日程第19 請願1件を議題といたします。

本請願に関し、委員長の報告を求めます。

子どもの未来応援特別委員長仲村未央さん。

〔請願審査報告書 巻末に掲載〕

〔子どもの未来応援特別委員長 仲村未央さん登壇〕

○子どもの未来応援特別委員長（仲村未央さん） ただいま議題となりました請願1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆ ・ ・ ◆
○議長（新里米吉君） 日程第20 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会も閉会となり、本年の議会活動は全て終わることになります。

さて、去る6月の一般選挙において私どもが当選してからはや6カ月の月日が流れ、ことしもあと9日を残すのみとなりました。

この1年の本県議会の活動を顧みますと、4回の定例会と2回の臨時会が開催され、年間を通しての会期日程の合計は120日でありました。

主な活動状況を申し上げますと、まず、改選前の2月定例会においては、共生社会実現に向け、議員発議による「沖縄県手話言語条例」を制定しました。そして、改選後の初議会となった6月定例会においては、将来を担う子供たちの貧困対策に取り組むため、新たに子どもの未来応援特別委員会を設置するとともに、児童生徒の健全な教育環境を保障するため、「学校空調機維持費補助一部廃止の撤回を求める意見書」を全会一致で可決し、関係要路への要請を行いました。

ことしも台風の襲来がたび重なり、特に久米島に

ついては、台風第18号による被害が発生したことから、9月定例会においては各常任委員会を代表する議員を派遣することを決定し、被害状況調査を実施し、復旧に向けた支援・対策に努めました。

また、米軍基地から派生する事件・事故は後を絶たず、元海兵隊員の米軍属による人間の尊厳を踏みにじる許しがたい事件や9月にはAV8Bハリアー攻撃機墜落事故、そして今定例会会期中の12月13日には米軍MV22オスプレイによる事故が発生し、本日、意見書・抗議決議を可決したところであります。

ところで、8月には沖縄県人ペルー移住110周年記念式典、9月にはブラジル沖縄県人会創立90周年記念式典が開催され、県議会を代表して12名の議員を派遣し、県系人を激励するとともに交流を深めたことは、まことに意義深く、第6回世界のウチナーンチュ大会において、ウチナーンチュとしてのきずながさらに強まったものと確信しています。

このように議員各位が、県民の福祉の向上を図るべく、県政のさまざまな課題の解決に向け、活発な議論や政策提言などを行ったことは、県民から高い評価と支持を得たものと確信する次第であります。

沖縄21世紀ビジョン基本計画が折り返しを迎える中、普天間飛行場を初めとする米軍基地問題、県経済の振興並びに子供の貧困対策等、県政の重要課題についてはなお年を越すことになりましたが、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決に向け、県民を代表する機関として県民の負託に応えて邁進してまいりたいと思います。

終わりに、11月定例会を閉じるに当たり、この1年の円滑な議会運営に関し、議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第6回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後3時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 新 垣 光 栄

会議録署名議員 新 垣 新